

資料編

資料編目次

■本編

1 総則

1-5 釜石市防災会議	
1-5-1 釜石市防災会議条例	1
1-7 釜石市の概況	
1-7-1 災害記録	3

2 災害予防計画

2-1 防災知識普及計画	
2-1-5 釜石市防災市民憲章	20
2-2 地域防災活動活性化計画	
2-2-1 自主防災組織の現況	21
2-5 通信確保計画	
2-5-1 衛星携帯電話配備先一覧	22
2-6 避難対策計画	
2-6-1 津波警報時又は大津波警報時における自動車運行に関する指針	23
2-6-2 釜石市避難行動要支援者避難支援計画	24
2-8 食料・生活必需品等の備蓄計画	
2-8-1 拠点避難所備蓄倉庫 備蓄物資一覧	41
2-8-2 孤立津波避難場所備蓄倉庫一覧	42
2-9 孤立化対策計画	
2-9-1 災害時孤立化想定地域	43
2-15 風水害予防計画	
2-15-1 ひ管・水門箇所一覧表	44
2-15-2 釜石市河川水門等管理要綱	46
2-15-3 甲子川浸水想定区域図	51
2-15-4 鵜住居川浸水想定区域図	52
2-15-5 小川川浸水想定区間図	53
2-15-6 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	54
2-16 津波・高潮災害予防計画	
2-16-1 海岸保全区域指定延長調	58
2-16-2 海岸防潮堤防設置一覧	59
2-16-3 釜石市海岸水門等管理要綱	60
2-16-4 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設	63
2-17 土砂災害予防計画	
2-17-1 土石流危険渓流	65
2-17-2 山地災害危険箇所	71
2-17-3 なだれ危険箇所	77
2-17-4 砂防施設一覧表	78
2-17-5 治山堰堤設置一覧表	79
2-17-6 土砂災害警戒区域	80
2-17-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	125
2-19 林野火災予防計画	
2-19-1 林野火災防除機器	129
2-21 海上災害予防計画	
2-21-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則	130
2-21-2 流出油等に対する防災資機材の備蓄状況	137
2-22 防災ボランティア育成計画	
2-22-1 防災ボランティア協力団体	138

3 災害応急対策計画

3-1 活動体制計画

3-1-1 釜石市災害警戒本部設置要領	139
3-1-2 釜石市災害対策本部条例	141
3-1-3 釜石市災害対策本部規程	142

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表	151
3-2-2 気象予報・警報等伝達系統図	156
3-2-3 土砂災害警戒情報伝達系統図	157
3-2-4 津波警報等伝達系統図	158
3-2-5 地震及び津波に関する情報伝達系統図	159
3-2-6 甲子川、鵜住居川水防警報・避難判断水位情報の伝達系統図	160
3-2-7 気象予報・警報等通知計画（勤務時間）	161
3-2-8 気象予報・警報等通知計画（勤務時間外）	162
3-2-9 スピーカー付車両	162
3-2-10 津波予報区	163
3-2-11 情報に用いる海域名	164
3-2-12 気象庁警報・注意報発表基準一覧表	165

3-3 通信情報計画

3-3-1 釜石市防災行政無線施設（固定・同報系）一覧表	166
3-3-2 釜石市防災行政無線施設・移動系無線配備表	167
3-3-3 消防通信系統一覧	170
3-3-4 市内無線施設設置状況一覧表	172

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 災害による被害の判定基準	173
--------------------	-----

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 市内主要事業所所有重機一覧表	175
3-6-2 緊急通行車両一覧表	175
3-6-3 市の所有する輸送車両一覧表	178
3-6-4 船艇の所属現有数	179
3-6-5 ヘリポートの現状	179
3-6-6 ヘリコプター発着可能地点	180
3-6-7 石油プロパン販売業者一覧表	180

3-7 消防活動計画

3-7-1 消防隊の編成	181
3-7-2 消防隊出動区域一覧表	182
3-7-3 釜石市消防団活動マニュアル	183

3-9 相互応援協力計画

3-9-1 相互応援協定の締結状況	195
-------------------	-----

3-13 災害救助法の適用計画

3-13-1 救助の種類、程度、期間等	198
---------------------	-----

3-14 避難・救出計画

3-14-1 火災・地震災害の指定緊急避難場所	203
3-14-2 洪水・土砂災害の指定緊急避難場所	204
3-14-3 津波災害の指定緊急避難場所	206
3-14-4 拠点避難所（指定避難所）	209
3-14-5 福祉避難所	210
3-14-6 避難者受入れ施設	210
3-14-7 地震・津波防災広報要領	214
3-14-8 洪水・土砂災害防災広報例文集	223
3-14-9 避難所運営マニュアル	244

3-14-10	津波警報等の発表に伴う避難指示等の基準概要	265
3-14-11	土砂災害避難指示等の判断基準	266
3-14-12	水害（洪水）避難指示等の判断基準	267
3-15	医療・保健計画	
3-15-1	医療施設一覧表	268
3-16	食料、生活必需品等供給計画	
3-16-1	支給物資の種類、支給基準数量等	269
3-17	給水計画	
3-17-1	釜石市指定給水装置工事事業者一覧表	270
3-18	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	
3-18-1	市内建設資材取扱先一覧表	271
3-19	感染症予防計画	
3-19-1	防疫薬剤調達先	274
3-20	廃棄物処理・障害物除去計画	
3-20-1	し尿処理事業者一覧表	275
3-22	応急対策要員確保計画	
3-22-1	応急対策要員確保可能業者一覧表	276
3-27	危険物施設等応急対策計画	
3-27-1	釜石湾地域各社別貯油施設	277
3-27-2	ガス施設の種別、所在地、名称、ガス供給区域一覧表	278
3-27-3	ガス施設の状況一覧表	278
3-27-4	液化石油ガス基地の所在地・施設の状況等調	278
3-28	海上災害応急対策計画	
3-28-1	作業船舶一覧表	279
3-28-2	巡視船等一覧表	279
3-28-3	タンカーバージ一覧表	279
3-30	防災ヘリコプター等活動計画	
3-30-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	280
3-30-2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	281
3-30-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	291
4	災害復旧・復興計画	
4-2	生活の安定確保計画	
4-2-1	災害復興住宅資金	300
4-2-2	生活福祉資金	301
4-2-3	災害援護資金	301
■地震・津波災害対策編		
1	総則	
1-5	地震、津波の被害想定	
5-5-1	津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査	302
2	災害予防計画	
2-14	津波災害予防計画	
6-14-1	釜石市災害危険区域に関する条例	306
6-14-2	釜石市災害危険区域に関する条例施行規則	307
6-14-3	災害危険区域の指定	308
6-14-4	津波被災地域における土地利用に関するガイドライン	309
6-14-5	浸水深に応じた建物誘導の考え方	311

1-5 釜石市防災会議

1-5-1 釜石市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 28 日
条例第 18 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、釜石市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 釜石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、教育長、消防団長及び次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 陸上自衛隊岩手駐屯地の自衛官
- (3) 岩手県の知事の部内の職員
- (4) 岩手県警察の警察官
- (5) 釜石大槌地区行政事務組合の消防職員
- (6) 市職員のうち市長が必要と認める者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の数は、40人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年6月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則(平成2年3月19日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月16日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月22日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月14日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月12日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(釜石市水防協議会条例の廃止)

- 2 釜石市水防協議会条例(昭和44年釜石市条例第28号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月16日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月20日条例第26号)

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

1-7 釜石市の概況

1-7-1 災害記録

1 火災（戦災を除く）

西暦	年（号）月 日	事	項
1621	天和 17. 3. 2	甲子町 35 件焼失（火元検断仁兵衛）	
1711	正徳 1. 9. 17	甲子村中根火事 18 軒焼失	
1717	享保 2. 2	釜石浦白浜出火 40 軒焼失	
1719	〃 14. 4. 12	甲子町火事 41 軒焼失（火元下町喜右エ門）	
1747	延享 4. 2. 13	両石村将監家から出火 61 軒焼失	
1752	宝暦 2. 12. 7	唐丹村大火	
1785	天明 5. 1. 12	甲子村火事 13 軒焼失（火元弥右エ門）	
1796	寛政 8. 10. 4	釜石大只越火事 9 軒焼失（火元助右エ門）	
1803	享和 3. 3. 5	甲子村大松から大槌まで、両石、白浜にも山火事あり	
1824	文政 7. 4. 5	橋野村百姓助九郎から出火 4 軒焼失	
1841	天保 12. 12. 4	夜、四ッ時門前から出火 140 軒焼失	
1842	〃 13. 9. 22	五ッ過、只越新屋敷から出火 120 軒～130 軒焼失	
1860	万延元年正月	下平田火事 22 軒焼失	
1863	文久 3. 9. 29	甲子町正福寺から出火 41 軒類焼	
1870	明治 3. (是年)	尾崎神社炎上本殿及び神輿焼失	
1881	〃 14. 1. 14	橋野村能舟木部落内から出火し、暴風のため同部落中村、町ケ口部落まで 2 戸を残し 27 戸焼失。林宗寺も類焼す	
1883	〃 16. 4. 12	旧 3 月 6 日釜石大火（勘兵エ火事）場所尾崎神社遙拝所から東前鳥松家の土蔵に至るまで 1 軒残らず約 600 軒焼失釜石小学校も類焼す	
1894	〃 27. 7	場所前から出火東前まで 500 余戸焼失	
1901	〃 34. 8	仲町から出火 30 余戸焼失	
1913	大正 2. 4. 1	唐丹大火、小白浜部落 150 戸のうち 141 戸焼失、14 名焼死、本郷部落 75 戸のうち 70 戸焼失	
1916	〃 5. 7. 24	仲町五十集事務所裏から出火 300 余戸焼失	
1918	〃 7. 1	箱崎字仮宿火事全部落 15 棟 8 戸焼失	
1919	〃 8. 1. 3	沢村大火、午前 10 時 30 分頃門前から出火、仲町、沢村 128 戸焼失、沢村座類焼	
1919	〃 8. 8. 1	大渡大火、午前 3 時頃出火し 160 棟 320 戸焼失して午前 5 時 20 分頃鎮火、白土座類焼	
1922	〃 11. 1. 30	白浜火事 30 戸焼失	
1924	大正 13. 12. 4	大渡火事 2 8 戸焼失	
1927	昭和 2. 3	鶴住居村箱崎字白浜火事 14 戸焼失	
1929	〃 4. 6. 1	只越愛宕通り火事 21 戸焼失	
1934	〃 9. 1. 11	大渡火事 26 戸焼失	
1936	〃 11. 3. 31	東前大火 129 戸焼失	
1938	昭和 13. 1. 17	大渡火事、午前 3 時 40 分頃大渡町 3 丁目（現大町）から出火 13 棟 25 戸焼失、罹災者 129 名、午前 5 時鎮火	
1939	〃 14. 3. 23	大渡錦館から出火、19 棟 33 戸類焼、焼死 1 名	
1942	〃 17. 4. 10	栗橋村橋野大火、民家 24 戸と橋野小学校焼失	
1943	〃 18. 11. 22	大渡大火、177 棟 230 戸焼失、罹災者 1,002 名	
1945	〃 20. 4. 18	大渡 3 丁目（現大町）火災 59 戸全焼	
1945	〃 20. 12. 2	鈴子館全焼（進駐軍宿舎）	

1947	// 22. 4. 16	甲子村大松部落大火、17世帯、34戸焼失、更に強風のため県道（現国道）を境に北東側山林大松から定内間の私有林約1,000町歩焼失し、19日漸く鎮火
1947	// 22. 12. 28	天神町火災14戸焼失
1948	// 23. 4. 19	只越マーケット火災1棟27戸全半焼、焼死1名
1949	// 24. 1. 26	嬉石元兵舎火災2棟15世帯、罹災者71名
1949	// 24. 5. 26	中妻釜鉄鈴子館全焼
1959	// 34. 10. 2	只越町中央映画劇場全焼
1962	// 37. 4. 20	火災警報発令中鈴子町火災4棟7世帯全焼
1965	// 40. 5. 30	緑ヶ丘火災14棟21世帯全焼
1968	// 43. 1. 31	大渡町東殖百貨店全焼（損害額27,384千円）
1970	// 45. 1. 22	中妻町都計住宅火災2棟14世帯全焼、焼死1名
1971	// 46. 12. 12	甲子町一の渡火災6棟5世帯全焼、罹災者15名（476㎡）
1974	// 49. 5. 18 ～ 5. 21	両石・鶴住居財産区有林火災、市災害対策本部設置、自衛隊要請、ヘリコプターからの空中消火、出動車両64台、出動人員延1,017人、損害は官行、公団、国有林15.02ha、4,464千円
1975	// 50. 4. 26	只越町1丁目火災、住宅、店舗全半焼6棟、罹災者28名、損害額9,519千円
1976	// 51. 1. 2 ～ 1. 8	浜町火災及び山林火災 1月2日18時50分火災発生、強風にあおられて飛火し建物から山林に延焼。大槌町並びに自衛隊に応援を要請。及新百貨店が焼失したため損害額は甚大となる。建物全焼6棟、半焼その他4棟、山林201ha、損害総額12億2,434万4千円
1978	// 53. 2. 8	中妻町東北資材倉庫火災、損害額21,063千円
1978	// 53. 4. 22	甲子町小川林野火災5,560a焼失、損害額22,661千円
1978	// 53. 5. 4	小川町観世音堂から林野に延焼186a焼失
1979	// 54. 2. 26	両石町水海網倉庫全焼、損害額23,406千円
1981	// 56. 3. 20	住吉町伝野アパート全焼、焼死者2名
1987	// 62. 4. 22 ～ 5. 6	東前町山林火災 4月22日15時頃火災発生、強風にあおられ延焼が速く、消防団全個部及び遠野市、大槌町並びに自衛隊に応援を要請。 建物全焼7棟、山林392ha、負傷者4名、被害総額5億5,081万2千円
1999	平成11. 1. 21	航空機火災 橋野町の山林に米軍の戦闘機F16が墜落炎上。山林29a、損害額502千円
2002	// 14. 4. 29	橋野町片羽山国有林火災 岩手、宮城、秋田の防災ヘリが空中消火。山林177a、損害額1,765千円
2008	// 20. 4. 4 ～ 4. 15	唐丹町林野火災 4月4日15時20分頃火災発生、強風にあおられ延焼が拡大、消防団全個部、消防署員、自衛隊員等による地上からの消火活動及び岩手県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等による空中消火。山林160ha、損害額3億2千万円
2011	// 23. 3. 11 ～ 4. 5	東日本大震災に伴う火災 3月11日14時46分に地震が発生。その後津波により火災が発生し、山林火災や車両火災等6件発生。片岸町では大槌町から延焼した山林火災が発生し、消防署、地元消防団、緊急消防援助隊による地上からの消火活動と共に、自衛隊の大型ヘリによる空中消火。山林232.77ha、損害額2億1,667万1千円
2017	// 29. 5. 8 ～ 5. 22	尾崎半島林野火災 5月8日11時56分頃火災発生、強風にあおられ延焼が拡大、尾崎白浜・佐須地区136世帯368人に避難指示（緊急）を発令。消防団全個部、消防署、県内消防相互応援隊による地上からの消火活動に加え、1都4県の防災ヘリ、自衛隊ヘリによる空中消火、釜石海上保安部による海上消火活動。山林413ha、損害額7億

		4,500 万円
--	--	----------

(学校火災)

西暦	年(号)月日	事 項	出火原因
1942	昭和 17. 4. 10	橋野小学校全焼	類 焼
〃	〃 17. 11. 30	甲子小学校全焼	アイロソ
1946	〃 21. 3. 13	小佐野国民学校職員室より出火全焼	不 明
〃	〃 21. 8. 10	釜石第二国民学校風呂場部分焼(大渡小)	不 明
1947	〃 22. 4. 8	釜石第一国民学校 10 教室焼失(釜石小)	不 明
1951	〃 25. 1. 10	尾崎白浜第一中学校白浜分校全焼	焚 き 火
1957	〃 32. 1. 5	唐丹町大石小学校全焼	ストーブ
1960	〃 35. 12. 12	橋野小中学校全焼	不 明
1961	〃 36. 4. 16	小佐野小学校教室部分焼	火 遊 び
1962	〃 37. 12. 23	小佐野中学校半焼(14時55分)	不 明
〃	〃 37. 12. 28	小佐野中学校全焼(5時26分)	不 明
1963	〃 38. 2. 5	八雲小学校教室部分焼(16時20分)	火 遊 び
1964	〃 40. 5. 11	中妻小学校調理室部分焼	煙突の加熱
1965	〃 40. 12. 21	第二中学校外壁部分焼(18時42分)	放火の疑い
〃	〃 40. 12. 22	第二中学校外壁部分焼(19時25分)	放火の疑い
1967	〃 42. 1. 18	甲子中学校教室部分焼(20時05分)	火 遊 び
〃	〃 43. 2. 13	第二中学校木造校舎全焼(20時35分)	放火の疑い
1969	〃 44. 11. 12	栗林小中学校全焼(0時30分)	ストーブ
1972	〃 47. 10. 16	小佐野小学校半焼(7時30分)	不 明
1973	〃 48. 10. 20	西中学校職員室部分焼(2時00分)	放火の疑い
1980	〃 55. 1. 28	小佐野中学校半焼(21時40分)	不 明
1988	〃 63. 2. 28	小佐野小学校教室部分焼	火 遊 び
〃	〃 63. 11. 4	栗林小学校体育館部分焼	電 燈
1990	平成 2. 3. 6	平田小学校3階部分焼(7時11分)	電灯の配線
〃	〃 2. 3. 29	西中学校体育用具室 全焼(15時40分)	取 り 灰

(特異な現象による火災記録)

※ 昭和8年3月3日・津波、火災

出火場所 2箇所 場所前・松原町

	全 焼		半 焼		計		死 傷 者			
	戸数	罹災者	戸数	罹災者	戸数	罹災者	死者	傷者	不明者	計
只越町	92	469	1	9	93	479	4	35	5	44
場所前	118	482	0	0	118	482	2	56	23	81
松原町	3	14	0	0	3	14	0	2	1	3
計	213	965	1	9	214	974	6	93	29	128

※ 昭和20年7月14日、同年8月9日 戦災(艦砲射撃)火災

被災年月日		① 昭和20年7月14日	② 昭和20年8月9日	合 計
焼 失 地 区		松原町、鈴子町、只越町、寺町、大渡町(一部)、有明町	東前町、錦町、仲町、本浜町、大渡町	
家 屋 被 害	全 焼	1,460	1,470	2,930
	半 焼	18	11	29
	部 分 焼	0	8	8
	全 壊	163	117	280
	半 壊	264	133	397
	一部損壊	615	62	677
被害世帯・人員	世 帯	2,682	1,861	4,543
	罹 災 者	10,430	7,130	17,560
	死 者	382	100	482
	重 傷 者	102	27	129
	軽 傷 者	188	10	198

2 地震と津波の記録

津波のあった 年月日		地震		記 事																																																						
日本暦	西暦	震源地	M																																																							
明治 29. 6. 15	1896	三陸沖	8.5	<p>旧5月5日午後7時32分30秒より^{ぐや}稍弱震5分間午後8時7分大津波襲来す</p> <p>(波高) 片 岸 6.4m 両 石 14.6m 釜 石 7.9m 小白浜 15.1m</p> <p>(被害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>全戸数</th> <th>罹 災 戸 数</th> <th>全人口</th> <th>死 者</th> <th>負傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜 石</td> <td>956戸</td> <td>791戸</td> <td>5,274人</td> <td>3,323人</td> <td>500人</td> </tr> <tr> <td>平 田</td> <td>149戸</td> <td>107戸</td> <td>1,255人</td> <td>718人</td> <td>135人</td> </tr> <tr> <td>両 石</td> <td>144戸</td> <td>141戸</td> <td>958人</td> <td>824人</td> <td>126人</td> </tr> <tr> <td>鵜住居</td> <td>143戸</td> <td>7戸</td> <td>952人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>箱 崎</td> <td>112戸</td> <td>47戸</td> <td>744人</td> <td>174人</td> <td>51人</td> </tr> <tr> <td>片 岸</td> <td>75戸</td> <td>32戸</td> <td>499人</td> <td>54人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>唐 丹</td> <td>431戸</td> <td>331戸</td> <td>2,807人</td> <td>1,585人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,010戸</td> <td>1,456戸</td> <td>12,489人</td> <td>6,687人</td> <td>844人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：釜石市誌通史)</p> <p>唐丹、平田、白浜、両石、箱崎の5小学校の校舍校具とも流失</p>	区 分	全戸数	罹 災 戸 数	全人口	死 者	負傷者	釜 石	956戸	791戸	5,274人	3,323人	500人	平 田	149戸	107戸	1,255人	718人	135人	両 石	144戸	141戸	958人	824人	126人	鵜住居	143戸	7戸	952人	9人	9人	箱 崎	112戸	47戸	744人	174人	51人	片 岸	75戸	32戸	499人	54人	23人	唐 丹	431戸	331戸	2,807人	1,585人	—	計	2,010戸	1,456戸	12,489人	6,687人	844人
区 分	全戸数	罹 災 戸 数	全人口	死 者	負傷者																																																					
釜 石	956戸	791戸	5,274人	3,323人	500人																																																					
平 田	149戸	107戸	1,255人	718人	135人																																																					
両 石	144戸	141戸	958人	824人	126人																																																					
鵜住居	143戸	7戸	952人	9人	9人																																																					
箱 崎	112戸	47戸	744人	174人	51人																																																					
片 岸	75戸	32戸	499人	54人	23人																																																					
唐 丹	431戸	331戸	2,807人	1,585人	—																																																					
計	2,010戸	1,456戸	12,489人	6,687人	844人																																																					
昭和 8. 3. 3	1933	三陸沖	8.3	<p>午前2時31分39秒強震大津波となる。</p> <p>第1波 3時10分頃(釜石湾)</p> <p>約10分の周期を以て激浪を繰り返した。</p> <p>火災発生 3時20分(場所前、只越、松原)</p> <p>(波高・満潮面上)</p> <p>釜 石 4.1m 片 岸 5.5m 両 石 9.1m 小白浜 11.8m</p> <p>被害(人・家)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>全戸数</th> <th>全人口</th> <th>死者</th> <th>行方 不明</th> <th>負傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜 石</td> <td>4,742戸</td> <td>25,146人</td> <td>26人</td> <td>12人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>鵜住居</td> <td>402戸</td> <td>2,797人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>唐 丹</td> <td>550戸</td> <td>3,676人</td> <td>135人</td> <td>224人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,694戸</td> <td>31,619人</td> <td>166人</td> <td>241人</td> <td>176人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：釜石市誌通史)</p>	区 分	全戸数	全人口	死者	行方 不明	負傷者	釜 石	4,742戸	25,146人	26人	12人	120人	鵜住居	402戸	2,797人	5人	5人	22人	唐 丹	550戸	3,676人	135人	224人	34人	計	5,694戸	31,619人	166人	241人	176人																								
区 分	全戸数	全人口	死者	行方 不明	負傷者																																																					
釜 石	4,742戸	25,146人	26人	12人	120人																																																					
鵜住居	402戸	2,797人	5人	5人	22人																																																					
唐 丹	550戸	3,676人	135人	224人	34人																																																					
計	5,694戸	31,619人	166人	241人	176人																																																					
昭和 35. 5. 24	1960	チリ沖	8.5	<p>1960年5月23日、南米チリに大地震発生、太平洋一帯に津波、日本の太平洋沿岸には一昼夜後の5月24日午前4時頃大津波が襲った。</p> <p>(波高) … T. P 上 釜石 3.0m 両石 3.5m 小白浜 3.0m</p>																																																						

				<p>(被害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住 家</td> <td>全 壊</td> <td>17</td> <td rowspan="3">139</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>流 出</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>床 上 浸 水</td> <td>768</td> <td rowspan="2">1,298</td> </tr> <tr> <td>床 下 浸 水</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>罹 災 世 帯 数</td> <td colspan="2">1,351</td> </tr> <tr> <td>罹 災 者 総 数</td> <td colspan="2">6,524</td> </tr> <tr> <td>死 傷 者</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：市制施行五十周年記念誌) (資料：岩手県災害関係行政資料)</p>	区 分	数	計	住 家	全 壊	17	139	半 壊	111	流 出	11	床 上 浸 水	768	1,298	床 下 浸 水	530	罹 災 世 帯 数	1,351		罹 災 者 総 数	6,524		死 傷 者	なし	
区 分	数	計																											
住 家	全 壊	17	139																										
	半 壊	111																											
	流 出	11																											
床 上 浸 水	768	1,298																											
床 下 浸 水	530																												
罹 災 世 帯 数	1,351																												
罹 災 者 総 数	6,524																												
死 傷 者	なし																												
昭 和 43. 5. 16	1968	十勝沖	7.9	<p>午前9時48分53秒地震発生(震度4強震)、10時20分頃から三陸沿岸に津波が襲った。</p> <p>(波高)… T. P 上 釜石 3.0m 両石 1.9m 室浜 4.7m 小白浜 2.3m</p> <p>(被害) 床上浸水 162戸 99世帯 496人 床下浸水 154戸 126世帯 594人 水産施設の被害多額にのぼる。</p> <p>(資料：市制施行五十周年記念誌)</p>																									
平 成 6. 12. 28	1994	三陸 はるか 沖	7.5	<p>午後9時19分地震発生(震度 大船渡4、宮古4)、21時23分津波警報発表、23時45分津波警報解除。</p>																									
平 成 15. 5. 26	2003	宮城県 沖	7.0	<p>午後6時24分地震発生(震度 大船渡6弱、釜石市5強)。 津波なし。</p> <p>(被害) 住家被害 半壊1棟、一部損壊64棟 水産関係、農林関係、商工関係、公共土木施設の被害多数にのぼる。</p>																									
平 成 22. 2. 28	2010	チリ沖	8.8	<p>2010年2月27日、チリ中部沿岸で大地震発生、28日9時33分に大津波警報発表、19時1分(津波警報に切替)、3月1日1時7分(津波注意報に切替)、10時15分(津波注意報解除)</p> <p>(被害) ・水産被害額 156,116千円 水産物・養殖(ホタテ・ワカメ・ホヤ)施設の被害多数にのぼる。</p>																									
平 成 23. 3. 11	2011	三陸沖	9.0	<p>■地震の概要(気象庁) 発生日時 3月11日(金)14時46分 震源及び規模 三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分)</p>																									

				<p>深さ 24km、マグニチュード 9.0</p> <p>震源域 長さ約 450km、幅約 200 km</p> <p>震度 震度 6 弱 (釜石市中妻町)</p> <p>警報等の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 日 14 時 49 分 大津波警報発表 (予想津波高 3m) ・ 11 日 15 時 14 分 // (予想津波高 6m) ・ 11 日 15 時 30 分 // (予想津波高 10m以上) ・ 12 日 20 時 20 分 津波警報に切り替え ・ 13 日 7 時 30 分 津波注意報に切り替え ・ 13 日 17 時 58 分 津波注意報解除 <p>■津波の概要 (気象庁)</p> <p>第一波 11 日 14 時台 -119cm</p> <p>最大波 11 日 15 時 21 分 9.3m</p> <p>※釜石港湾合同庁舎の痕跡等から推定した津波の高さ</p> <p>【参考】(社)土木学会参考値</p> <ul style="list-style-type: none"> 9.2m (釜石湾平田漁港付近・浸水高) 19.3m (両石湾両石漁港背後地・遡上高) 15.4m (大槌湾釜石東中学校近くの崖・遡上高) <p>■被災状況</p> <p>[人的被害]</p> <p>死亡者数 888 人 (身元不明 6 人)、行方不明者数 152 人</p> <p>※H27. 12. 31 現在</p> <p>※死亡者数は、釜石市で遺体が収容された方</p> <p>避難者数 市内避難 9,883 人 (H23. 3. 17 最大)</p> <p>内陸避難 633 人 (H23. 5. 9 最大)</p> <p>[家屋被害]</p> <p>住家数 16,182 戸のうち 4,704 戸が被災 (29.1%)</p> <p>※被災内訳 (全壊2,957、大規模半壊395、半壊304、一部損壊1,048)</p> <p>[産業関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全事業所 2,396 事業所のうち浸水範囲の事業所数 1,382 事業所 (全体の 57.7%) ・ 漁業関係～市内 3 漁協の漁船 1,734 隻のうち 1,692 隻が被災
令和 4.1.16	2019	南太平洋 トンガ沖	不明	<p>日本時間 1 月 15 日、午後 1 時頃 南太平洋トンガ沖の海底火山 (フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山) が噴火。</p> <p>1 月 16 日午前 0 時 15 分、津波注意報発表。</p> <p>同日午前 2 時 54 分、津波警報発表。</p> <p>同日午前 11 時 20 分、津波警報から津波注意報に切り替え。</p> <p>同日午後 2 時、津波注意報解除。</p> <p>■津波の概要 (気象庁)</p> <p>釜石港 40cm (1 月 16 日 午前 3 時 20 分)</p>

参考

※ 地震の特徴

1 明治 29 年三陸沖地震津波

揺れ方 ^{ややや} 少々弱震、水平に振動し ^{すこぶ} 頗る緩慢

震度 2～3 程度 M8.5

継続時間 5 分間

2 昭和 8 年三陸沖地震津波

揺れ方 ^{ややや} 強震、水平動少々急

震度 5 M8.3

継続時間 5 分間

3 平成 23 年東日本大震災

揺れ方 気象庁から公式な発表なし

震度 6 弱 M9.0

継続時間 震度 4～5 強の揺れが約 1 分 20 秒継続。その後震度 3 以上の揺れが 1 分以上継続。

(資料：釜石市誌通史)

(資料：気象庁HP)

○ 強くても弱くても長く揺れたら津波に注意

3 台風、大雪等の記録

災害のあった日		災 害 名	災 害 内 容
日本暦	西 暦		
明 治 31. 9	1898	暴 風 雨	暴風雨、洪水、農作物被害甚大、鶴住居浜街道 540 間決壊
明 治 32.10. 7	1899	暴 風 雨	大暴風、洪水を伴い、多いに作物を害し大豆の収穫皆無
明 治 34.10. 8	1901	水 害	8 日、9 日の 2 日間にわたり洪水、六ノ橋下の車道切水、畑の流失多し。
明 治 40. 8.28	1907	強 雨	強雨、洪水、六ノ橋増水、20 間切れ、甲子村、釜石町境界サイカチ樹流失
明 治 42. 4. 6	1909	水 害	大洪水、4 月 6 日から 7 日間にわたる風雨は近年希にみる大洪水となる。
明 治 43. 8.12	1910	水 害	大洪水、未曾有の暴風雨となり、12 日から 15 日に至る間最も甚だしく、往來の出水 1m50 に及び老幼者を救出する騒ぎとなり、家屋の流失、浸水をはじめ、流失耕地など被害甚大となる。
大 正 8. 1.19	1919	大 雪	大雪 19 日から 22 日まで降り続く。
大 正 12. 2. 3	1923	大 雪	大雪積雪 1m に及ぶ。
昭 和 23. 9.16	1948	水 害	アイオン台風来襲、山田線不通となる。
昭 和 31.10.31	1956	豪 雨	沿岸地方豪雨、釜石一中、釜石小学校校舎の一部床上浸水のため勉学不能となる。
昭 和 33. 7.22	1958	台 風 11 号	22 日から 23 日にわたり台風 11 号襲来、被害 1,500 万円、五ノ橋落下
昭 和 33. 9.27	1958	台 風 22 号	台風 22 号通過、床上、床下浸水 1,000 戸、通学路浸水のため小・中学校 12 校臨休 被害総額 1 億 4 千万円
昭 和 35. 1.16	1960	大 雪	大雪積雪 20 cm
昭 和 36. 9.17	1961	台 風 18 号	台風 18 号東北一帯を襲う。製鐵所工場一部で作業中止、家屋の全壊、半壊、破損など 100 戸に及び特に農作物の被害多く 3,000 万円を越す。
昭 和 36.10.10	1961	台 風 24 号	台風 24 号三陸沿岸を襲う。被害総額水産関係 4,000 万円を越す。
昭 和 37. 1. 2	1962	高 波	三陸沿岸一帯に高波襲来、釜石関係被害額 7,000 万円
昭 和 37. 8.28	1962	台 風 14 号	台風 14 号の影響により沿岸地方豪雨、山田線、釜石線一時不通、洪水のため礼ケ口地区 80 世帯孤立
昭 和 39. 6. 3	1964	豪 雨	6 月 3 日から 6 月 4 日にわたり暴風雨による災害。 ○ 雨 量 190 ミリ 風速 15m ○ 災害場所 釜石市一円 ○ 被害程度 1 建物 住家 55 戸浸水（小佐野、八雲地区） 2 土木施設 6,725 千円 3 農 作 物 1,818 千円 4 農地施設 11,055 千円 計 19,598 千円

昭和 40. 1. 9	1965	高 潮	三陸沿岸高潮、新浜町 20 戸、床下浸水など 3,800 万円の被害に及ぶ。
昭和 40. 8. 22	1965	豪 雨	8 月 22 日午前 3 時～午後 10 時 ○ 雨 量 156.8 ミリ (主として沿岸部) ○ 被害の程度 1 建 物 非住家 4 棟全壊 2 土木施設 16,814 千円 3 農 作 物 10,800 千円 4 計 27,614 千円 5 床下浸水 620 戸
昭和 41. 4. 16	1966	豪 雨	16 日午前 9 時～午後 2 時 ○ 降 雨 量 約 106 ミリ ○ 被害の程度 嬉石観光道路外 14 件法面崩壊 仙寿院造成団地家屋倒壊 1
昭和 41. 6. 29	1966	台 風 4 号	○ 被害の程度 土砂崩れ (幸楼裏山) 消防団員出動により復旧 国道 45 号線旧商業高校附近がけ崩れ、交通不能 唐丹地区 水田 2 町歩冠水 畑 3 町歩冠水 鵜住居地区 水田 2 町歩冠水 畑 3 町歩冠水 床下浸水 住家 10 戸、非住家 7 戸 橋野地区 落石により橋野～中村間通行止め
昭和 41. 9. 25	1966	台 風 26 号	○ 市職員全員非常召集 ○ 消防職員 42 名 同団員 300 名 ○ 被 害 床下浸水 5 棟 9 世帯 道路決壊 市道二本梨線 堤防決壊 鵜住居川長持 (30m) 水産被害 養殖カキ 2 台、帆立 1,500 個
昭和 45. 2. 3	1970	豪雨・強風	(被害) 被害総額 176,771 千円 ○ 家 屋 破 損 1 世帯 ○ 倉 庫、納 屋 等 3 棟 1,100 千円 ○ 道 路 決 壊 12 箇所 4,570 千円 ○ 田 流 失 0.5ha 800 千円 ○ 堤 防 決 壊 2 箇所 1,000 千円 ○ 鉄 道 不 通 1 箇所 ○ 船 舶 109 隻 6,732 千円 ○ 漁 港 施 設 4 355 千円 ○ 漁 具
昭和 46. 9. 1	1971	台 風 23 号	(被害) 被害総額 25,139 千円 ○ 家 屋 1 棟 500 千円 ○ 家 屋 一部破損 ○ 道 路 決 壊 19 箇所 7,050 千円 ○ 水 稻 14ha 140 千円 ○ 野 菜 20ha 2,000 千円 ○ 治 山 施 設 1 箇所 200 千円 ○ 漁 具 2 統 3,149 千円
昭和 46. 9. 11	1971	台 風 26 号	(被害) 被害総額 2,870 千円 ○ 道路決壊 3 箇所 370 千円 ○ 林道決壊 2 箇所 500 千円 ○ 治山施設 3 箇所 2,000 千円
昭和	1971	低 気 圧	水路埋没、土砂崩壊等一部応急復旧を行った。

46.10.30		強 雨	(被 害) 被 害 総 額 3,221 千円 ○ 道路決壊 4 箇所 603 千円 ○ 橋梁流失 2 橋 1,400 千円 ○ 学校被害 1 箇所 1,218 千円
昭 和 47. 1. 16	1972	低 気 圧	1 月 16 日通過した低気圧により市道釜石 1 号線路面陥没等があり応急復旧した。 (被 害) 被 害 総 額 262,129 千円 ○ 道路決壊 1 箇所 56 千円 ○ 船舶破損 50 千円 ○ 市 道 3 箇所 141 千円 ○ 森 林 53ha 32,904 千円 ○ 養殖施設等 211,723 千円
昭 和 47. 9. 17	1972	台 風 20 号	災害対策本部設置 出動人員 職員 51 名 団体 700 名 計 751 名 使用機械 船外機付小船 3 船 避難命令 鵜住居地区 (700 名) 自衛隊派遣要請 薬剤散布作業 20 人 土砂撤去作業 50 人 計 70 人 (被 害) ○ 住家浸水 床上 123 棟 18,272 千円 床下 174 棟 154 千円 ○ 水産被害 3,598 千円 ○ 商工観光施設 3,573 千円 ○ 農林被害 181,591 千円 ○ 土木被害 69,090 千円 ○ 学校被害 1,180 千円 計 277,458 千円 降雨記録 降りはじめ 9 月 15 日 午前 7 時 30 分 降りおわり 9 月 17 日 午前 11 時 総降雨量 山間部 334 ミリ (五葉山頂) 平野部 114 ミリ (合同庁舎) " 261 ミリ (衛生処理場)
昭 和 47. 11. 21	1972	豪 雨	(概 況) 11 月 21 日午後 1 時 00 分市内全域にわたり集中豪雨、同日午後 2 時 00 分 災害対策本部設置 降雨量 午前 11 時 ~ 午後 3 時まで 163 ミリ (被 害) 床上浸水 25 棟 976 千円 床下浸水 561 棟 家屋全壊 1 棟 2,250 千円 林道被害 6 箇所 5,630 千円 計 12,236 千円 床上、床下浸水地域 市内大町、只越、松原 (満潮時における豪雨のため汐立川排水不能)
昭 和 48. 9. 7	1973	低 気 圧	9 月 7 日午前 11 時 00 分 災害対策本部設置 (被 害) 床下浸水 3 棟 450 千円 道路決壊 4 箇所 720 千円 堤防決壊 1 箇所 50 千円

			計	1,239 千円
昭和 50. 2. 1	1975	低気圧による波浪災害	(被害) ○ 水産関係被害 ○ 漁港施設被害 ○ 土木施設被害 計	96,818 千円 17,000 千円 314 千円 114,132 千円
昭和 50. 3. 21	1975	低気圧災害	(概況) 3月20日午後7時頃から降り始めた雨は、21日の午後には100mmを超え、市内各所で側溝等が氾濫した。総雨量148mm。 (被害) ○ 床上浸水 27棟 ○ 床下浸水 49棟 ○ 医療衛生施設 ○ 観光施設 ○ 水産関係 ○ 農地農業関係 ○ 林業関係 ○ 都市施設 総額	123 千円 10,756 千円 195 千円 144,609 千円 40,130 千円 15,410 千円 1,771 千円 221,454 千円
昭和 50. 4. 6	1975	低気圧による強風災害	(被害) ○ 医療衛生施設被害 ○ 学校施設被害 総額	3,784 千円 840 千円 4,624 千円
昭和 50. 10. 7	1975	降雨災害	(降雨量) 145mm (被害) 農地農業用施設被害	3,000 千円
昭和 50. 11. 7	1975	低気圧による強風災害	(概況) 11月6日から降り始めた雨は7日17時までに184mmを記録、大雨警報も10時55分出され、市は15時45分災害対策本部を設置、松原町では16時50分に約10世帯に避難命令が出された。 (被害) ○ 住宅 床上浸水 9棟 ○ " 床下浸水 146棟 ○ " 一部破損 1棟 ○ 上水道施設 1件 ○ 簡易水道 8件 ○ 漁港施設 1件 ○ 農地農業施設 2件 ○ 林業施設 ○ 土木施設 ○ 都市施設 総額	849 千円 59 千円 127 千円 127 千円 277 千円 300 千円 1,500 千円 800 千円 1,990 千円 9,799 千円 15,971 千円
昭和 50. 11. 13	1975	低気圧の通過による高波	(概況) 11月7日の低気圧の影響で海岸に高波が打ち寄せ唐丹町花露辺では防波堤が30m倒壊、10.5mの傾斜という被害を受けた。 (被害) ○ 水産関係 ○ 漁港施設 総額	188,554 千円 146,100 千円 334,654 千円
昭和 51. 10. 20	1976	低気圧による豪雨	(被害) ○ 住家床上浸水 2棟 ○ " 床下浸水 27棟 ○ 農業関係	197 千円 62,550 千円

			○ 道路決壊 11,900 千円 ○ 下水道施設 400 千円 ○ 公 園 450 千円 計 75,497 千円
昭 和 52. 5. 16	1977	低気圧に よる豪雨	(概況) 低気圧の通過に伴い降り続いた雨は総雨量 331 mmを記録土砂崩れ、住家への浸水など大きな被害が出た。市は 15 時、災害対策本部を設置、危険地域に避難勧告を行い、避難所の開設、避難者への炊き出しを実施した。 (被害) ○ 行方不明 1 名 ○ 住家全壊・流失 4 棟 ○ 〃 半壊 9 棟 ○ 〃 一部破損 4 棟 ○ 〃 床上浸水 132 棟 ○ 〃 床下浸水 422 棟 計 4,322 千円
昭 和 53. 3. 1	1978	低気圧に よる強風	(被害) ○ 住家半壊 12 棟 4,248 千円 ○ 〃 一部破損 1 棟 7 千円 ○ 庁舎(清掃事務所) 損壊 437 千円 ○ その他 5,461 千円 計 10,153 千円
昭 和 54. 3. 31	1979	低気圧に よる暴風 ・波浪	(概況) 低気圧の通過に伴う暴風・波浪により、住家の全・半壊等大きな被害が出た。市は 7 時 30 分、災害対策本部を設置、13 時に風害相談所を開設した。 (被害) ○ 死者 1 名 ○ 軽傷者 5 名 ○ 住家全壊 25 棟 ○ 〃 半壊 70 棟 } 593,100 千円 ○ 〃 一部破損 1,878 棟 ○ 土木関係 5,530 千円 ○ 水産関係 73,250 千円 ○ 農林関係 294,423 千円 ○ その他 351,655 千円 計 1,317,958 千円
昭 和 54. 10. 19	1979	台風 20 号	(概況) 台風 20 号により住家、土木施設等に大きな被害が出た。市は 15 時 35 分、災害対策本部を設置、危険地域に避難勧告を行い、避難所の開設、避難者への炊き出しを実施した。19 日 23 時災害救助法適用。総雨量 332 mm。 (被害) ○ 住家流失 1 棟 ○ 〃 半壊 2 棟 } 55,252 千円 ○ 〃 床上浸水 271 棟 ○ 〃 床下浸水 502 棟 ○ 土木関係 752,265 千円 ○ 農業関係 108,024 千円 ○ その他 292,733 千円 計 1,208,274 千円
昭 和 55. 8. 27	1980	8 月 26 日～28 日にかけての 長雨と 30 日 の雨	(概況) 8 月 26 日夕方に降り始めた雨は 29 日朝までに 317 mmを記録、1 日置いた 30 日にも 107 mmの雨が降り、住家浸水崖崩れ等の被害が出た。市は 28 日 18 時、水防本部を設置、19 時 40 分、これを災害対策本部に切り替えた。 (被害)

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家床上浸水 5棟 ○ " 床下浸水 27棟 1,204千円 ○ 土木関係 155,600千円 ○ その他 8,351千円 計 165,155千円
昭和 56. 8. 23	1981	台風 15 号	<p>(概況) 台風 15 号により、住家、土木施設等に大きな被害が出た。市は 9 時 40 分、災害対策本部を設置。危険地域に避難勧告を行い、避難所の開設、避難者への炊き出しを実施した。総雨量 204 mm</p> <p>(被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家全壊・流失 6棟 ○ " 半壊 3棟 ○ " 一部破損 10棟 ○ " 床上浸水 103棟 ○ " 床下浸水 146棟 <p style="text-align: right;">} 56,928千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木関係 1,466,000千円 ○ 農林関係 848,168千円 ○ 水産関係 53,768千円 ○ その他 63,672千円 計 2,488,532千円
昭和 56. 9. 27	1981	低気圧に よる大雨	<p>(被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家床下浸水 20棟 252千円 ○ 土木関係 180,017千円 ○ その他 19,776千円 計 200,045千円
昭和 57. 4. 16	1982	低気圧に よる大雨	<p>(概況) 総雨量 304 mm</p> <p>(被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家半壊 1棟 ○ " 床上浸水 2棟 ○ " 床下浸水 37棟 <p style="text-align: right;">} 2,743千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木関係 57,900千円 ○ 農林関係 80,329千円 ○ その他 3,816千円 計 144,788千円
昭和 57. 8. 30	1982	豪 雨	<p>(概況) 前線の活動や台風の接近等、不安定な気象条件が重なり降り続いた雨は、30日豪雨となり、住家、土木施設、農作物等に大きな被害をもたらした。市は 11 時 50 分、災害対策本部を設置。危険地域に避難勧告を行い、避難所の開設、避難者への炊き出しを実施した。総雨量 294 mm。</p> <p>(被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家床上浸水 89棟 ○ " 床下浸水 218棟 21,163千円 ○ 土木関係 333,000千円 ○ 農林関係 184,585千円 ○ その他 104,961千円 計 646,709千円
昭和 57. 9. 12	1982	台風 18 号	<p>(概況) 東日本を縦断した台風 18 号により農林施設を中心に被害が出た。総雨量 139 mm。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害 ○ 住家床下浸水 4棟 53千円 ○ 農林関係 117,300千円 ○ 水産関係 10,500千円 計 127,853千円
昭和	1986	台風 10 号	<p>(概況) 8月4日昼頃降り始めた雨は5日夜までに284mm</p>

61. 8. 4		とこれから 変わった温帯 低気圧	<p>を記録し、家屋の浸水、田畑の冠水、道路などの被害が出た。5日午前7時35分、災害警戒本部を設置、同11時に災害対策本部に切り替えた。5日正午只越地区50人に避難勧告。</p> <p>(被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者 1人 ○ 住家一部破損 ○ 〃 床上浸水 ○ 〃 床下浸水 5,267千円 ○ 土木施設被害 107,500千円 ○ 農林関係被害 181,535千円 ○ 商工関係被害 15,032千円 ○ その他の被害 7,354千円 計 316,688千円
平成 14. 7. 10 ～7. 12	2002	台風6号による 集中豪雨	<p>(概況) 7月10日17時25分、大雨、洪水、波浪警報発表に伴い、災害警戒本部を設置、11日6時に災害対策本部に切り替え、排水作業、情報収集等に努めた。11日朝には、時間雨量50mmを超える集中豪雨を記録し、家屋の浸水、土石流の発生により、松原町で家屋3棟が全壊、2名の死者を出す大惨事となった。</p> <p>市では、家屋の浸水、土石流発生、急傾斜地崩壊などの危険地域に対し、避難勧告を行い、避難所の開設、避難者の収容及び炊出しを実施した。</p> <p>(被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人的被害 死者 2人 ○ 住家被害 全壊3棟、半壊6棟、一部損壊7棟 床上浸水166棟、床下浸水557棟 ○ 農林関係被害 水田、水路、林道、治山など 約1,383,000千円 ○ 水産関係被害 漁港施設 約6,900千円 養殖施設 約4,214千円 計 約11,114千円 ○ 商工関係被害 店舗、工場など 約130,000千円 ○ 土木関係被害 道路、河川など 約1,028,919千円 ○ 教育関係被害 学校施設など 約1,300千円 ○ 水道施設被害 上水道、簡易水道 約4,500千円
平成 15. 3. 7 ～3. 10	2003	暴風雪・波浪 及び市道浜 町13号線法 面崩落によ る災害	<p>(概況) 3月7日17時30分、暴風、波浪警報発表に伴い、災害警戒本部を設置、同夜、住民から市道浜町13号線から崩れる音がした旨の通報を受け現地の崩落を確認、災害対策本部に切り替えた。市では付近住民22世帯54人に避難指示を行い、釜石海員会館等を避難所として開設、災害応急復旧工事にあたった。その間、避難生活は35日間にわたり4月11日災害対策本部を廃止した。</p> <p>7日から10日にかけては市内各所での大雪、倒木のため停電、道路の通行止めが相次いだ。</p>
平成	2004	台風15号に	(概況) 8月19日22時4分、暴風警報発表に伴い、災害警戒

16. 8. 19 ～8. 20		よる暴風	<p>本部を設置、20日10時頃に釜石消防署小佐野出張所で最大瞬間風速41.9mを観測した。</p> <p>(被害) ○ 住家被害 一部損壊4棟 ○ 農林関係被害 農作物など 約443千円 ○ 水産関係被害 船舶、施設 約500千円 ○ 商工関係被害 観光施設、工場など 約620千円 ○ 土木関係被害 道路など 約6,350千円 ○ 教育関係被害 学校施設など 約2,638千円</p>
平成 16. 11. 26 ～11. 27	2004	暴風、波浪による災害	<p>(概況) 11月26日22時15分、暴風、波浪警報発表に伴い、災害警戒本部を設置し、対応にあたった。</p> <p>(被害) ○ 人的被害 重傷1人 ○ 住家被害 一部損壊3棟 ○ 農林関係被害 園芸施設 ○ 水産関係被害 船舶、施設 約1,672千円 ○ 商工関係被害 アーケード一部飛散 ○ 土木関係被害</p>
平成 18. 12. 26 ～12. 28	2006	低気圧による暴風、波浪、大雨、洪水による災害	<p>(概況) 12月26日21時14分、暴風、波浪警報発表に伴い、災害警戒本部を設置、27日午前には大雨、洪水警報が発表され、災害対策本部に切り替えた。27日には一時間雨量66ミリを記録した。</p> <p>(被害) ○ 住家被害 床上浸水4棟、床下浸水36棟 ○ 農林関係被害 水田、水路、林道など 約4,140千円 ○ 水産関係被害 漁具、養殖施設 約2,400千円 ○ 土木関係被害 道路、河川など 約11,000千円</p>
平成 19. 9. 7	2007	台風9号による暴風、波浪、大雨、洪水による災害	<p>(概況) 台風第9号が通過する影響で大雨となり、土砂災害、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒を要した。7日5時29分に大雨、洪水、暴風、波浪警報が発表され災害警戒本部を設置。11時ころから15時過ぎまでに西部の山沿いを中心に集中豪雨となり、甲子川、鶴住居川沿い地域で河川の氾濫が危惧されるなど、市内全域で河川の氾濫や土砂災害の危険にさらされた。</p> <p>(被害) ○ 住家被害 床下浸水12棟</p>
平成 24. 5. 3	2012	大雨、洪水、暴風、波浪による災害	<p>(概況) 5月3日11時23分、大雨、洪水、暴風、波浪警報と同時に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、災害警戒本部を設置、総雨量349ミリを記録した。</p> <p>(避難勧告) 向定内、小佐野、千鳥町地区で対象世帯157世帯298名、避難者数6世帯16名</p> <p>(被害) ○ 住家被害 床上浸水3棟、床下浸水38 ○ 雨水滞留仮設住宅団地8団地</p>
平成 28. 8. 30	2016	台風10号に伴う災害	<p>(概況) 8月29日18時55分、波浪警報発表に伴い、災害警戒本部設置、翌30日8時00分災害対策本部に切り替え。降り続く大雨により、14時06分に土砂災害警戒情報が発表され、降り始めからの総雨量は大橋で298ミリを記録、鶴住居川、甲子川が決壊し住家被害が発生、橋野町中村・青ノ木・能舟木地区では集落が孤立した。</p> <p>(避難勧告等) 市内全域16,932世帯、35,516人に避難勧告発令に加え、橋野町、栗林町全域及び鶴住居川、甲子川流</p>

			<p>域（計 13,010 世帯 26,875 人）に避難指示発令、最大避難者数 764 人</p> <p>(被 害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住家被害 床上浸水 2 棟（仮設住宅 1 棟 5 戸含む） 床下浸水 17 棟（仮設住宅 2 棟含む） ○土木施設被害 河川、道路、橋梁 約 4,522,300 千円 ○農林関係被害 農業用施設、農地、農作物、林道など 約 169,200 千円 ○漁業関係被害 養殖施設、漁船、定置網、防波堤など 約 615,245 千円 ○飲雑用水施設 約 90,000 千円
令和 元. 10. 12	2019	台風 19 号に伴う災害	<p>(概況) 10 月 12 日 13 時 00 分、台風接近に伴い、災害対策本部設置。同時刻に避難準備・高齢者等避難開始を発令。14 時 30 分に避難勧告を発令。降り続く大雨により、翌 13 日 0 時 40 分に大雨特別警報が発表され、市内全域に避難指示を発令。降り始めからの総雨量は新町で 331 ミリを記録。半島部での被害が大きく、尾崎白浜地区、佐須地区を中心に住家被害が発生。また、台風が通過し降雨がおさまった 13 日夜に市道箱崎半島線が崩落し人的被害が発生した。</p> <p>(避難勧告等) 市内全域 16,384 世帯、33,167 人に避難指示発令、最大避難者数 1,118 人</p> <p>(被 害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人的被害 死者 1 名 重傷者 2 名 軽傷者 1 名 ○住家被害 全壊 6 棟 大規模半壊 1 棟 半壊 11 棟 一部損壊（準半壊）61 棟 一部損壊（準半壊に至らない）142 棟 ○土木施設被害 河川、道路、橋梁 約 3,765 百万円 ○復興関連施設被害 約 533 百万円 ○農林関係被害 農業用施設、農地、農作物、林道など 約 19 百万円 ○漁業関係被害 養殖施設、漁船、定置網、防波堤など 約 63 百万円

釜石市防災市民憲章 命を守る

釜石市は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の大津波により、千人を超える尊い命を喪った。その悲しみが、癒えることは決してない。

しかし、古来より、先人たちが、度重なる災害や戦災をたくましく乗り越えてきたように、今、私たちは、ふるさと復興への途を歩み続けている。

自然は恵みをもたらし、ときには奪う。

海、山川と共に生き、その豊かさを享受してきたこの地で安全に暮らし続けていくためには、また起こるであろうあらゆる災害に対し、多くの教訓を生かしていかなければならない。

未来の命を守るために、私たちは、後世に継承する市民総意の誓いをここに掲げる。

備える

災害は ときと場所を選ばない
避難訓練が 命を守る

逃げる

何度でも ひとりでも 安全な場所に いちはやく
その勇気は ほかの命も救う

戻らない

一度逃げたら 戻らない 戻させない
その決断が 命をつなぐ

語り継ぐ

子どもたちに 自然と共に在るすべての人に
災害から学んだ生き抜く知恵を 語り継ぐ

私たちは生きる。

かけがえのないふるさと釜石に、共に生きる。

2-2 地域防災活動活性化計画

2-2-1 自主防災組織の現況

釜石市自主防災組織一覧

(令和7年7月1日現在)

地区	組織名	地区	組織名
釜石 (9)	東前町内会自主防災部会	鵜住居 (14)	外山地区婦人消防クラブ
	浜町3丁目自主防災会		外山町内会自主防災会
	只越地区防災会		新田・神の沢町内会防災会
	尾崎町町内会自主防災会		長内自主防災会
	大渡町内会自主防災部		根浜親交会防犯防災部
	鈴子町内会自主防災会		箱崎町自主防災会
	松原町自主防災会		仮宿町内会自主防災会
	大平望洋ヶ丘町内会自主防災会		片岸町自主防災会
	親富幸通り自主防災会		室浜自主防災会
平田 (6)	平田町内会自主防災会		両石婦人消防クラブ
	上平田町内会自主防災会		両石町自主防災組織
	上平田ニュータウン町内会自主防災会		白浜町内会自主防災部
	尾崎白浜婦人消防協力隊		鵜住居町内会自主防災部
	尾崎白浜町内会自主防災会		釜石東中学校生徒会(令和7年2月結成)
	佐須町内会自主防災会		
中妻 (3)	中妻さざなみ町内会自主防災会	唐丹 (4)	唐丹駐在所連絡協議会防災部会
	中妻北町内会防災部会		荒川町内会防災部会
	中妻皆輪町内会自主防災会		小白浜自主防災会
	本郷防災会		
小佐野 (4)	桜木町内会自主防災会	栗橋 (2)	栗林共栄会自主防災部
	小川町内会防災会		橋野町振興協議会防災部
	中小川町内会自主防災会	合計	
	上小川町内会自主防災部		
甲子 (7)	大畑団地自治会自主防災部会		
	大畑町内会自主防災部		
	洞関町内会自主防災部		
	一の渡町内会自主防災会		
	砂子渡町内会自主防災会		
	大松町内会自主防災部		
松倉町内会自主防災会(令和7年5月結成)		49組織	

2-5 通信確保計画

2-5-1 衛星携帯電話配備先一覧（釜石市・釜石大槌地区行政事務組合消防本部）

配備箇所（課名等）	機種名等	設置台数	電話番号
市長室	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市防災危機管理課	ドコモワイドスターⅡ	2台	080-1691-5679 (住民公開用)
釜石市立図書館	ドコモワイドスターⅡ	2台	非公開
釜石市平田地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市鶴住居地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市唐丹地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市中妻地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市甲子地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市小佐野地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石市栗橋地区生活応援センター	ドコモワイドスターⅡ	1台	非公開
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	ドコモワイドスターⅡ	2台	非公開

2-6 避難対策計画

2-6-1 津波警報時又は大津波警報時における自動車運行に関する指針

【趣旨】

東日本大震災においては、自家用、公共交通、営業販売、緊急車両など、自動車運行に起因する犠牲者が見られ、津波警報時又は大津波警報時（以下「津波警報時等」という。）における自動車運行に関する適切な行動が求められており、津波警報時等におけるすべての人命を守るため、津波警報時等の避難行動は「徒歩による避難」を原則とし、自動車に関する行動を確立しようとするものである。

【指針】

津波警報時等における自動車運行は、次のとおりとする。

浸水が想定される区域 ^{※1}	浸水が想定される区域外 ^{※1}
① 車を道路左側に止めるか駐車場に入れ ^{※2} 鍵を付けたままとし、津波避難場所等の高台に徒歩で避難する。 ② 津波警報が解除されるまで、津波避難場所等の高台から移動しない。	① 浸水が想定される区域内には絶対に進入しない。 ② 車を道路左側に止めるか駐車場に入れ ^{※2} 鍵を付けたままとし、ラジオ等で津波に関する情報を確認し、安全を確保する。
[共通事項] 地震の発生により、道路損壊、信号機作動停止等が予測されるため、緊急車両 ^{※3} と認められる車両以外は運転しない。	

※1 浸水が想定される区域・外は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波で浸水した区域を基準とし、区域内外の国道・県道・市道を対象とする。

※2 車から離れる際は貴重品を所持する。

※3 緊急車両は原則として、津波防災活動を実践しなければならない車両、歩行困難者の安全を確保するための車両とし、次の車両とする。

- ①警察関係車両 ②消防関係車両 ③消防団車両 ④道路維持管理車両
- ⑤医療関係車両 ⑥要配慮者（避難行動要支援者）支援車両 ⑦身障者移動車両
- ⑧防災関係者車両 ⑨危険物積載車両

※ 遠地津波に関する情報に注意し、津波の影響がある場合は、浸水が想定される区域には進入しない。

【防災関係機関の取り組み等】

防災関係機関は、本指針を実践するため、次の取り組みを行うものとする。

- ・防災関係機関は、住民等に対する「徒歩避難」の原則、本指針の普及に努める。
- ・国道、県道、市道の道路管理者は、自動車運転手への津波関連情報の提供のため、主要道路沿線に、津波避難場所、交通規制区間、浸水区間表示板等の整備充実を図る。
- ・釜石警察署は、交通規制の実施について周知する。
- ・旅客業、輸送業、スクールバス等、自動車運行に関わる事業者等は、津波警報時等における「車両運行マニュアル」の作成に努め、市及び関係機関は作成の促進に努める。
- ・市は、自動車運行に関わる事業所等のマニュアルに沿った事業所毎の自主的避難訓練の実施を推奨するとともに、市主催津波避難訓練における自動車運行訓練の実施を目指す。

2-6 避難対策計画

2-6-2 釜石市避難行動要支援者避難支援計画

釜石市避難行動要支援者避難支援計画

釜石市

平成26年12月

目 次

目 次.....	25
第1章 基本的な考え方.....	26
1 背景と目的.....	26
2 計画の位置づけ.....	26
3 避難行動要支援者の対象者の範囲.....	27
第2章 避難行動要支援者名簿の作成.....	30
1 災害時要援護者台帳について.....	30
2 避難行動要支援者名簿について.....	30
3 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法.....	30
4 避難支援等関係者への名簿情報の提供.....	31
5 避難行動要支援者名簿の更新・共有.....	31
6 避難支援等関係者以外への名簿情報の漏洩防止.....	31
7 名簿作成に関する関係部署の役割分担.....	31
8 避難支援等関係者への依頼事項.....	32
第3章 個別計画の策定.....	33
1 個別避難支援計画作成の目的.....	33
2 個別支援計画の作成.....	33
3 個別支援計画の内容.....	33
第4章 発災後の対応.....	34
1 避難のための情報伝達と安否確認.....	34
2 避難行動要支援者の避難支援.....	34
3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援.....	34
4 避難支援等関係者の安全の確保.....	35
5 福祉避難所の設置.....	35
6 避難所等における配慮.....	36

様式1 避難行動要支援者名簿登録申請書（登録カード）

様式2 避難行動要支援者名簿

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

平成23年3月11日発生の東日本大震災において甚大な被害を受けた釜石市では、多くの尊い命が失われました。その中には、避難の際に支援を必要としながらも、支援が受けられずに亡くなった高齢者や障がいを持った方々、それらの方々の避難を支援しようとして亡くなった方々もいます。

当市では以前より「災害時要援護者台帳」を作成し、災害が起きた際には、その名簿に従って、助けが必要な方々の避難を支援することができるように対策を進めていたところですが、このたび、災害対策基本法の改正に伴い国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の内容を踏まえて、従前の「釜石市災害時要援護者支援計画」を、避難行動要支援者の避難行動を支援する計画である「釜石市避難行動要支援者支援計画」として改定いたしました。

釜石市には現在、ひとり暮らしをしている高齢者が約3,400人、要介護3以上の高齢者が約900人、障がい者（要配慮対象）が約1,400人おり、合わせて最大約5,700人（人口の約16%）が災害発生時には何らかの配慮が必要になると考えられます。

この計画は、これら高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者のうち、避難行動要支援者の自助及び当該避難行動要支援者が居住する地域（近隣）の共助を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制などを定めることにより、避難行動要支援者を含めた地域全体の安全かつ安心な体制を強化するとともに、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者及び避難支援関係者の生命と身体を守ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画（「釜石市避難行動要支援者支援計画」を指す。以下同じ。）は、釜石市地域防災計画第2章第6節第2-1に基づく下位計画であり、内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針」を踏まえて、従前の「釜石市災害時要援護者支援計画」を変更し、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めるものです。

なお、個別計画は、本計画に基づき策定しますが、その策定に当たって必要となる個人情報収集や取り扱いについては、災害対策基本法、釜石市地域防災計画及び釜石市個人情報保護条例に定めるところによります。

3 避難行動要支援者の対象者の範囲

災害時に配慮を必要とする対象として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病者、人工透析患者、高齢者、妊婦、乳幼児、未就学児童、児童生徒、外国人等が挙げられます。

これらの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を釜石市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者とします。

(1) 高齢者

次の基準に該当する、災害時に自力での避難が困難な者

①要介護高齢者等

介護保険の「要介護3以上の者」で、在宅で生活する者

要介護3 ⇒ 立ち上がりや歩行などが自力ではできない

排泄や入浴、衣類の着脱などで全体の介助が必要な者

②一人暮らし高齢者

在宅の満65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当する者

ア. 本市に現に住所を有し、かつ住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者

イ. 老人ホーム等の施設に入所していない者

ウ. 常時居住している家屋に同居者がいない者

エ. 家屋のある同一敷地内に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）又は三親等内の者が居住していない者

オ. 名簿への登載を希望する者

③高齢者夫婦等世帯の高齢者

65歳以上の者のみからなる世帯で、次の各号のいずれにも該当する者

ア. 市内に居住する者

イ. 老人ホーム等の施設に入所していない者

ウ. 家屋のある同一敷地内に三親等内の者が居住していない者

エ. 名簿への登載を希望する者

(2) 障がい者

次の基準に該当する、災害時に自力での避難が困難な者

①身体障がい者

身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」の者

- ・視覚障害1・2級
- ・聴覚又は平衡機能の障害2級
- ・肢体不自由（上肢）1・2級
- ・肢体不自由（下肢）1・2級
- ・肢体不自由（体幹）1・2級
- ・肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級
- ・肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能又は移動機能））1・2級
- ・心臓機能障害1級
- ・じん臓機能障害1級
- ・呼吸器機能障害1級
- ・ぼうこう又は直腸の機能障害1級
- ・小腸機能障害1級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1・2級

② 知的障がい者

療育手帳判定基準の障害程度「最重度（A1）及び重度（A2）」の者

- 最重度（A1）
- ⇒ ① 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下、「指数」という。）が概ね20以下の者
 - ② 指数が概ね21以上35以下の者で、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当する者
- 重度（A2）
- ⇒ ① 指数が概ね21以上35以下の者で、上記A1に該当しない者
 - ② 指数が概ね36以上50以下の者で、障害等級の1級、2級又は3級に該当する者

③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者

精神障害者保健福祉手帳1級 ⇒ 日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者

(3) 難病患者

特定疾患受給者であって、重症認定を受けている者

(4) その他市長が必要と認める者

第4(1)から(3)に準ずる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認める者

第2章 避難行動要支援者名簿の作成

1 災害時要援護者台帳について

当市では、災害時要援護者について以前から登録制で災害時要援護者台帳を作成してまいりました。台帳は地区ごとに作成し、要援護者の名前、住所、連絡先などの他に担当民生委員、情報伝達や避難支援をする者について記載することとしており、災害時の備えとして整備を進めてまいりました。

2 避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿は、市の情報に基づき収集したものであり、既存の要援護者名簿（前項）の情報と組み合わせて構成されます。名簿に登録される避難行動要支援者のうち、本人の同意がある場合のみ、名簿情報を避難支援等関係者へ事前に提供します。

名簿情報の事前提供に不同意の回答があった避難行動要支援者については、平常時には市の担当課のみが閲覧できる名簿への登録を行い、通常の避難行動要支援者名簿とは別に管理し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供は行いません。しかし、災害時に適切な支援を実現するためには事前に情報を提供し、個別計画を作成しておくことが重要であるため、避難行動要支援者名簿への登録の際にはできるだけ、名簿情報の提供に同意していただけるよう働きかけます。

3 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

（1）必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号、その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・その他避難支援等に必要な情報

（2）入手方法

市が保有する要介護高齢者や障がい者等の情報、岩手県への情報提供依頼及び避難行動要支援者本人やその家族等からの情報提供により入手します。

4 避難支援等関係者への名簿情報の提供

災害発生時の効果的な避難支援を実現するためには、平常時から避難支援等関係者が対象の避難行動要支援者を把握しておくことが不可欠となるため、災害対策基本法第49条の11第2項において、避難行動等要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供することとされています。釜石市では避難支援等関係者となる釜石消防署、岩手県警察、釜石市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、民生委員、町内会、その他避難支援等の実施に係わる関係者への名簿情報の提供を行います。その提供には個人情報保護の観点から本人の同意が必要ですが、同意の確認は基本的に文書（添付資料：様式）にて行うほか、状況に応じて口頭でも行います。また、同意に際して避難行動要支援者支援計画や名簿への登録について詳細な説明が必要な場合には、市の職員などが十分な説明を行います。

5 避難行動要支援者名簿の更新・共有

転出や死亡による避難行動要支援者の異動が、住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除するとともに、その変更内容を避難支援等関係者間で共有します。また、避難行動要支援者の避難支援に係わる事項に変更が生じた際も同様にその情報を避難支援等関係者で随時共有し、名簿の更新を行います。

6 避難支援等関係者以外への名簿情報の漏洩防止

避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。その際、市は、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように指導します。また、避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう関係者に指導します。

7 名簿作成に関する関係部署の役割分担

避難行動要支援者名簿の作成に関する各関係部署の役割について、次のとおり定めます。

福祉担当

避難行動要支援者情報を収集・整理した避難行動要支援者名簿の作成・更新を行います。また、避難行動要支援者名簿を活用して日頃から地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地域における避難支援体制の構築に努めます。

防災担当

自主防災組織の立ち上げや体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、避難行動要支援者名簿を活用して日頃から地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地域における避難支援体制の構築に努めます。

8 避難支援等関係者への依頼事項

自主防災組織を基本として、避難支援等関係者の方々には避難行動要支援者の避難支援計画の立案、また実際に避難が必要になった際には避難支援計画に従って避難支援にご協力いただきます。

第3章 個別計画の策定

1 個別避難支援計画作成の目的

災害が発生した際や災害が発生する可能性が高まった際に、避難行動要支援者の避難支援を速やかに実施することができるよう、個人の事情や地域の特性などを考慮した個別の避難計画をあらかじめ作成しておきます。また、「誰が」「誰を」「どのように」支援するかを決定する過程において、避難を支援する側とされる側が顔を合わせて協議することで、実際に避難等が必要になった場合のスムーズな行動につなげることも、避難計画をあらかじめ作成しておく目的のひとつです。

2 個別支援計画の作成

市で把握している要配慮者の中で、避難行動要支援者名簿に登録し、情報提供に同意した避難行動要支援者について個別の避難支援計画を作成します。計画は、避難行動要支援者本人が住んでいる地区の自主防災組織を中心に、自治会、民生委員、市役所、社会福祉協議会、消防、警察その他避難支援等関係者と本人が協議しながら作成します。

また、個別支援計画を作成するにあたり、計画がスムーズに作成されるよう、その調整等を行う者（以下、「コーディネーター」という。）を置きます。コーディネーターは、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合わせの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整を行うとともに、それぞれの個別支援計画が実効性のあるものとなるよう様々な調整を行います。

3 個別支援計画の内容

個別支援計画には以下の内容を記載します。

- 避難行動要支援者名簿情報（住所、氏名、連絡先、支援が必要な理由など）
- 避難支援等関係者（避難に際して避難行動要支援者に連絡する者、避難支援を行う者）
 - 避難先、避難経路
 - 避難支援の方法
 - 発災時に本人と連絡がとれない場合の対応
 - 避難支援時に留意する点
 - 避難する際に携行しなければならないもの（薬、装具等）の有無
 - その他、避難支援を行う際に必要な情報

第4章 発災後の対応

1 避難のための情報伝達と安否確認

避難準備情報（避難勧告又は避難指示に先立つ、避難行動要支援者に対する事前の避難に関する情報をいう。）避難指示（災害対策基本法第60条第1項に規定する避難のための立退きの指示をいう。）が発表され、当該情報が避難地区住民に周知された場合には、個別支援計画で指定された避難支援等関係者が、個別支援計画に記載された方法で避難行動要支援者へ当該情報を伝達します。ただし、指定された方法で情報を伝達することが困難な場合には他の有効な手段を用いることとします。また、個別に情報を伝達する必要がない避難行動要支援者に対しても、自らが情報を取得できるよう多様な手段を活用して情報伝達を行います。さらに広く高齢者、障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に情報が伝わるように配慮します。

また、避難支援者は、情報を伝達する際に避難行動要支援者の安否確認を行います。その際、避難行動要支援者本人や周囲の状況の確認も行い、以降の避難支援について支援計画どおりに行うことが適切であるかどうか検討します。

2 避難行動要支援者の避難支援

災害に際して避難が必要になった場合、避難支援等関係者は個別支援計画に従って避難支援を行います。ただし、個別支援計画に従うことが困難な場合や、個別支援計画で決められた避難場所や避難経路などが現状に照らして適切でない場合は、状況に応じた避難支援を行うこととします。また、避難支援等関係者による支援の実施が困難な場合には、自主防災組織へ連絡し、協力を求めます。避難支援等関係者は全ての場面において、決して無理な行動はとらず、周囲の協力を求めるなどして、できるだけ安全な対応を行うことが重要です。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿に記載されている者の生命又は身体を保護するために必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用するために名簿情報を避難行動等支援者へ提供します。

4 避難支援等関係者の安全の確保

避難支援とは、避難しようとする人を支援するものであり、避難の完了を約束したり、避難を拒否する人の避難支援を約束したりするものではありません。もちろん、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難の支援をできる限り行いますが、避難支援等関係者自身と自身の家族等の生命及び身体の安全を守ることが優先されます。このことについては、避難行動要支援者名簿への登録の際に理解を求めるとともに、個別避難計画を作成する過程でも十分に理解してもらうよう、関係者に説明します。

5 福祉避難所の設置

東日本大震災では、当市において複数の方が、避難所での厳しい生活環境が原因で亡くなり、災害関連死と認定されています。このような災害関連死を防ぐため、市内9か所の施設を福祉避難所として指定しました。福祉避難所では、要配慮者の生活支援・心のケア・相談等を行います。

(1) 福祉避難所への避難の流れ

1. 一般の避難所において、市職員等が避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定します。
2. 福祉避難所は避難スペースの確保、スタッフの配置など受け入れ態勢が整った段階で開設し、決定された避難対象者を受け入れます。(介護などを必要とする避難対象者の場合、介護する家族を含めて福祉避難所への避難が可能です。) 避難行動要支援者の搬送については、福祉事務所の職員が中心となって行います。

市内の福祉避難所は以下のとおりです。

施設名	住所	運営主体	避難対象
大松	釜石市甲子町 第3地割139番地	社会福祉法人 豊心会	知的障がい者
釜石いこいの家	釜石市定内町 4丁目9番15号	釜石いこいの家 運営委員会	知的障がい者
釜石市身体障害者 福祉センター	釜石市上中島町 4丁目2番40号	釜石市	身体障がい者
特別養護老人ホーム アミーガはまゆり	釜石市小佐野町 3丁目9番50号	社会福祉法人 楽水会	特別な配慮を要する高齢者

特別養護老人ホーム 仙人の里	釜石市甲子町 第 7 地割 144 番地 4	社会福祉法人 陽風会	特別な配慮 を 要する高齢 者
特別養護老人ホーム あいぜんの里	釜石市大字平田 第 2 地割 51 番地 7	社会福祉法人 清風会	特別な配慮 を 要する高齢 者
養護老人ホーム 五葉寮	釜石市鶉住居町 第 2 地割 20 番地 1	社会福祉法人 愛恵会	特別な配慮 を 要する高齢 者
釜石市老人福祉センター	釜石市甲子町 第 8 地割 178 番地	釜石市	特別な配慮 を 要する高齢 者
釜石市ふれあい交流センター 清風園	釜石市甲子町 第 8 地割 178 番地 30	釜石市	特別な配慮 を 要する高齢 者

6 避難所等における配慮

避難場所において、個別避難支援計画が準備されている避難行動要支援者についてはその情報を避難支援等関係者から避難所の責任者へ引き継ぐものとします。引き継ぎを受けた責任者は、その情報を適切に管理するとともに、当該避難行動要支援者の避難生活についてできるだけ配慮を行い、あわせて他の避難者にも協力を求めます。

避難場所における避難者への情報提供については、避難行動要支援者にも情報が確実に伝わるよう、文字、音声、手話など様々な方法を用います。また、日本語が不自由な外国人については、必要に応じて通訳などの協力を求めます。

釜石市避難支援登録申請書（登録カード）

年 月 日

釜石市長 様

災害発生時には、避難を支援する方自身やその家族の安全が前提のため、この申請によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることが保証されるものではなく、また、避難を支援する方は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解した上で、災害対策基本法の第 49 条の 10 から第 49 条の 13 に基づく釜石市避難行動要支援者支援計画の趣旨に賛同し、避難行動要支援者名簿に登録することを希望します。また、私が届け出た次の個人情報を市が避難支援等関係者に提供することに同意します。

地区名	(町名+丁目・番 / 町名+地割)		自治会名	(所属する町内会等の名称)	
避難行動 要支援者 (本人)	<input type="checkbox"/> 高齢者 (<input type="checkbox"/> 要介護 [区分:] ・ <input type="checkbox"/> 要支援 [区分:] ・ <input type="checkbox"/> 一人暮らし ・ <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯				
	<input type="checkbox"/> 障がい者 (<input type="checkbox"/> 身体: 障がいの内容 _____ 等級:) (<input type="checkbox"/> 知的: 程度 <input type="checkbox"/> 最重度 ・ <input type="checkbox"/> 重度) (<input type="checkbox"/> 精神: 障がいの内容 _____ 等級:)				
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)				
フリガナ			男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成
氏名	⑩			年月日	年 月 日
住所				TEL	
				FAX	
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名			続柄	
	住所			TEL	
	氏名			続柄	
	住所			TEL	
家族構成・同居状況等					
居住建物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 (階建) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 (階建) <input type="checkbox"/> 鉄筋造 (階建)			
普段いる部屋		階の	寝室の位置	階の	
日中活動している場所			緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
特記事項					
避難準備 情報等の	①	フリガナ			自主防災組織代表 (町内会長等)
		氏名			TEL

情報伝達者(兼)避難支援者		住所	
	②	フリガナ	民生委員
		氏名	TEL
		住所	

1. 避難行動要支援者本人情報

血液型	A ・ B ・ O ・ AB			RH (+ ・ -)		
治療中の疾患 ・合併症	疾患名		治療内容		備考	
	主治医又は病院名					
服用薬の種類等	薬名	量	形(色)	服薬時間	作用	
				朝・昼・夕		
				朝・昼・夕		
				朝・昼・夕		
				朝・昼・夕		
				朝・昼・夕		
	服薬上の注意等					
	薬局又は病院名		TEL			
TEL						
TEL						
TEL						
補装具及び医療的ケアに必要な物品	メーカー名	商品名	サイズ等	取引先電話番号		
				TEL		
				TEL		
				TEL		
福祉サービス提供事業者名	①	TEL				
	②	TEL				

2. 避難場所及び担当班

避難場所			
避難場所の担当班			
備考			

--	--

3. その他

釜石市災害時避難行動要支援者名簿（個人情報提供承諾者用）

地区名		自主防災組織等代表 (町内会長等)		連絡先	
-----	--	----------------------	--	-----	--

No	要支援者氏名	性別	住所	生年月日	要支援者の状況	TEL	FAX	緊急時の家族等連絡先				情報伝達補助員(兼)避難支援補助員				民生委員氏名	備考
								①氏名	①連絡先	②氏名	②連絡先	①氏名	②氏名	③氏名	④氏名		

2-8 食料・生活必需品等の備蓄計画

2-8-1 拠点避難所備蓄倉庫 備蓄物資一覧（18箇所）

(1) 共通備品一覧

発電機	マスク
コードリール	ウェットティッシュ
照明（屋内外兼用）	トイレトペーパー
照明（可搬）	手指消毒液
トイレ薬剤	皿・ハシ
トイレ便座	タオル
トイレ居室	防寒着
パーテーション（世帯）	Tシャツ
パーテーション（多目的）	下着
メガホン	ジャージ・スウェット上下
ゴミ袋	救急セット
オムツ（大人用）	給水袋
生理用品	ラジオ

・防災行政無線移動系、衛星携帯電話、テレビ、ジェットヒータを施設に配備

(2) 飲料水・食料・毛布の備蓄数量

・飲料水 5,450ℓ（500ml×10,900本）

・食料 13,600食（パン7,600食・その他主食類2,000食・アルファ米4,000食）

・毛布（寝袋含む） 約8,000枚

※飲料水・食料・毛布については、拠点避難所等に分散備蓄している。



2-8-2 孤立津波災害指定緊急避難場所 備蓄倉庫一覧

設置避難場所 26 箇所	
地 区	避 難 場 所 名
新浜町	岬林道
	滝の沢高台
東前町	東前不動沢
浜町	はまっこ児童公園
松原町	松原公園奥高台
平田(尾崎白浜)	尾崎白浜集会所前広場
平田(佐須)	佐須トンネル付近
両石町	あさひ公園
鵜住居町	かまいしワーク・ステーション広場
	本行寺奥三陸道
	常楽寺墓地裏高台
	麓山神社境内
鵜住居町(根浜)	根浜集会所
箱崎町(箱崎)	上前高台
	ヨコゼ沢高台
箱崎町(桑ノ浜)	桑ノ浜トンネル方向高台
箱崎町(箱崎白浜)	御箱崎の宿前広場
箱崎町(仮宿)	仮宿高台
片岸町	不動沢
	道地沢団地
片岸町(室浜)	観世音神社境内
唐丹町(花露辺)	花露辺集会所前広場
唐丹町(本郷)	本郷元青年クラブ集会所広場
唐丹町(片岸)	片川集会所前広場
唐丹町(大石)	大石地域交流センター広場
八雲町	八雲神社境内

備蓄品一覧(1 箇所当たり)	
品 名	数 量
タクボ物置 防災倉庫 (外寸 約 3m×3m×2.6m)	1 棟
災害備蓄用毛布	30 枚
アルファ米	2 箱
パン	2 箱
保存水(500ml×24 本入)	5 箱
インバーター発電機 1,600W	1 台
ハロゲン投光器	1 台
投光器用三脚	1 台
コードリール(防雨型)	1 台
ガソリン缶詰(1L×4 缶入)	2 箱
2LED ダイナモラジオライト	1 個
強力ライト	1 個
アルカリ乾電池(単 1 型)	10 本
キャンプ用テント(6 人用)	3 張
防災行政ラジオ	1 個
皿・ハシ	20 組
ウェットティッシュ	2 巻
オムツ(大人用・男女兼用)	2 枚
タオル	20 枚
マスク	100 枚
手指消毒液	3 個
生理用品	5 個
Tシャツ	18 着
ジャージ・スウェット上下	20 組
下着	25 着
防寒着	9 着

2-9 孤立化対策計画

2-9-1 災害時孤立化想定地域

No	対象地域(集落名)	当該住所
1	室浜	片岸町10地割
2	箱崎	箱崎町5～12地割
3	箱崎白浜	箱崎町1～3地割
4	仮宿	箱崎町4地割
5	桑ノ浜	箱崎町13地割
6	尾崎白浜	平田7、8地割
7	佐須	平田9地割
8	花露辺	唐丹町花露辺
9	大石	唐丹町大石、向、屋形
10	青ノ木	橋野町1～3地割
11	和山	橋野町15～18地割
12	能舟木、中村	橋野町5～10地割
13	古里、横内	橋野町23～28地割
14	荻の洞、沢、太田林、沢桧、早栃	橋野町29～43地割
15	外山	鶯住居町30地割
16	女遊部	両石町4、5地割
17	上小川(小浜、小川温泉)	甲子町16地割
18	大橋	甲子町1地割
19	鍋倉	唐丹町字川目
20	山谷、落合	唐丹町山谷
21	荒金	唐丹町上荒川の一部

2-15 風水害予防計画

2-15-1 ひ管・水門箇所一覧表

設置箇所		種別	呼称	型式	管理委託先	閉鎖	担当課	クラス	竣工年度
鵜住居川	鵜住居町	ひ管	河川水門 8号	フラップ	釜石市消防団第6分団	—	建設課	河 B	
〃	〃	ひ門	〃 23号	スルース	〃	—	〃	河 A	H25
〃	栗林町	〃	〃 24号	スルース	釜石市消防団第7分団	5秒	〃	河 A	S51
〃	鵜住居町	〃	〃 25号	フラップ	釜石市消防団第6分団	—	〃	河 B	
〃	〃	〃	〃 27号	スルース	〃	5秒	〃	河 A	
〃	〃	〃	〃 29号	スルース	〃	5分	〃	河 A	S55
〃	〃	ひ管	〃 46号	フラップ	〃	—	〃	河 B	S62
〃	〃	ひ門	〃 47号	スルース	〃	5秒	〃	河 A	S62
〃	〃	ひ管	〃 48号	フラップ	〃	—	〃	河 B	S62
〃	〃	〃	〃 49号	〃	〃	—	〃	河 B	S62
〃	〃	ひ門	〃 50号	スルース	〃	5秒	〃	河 A	S62
〃	〃	水門	〃 60号	〃	〃	—	〃	河 A	H26
〃	〃	ひ管	〃 76号	フラップ	〃	—	〃	河 B	
〃	〃	〃	〃 77号	〃	〃	—	〃	河 B	
〃	〃	水門	〃 80号	スルース	〃	—	〃	河 A	
〃	〃	ひ管	〃 81号	フラップ	〃	—	〃	河 B	
長内川	〃	ひ門	〃 20号	スルース	〃	5秒	〃	河 A	H26
〃	〃	〃	〃 43号	〃	〃	3分	〃	河 A	S61
水海川	両石町	〃	〃 30号	フラップ	〃	—	〃	河 B	S55
〃	〃	〃	〃 31号	〃	〃	—	〃	河 B	S55
〃	〃	〃	〃 32号	〃	〃	—	〃	河 B	S55
〃	〃	〃	〃 33号	〃	〃	—	〃	河 B	S55
甲子川	礼ヶ口町	ひ管	〃 7号	〃	釜石市消防団第2分団	—	〃	河 B	
〃	定内町	ひ門	〃 16号	〃	釜石市消防団第4分団	—	〃	河 B	
〃	〃	〃	〃 17号	〃	〃	—	〃	河 B	

設置箇所		種 別	呼 称	型式	管理委託先	閉 鎖	担当課	クラス	竣工年度
甲子川	定内町	ひ門	河川水門 18号	フラップ	釜石市消防団第4分団	—	建設課	河 B	
〃	〃	〃	〃 19号	〃	〃	—	〃	河 B	
〃	千鳥町	〃	〃 39号	スルース	釜石市消防団第2分団	1分	〃	河 A	S58
〃	駒木町	ひ門	〃 40号	スルース	釜石市消防団第1分団	—	〃	河 A	S58
〃	〃	ひ管	〃 41号	フラップ	〃	—	〃	河 B	S58
〃	〃	〃	〃 42号	〃	〃	—	〃	河 B	S58
〃	千鳥町	ひ門	〃 45号	引 戸	釜石市消防団第2分団	5秒	〃	河 A	S62
〃	〃	水門	〃 57号	〃	〃	—	〃	河 A	H 5
〃	〃	〃	〃 58号	〃	〃	—	〃	河 A	H 5
〃	〃	〃	〃 59号	〃	〃	—	〃	河 A	H 5
〃	松原町	水門	〃 67号	スルース	釜石市消防団第3分団	—	〃	河 A	H24
〃	〃	ひ門	〃 69号	〃	〃	—	〃	河 A	H24
〃	〃	〃	〃 70号	〃	〃	—	〃	河 A	H24
〃	鈴子町	ひ管	〃 71号	フラップ	釜石市消防団第1分団	—	〃	河 B	H 8
〃	〃	〃	〃 72号	〃	〃	—	〃	河 B	H 8
〃	大渡町1丁目	水門	〃 83号	引 戸	〃	—	〃	河 A	R 5
小川川	小佐野町	ひ門	〃 2号	〃	釜石市消防団第4分団	—	〃	河 B	S35
〃	〃	〃	〃 3号	フラップ	〃	—	〃	河 B	S35
〃	〃	〃	〃 4号	〃	〃	—	〃	河 B	S35
〃	甲子中小川	〃	〃 5号	〃	〃	—	〃	河 B	S35
〃	〃	〃	〃 13号	〃	〃	—	〃	河 B	
〃	小佐野町	〃	〃 21号	スルース	〃	—	〃	河 A	H10
片岸川	唐丹町	ひ管	〃 10号	フラップ	釜石市消防団第8分団	—	〃	河 B	H24
〃	〃	ひ門	〃 26号	スルース	〃	—	〃	河 A	H24
熊野川	〃	ひ管	〃 79号	フラップ	〃	—	〃	河 B	

2-15-2 釜石市河川水門等管理要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 53 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日告示第 87 号

(題名改称)

釜石市河川水門管理要領(昭和 54 年釜石市告示第 104 号)の全部を改正する。

(管理の原則)

第 1 条 河川に設置されている水門、ひ門及びひ管(以下「水門等」という。)の管理を委託された者(以下「水門等管理者」という。)は、洪水、高潮、津波等(以下「洪水等」という。)による災害から国土、公共物及び住民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように水門等を維持管理しなければならない。

(平26告示87・旧第1・一部改正)

(平常時における管理)

第2条 水門等管理者は、平常時における管理業務を次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
- (2) 前号の規定により水門等を巡視したときは、河川水門等巡視記録(様式第1号)を作成し、備えておくものとする。
- (3) 水門等管理者は、毎年度3回(原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、水門等のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する水門等(以下「潮位関連水門等」という。)にあつては、原則として7月、11月及び翌年3月とする。)以上水門等の開閉部分の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。以下同じ。)を行うものとする。

(平26告示87・旧第2・一部改正)

(警戒勤務)

第3条 水門等管理者は、次の各号に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務に入るものとする。

- (1) 次に掲げる気象予報又は気象警報が発表された場合
 - ア 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報(潮位関連水門等の場合に限る。)
 - イ 気象警報、浸水警報、洪水警報
 - ウ 高潮警報、津波警報、波浪警報(潮位関連水門等の場合に限る。)
- (2) 洪水予報又は水防警報が発表された場合
- (3) 河川の水位が警戒水位に達した場合
- (4) 海水に著しい変動があつた場合(潮位関連水門等の場合に限る。)
- (5) 相当規模の地震が発生した場合
- (6) 特に市長が指示した場合

(平26告示87・旧第3・一部改正)

(水門等の操作)

第4条 水門等管理者は、警戒勤務における水門等の操作を次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
- (2) 夜間に備えて照明器具を準備しておくこと。
- (3) 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがあるときは、避難を優先すること。

(平26告示87・旧第4・一部改正)

(警戒勤務の解除)

第5条 水門等管理者は、第3条の規定により警戒勤務に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務を解除し、水門等を開放しておくこと。

(平26告示87・旧第5・一部改正)

(報告)

第6条 水門等管理者は、毎年度4月5日までに当該年度の河川水門等管理体制(変更)報告書(様式第2号)を市長に提出するものとし、年度途中において水門等管理体制に変動が生じたときも、その都度提出するものとする。

2 水門等管理者は、第2条第3号に規定する試運転を行ったときは、河川水門等開閉操作報告書(様式第3号)を、当該試運転の日後5日以内に市長に提出しなければならない。

3 水門等管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに電話等で市長に通報するものとする。

- (1) 水門等の異状を発見したとき。
- (2) 第3条の規定に基づき、警戒勤務に入ったとき。
- (3) 前条の規定に基づき、警戒勤務を解除したとき。

(平26告示87・旧第6・一部改正)

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第87号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

河川水門等巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名：
-------	---------

巡視状況	水門、ひ門又はひ管名	巡視結果	※対応状況(有の場合のみ)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
	<p>※対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すこと。</p> <p>1 障害物等の除去を行うなど、水門等を閉鎖できるように対応した。</p> <p>2 障害の状況を市長へ報告した。</p> <p>(連絡日時、相手の氏名： 年 月 日 時 分 氏名)</p> <p>3 その他(以下に状況を記載のこと。)</p>		

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

釜石市長 あて

住 所
氏 名

印

河川水門等管理体制(変更)報告書

このことについて、釜石市河川水門等管理要綱第6条第1項の規定により 年度
の管理体制(変更)を報告します。

水門、ひ門 又はひ管名	河川名及び 設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管 理 操 作 担 当 者 氏 名	試運転予定年月日 その他管理方法

年 月 日

釜石市長 あて

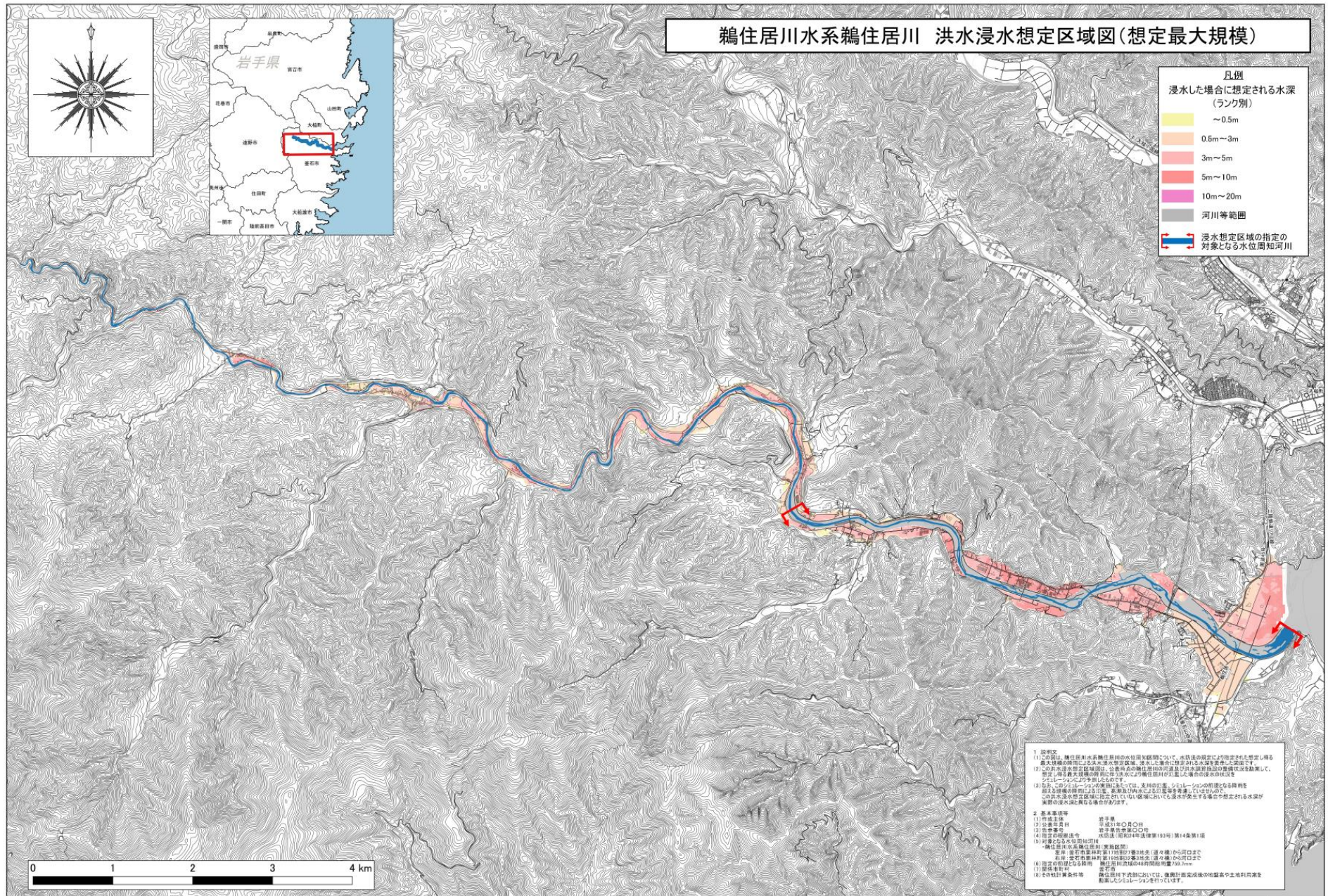
住 所
氏 名 印

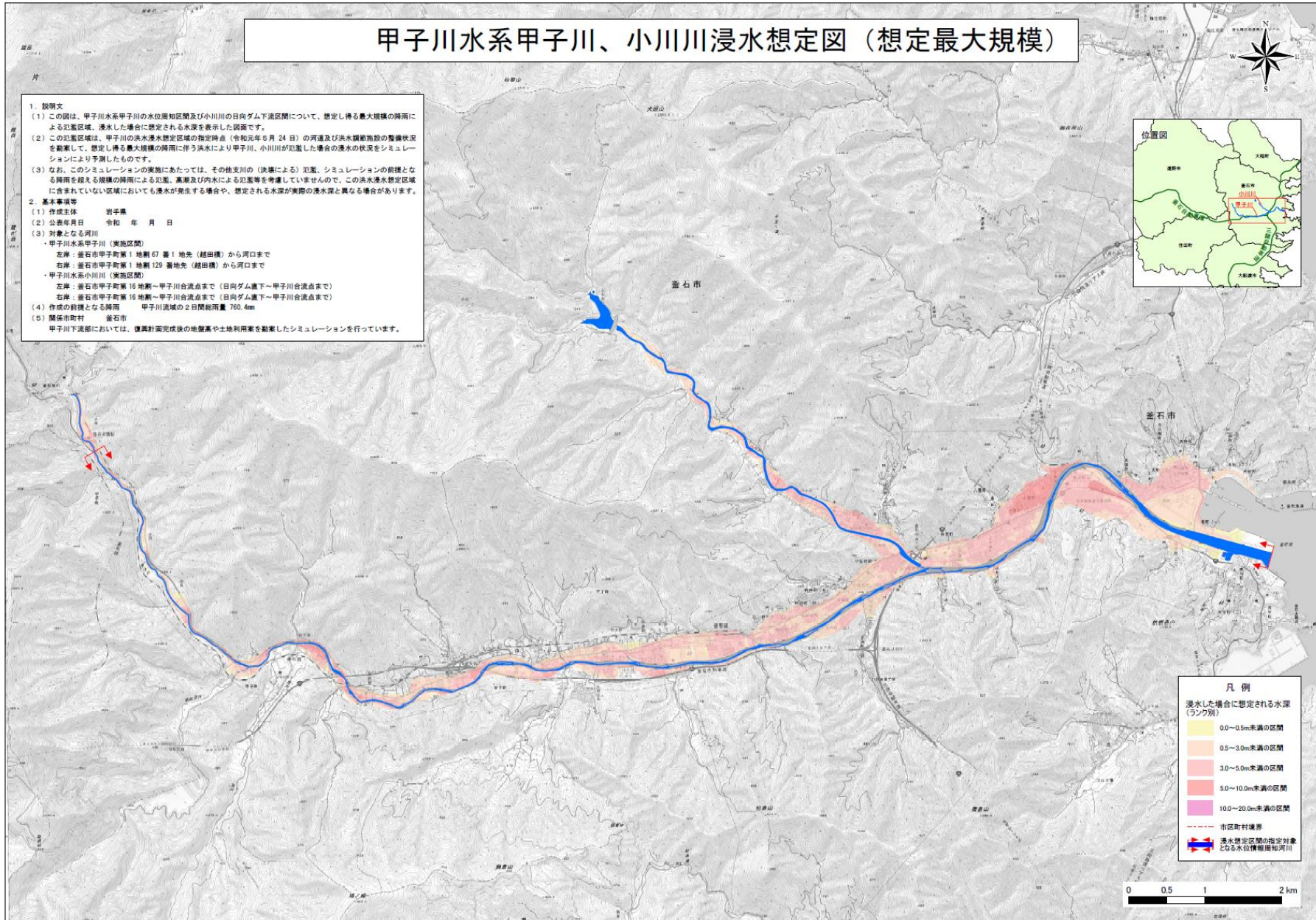
河川水門等開閉操作報告書

このことについて、釜石市河川水門等管理要綱第6条第2項の規定により報告します。

水門、ひ門又はひ管名	河川名及び設置場所	型 式	開閉方法	門数	試 運 転 の 年 月 日	試運転の結果及び水門等の異状の有無並びに措置

注) 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置の欄には、具体的に記入すること。





2-15-6 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	河川名	名称	所在地	分類	施設種別
1	甲子川	特別養護老人ホームアミーガはまゆり	小佐野町 3-9-50	高齢者福祉 関連施設	介護老人福祉施設
2	鵜住居川	養護老人ホーム五葉寮	鵜住居町 2-20-1	〃	養護老人ホーム
3	甲子川	老人保健施設はまゆりケアセンター	小佐野町 4-3-7	〃	介護老人保健施設・通所リハビリテーション・短期入所療養介護
4	甲子川	老人保健施設フレールはまゆり	小佐野町 3-9-1	〃	〃
5	鵜住居川	地域密着型介護老人福祉施設三峯の杜	鵜住居町 2-22-1	〃	地域密着型介護老人福祉施設
6	甲子川	グループホーム ハイムはまゆり	小佐野町 3-9-2	〃	認知症対応型共同生活介護 (休止中)
7	甲子川	スマートホーム・パティオ	小佐野町 2-3-39	〃	認知症対応型共同生活介護
8	甲子川	グループホームやかた	大町 3-9-16	〃	認知症対応型共同生活介護
9	鵜住居川	グループホームさわこ	栗林町 9-10-9	〃	〃
10	甲子川	グループホームさくら	甲子町 5-2-4	〃	〃
11	小川川	グループホーム・ファミリア	甲子町 15-86-5 カサ・デ・ファミリア 3F	〃	〃
12	甲子川	看護小規模多機能ホームやかた	大町 3-9-16	〃	看護小規模多機能型居宅介護
13	甲子川	リハビリデイサービス sqoo 釜石	中妻町 2-14-14	〃	〃
14	甲子川	デイサービスやかた	大町 3-9-16	〃	認知症対応型通所介護
15	鵜住居川	五葉寮いきいきデイサービスセンター	鵜住居町 2-20-1	〃	通所介護
16	甲子川	ニチイケアセンター釜石	中妻町 1-12-2	〃	〃
17	甲子川	アミーガはまゆりデイサービスセンター	小佐野町 3-9-50	〃	〃
18	甲子川	デイサービスセンターさくら	甲子町 10-311-2	高齢者福祉 関連施設	通所介護

番号	河川名	名称	所在地	分類	施設種別
19	甲子川	アミーガはまゆり指定短期入所生活介護事業所	小佐野町 3-9-50	〃	短期入所生活介護
20	鵜住居川	ショートステイ三峯の杜	鵜住居町 2-22-1	〃	〃
21	小川川	カサ・デ・ファミリア	甲子町 15-86-5	〃	有料老人ホーム
22	甲子川	住宅型有料老人ホーム ハピネスさくら	甲子町 10-311-2	〃	〃
23	甲子川	すくすく親子教室	上中島町 3-5-17	障がい者 福祉関連 施設	障害児通所支援施設
24	甲子川	まりん	甲子町 10-599-1	〃	障がい者デイサービス、障がい児 一時預かり
25	鵜住居川	児童デイサービスさんこ ま	橋野町 9-44-7	〃	児童発達支援、放課後等デイサー ビス
26	甲子川	釜石市福祉作業所	千鳥町 1-1-6	〃	障がい者就労支援施設
27	甲子川	つくし共同作業所	定内町 1-7-13	〃	〃
28	甲子川	まごころ就労支援センタ ー釜石	甲子町 2-12-1	〃	〃
29	甲子川	地域活動支援センターふ るはと	野田町 3-4-24	〃	障がい者デイサービス、障がい児 一時預かり
30	甲子川	地域活動支援センター釜 石	定内町 1-8-10	〃	〃
31	甲子川	自立訓練釜石事業所	定内町 1-8-10	〃	自立訓練(生活訓練)
32	甲子川	釜石市身体障害者福祉セ ンター	上中島町 4-2-40	〃	通所支援施設
33	甲子川	グループホームくろーば ー	野田町 3-4-24	〃	障がい者グループホーム
34	甲子川	グループホームくろーば ーセカンド	野田町 1-1-32	〃	〃
35	甲子川	メゾン・ラ・ポール	定内町 1-8-10	〃	地域活動支援センター・障がい児 一時預かり
36	甲子川	かみくり荘	小佐野町 2-4-8	〃	障がい者グループホーム

番号	河川名	名称	所在地	分類	施設種別
37	甲子川	かまいしこども園	天神町 5-13	児童福祉 施設	認定こども園
38	甲子川	甲東こども園	野田町 4-6-8	〃	〃
39	甲子川	神愛こども園	上中島町 4-2-20	〃	〃
40	甲子川	市立上中島こども園	上中島町 3-5-17	〃	〃
41	甲子川	正福寺幼稚園	甲子町 10-8-4	〃	〃
42	甲子川	中妻子供の家保育園	中妻町 1-13-22	〃	保育所
43	甲子川	小佐野保育園	小佐野町 3-4-10	〃	〃
44	鵜住居川	鵜住居保育園	鵜住居町 3-10	〃	〃
45	小川川	ピッコロ子ども倶楽部 桜木園	小川町 1-5-18	〃	〃
46	甲子川	虹の家	中妻町 1-16-10 高橋ビル 1 階	〃	小規模保育事業所
47	甲子川	スクルドエンジェル保育 園かまいし園	甲子町 9-12-1	〃	〃
48	甲子川	きらきら保育園	定内町 2-11-15	〃	〃
49	甲子川	県立釜石病院つくし保育 所	甲子町 10-483-6	〃	認可外保育施設
50	甲子川	かまいしこども園子育て 支援センター	天神町 5-13		子育て支援センター
51	甲子川	かっし子育て支援センタ ー	甲子町 10-8-4	〃	〃
52	甲子川	中妻子供の家子育て支援 センター	中妻町 1-13-22	〃	〃
53	鵜住居川	鵜住居保育園子育て支援 センター	鵜住居町 3-10	〃	〃
54	甲子川	上中島児童館	上中島町 3-5-19	〃	児童館
55	鵜住居川	栗林児童館	栗林町 8-51	〃	児童館

番号	河川名	名称	所在地	分類	施設種別
56	鵜住居川	栗林学童育成クラブ	栗林町 8-51	〃	学童育成クラブ
57	甲子川	双葉学童育成クラブ	新町 1-58 (双葉小学校内)	〃	〃
58	甲子川	小佐野学童育成クラブ	小佐野町 3-5-37	〃	〃
59	甲子川	甲子学童育成クラブ	甲子町 9-87-3	〃	〃
60	甲子川	双葉小学校	新町 1-58	教育施設	小学校
61	甲子川	小佐野小学校	小佐野町 3-5-37	〃	〃
62	鵜住居川	栗林小学校	栗林町 16-46	〃	〃
63	甲子川	釜石中学校	中妻町 1-6-8	〃	中学校
64	甲子川	甲子中学校	甲子町 9-156	〃	〃
65	甲子川	釜石高等学校	甲子町 10-614-1	〃	高等学校
66	甲子川	岩手県立釜石病院	甲子町 10-483-6	医療施設	病院
67	甲子川	釜石厚生病院	野田町 1-16-32	〃	〃
68	甲子川	せいてつ記念病院	小佐野町 4-3-7	〃	〃
69	甲子川	釜石のぞみ病院	大渡町 3-15-26	〃	〃

2-16 津波・高潮災害予防計画

2-16-1 海岸保全区域指定延長調

所管別	地区海岸名	海岸線の延長 (m)	保全区域指定済 延長 (m)	備考
国土交通省	鵜住居地区(片岸)	820	820	
	両石地区(水海)	1,340	1,340	
	平田地区(青出浜)	120	120	
	小白浜地区	476	476	
	須賀地区	2,658	1,010	
	大平地区	1,580	867	
	湾口地区	5,184	4,512	
水産庁	箱崎地区	3,005	750	
	白浜(鵜住居)地区	1,260	368	
	両石地区	2,430	507	
	唐丹地区	3,410	176	
	小白浜地区	5,100	445	
	室浜地区	970	284	
	仮宿地区	813	164	
	桑の浜地区	1,022	173	
	釜石地区	2,750	2,115	
	嬉石地区	1,031	500	
	平田地区	5,352	538	
	白浜(釜石)地区	3,620	216	
	佐須地区	2,411	141	
農林水産省	本郷地区	0	246	
	下荒川地区	347	348	
計		45,699	16,116	

2-16-2 海岸防潮堤防設置一覽

※下記一覽は東日本大震災によって倒壊した施設も含んでおり数値は震災以前のものである。

所管別	地区名	堤防延長 (m)	堤高(T.P) (m)	門扉		施行年度	管理者
				水門	扉門		
国土交通省	鵜住居地区	760.5	6.40	2		昭36～48	岩手県
	小白浜地区	473.6	11.80	1	2	昭44～55	〃
	水海地区	250.0	12.00	1	2	昭56～63	〃
	湾口地区	1,960.0				昭53～平20	〃
	須賀地区	1,216.0	4.00	1	15	昭47～51	〃
	大平地区	841.0	4.14		3	昭45～48	〃
水産庁	室浜地区	284.0	14.50	2		平23～令1	釜石市
	箱崎地区	749.3	14.50	2	2	平23～令1	岩手県
	白浜(鵜住居)地区	367.6	14.50	2	—	平23～平30	岩手県
	仮宿地区	163.8	12.00			平23～平29	釜石市
	桑の浜地区	172.5	12.00	1	1	平23～令1	〃
	両石地区	507.0	12.00	1	—	平23～令2	岩手県
	釜石地区	1919.1	6.10	11	8	平23～令2	〃
	嬉石地区	500.1	6.10	1	1	平23～令1	釜石市
	平田地区	537.5	6.10	1	1	平23～令2	〃
	白浜(釜石)地区	215.5	6.10	1	—	平23～令1	〃
	佐須地区	141.4	14.5	1	—	平23～令1	〃
小白浜地区	445.1	14.50	1	3	平23～令1	岩手県	
農林水産省	本郷地区	246.0	14.50	1	2	昭41～44 昭51～55 平25～30	〃
	下荒川地区	1,124.0	14.50	3		昭35～40 昭43～44 平10～29	〃
林野庁	根浜地区	573.1	5.60			昭37～40 昭56～57 平25～27	〃

(管理の原則)

第 1 条 海岸に設置されている水門及びひ門(以下「水門等」という。)の管理を委託された者(以下「水門等管理者」という。)は、津波、高潮その他海水の変動による被害から、国土並びに住民の生命、身体及び財産を守るため水門等を適正に維持管理しなければならない。

(平常時における管理)

第 2 条 水門等管理者は、平常時における管理業務を次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 水門等を支障なく閉鎖できるように随時巡視点検すること。

(2) 水門等の自動開閉装置の導水部分及び開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。

(3) 水門等の開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。以下同じ。)を毎年度 3 回(原則として 7 月、11 月及び 3 月とする。)以上行うこと。

2 前項第 1 号の規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録(様式第 1 号)を作成し、備えておくものとする。

3 水門等の開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。以下同じ。)は、毎年度 3 回(原則として 7 月、11 月及び 3 月とする。)以上行うものとし、水門等管理者は、当該試運転に立ち会うものとする。

(報告)

第 3 条 水門等管理者は、毎年度 4 月 5 日までに、当該年度の海岸水門等管理体制(変更)報告書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 9 日告示第 8 号)

この告示は、令和 6 年 1 月 15 日から施行する。

海岸水門等巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名：
-------	---------

巡視状況	水門又はひ門名	巡視結果	※対応状況(有の場合のみ)	
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
			支障(有・無)	(1 ・ 2 ・ 3)
<p>※対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すこと。</p> <p>1 障害物等の除去を行うなど、水門等を閉鎖できるように対応した。</p> <p>2 障害の状況を市長へ報告した。</p> <p style="padding-left: 20px;">(連絡日時、相手の氏名： 年 月 日 時 分 氏名)</p> <p>3 その他(以下に状況を記載のこと。)</p>				

年 月 日

釜石市長 宛て

氏 名
住 所
印

海岸水門等管理体制(変更)報告書

このことについて、釜石市海岸水門等管理要綱第3条第1項(第2項)の規定により 年度の管理体制(変更)を報告します。

水門又は ひ 門 名	設置場所	型 式	開閉 方法	門 数	管理責任者 氏 名	管理担当者 氏 名	試運転予 定年月日 そ の 他 管理方法

2-16-4 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	名称	所在地	分類	施設種別
1	グループホーム ございしょの里	鶉住居町 23-21-1	高齢者福祉 関連施設	認知症対応型共同生活介護
2	グループホームやかた	大町 3-9-16	〃	〃
3	看護小規模多機能ホーム やかた	大町 3-9-16	〃	小規模多機能型居宅介護
4	小規模多機能センター 善	大字平田 3-29-10	〃	〃
5	ございしょの里 デイサービスセンター	鶉住居町 23-21-1	〃	地域密着型通所介護
6	リハビリデイサービス sqoo 釜石	中妻町 2-14-14	〃	〃
7	デイサービスセンター 善	大字平田 3-29-10	〃	〃
8	デイサービスやかた	大町 3-9-16	〃	認知症対応型通所介護
9	ニチイケアセンター釜石	中妻町 1-12-2	〃	通所介護
10	釜石市すくすく親子教室	上中島町 3-5-17	障がい者 福祉関連 施設	障がい児通所支援施設
11	釜石市福祉作業所	千鳥町 1-1-6	〃	障がい者就労支援施設
12	かまいしこども園	天神町 5-13	児童福祉 施設	幼保連携型認定こども園
13	かまいしこども園 子育て支援センター	天神町 5-13	〃	子育て支援センター
14	平田こども園	大字平田 4-10-2	〃	保育所
15	市立上中島こども園	上中島町 3-5-17	〃	幼保連携型認定こども園
16	中妻子供の家保育園	中妻町 1-13-22	〃	保育所
17	中妻子供の家保育園 子育て支援センター	中妻町 1-13-22	〃	子育て支援センター
18	虹の家	中妻町 1-16-10 高橋ビル 1階	児童福祉 施設	小規模保育事業所

番号	名称	所在地	分類	施設種別
19	平田学童育成クラブ	平田町 2-102	〃	学童育成クラブ
20	平田小学校	大字平田 2-102	教育施設	小学校
21	釜石中学校	中妻町 1-6-8	〃	中学校
22	釜石のぞみ病院	大渡町 3-15-26	医療施設	病院

2-17 土砂災害予防計画

2-17-1 土石流危険溪流

地区名	箇所番号	箇所名
■釜石地域		
新浜町	A140024	新浜の沢
	A140025	新浜の沢(2)
	A140026	新浜の沢(3)
	A140027	新浜の沢(4)
東前	A140028	東前の沢
	A140029	東前の沢(2)
	A140107	東前の沢(5)
	A140030	東前の沢(3)
	A140106	東前の沢(4)
浜町・魚河岸	A140032	浜町の沢(2)
	A140105	浜町の沢(3)
	A140031	浜町の沢
天神町	A140033	天神の沢
	A140034	天神の沢(2)
	A140035	天神の沢(3)
	A140036	天神の沢(4)
	A140104	天神東の沢
大只越町	A140040	大只越の沢(4)
	A140102	大只越の沢(5)
	A140103	大只越の沢(6)
	A140037	大只越の沢
	A140038	大只越の沢(2)
	A140039	大只越の沢(3)

大渡町	A140041	大渡の沢
鈴子町・岩井町	B139101	鈴子の沢(2)
	B139102	鈴子の沢
	B139103	岩井の沢
駒木町	A139062	駒木の沢
	A139063	駒木の木(2)
松原町	A140045	松原の沢(4)
	A140046	松原の沢(5)
	A140042	松原の沢
	A140043	松原の沢(2)
	A140044	松原の沢(3)
嬉石町	A140047	嬉石の沢
	A140048	嬉石の沢(2)
	A140049	嬉石の沢(3)
	A140050	嬉石の沢(4)
	A140051	嬉石の沢(5)
大平町	A140052	大平の沢
■平田地域		
下平田	A150001	平田の沢
	A150007	平田の沢(3)
	A150008	平田の沢(4)
	A150009	平田の沢(5)
	A150010	平田の沢(6)
	A150107	平田北の沢
	A150108	平田北の沢(2)
	B150102	平田の沢(7)
	J150107	平田東の沢

	J150108	平田南の沢
	J150109	平田西の沢
	J150110	平田西の沢(2)
	J150111	平田西の沢(3)
	J150112	平田西の沢(4)
	J150113	平田西の沢(5)
	J150114	平田西の沢(6)
上平田	A150002	上平田の沢(4)
	A150003	上平田の沢(5)
	A150004	上平田の沢(6)
	A150005	上平田の沢(7)
	A150106	上平田の沢(8)
	A140101	大向の沢
	A150109	大向の沢(2)
	A150006	平田の沢(2)
上平田 NT	A149014	上平田の沢
	A149015	上平田の沢(2)
	A149016	上平田の沢(3)
尾崎白浜	A150011	尾崎白浜の沢
	A150012	尾崎白浜の沢(2)
	A150013	尾崎白浜の沢(3)
	A150014	尾崎白浜の沢(4)
	A150015	尾崎白浜の沢(5)
	A150016	尾崎白浜の沢(6)
	A150017	尾崎白浜の沢(7)
	A150018	尾崎白浜の沢(8)
	A150019	尾崎白浜の沢(9)

	J150104	尾崎白浜の沢(10)
	J150105	黒崎南の沢
	J150106	黒崎南の沢(2)
佐須	A150020	佐須の沢
	A150022	佐須の沢(3)
	A150021	佐須の沢(2)
■中妻地域		
千鳥町	B139116	千鳥の沢
	B139117	千鳥の沢(2)
	B139115	千鳥の沢(3)
中妻町	A139054	中妻の沢
	A139059	中妻の沢(2)
八雲町	A139055	八雲の沢
	A139056	八雲の沢(2)
	A139057	八雲の沢(3)
	A139058	八雲の沢(4)
上中島町	A139053	上中島の沢(2)
源太沢町	A139047	源太沢
	A139048	源太沢(2)
	A139049	源太沢(3)
	A139052	源太沢(6)
	A139050	源太沢(4)
	A139051	源太沢(5)
新町・住吉町	A139042	新町の沢
	A139044	上中島の沢
	A139043	新町の沢(2)
礼ヶ口町	A139045	礼ヶ口の沢

	A139046	礼ヶ口の沢(2)
■小佐野地域		
小佐野町	A139020	定内の沢(3)
	A139021	定内の沢(4)
定内二・三丁目	A139022	向定内の沢
	A139023	向定内の沢(2)
	A139024	向定内の沢(3)
定内町大沢	A139101	向定内の沢(4)
	A149010	大沢
	A149013	大沢(4)
	A149108	大沢(5)
	A149011	大沢(2)
	A149012	大沢(3)
	J139101	向定内の沢(5)
定内(野田団地側)	A139019	定内の沢(2)
野田団地	A139019	定内の沢(2)
	A139018	定内の沢
野田町	A139014	野田の沢(3)
	A139017	野田の沢(6)
	A139013	野田の沢(2)
	A139015	野田の沢(4)
	A139016	野田の沢(5)
小川町	A139030	小川の沢
	A139032	小川の沢(3)
	A139034	小川の沢(4)
	A139035	小川の沢(5)
	A139036	小川の沢(6)

	A139037	小川の沢(7)
	A139039	小川の沢(9)
	A139040	小川の沢(10)
	A139041	小川の沢(11)
	A139105	小川の沢(12)
	B139114	小川西の沢
	A139038	沢山沢
桜木町	A139033	桜木の沢
上小川	A139025	上小川の沢
	A139026	小川川の沢(2)
	A139103	小浜の沢(3)
	B139105	上小川の沢(5)
	B139106	上小川の沢(3)
	B139107	小浜の沢(4)
	B139108	小浜南の沢
	B139110	小川南の沢(2)
	A139104	上小川の沢(6)
	B139109	小川南の沢
	B139111	小川川
	B139112	小浜の沢(2)
	B139113	上小川の沢(4)
	J139102	小浜東の沢
	J139103	小浜の沢
中小川	A139029	中小川の沢(3)
	A139028	中小川の沢(2)
	A139027	中小川の沢
	A139031	小川の沢(2)

梶が沢	A139012	野田の沢
■甲子地域		
松倉	A139011	松倉の沢(2)
	A139009	柏木野沢
	A139010	松倉の沢
	B149118	松倉の沢(3)
	B149119	松倉の沢(4)
大畑団地・坪内	A149007	大畑の沢
	A149008	大畑の沢(2)
	A149009	坪内の沢
	A149109	坪内の沢(2)
大洞	A149110	大洞の沢(2)
	A149111	大洞の沢
	A149112	大洞の沢(3)
	A149113	大洞の沢(4)
	A149114	大洞の沢(5)
	A149116	大洞西の沢(2)
	A149115	大洞西の沢
鍋倉	B149112	鍋倉の沢
大畑	A139006	大畑の沢
	A139007	大畑の沢(2)
	A139008	大畑の沢(3)
関沢	A139002	関沢
	A139003	関沢(2)
	A139004	関沢(3)
	A139005	関沢(4)
	B139104	関沢

	J149111	関沢南の沢
	J149112	関沢南の沢(2)
洞泉	A149002	一ノ渡沢(2)
	A149003	一ノ渡沢(3)
	A149004	洞泉の沢
	A149005	洞泉の沢(2)
一ノ渡	A149001	一ノ渡沢
砂子渡	A139001	荒川
	A139102	砂子渡の沢
大松	A138010	大松の沢
	A148011	大松の沢(2)
	J138101	枯松沢
唄貝	A138007	唄貝の沢
	A138102	唄貝の沢(5)
	B138101	唄貝の沢(3)
	B138102	唄貝の沢(2)
	B138110	唄貝の沢(4)
	J138105	唄貝東の沢
天洞	J138103	天洞の沢
	J138104	天洞の沢(2)
大橋	A138004	大橋の沢(2)
	A138005	大橋の沢(3)
	A138006	大橋の沢(4)
	A138101	大橋の沢(5)
	B138106	大橋の沢
	B138107	大橋の沢(6)
	B138108	大橋の沢(7)

	B138109	大橋の沢(9)
蟹岳	B138103	蟹岳の沢
	B138104	蟹岳の沢(2)
	B138105	蟹岳の沢(3)
	J138102	蟹岳の沢(4)
■鶴住居地域		
水海・女遊部	A140108	女遊部の沢(3)
	A140109	水海北の沢
	B139118	女遊部の沢
	B140102	水海南の沢(2)
	B140103	御在所沢
	A139106	女遊部の沢(2)
	A139107	両石西の沢
	B139119	女遊部の沢(4)
	B140101	水海南の沢
	J139104	女遊部南の沢
	J139105	女遊部南の沢(2)
	J139106	女遊部南の沢(3)
	J139107	女遊部北の沢
	J140101	両石東の沢
	J140102	両石東の沢(2)
	J140103	両石東の沢(3)
	J140104	両石東の沢(4)
	J140105	両石東の沢(5)
	J140106	両石東の沢(6)
	J140107	両石東の沢(7)
	J140108	両石東の沢(8)

	J140109	水海南の沢(3)
	J140110	水海南の沢(4)
	J140111	水海南の沢(5)
	J140112	水海南の沢(6)
	J140113	水海北の沢(2)
両石	A140019	両石の沢
	A140021	両石の沢(3)
	A140022	両石の沢(4)
	A140023	両石の沢(5)
	A140110	両石の沢(6)
	A140111	両石の沢(7)
	B140104	桑ノ浜沢(6)
	A140020	両石の沢(2)
	J140114	桑ノ浜沢(7)
新川原・谷地	A140005	新川原の沢(2)
	A140005-2	新川原の沢(2)-2
	B140112	谷地西の沢
	B140109	谷地東の沢
	B140110	谷地東の沢(2)
	B140111	谷地東の沢(3)
	J140119	谷地東の沢(4)
日向	A140004	新川原の沢
外山	A139064	外山の沢
新田神ノ沢	A140001	神ノ沢
	A140001-2	神ノ沢-2
	A140001-3	神ノ沢-3
	A140002	神ノ沢(2)

	A140003-1	新田の沢
	A140003-2	新田の沢-2
	A140121	新田の沢(2)
川目・日ノ神	A128011	日ノ神の沢
	B128218	田郷の沢
	B128219	田郷の沢(2)
	B128220	日の神沢(2)
	B139120	台の沢
	J128212	栗林北の沢
	J128213	栗林北の沢(2)
大田・長持	A128204	太田の沢(3)
	B128215	太田の沢
	B128216	太田の沢(2)
	B128217	太田の沢(4)
	J128201	長持の沢
	J128211	上栗林の沢(4)
根浜	A140006	根浜の沢
	A140120	根浜の沢(2)
	B140108	根浜の沢(3)
	J140118	駒ヶ崎の沢
箱崎	A140007	箱崎の沢
	A140008	箱崎の沢(2)
	A140009	箱崎の沢(3)
	A140115	箱崎東の沢
	A140116	沼川川
	A140117	箱崎南の沢
	A140118	箱崎西の沢

	A140119	箱崎北の沢
	J140116	箱崎東の沢
	J140117	箱崎東の沢(2)
桑ノ浜	A140016	桑ノ浜沢(2)
	A140017	桑ノ浜沢(3)
	A140018	桑ノ浜沢(4)
	B140105	桑ノ浜沢(5)
	A140015	桑ノ浜沢
箱崎白浜	A140010	箱崎白浜の沢
	A140011	箱崎白浜の沢(2)
	A140012	箱崎白浜の沢(3)
	A140013	箱崎白浜の沢(4)
	A140113	白浜東の沢
	A140114	白浜西の沢
	J140115	平磯崎の沢
仮宿	A140014	仮宿の沢
	A140112	仮宿の沢(2)
	B140106	仮宿の沢(3)
	B140107	仮宿東の沢
片岸	A129001	片岸の沢
	A129002	片岸の沢(2)
	A129003	片岸の沢(3)
	A129301	片岸東の沢
	B129301	片岸の沢(4)
	J129301	片岸の沢(5)
室浜	A129005	室浜の沢(2)
	A129006	室浜の沢(3)

	A129302	室浜南の沢
	A129004	室浜の沢
	J129302	室浜東の沢
■栗橋地域		
砂子畑	A128009	砂子畑の沢
	A128201	砂子畑の沢(3)
	B128201	砂子畑の沢(2)
	J128202	砂子畑の沢(4)
	J128203	砂子畑の沢(5)
道々	B128214	道々の沢
	J128210	道々の沢(2)
沢田	A128007	沢田の沢
	A128008	鈴川
	B128202	川原の沢(2)
	B128203	川原の沢
上栗林	A128004	上栗林の沢
	A128005	上栗林の沢(2)
	A128006	上栗林の沢(3)
	B128211	上栗林の沢(4)
	B128212	上栗林の沢(5)
	B128213	上栗林の沢(6)
早栃	A128002	早栃の沢
	A128003	弁天沢
	B128210	早栃東の沢
	J128204	早栃の沢
	J128205	橋野東の沢
	J128206	橋野東の沢(2)

	J128209	早栃東の沢(2)
横内	A128203	横内の沢(5)
	B128207	横内の沢(4)
	B128208	横内の沢(3)
	B128209	横内北の沢
	J128208	横内南の沢
古里	B128206	古里の沢
荻ノ洞	A128001	荻ノ洞沢
	A128202	荻ノ洞沢(3)
	B128205	荻ノ洞沢(2)
	J128207	荻ノ洞沢(4)
大平町	B138111	雄岳沢
	B138112	大平小屋の沢
能舟木	A127004	能舟木の沢
	A127005	熊舟木の沢(2)
	A127006	熊舟木の沢(3)
	A127301	熊舟木の沢(4)
	A127302	能舟木の沢(5)
	A127303	能舟木の沢(6)
中村	B127307	中村の沢(2)
	B127308	中村の沢
	B127309	横内の沢(5)
	B128204	中村の沢(3)
和山	B127305	和山の沢
	B127306	和山の沢(2)
青ノ木	A127304	青ノ木沢(2)
	B127301	大口東の沢

	B127302	坂元の沢
	B127303	青ノ木沢
	B127304	大口の沢
	J127301	坂元の沢(2)
	J127302	青ノ木沢(3)
	J127303	青ノ木沢(4)
■唐丹地域		
花露辺	A150023	花露辺の沢
	A150024	花露辺の沢(2)
	A150104	花露辺の沢(3)
	A150105	花露辺の沢(4)
本郷	A150025	本郷の沢
大曾根	A150103	大曾根の沢
	A150102	大曾根の沢(2)
	J150103	櫻峠の沢(2)
桜峠	A150101	桜峠の沢
片岸・川目	A149017	
	A149018	コタキ沢
	A149107	コタキ沢(2)
	A149019	片岸の沢
	B149116	川目の沢(3)
	B149117	川目の沢(5)
	A149020	片岸の沢(2)
	B149109	川目の沢(4)
	J149107	落合南の沢
	J149108	落合南の沢(2)
山谷	B140110	山谷の沢(2)

	B149111	山谷の沢
	B149113	落合の沢
	B149114	落合の沢(2)
	B149115	落合の沢(3)
	J149109	山谷の沢(3)
	J149110	山谷の沢(4)
荒川	A149101	下荒川の沢
	A149102	荒川の沢(5)
	A149103	荒川の沢(4)
	A149104	荒川の沢(2)
	A149105	上荒川の沢(2)
	A149106	上荒川の沢
	A149021	荒川の沢
	B149101	下荒川の沢(4)
	B149102	下荒川の沢(2)
	B149103	荒川の沢(3)
	B149104	荒金の沢(3)
	B149105	荒金の沢(2)
	B149106	荒金の沢(3)
	B149107	キドバダ沢
	B149108	下荒川の沢(3)
	J149101	上荒川の沢(4)
	J149102	上荒川の沢(3)
	J149103	荒金の沢(4)
	J149104	荒金西の沢
	J149105	荒金西の沢(2)
	J149106	荒金西の沢(3)

大石	A150027	大石の沢(2)
	B150101	大石の沢(4)
	A150026	大石の沢
	J150101	松磯の沢
	J150102	松磯の沢(2)

2-17-2 山地災害危険箇所

1 国有林地内山地災害危険地区

(崩壊土砂)

危険地区番号		危険区分	位 置			危険地区面積 (ha)
市町村	地区		市	町	大字・字	
211	1	崩壊土石流	釜石	甲子	大松倉国有林	6.00
211	2	〃	〃	〃	〃	2.52
211	3	〃	〃	〃	〃	2.40
211	4	〃	〃	〃	〃	6.00
211	5	〃	〃	〃	大橋(甲)国有林	0.48
211	6	〃	〃	橋野	片葉山国有林	1.26
211	7	〃	〃	〃	〃	1.80
211	8	〃	〃	甲子	愛染山(甲)国有林	4.50
小 計			8 地区			24.96

(山腹崩壊)

危険地区番号		危険区分	位 置			危険区域 メッシュ数
市町村	地区		市	町	大字・字	
211	1	山腹崩壊	釜石	甲子	大橋(甲)国有林	10
211	2	〃	〃	〃	〃	5
211	3	〃	〃	〃	大橋(乙)国有林	9
小 計			3 地区			24

2 民有林地内山地災害危険地区

(崩壊土砂)

危険地区番号		危険区分	位置			危険区域面積 (ha)
市町村	地区		市	町	大字・字	
41	1	崩壊土石流	釜石	橋野	沢絵	0.87
41	2	〃	〃	〃	古里	0.95
41	3	〃	〃	〃	横内	0.75
41	4	〃	〃	栗林	沢田	2.17
41	5	〃	〃	〃	〃	1.55
41	6	〃	〃	鶉住居	太田	1.43
41	7	〃	〃	栗林	砂子畑	0.95
41	8	〃	〃	鶉住居	カージ沢	0.42
41	9	〃	〃	〃	日の神	0.35
41	10	〃	〃	〃	神ノ沢	0.64
41	11	〃	〃	片岸	室浜	0.49
41	12	〃	〃	箱崎	桑の浜	0.04
41	13	〃	〃	鶉住居	新川原	0.65
41	14	〃	〃	〃	日向	0.94
41	15	〃	〃	〃	大骨	0.31
41	16	〃	〃	〃	外山	1.67
41	17	〃	〃	両石	女遊部	1.96
41	18	〃	〃	新浜		0.22
41	19	〃	〃	〃		0.23
41	20	〃	〃	東前		0.28
41	21	〃	〃	浜町		0.37
41	22	〃	〃	天神		0.48
41	23	〃	〃	〃		0.29
41	24	〃	〃	八雲		0.64
41	25	〃	〃	〃		0.06
41	26	〃	〃	住吉		0.21
41	27	〃	〃	小川		0.83
41	28	〃	〃	〃		0.79
41	29	〃	〃	甲子	上小川	1.22
41	30	〃	〃	〃	小浜	2.09
41	31	〃	〃	〃	中小川	0.87
41	32	〃	〃	〃	野田	1.17
41	33	〃	〃	〃	〃	0.02
41	34	〃	〃	〃	松倉	2.09
41	35	〃	〃	〃	大畑	1.91
41	36	〃	〃	〃	〃	2.11
41	37	〃	〃	〃	〃	0.26
41	38	〃	〃	〃	関沢	4.09

41	39	〃	〃	〃	大 松	0.76
41	40	〃	〃	〃	天 洞	0.5
41	41	〃	〃	〃	大 橋	2.45
41	42	〃	〃	〃	〃	0.4
41	43	〃	〃	〃	〃	1.49
41	44	〃	〃	〃	天 洞	2.53
41	45	〃	〃	〃	唄 貝	1.87
41	46	〃	〃	〃	一の渡	2.74
41	47	〃	〃	〃	鍋 倉	0.4
41	48	〃	〃	〃	松 倉	2.06
41	49	〃	〃	〃	野 田	2.54
41	50	〃	〃	〃	大 沢	4.13
41	51	〃	〃	〃	礼ヶ口	1.49
41	52	〃	〃	源太沢		0.65
41	53	〃	〃	松 原		0.86
41	54	〃	〃	〃		0.84
41	55	〃	〃	大 平		0.5
41	56	〃	〃	〃		0.24
41	57	〃	〃	唐 丹	花呂辺	0.81
41	58	〃	〃	〃	本 郷	1.97
41	59	〃	〃	〃	小白浜	0.23
41	60	〃	〃	〃	荒 金	1.59
41	61	〃	〃	小佐野		0.14
41	62	〃	〃	〃		0.12
41	63	〃	〃	甲 子	野 田	0.05
41	64	〃	〃	〃	洞 泉	0.25
41	65	〃	〃	〃	大船沢	3.66
41	66	〃	〃	〃	荒 川	7.61
41	67	〃	〃	〃	大立沢	0.6
41	68	〃	〃	〃	美谷ヶ沢	0.54
41	69	〃	〃	〃	大洞沢	5.83
41	70	〃	〃	〃	坪 内	0.6
41	71	〃	〃	釜 石		0.77
41	72	〃	〃	甲 子	洞 泉	0.76
41	73	〃	〃	〃	〃	0.11
41	74	〃	〃	〃	向松倉	0.29
41	75	〃	〃	〃	〃	0.11
41	76	〃	〃	〃	向定内	0.06
41	77	〃	〃	〃	〃	0.06
41	78	〃	〃	〃	向小佐野	0.03
41	79	〃	〃	〃	松 倉	0.74
41	80	〃	〃	〃	大 畑	0.5

41	81	〃	〃	〃	〃	0.45
41	82	〃	〃	鶺住居	日の神	0.33
41	83	〃	〃	〃	田郷	0.68
41	84	〃	〃	〃	川目	1.44
41	85	〃	〃	〃	第4地割	1.2
41	86	〃	〃	栗林	第23地割	0.41
41	87	〃	〃	〃	砂子畑	0.06
41	88	〃	〃	両石	両石	1.02
41	89	〃	〃	甲子	大松	0.14
41	90	〃	〃	栗林	川原	3.07
41	91	〃	〃	鶺住居	田郷	0.08
41	92	〃	〃	〃	第29地割	0.61
41	93	〃	〃	釜石	第1地割	0.11
41	94	〃	〃	栗林	沢田	1.72
41	95	〃	〃	〃	道々	0.33
41	96	〃	〃	〃	第1地割	0.24
41	97	〃	〃	〃	道々	0.19
41	98	〃	〃	平田	佐須	0.28
41	99	〃	〃	栗林	道々	0.06
41	100	〃	〃	片岸	室浜	0.07
41	101	〃	〃	平田	第3地割	0.4
41	102	〃	〃	栗林	川原	1.97
41	103	〃	〃	甲子	野田	0.2
41	104	〃	〃	片岸	室浜	0.2
41	105	〃	〃	栗林	砂子畑	0.06
41	106	〃	〃	甲子	大畑	0.21
41	107	〃	〃	〃	坪内	0.12
41	108	〃	〃	鶺住居	台の沢	1.88
41	109	〃	〃	甲子	小川甲羅沢	0.31
41	110	〃	〃	釜石	白崎	0.01
41	111	〃	〃	唐丹	片岸	0.15
41	112	〃	〃	〃	川目	0.07
41	113	〃	〃	平田	佐須	0.68
41	114	〃	〃	両石	女遊部	0.1
41	115	〃	〃	鶺住居	神ノ沢	2.32
41	116	〃	〃	嬉石	嬉石神ノ沢	0.22
41	117	〃	〃	唐丹	川目	0.43
41	118	〃	〃	〃	〃	0.21
41	119	〃	〃	甲子	大松	0.26
41	120	〃	〃	釜石	第7地割	0.16
41	121	〃	〃	〃	第8地割	0.18
41	122	〃	〃	箱崎	第13地割	0.1

41	123	〃	〃	唐 丹	大曾根	0.83
41	124	〃	〃	〃	川 目	0.54
41	125	〃	〃	甲 子	第9地割	0.14
41	126	〃	〃	釜 石	第15地割	0.2
41	127	〃	〃	〃	〃	0.04
41	128	〃	〃	唐 丹	荒 川	0.21
41	129	〃	〃	〃	〃	0.17
41	130	〃	〃	平 田	第3地割	0.31
41	131	〃	〃	唐 丹	片岸	0.87
41	132	〃	〃	両 石	第4地割	0.18
41	133	〃	〃	橋 野	第15地割	1.04
41	134	〃	〃	釜 石	第1地割	0.15
41	135	〃	〃	〃	〃	0.1
41	136	〃	〃	〃	〃	0.25
41	137	〃	〃	橋 野	第17地割	2.32
41	138	〃	〃	釜 石	第1地割	0.4
41	139	〃	〃	鶉住居	第5地割	0.04
41	140	〃	〃	橋 野	第42地割	0.99
41	141	〃	〃	甲 子	第3地割	2.31
41	142	〃	〃	唐 丹	大 石	1.03
41	143	〃	〃	鶉住居	第30地割	0.35
41	144	〃	〃	〃	〃	0.63
41	145	〃	〃	〃	第2地割	0.21
41	146	〃	〃	栗 林	第19番地	0.02
41	147	〃	〃	鶉住居	第30地割	2.45
41	148	〃	〃	釜 石	第1地割	0.63
41	149	〃	〃	唐 丹	荒 川	0.11
41	150	〃	〃	〃	〃	0.01
41	151	〃	〃	〃	〃	0.15
41	152	〃	〃	甲 子	唄 貝	1.26
41	153	〃	〃	橋 野	第10地割上台沢	1.99
41	154	〃	〃	平 田	第9地割	0.03
41	155	〃	〃	〃	〃	0.23
41	156	〃	〃	〃	〃	0.36
小 計				156 地区		133.53

(山 腹 崩 壊)

危険地区番号		危 険 区 分	位 置			危 険 区 域 メッシュ数
市町村	地 区		市	町	大字・字	
41	1	山 腹 崩 壊	釜 石	橋 野	荻の洞	1
41	2	〃	〃	片 岸		1
41	3	〃	〃	鶉住居		2
41	4	〃	〃	〃	新 田	1
41	5	〃	〃	〃	新川原	2
41	6	〃	〃	〃	〃	2
41	7	〃	〃	両石		1
41	8	〃	〃	〃		2
41	9	〃	〃	〃		2
41	10	〃	〃	〃		5
41	11	〃	〃	新 浜		3
41	12	〃	〃	東 前		1
41	13	〃	〃	浜 町		2
41	14	〃	〃	天 神		1
41	15	〃	〃	大只越		1
41	16	〃	〃	大 渡		2
41	17	〃	〃	駒 木		2
41	18	〃	〃	中 妻		1
41	19	〃	〃	八 雲		1
41	20	〃	〃	上中島		4
41	21	〃	〃	小 川		2
41	22	〃	〃	甲 子	中小川	1
41	23	〃	〃	桜 木		3
41	24	〃	〃	小佐野		2
41	25	〃	〃	甲 子	野 田	5
41	26	〃	〃	〃	柏木野	7
41	27	〃	〃	〃	大 松	4
41	28	〃	〃	〃	唄 貝	5
41	29	〃	〃	〃	向定内	4
41	30	〃	〃	〃	〃	4
41	31	〃	〃	〃	礼ヶ口	2
41	32	〃	〃	源太沢		2
41	33	〃	〃	松 原		1
41	34	〃	〃	〃		2
41	35	〃	〃	嬉 石	嬉石神ノ沢	1
41	36	〃	〃	大 平		1
41	37	〃	〃	〃		1
41	38	〃	〃	唐 丹	下荒川	2
41	39	〃	〃	甲 子	洞泉	24

41	40	〃	〃	〃	野田	1
41	41	〃	〃	〃	向松倉	1
41	42	〃	〃	大平		1
41	43	〃	〃	千鳥		1
41	44	〃	〃	唐丹	小白浜	1
41	45	〃	〃	大平		1
41	46	〃	〃	鵜住居	神ノ沢	1
41	47	〃	〃	嬉石		1
41	48	〃	〃	甲子	中小川	1
41	49	〃	〃	小川	下小川	1
41	50	〃	〃	釜石	沢村沢	2
41	51	〃	〃	大平		1
41	52	〃	〃	両石		1
41	53	〃	〃	平田	石浜	1
41	54	〃	〃	鵜住居	神ノ沢	1
41	55	〃	〃	甲子	上小川	1
41	56	〃	〃	〃	16地割	1
41	57	〃	〃	唐丹	向	2
41	58	〃	〃	鵜住居	田郷	14
41	59	〃	〃	唐丹	花露辺	1
41	60	〃	〃	片岸		1
小計				60地区		146

2-17-3 なだれ危険箇所

危険地区番号		危険区分	所有区分	位置			
市町村	地区			市	大字	字	林班
211	1	なだれ	国有林	釜石	甲子町	大橋(乙)国有林	314林班

2-17-4 砂防施設一覧表

No.	施設名称	完成年度	No.	施設名称	完成年度
1	大松	S 36	36	砂子畑	S 48
2	大松	S 45	37	外山	S 45
3	大松	S 42	38	沢村沢	S 59
4	和山	S 54	39	日ヶ沢	S 48
5	仙人	S 58	40	大只越	S 47
6	仙人の2	H3	41	青ヶ沢	S 62
7	大仙沢	S 38	42	沢山沢	H5
8	大仙沢の2	H2	43	鳥ヶ沢	S 56
9	大仙沢の3	H10	44	定内の沢	H9
10	滝の沢1号	H7	45	柏木野沢	H12
11	滝の沢2号	H6	46	八雲の沢	H10
12	仙人沢	S 46	47	八幡沢	S 53
13	枯松沢	S 37	48	姥ヶ沢	H6
14	枯松沢	S 60	49	関沢	H13
15	大曽根	S 55	50	国沢川	S 56
16	荒金	S 63	51	大只越の沢	H15
17	大石の沢	H13	52	不動の沢	H15
18	オキナ沢	H6	53	松原の沢	H16
19	上平田川	S 52	54	駒木の沢	H16
20	君ヶ洞	H3	55	片岸の沢	H20
21	君ヶ洞扨止堤	H6	56	八雲の沢(3)	H21
22	落合	S 47	57	箱崎東の沢	H21
23	梶川沢	S 54	58	源太沢の沢(6)	H29
24	礼ヶ口	S 62	59	花露辺の沢(2)	H30
25	深沢	S 54	60	天神の沢(2)	H30
26	大沢	S 51	61	駒木不動沢	R 1
27	大沢の沢	H15	62	花露辺の沢(1)	R 2
28	大沢川	S 48	63	仮宿東の沢(2)	R 4
29	大沢	S 51	64	桑ノ浜沢(3)	R 4
30	源太沢	S 51	65	桑ノ浜沢(5)	R 4
31	松原沢	S 52	66	尾崎白浜の沢(6)	R 4
32	嬉石沢	S 54	67	尾崎白浜の沢(11)	R 4
33	上小川	S 40			
34	沢桧川	S 39			
35	沢桧沢	S 50			

2-17-5 治山堰堤設置一覧表

地区名	設置数
鵜住居	35 基
釜石	23 基
橋野	23 基
栗林	23 基
源太沢	2 基
甲子	89 基
住吉	2 基
小川	18 基
松原	1 基
新浜	9 基
定内	19 基
唐丹	19 基
東前	1 基
箱崎	4 基
平田	15 基
片岸	1 基
両石	27 基
野田	15 基
合計	326 基

※昭和38年度～令和5年度における設置数

沿岸広域振興局農林部調べ

2-17-6 土砂災害警戒区域

(急傾斜地の崩壊)

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	139A0430	大渡(2)-3	駒木町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
2	139A0434	千鳥(1)	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
3	139A0435	千鳥(2)	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
4	139A0438	中妻(2)-1	中妻町	三丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
5	139A0440	八雲(2)-1 八雲(2)-2	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
6	139A0442	八雲(4)	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
7	139A0446	源太沢(1)-1	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
8	139A0448	源太沢(2)-1	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
9	139A0449	源太沢(2)-2	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
10	139A0450	源太沢(2)-3_1・ 源太沢(2)-3_2・ 源太沢(2)-3_3	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
11	139A0451	源太沢(1)-3_1・ 源太沢(1)-3_2・ 源太沢(1)-3_3	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
12	139A0452	源太沢(1)-4	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
13	139A0455	小川(1)-2	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
14	139A0469	向定内(1)	定内町	四丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
15	139A0470	向定内(2)	定内町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
16	139A0789	小川町三丁目	小川町	三丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
17	139A0790	向定内(3)	定内町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
18	139A1010	中小川-1	甲子町	中小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
19	139A1011	小川町五丁目	小川町	五丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
20	139A1012	小川町一丁目-1	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
21	139A1013	小川町二丁目-1	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
22	139A1014	小川町二丁目-2	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
23	139A1015	小川町二丁目-3	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
24	139A1016	小川町一丁目-2	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
25	139A1017	小川町一丁目-3	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
26	139A1018	新町	新町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
27	139A1020	上中島町一丁目-1	上中島町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
28	139A1022	八雲町-6	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
29	139A1023	中妻町一丁目	中妻町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
30	139A1024	千鳥町二丁目	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
31	139A1025	千鳥町二丁目-1	千鳥町	一丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
32	139A1043	定内町三丁目-1	定内町	三丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
33	139A1044	定内町三丁目-2	定内町	三丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
34	139A1045	定内町三丁目-3	定内町	三丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
35	139A1046	定内町四丁目-1	定内町	四丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
36	139A1047	定内町四丁目-2	定内町	四丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
37	139A1048	定内町四丁目-3	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
38	139A1049	定内町四丁目-4	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
39	139A1050	定内町四丁目-5	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
40	139A1051	定内町四丁目-6	定内町	四丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
41	139A1054	源太沢町一丁目	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
42	139A1055	源太沢町二丁目	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
43	139A1056	源太沢町二丁目-1	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
44	139A1057	源太沢町二丁目-2	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
45	139B1031	中小川-2	甲子町	中小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
46	139B1032	中小川-3	甲子町	中小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
47	139B1033	中小川-4	甲子町	中小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
48	139B1034	中小川-5	甲子町	中小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
49	139B1035	小川町二丁目-4	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
50	139B1036	小川町二丁目-5	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
51	139B1037	小川町二丁目-6	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
52	139B1038	小川町二丁目-7	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
53	139B1039	小川町二丁目-8	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
54	139B1040	小川町二丁目-9	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
55	139B1042	小川町一丁目-4	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
56	139B1043	小川町一丁目-5	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
57	139B1044	八雲町-7	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	—
58	139B1045	八雲町-8	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
59	139B1046	中妻町一丁目-1	中妻町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
60	139B1049	千鳥町二丁目-2	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
61	139B1050	駒木町	駒木町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
62	139B1052	駒木町-2	駒木町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
63	139B1066	定内町三丁目-4	定内町	三丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
64	139B1067	定内町三丁目-5	定内町	三丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
65	139B1068	定内町四丁目-7	定内町	四丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
66	139B1073	源太沢町一丁目-1	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
67	139B1074	源太沢町一丁目-2	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
68	139B1075	源太沢町二丁目-3	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
69	139B1076	源太沢町二丁目-4	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
70	140A0379	桑ノ浜(1)	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 805 号	H28.10.21	○	○
71	140A0380	桑ノ浜(2)	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 805 号	H28.10.21	○	○
72	140A0381	仮宿	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
73	140A0382	箱崎白浜	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
74	140A0394	新浜町	新浜町	二丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
75	140A0395	新浜町(2)	新浜町	二丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
76	140A0407	浜町(1)-1	浜町	一丁目	岩手県告示第 889 号	H18.9.5	○	○
77	140A0412	天神(1)-1	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
78	140A0414	天神(2)	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
79	140A0415	天神(3)	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
80	140A0419	大只越(1)-1	大只越町	一丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
81	140A0420	大只越(1)-2	大只越町	一丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
82	140A0426	大渡(1)-1	大渡町	三丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
83	140A0482	松原(1)-1	松原町	一丁目	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
84	140A0485	松原(2)-3	松原町	二丁目	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
85	140A0487	松原(2)-5	松原町	二丁目	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
86	140A0489	嬉石 2	嬉石町	一丁目	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
87	140A0491	嬉石 2-1	嬉石町	一丁目	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
88	140A0788	天神沢	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
89	140A0792	嬉石 4	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
90	140A1019	箱崎白浜-1	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
91	140A1020	仮宿-1	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
92	140A1031	桑ノ浜-3	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
93	140A1032	桑ノ浜-4	箱崎町	第 13 地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
94	140A1033	桑ノ浜-5	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
95	140A1035	桑ノ浜-7	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
96	140A1037	大町三丁目	大町	三丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
97	140A1038	大只越町一丁目	大只越町	一丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
98	140A1039	天神町-4	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
99	140A1040	天神町-5	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
100	140A1042	松原町一丁目-1	松原町	一丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
101	140A1045	嬉石町三丁目-1	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
102	140A1046	嬉石町三丁目-2	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
103	140A1047	大平町一丁目	大平町	一丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
104	140A1048	大平町一丁目-1	大平町	一丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
105	140A1049	大平町二丁目	大平町	二丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
106	140A1052	大平町二丁目-1	大平町	二丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
107	140A1053	嬉石町三丁目-3	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
108	140A1056	大平町三丁目-1	大平町	三丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
109	140A1057	大平町三丁目-2	大平町	三丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
110	140A1058	大平町三丁目-3	大平町	三丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
111	140A1059	大平町三丁目-4	大平町	三丁目	岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	—
112	140B1010	箱崎白浜-2	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
113	140B1011	仮宿-2-1	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
114	140B1012	仮宿-3	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
115	140B1013	仮宿-4	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
116	140B1017	桑ノ浜-8	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
117	140B1018	桑ノ浜-9	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
118	140B1019	桑ノ浜-10	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
119	140B1028	松原町二丁目-1	松原町	二丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
120	140B1029	嬉石町三丁目-5	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
121	149A0471	大沢(1)	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
122	149A0472	大沢(2)	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
123	149A1010	定内町四丁目-8	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
124	149A1011	定内町四丁目-9	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
125	149A1012	定内町四丁目-10	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
126	150A0500	下平田-1	平田	下平田	岩手県告示第 840 号	H22.10.22	○	○
127	150A0502	尾崎白浜(1)	平田	第7地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
128	150A0503	尾崎白浜(2)	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
129	150A0504	佐須町	平田	第9地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
130	150A0505	花露辺(1)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
131	150A0506	花露辺(2)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
132	150A1009	上平田-11	平田	上平田	岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	○
133	150A1015	上平田-17-1	平田	上平田	岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	○
134	150A1016	下平田-2	平田	第6地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
135	150A1017	下平田-3	平田	上平田	岩手県告示第 399 号	H22.10.22	○	○
136	150A1018	尾崎白浜	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 201 号	R4.3.29	○	○
137	150A1019	尾崎白浜-3	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
138	150A1020	尾崎白浜-4	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
139	150A1021	尾崎白浜-5	平田	第7地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
140	150A1022	尾崎白浜-6	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
141	150A1024	佐須	平田	佐須	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
142	150A1025	佐須-1	平田	第9地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
143	150A1026	佐須-2	平田	佐須	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
144	150A1027	大曾根	唐丹町	大曾根	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
145	150A1028	大曾根-1	唐丹町	大曾根	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
146	150A1029	本郷-1	唐丹町	本郷	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
147	150A1030	花露辺	唐丹町	字花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
148	150B1005	下平田-6	平田	下平田	岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	○
149	150B1006	下平田-4	平田	下平田	岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	○
150	150B1007	下平田-5	平田	下平田	岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	○
151	150B1008	尾崎白浜-8	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
152	150B1009	尾崎白浜-9	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
153	150B1010	尾崎白浜-10	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
154	150B1011	尾崎白浜-11	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
155	150B1012	佐須-3	平田	佐須	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
156	140A0402	東前(3)	東前町		岩手県告示第 736 号	H27.9.8	○	○
157	140A0409	沢村沢(1)	浜町	三丁目	岩手県告示第 736 号	H27.9.8	○	○
158	140B1027	浜町三丁目	浜町	三丁目	岩手県告示第 736 号	H27.9.8	○	○
159	138A2001	大橋	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
160	138A2002	大橋-1	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
161	138A2003	大橋-2	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
162	138A2004	大橋-3	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	—
163	138B2003	大橋-4	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
164	138B2004	大橋-5	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
165	138B2005	大橋-6	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
166	138B2006	大橋-7	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
167	138B2007	大橋-8	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	—
168	138B2008	大橋-9	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
169	138B2009	大橋-10	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
170	138B2010	大橋-11	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
171	138A0793	唄貝	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
172	138A2005	唄貝-2	甲子町	第2地割	岩手県告示第345号	H31.4.23	○	○
173	138B2011	天洞	甲子町	第2地割	岩手県告示第345号	H31.4.23	○	○
174	138B2012	唄貝-3	甲子町	第2地割	岩手県告示第345号	H31.4.23	○	○
175	138B2013	唄貝-4	甲子町	第2地割	岩手県告示第345号	H31.4.23	○	○
176	138B2014	唄貝-5	甲子町	第2地割	岩手県告示第345号	H31.4.23	○	○
177	127A3001	青ノ木	橋野町	青ノ木	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
178	127B3001	青ノ木-1	橋野町	第3地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
179	127B3002	青ノ木-2	橋野町	第3地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
180	127B3003	青ノ木-3	橋野町	第3地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
181	127B3004	青ノ木-4	橋野町	第3地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
182	127B3005	中村	橋野町	第9地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
183	127B3006	中村-1	橋野町	第9地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
184	128A3001	荻ノ洞	橋野町	荻ノ洞	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
185	128A3002	沢	橋野町	沢	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
186	128B3001	古里	橋野町	第27地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
187	128B3002	古里-1	橋野町	第27地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
188	128B3003	横内	橋野町	第25地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
189	128B3004	中村-2	橋野町	第29地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
190	128B3005	古里-2	橋野町	第29地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
191	128B3006	中村-3	橋野町	第29地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
192	128B3007	中村-4	橋野町	第31地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
193	128B3008	荻ノ洞-1	橋野町	第33地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
194	128B3009	荻ノ洞-2	橋野町	第33地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
195	128B3010	荻ノ洞-3	橋野町	第33地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	—
196	128B3011	太田林	橋野町	第36地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
197	128B3012	太田林-1	橋野町	第37地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
198	128B3013	太田林-2	橋野町	第38地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
199	128B3014	太田林-3	橋野町	第37地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
200	128B3015	荻ノ洞-4	橋野町	第32地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
201	128B3016	沢-1	橋野町	第32地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
202	128B3017	沢-2	橋野町	第39地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
203	128B3018	沢-3	橋野町	第41地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
204	128B3019	沢-4	橋野町	第41地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
205	128B3020	早栃	橋野町	第42地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
206	128B3021	早栃-1	橋野町	第42地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
207	128B3022	早栃-2	橋野町	第42地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
208	128B3023	早栃-3	橋野町	第42地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
209	128B3024	早栃-4	橋野町	第43地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
210	128B3025	早栃-5	橋野町	第43地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
211	128B3026	早栃-6	橋野町	第43地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
212	138B2001	大平	橋野町	第 32 地割	岩手県告示第 594 号	R2.9.18	○	○
213	138B2002	大平-1	橋野町	第 32 地割	岩手県告示第 594 号	R2.9.18	○	○
214	128A3003	道々	栗林町	第 17 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
215	128B3027	上栗林	栗林町	第 4 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
216	128B3028	上栗林-1	栗林町	第 4 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
217	128B3029	上栗林-2	栗林町	第 6 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
218	128B3030	上栗林-3	栗林町	第 6 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
219	128B3031	沢田	栗林町	第 9 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
220	128B3032	沢田-1	栗林町	第 12 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
221	128B3033	沢田-2	栗林町	第 16 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
222	128B3034	沢田-3	栗林町	第 17 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
223	128B3035	道々-1	栗林町	第 17 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
224	128B3036	沢田-4	栗林町	第 18 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
225	128B3037	道々-2	栗林町	第 20 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
226	128B3044	砂子畑	栗林町	第 19 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
227	128B3045	砂子畑-1	栗林町	第 23 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
228	128B3046	砂子畑-2	栗林町	第 23 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
229	128B3047	砂子畑-3	栗林町	第 24 地割	岩手県告示第 167 号	R3.3.12	○	○
230	128A3004	田郷	鶉住居町	第 5 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
231	128A3005	田郷-1	鶉住居町	第 5 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
232	128A3006	日ノ神	鶉住居町	第 5 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
233	128B3039	太田-1	鶉住居町	第 1 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
234	128B3040	太田-2	鶉住居町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
235	128B3041	太田-3	鶉住居町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
236	128B3042	太田-4	鶉住居町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
237	128B3043	太田-5	鶉住居町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
238	128B3048	長持	鶉住居町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
239	128B3049	長持-1	鶉住居町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
240	128B3050	長持-2	鶉住居町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
241	128B3051	川目	鶉住居町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
242	128B3052	川目-1	鶉住居町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
243	128B3053	川目-2	鶉住居町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
244	128B3054	田郷-2	鶉住居町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
245	128B3055	日ノ神-1	鶉住居町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
246	128B3056	日ノ神-2	鶉住居町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
247	128E3001	川目-3	鶉住居町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
248	129A3006	片岸-6	片岸町	第10地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
249	138A0477	大松(2)-2	甲子町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
250	138B2015	唄貝-6	甲子町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
251	138B2017	大松-5	甲子町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
252	138C2004	唄貝-7	甲子町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
253	139A0431	駒木(1)-1	駒木町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
254	139A0437	中妻(1)-3	中妻町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
255	139A0439	八雲(1)	八雲町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
256	139A0441	八雲(3)	八雲町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
257	139A0443	住吉(1)	住吉町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
258	139A0444	住吉(2)	住吉町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
259	139A0447	源太沢(1)-2	源太沢町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
260	139A0456	小川(2)	小川町	二丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
261	139A0462	桜木(2)-2	桜木町	二丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
262	139A0463	桜木(2)-3	桜木町	二丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
263	139A0464	桜木(2)-4	桜木町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
264	139A0466	小佐野(2)	小佐野町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
265	139A1001	外山	鶺住居町	第 30 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
266	139A1019	上中島町一丁目	上中島町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
267	139B1001	台	鶺住居町	第 6 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
268	139B1002	外山-2	鶺住居町	第 30 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
269	139B1003	外山-3	鶺住居町	第 30 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
270	139B1004	外山-4	鶺住居町	第 30 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
271	139B1005	外山-5	鶺住居町	第 30 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
272	139B1007	女遊部	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
273	139B1008	女遊部-1	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
274	139B1009	女遊部-2	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
275	139B1010	女遊部-3	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
276	139B1011	女遊部-4	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
277	139B1012	女遊部-5	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
278	139B1013	女遊部-6	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
279	139B1014	女遊部-7	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
280	139B1041	小川町二丁目-10	小川町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
281	139C1005	定内町三丁目	定内町	三丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
282	139C1006	定内町四丁目-12	定内町	四丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
283	139C1007	定内町四丁目-13	定内町	四丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
284	139C1008	定内町四丁目-14	定内町	四丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
285	140A0383	鶺住居(1)	鶺住居町	第 13 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
286	140A0396	新浜町(1)-1	新浜町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
287	140A0397	新浜町(1)-2	新浜町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
288	140A0398	新浜町 2	新浜町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
289	140A0399	新浜町(1)-3	新浜町	1丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
290	140A0400	東前(1)	東前町		岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
291	140A0401	東前(2)	東前町		岩手県告示第 263 号 岩手県告示第 200 号	R3.3.30 R4.3.29	○	○
292	140A0403	浜町(3)	釜石	第 2 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
293	140A0404	浜町(3)-1	浜町	三丁目	岩手県告示第 263 号 岩手県告示第 200 号	R3.3.30 R4.3.29	○	○
294	140A0405	浜町(3)-2	浜町	3 丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
295	140A0406	浜町(2)	浜町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
296	140A0408	浜町(1)-2	浜町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
297	140A0411	只越-1	只越町	三丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
298	140A0413	天神(1)-2	天神町		岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
299	140A0416	日ヶ沢(1)	大只越町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
300	140A0417	日ヶ沢(2)	大只越町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
301	140A0418	日ヶ沢(3)	大只越町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
302	140A0421	大只越(1)-3	大只越町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
303	140A0422	大只越(2)-1	大只越町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
304	140A0423	大只越(2)-2	大只越町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
305	140A0427	大渡(1)-2	大渡町	三丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
306	140A0483	松原(1)-2	松原町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
307	140A0484	松原(2)-2	松原町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
308	140A0486	松原(2)-4	松原町	二丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
309	140A0494	大平町(1)-1	大平町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
310	140A0495	大平町(1)-2	大平町	一丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
311	140A0496	大平町(3)-1	大平町	三丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
312	140A0497	大平町(3)-2	大平町	三丁目	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
313	140A1009	新川原-3	鶺住居町	第 28 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
314	140A1010	新川原-4	鶺住居町	第 28 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
315	140A1011	新川原-5	鶉住居町	第26地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
316	140A1012	新川原-6	鶉住居町	第26地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
317	140A1013	新川原-7	鶉住居町	新川原	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
318	140A1014	新川原-8	鶉住居町	第18地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
319	140A1015	新川原-9	鶉住居町	第18地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
320	140A1041	松原町一丁目	松原町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
321	140A1044	嬉石町三丁目	嬉石町	三丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
322	140A1050	大平町一丁目-2	大平町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
323	140A1051	大平町一丁目-3	大平町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
324	140A1055	大平町三丁目	大平町	三丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
325	140B1003	新田-2	鶉住居町	第12地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
326	140B1004	片岸-22	片岸町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
327	140B1020	水海	両石町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
328	140B1021	水海-1	両石町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
329	140B1022	水海-2	両石町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
330	140B1023	水海-3	両石町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
331	140B1024	水海-4	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
332	140B1025	水海-5	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
333	140B1026	水海-6	両石町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
334	140D0087	大平町(2)	大平町	三丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
335	140D0088	大平町(3)-3	大平町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
336	140D0089	片岸	片岸町	第9地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
337	149B1013	大畑坪内-1	甲子町	第9地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
338	149B1037	片岸-19	唐丹町	片岸	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
339	149B1040	上荒川	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
340	149B1041	荒川	唐丹町	荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
341	150A1003	上平田-5	平田	上平田	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
342	150C1001	上平田-22	平田	第 1 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
343	150C1002	上平田-23	平田	第 1 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
344	140A0499	上平田	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
345	140A1060	上平田-24	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
346	149A1013	上平田-1	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
347	149B1015	上平田-2	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
348	150A1001	上平田-3	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
349	150A1002	上平田-4	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
350	150A1004	上平田-6	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
351	150A1005	上平田-7	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
352	150A1006	上平田-8	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
353	150A1007	上平田-9	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
354	150A1008	上平田-10	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
355	150A1010	上平田-12	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
356	150A1011	上平田-13	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
357	150A1012	上平田-14	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
358	150A1013	上平田-15	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
359	150A1014	上平田-16	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
360	150A1023	尾崎白浜-7	平田	第 7 地割	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
361	150B1001	上平田-18	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
362	150B1002	上平田-19	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
363	150B1003	上平田-20	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
364	150B1004	上平田-21	平田	上平田	岩手県告示第 852 号	R3.12.24	○	○
365	138A0476	大松(2)-1	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 38 号	R4.1.25	○	○
366	138A2006	大松	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 38 号	R4.1.25	○	○
367	138B2016	大松-4	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 38 号	R4.1.25	○	○
368	138B2018	大松-6	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 38 号	R4.1.25	○	○
369	138C2001	大橋-12	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 38 号	R4.1.25	○	○
370	138C2002	大橋-13	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 38 号	R4.1.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
371	138C2003	大橋-14	甲子町	第1地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
372	139A0467	定内(1)	定内町	一丁目	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
373	139A0468	定内(2)	定内町	一丁目	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
374	139A0475	大松(1)	甲子町	第4地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
375	139A1052	礼ヶ口-1	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
376	139A1053	礼ヶ口-2	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
377	139B1062	定内町一丁目	定内町	一丁目	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
378	139B1063	定内町一丁目-1	定内町	一丁目	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
379	139B1069	礼ヶ口-3	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
380	139B1070	礼ヶ口-4	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
381	139B1071	礼ヶ口-5	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
382	139B1072	礼ヶ口-6	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
383	148A0478	大松(3)	甲子町	第3地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
384	148A3001	大松-7	甲子町	第3地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
385	148B3001	枯松	甲子町	第3地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
386	149B1014	定内町四丁目-11	定内町	四丁目	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
387	139A0453	礼ヶ口	源太沢町	二丁目	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
388	139A0454	小川(1)-1	小川町	一丁目	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
389	139A0457	上小川	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
390	139A0458	桜木(1)-1	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
391	139A0459	桜木(1)-2	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
392	139A0460	桜木(1)-3	甲子町	第14地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
393	139A0461	桜木(2)-1	桜木町	二丁目	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
394	139A0465	小佐野(1)	小佐野町	一丁目	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
395	139A1004	日向-1	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
396	139A1005	上小川-1	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
397	139A1006	上小川-2	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
398	139A1007	上小川-3	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
399	139A1008	中小川	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
400	139A1009	上小川-4	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
401	139B1015	日向-3	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
402	139B1016	日向-4	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
403	139B1017	日向-5	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
404	139B1018	日向-6	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
405	139B1019	日向-7	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
406	139B1020	日向-8	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
407	139B1021	日向-9	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
408	139B1022	日向-10	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
409	139B1023	日向-11	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
410	139B1024	上小川-5	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
411	139B1025	上小川-6	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
412	139B1026	上小川-7	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
413	139B1027	上小川-8	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
414	139B1028	上小川-9	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
415	139B1029	上小川-10	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
416	139B1030	上小川-11	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
417	139C1003	洞泉-7	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
418	149A1001	一ノ渡	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
419	149A1002	洞泉	甲子町	第6地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
420	149B1001	一ノ渡-1	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
421	149B1002	一ノ渡-2	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
422	149B1003	一ノ渡-3	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
423	149B1004	一ノ渡-4	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
424	149B1005	洞泉-1	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
425	149B1006	洞泉-2	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
426	149B1007	洞泉-3	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
427	149B1008	洞泉-4	甲子町	第5地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
428	149B1009	洞泉-5	甲子町	第5地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
429	149B1010	洞泉-6	甲子町	第5地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
430	149C1001	洞泉-8	甲子町	第5地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
431	139A0440-3	八雲(2)-3	八雲町		岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
432	139A0474	松倉	甲子町	第10地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
433	139A1021	八雲町-5	八雲町		岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
434	139A1026	大畑	甲子町	第8地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
435	139A1027	大畑-1	甲子町	第8地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
436	139A1028	大畑-2	甲子町	第8地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
437	139A1029	大畑-3	甲子町	第8地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
438	139A1030	大畑-4	甲子町	第9地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
439	139A1031	松倉-1	甲子町	第10地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
440	139A1032	松倉-2	甲子町	第10地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
441	139A1033	野田町二丁目	野田町	二丁目	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
442	139A1034	野田町三丁目	野田町	三丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
443	139A1035	野田町三丁目-1	野田町	三丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
444	139A1036	野田町三丁目-2	野田町	三丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
445	139A1037	野田町三丁目-3	野田町	三丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
446	139A1038	野田町五丁目	野田町	五丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
447	139A1039	野田町五丁目-1	野田町	五丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
448	139A1041	野田町四丁目	野田町	四丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
449	139B1047	中妻町一丁目-2	中妻町	一丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
450	139B1048	千鳥町一丁目	千鳥町	一丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
451	139B1053	大畑-5	甲子町	第 8 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
452	139B1054	松倉-3	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
453	139B1055	松倉-4	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
454	139B1056	松倉-5	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
455	139B1057	松倉-6	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
456	139B1058	松倉-7	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
457	139B1059	松倉-8	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
458	139B1060	野田町五丁目-3	野田町	五丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
459	139B1061	野田町五丁目-4	野田町	五丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
460	139C1002	千鳥町二丁目-3	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
461	139D0090	八雲	八雲町		岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
462	149A1003	大畑坪内	甲子町	第 9 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
463	149A1004	大畑団地	甲子町	第 9 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
464	149A1005	大畑団地-1	甲子町	第 9 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
465	149A1006	大畑団地-2	甲子町	第 9 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
466	149A1009	野田町二丁目-2	野田町	二丁目	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
467	149B1011	大洞	甲子町	第 8 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
468	149B1012	大洞-1	甲子町	第 8 地割	岩手県告示第 124 号	R4.3.11	○	○
469	139A0432	駒木(1)-2	駒木町		岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
470	139A0433	駒木(2)-1	駒木町		岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
471	139A0445	住吉(3)	住吉町		岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	—
472	140A0424	大町(1)	大町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	—
473	140A0425	大町(2)	大町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
474	140A0428	大渡(2)-1	大渡町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
475	140A0429	大渡(2)-2	大渡町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
476	140A0488	嬉石 1	嬉石町	一丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
477	140A0490	嬉石 1-2	嬉石町	一丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
478	140A0493	嬉石 2-3	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
479	140A0791	嬉石 3	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	—
480	140A1036	大渡町三丁目	大渡町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
481	140A1043	松原町二丁目	松原町	二丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
482	140A1054	嬉石町三丁目-4	嬉石町	三丁目	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
483	128B3038	太田	鶺住居町	第 1 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
484	129A3001	片岸-1	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
485	129A3002	片岸-2	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
486	129A3003	片岸-3	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
487	129A3004	片岸-4	片岸町	第 8 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
488	129A3005	片岸-5	片岸町	第 8 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
489	129A3007	室浜	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
490	129A3008	室浜-1	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
491	129A3009	室浜-2	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
492	129A3010	室浜-3	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
493	129B3001	片岸-7	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
494	129B3002	片岸-8	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
495	129B3003	片岸-9	片岸町	第9地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
496	129B3004	片岸-10	片岸町	第9地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
497	129B3005	片岸-11	片岸町	第9地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
498	129B3007	室浜-5	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
499	129B3008	室浜-6	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
500	129B3009	室浜-7	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
501	129B3010	室浜-8	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
502	129B3011	室浜-9	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
503	129B3012	室浜-10	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
504	129B3013	室浜-11	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
505	129B3014	室浜-12	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
506	129B3015	室浜-13	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
507	139A1002	外山-1	鶯住居町	第30地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
508	139A1003	日向	鶯住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
509	139B1006	日向-2	鶯住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
510	139C1001	女遊部-8	両石町	第4地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
511	140A0378	根浜	鶯住居町	第20地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
512	140A0385	新川原(1)	鶯住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
513	140A0386	新川原(2)	鶯住居町	第29地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
514	140A0387	平山通(1)	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
515	140A0388	平山通(2)	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
516	140A0389	平山通(3)	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
517	140A0390	両石(1)	両石町	第1地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
518	140A0391	両石(2)	両石町	第1地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	—
519	140A0392	両石(3)	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
520	140A0393	両石(4)	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
521	140A1001	片岸-13	片岸町	第9地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
522	140A1002	片岸-14	片岸町	第1地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
523	140A1003	日向-12	鶺住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
524	140A1004	日向-13	鶺住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
525	140A1005	日向-14	鶺住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
526	140A1006	上通	鶺住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
527	140A1007	日向-15	鶺住居町	第29地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
528	140A1008	日向-16	鶺住居町	第29地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
529	140A1016	根浜-1	鶺住居町	第20地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
530	140A1018	根浜-3	鶺住居町	第20地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
531	140A1023	両石-7	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
532	140A1024	両石-8	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
533	140A1025	両石-9	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
534	140A1026	両石-10	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
535	140A1027	両石-11	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
536	140A1028	両石-12	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
537	140A1029	両石-13	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
538	140A1030	両石-14	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
539	140B1001	新田	鶺住居町	第12地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
540	140B1002	新田-1	鶉住居町	第12地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
541	140B1005	片岸-17	片岸町	第29地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
542	140B1006	新川原-10	鶉住居町	第13地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
543	140B1007	谷地	鶉住居町	第26地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
544	140B1008	谷地-1	鶉住居町	第26地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
545	140B1009	根浜-4	鶉住居町	第20地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
546	140B1014	両石-15	両石町	第3地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
547	140B1015	両石-16	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
548	140B1016	両石-17	両石町	第2地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
549	211N0355	片岸-23	片岸町	第8地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
550	211N0363	室浜-14	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
551	S01NE1	根浜-5	鶉住居町	第22地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
552	139A1040	野田町五丁目-2	野田町	五丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
553	139A1042	野田町二丁目-1	野田町	二丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
554	139B1064	松倉-9	甲子町	第10地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
555	139B1065	松倉-10	甲子町	第10地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
556	140A0410	沢村沢(2)	浜町	三丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
557	140A0498	大平町(4)	大平町	一丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
558	140A1021	両石-5	両石町	第3地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
559	140A1022	両石-6	両石町	第3地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
560	149A0508	小白浜1	唐丹町	小白浜	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
561	149A0509	小白浜2	唐丹町	小白浜	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
562	149A0510	小白浜3	唐丹町	小白浜	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
563	149A0511	片岸-24	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
564	149A1007	松倉-11	甲子町	第10地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
565	149A1008	松倉-12	甲子町	第10地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
566	149A1014	片岸-15	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
567	149A1015	下荒川	唐丹町	下荒川	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
568	149A1016	下荒川-1	唐丹町	下荒川	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
569	149B1016	鍋倉	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
570	149B1017	鍋倉-1	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
571	149B1018	川目-4	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
572	149B1019	川目-5	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
573	149B1020	山谷	唐丹町	山谷	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
574	149B1021	川目-6	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
575	149B1022	川目-7	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
576	149B1023	川目-8	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
577	149B1024	川目-9	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
578	149B1025	川目-10	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
579	149B1026	川目-11	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
580	149B1027	川目-12	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
581	149B1028	川目-13	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
582	149B1029	川目-14	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
583	149B1030	川目-15	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
584	149B1031	川目-16	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
585	149B1032	川目-17	唐丹町	川目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
586	149B1033	川目-18	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
587	149B1034	片岸-16	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
588	149B1035	片岸-25	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
589	149B1036	片岸-18	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
590	149B1038	片岸-20	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
591	149B1039	片岸-21	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
592	150A0507	本郷	唐丹町	大曾根	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
593	150A0512	大石	唐丹町	大石	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
594	150A1031	向	唐丹町	向	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
595	150A1032	大石-1	唐丹町	大石	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
596	150A1033	大石-2	唐丹町	大石	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
597	150A1034	大石-3	唐丹町	大石	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
598	150B1013	屋形	唐丹町	屋形	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
599	211N0062	小白浜 5	唐丹町	小白浜	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
600	211N0087	花露辺(3)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
601	211N0089	花露辺(4)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
602	211N0096	下平田-7	平田	第 6 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
603	211N0097	下平田-8	平田	第 6 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
604	211N0098	下平田-9	平田	第 6 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
605	211N0099	下平田-10	平田	第 6 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
606	211N0100	下平田-11	平田	第 6 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
607	211N0123	下平田-12	平田	第 5 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
608	S01H11	下平田-13	平田	第 6 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
609	211BN5001	橋野町第 23 地割	橋野町	第 23 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
610	211BN5005	荻ノ洞-5	橋野町	第 31 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
611	211BN5006	太田林-4	橋野町	第 35 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
612	211BN5011	沢田-5	栗林町	第 12 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
613	211BN5012	沢田-6	栗林町	第 8 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
614	211BN5015	沢田-7	栗林町	第 18 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
615	211AN5098 -2	洞関-2	甲子町	第 7 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
616	211AN5098 -4	洞関-4	甲子町	第 7 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
617	211AN5101 -1	洞関 A-1	甲子町	第 6 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
618	211AN5101 -3	洞関 A-3	甲子町	第 6 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
619	211AN5103 -1	洞関 B-1	甲子町	第 5 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
620	211AN5116	洞泉-9	甲子町	第 4 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
621	211AN5138 -1	鍋倉-2-1	唐丹町	川目	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
622	211AN5138 -2	鍋倉-2-2	唐丹町	川目	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
623	211AN5176	荒川-9	唐丹町	荒川	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
624	211AN5178 -1	荒川-10-1	唐丹町	荒川	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
625	211AN5178 -2	荒川-10-2	唐丹町	荒川	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
626	211BN5066	日向-17	甲子町	第 16 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
627	211BN5096	洞関 D	甲子町	第 6 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
628	211BN5137	大洞-2	甲子町	第 9 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
629	211BN5151	山谷 A	唐丹町	山谷	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
630	211BN5175	上荒川-18	唐丹町	上荒川	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
631	211N0173	大畑坪内-2	甲子町	第 8 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
632	211N0054	唐丹町川目A	唐丹町	川目	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○

(土石流)

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	A139022	向定内の沢	定内町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
2	A139023	向定内の沢(2)	定内町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
3	A139024	向定内の沢(3)	定内町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	—
4	A139028	中小川の沢(2)	甲子町	中小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
5	A139030	小川の沢	小川町	五丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
6	A139032	小川の沢(3)	小川町	五丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
7	A139034	小川の沢(4)	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
8	A139035	小川の沢(5)	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
9	A139036	小川の沢(6)	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
10	A139037	小川の沢(7)	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
11	A139039	小川の沢(9)	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
12	A139040	小川の沢(10)	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
13	A139041	小川の沢(11)	小川町	一丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	—
14	A139047	源太沢	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	—
15	A139048	源太沢(2)	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
16	A139049	源太沢(3)	源太沢町	二丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
17	A139052	源太沢(6)	源太沢町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	—
18	A139053	上中島の沢(2)	上中島町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
19	A139054	中妻の沢	中妻町	三丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
20	A139055	八雲の沢	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
21	A139056	八雲の沢(2)	八雲町		岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
22	A139059	中妻の沢(2)	中妻町	一丁目	岩手県告示第 444 号	H20.6.6	○	○
23	A139101	向定内の沢(4)	定内町	四丁目	岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
24	A139104	上小川の沢(6)	甲子町	上小川	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
25	A139105	小川の沢(12)	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
26	A140006	根浜の沢	鶉住居町	第 22 地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
27	A140007	箱崎の沢	箱崎町		岩手県告示第 258 号	H17.3.29	○	○
28	A140008	箱崎の沢(2)	箱崎町		岩手県告示第 258 号	H17.3.29	○	○
29	A140009	箱崎の沢(3)	箱崎町		岩手県告示第 258 号	H17.3.29	○	○
30	A140010	箱崎白浜の沢	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	—
31	A140011	箱崎白浜の沢(2)	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
32	A140012	箱崎白浜の沢(3)	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
33	A140013	箱崎白浜の沢(4)	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
34	A140014	仮宿の沢	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
35	A140016	桑ノ浜沢(2)	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
36	A140017	桑ノ浜沢(3)	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 805 号	H28.10.21	○	○
37	A140018	桑ノ浜沢(4)	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
38	A140033	天神の沢	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
39	A140034	天神の沢(2)	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
40	A140035	天神の沢(3)	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
41	A140036	天神の沢(4)	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
42	A140040	大只越の沢(4)	大只越町	1 丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
43	A140045	松原の沢(4)	松原町		岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
44	A140046	松原の沢(5)	松原町		岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	—
45	A140047	嬉石の沢	嬉石町	二丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
46	A140048	嬉石の沢(2)	嬉石町	二丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
47	A140049	嬉石の沢(3)	嬉石町	二丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
48	A140050	嬉石の沢(4)	嬉石町	二丁目	岩手県告示第 319 号	H19.4.3	○	○
49	A140102	大只越の沢(5)	大只越町	一丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
50	A140103	大只越の沢(6)	大只越町	一丁目	岩手県告示第 529 号	H19.6.29	○	○
51	A140104	天神東の沢	天神町		岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	—
52	A140112	仮宿の沢(2)	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	—
53	A140113	白浜東の沢	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
54	A140114	白浜西の沢	箱崎町	箱崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
55	A140115	箱崎東の沢	箱崎町		岩手県告示第 345 号	H25.5.7	○	—
56	A140116	沼川川	箱崎町		岩手県告示第 258 号	H17.3.29	○	○
57	A140117	箱崎南の沢	箱崎町		岩手県告示第 258 号	H17.3.29	○	○
58	A140118	箱崎西の沢	箱崎町		岩手県告示第 258 号	H17.3.29	○	○
59	A140119	箱崎北の沢	箱崎町	第 10 地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
60	A140120	根浜の沢(2)	鶯住居町	第 22 地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
61	A149010	大沢	甲子町		岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	—
62	A149013	大沢(4)	甲子町		岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	○
63	A149019	片岸の沢	唐丹町		岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
64	A149108	大沢(5)	甲子町		岩手県告示第 495 号	H18.3.31	○	—
65	A150001	平田の沢	平田		岩手県告示第 495 号	H22.10.22	○	○
66	A150007	平田の沢(3)	平田	上平田	岩手県告示第 495 号	H22.10.22	○	—
67	A150008	平田の沢(4)	平田	平田	岩手県告示第 495 号	H22.10.22	○	—
68	A150009	平田の沢(5)	平田	平田	岩手県告示第 495 号	H22.10.22	○	○
69	A150010	平田の沢(6)	平田	平田	岩手県告示第 495 号	H22.10.22	○	○
70	A150011	尾崎白浜の沢	平田	第7地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
71	A150012	尾崎白浜の沢(2)	平田	第7地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
72	A150013	尾崎白浜の沢 (3)	平田	第7地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
73	A150014	尾崎白浜の沢 (4)	平田	第7地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	—
74	A150015	尾崎白浜の沢 (5)	平田	第7地割	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
75	A150016	尾崎白浜の沢 (6)	平田	第8地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
76	A150017	尾崎白浜の沢 (7)	平田	第8地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	—
77	A150018	尾崎白浜の沢 (8)	平田	第8地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
78	A150019	尾崎白浜の沢 (9)	平田	尾崎白浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
79	A150020	佐須の沢	平田	第9地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
80	A150022	佐須の沢(3)	平田	第9地割	岩手県告示第 582 号	R5.12.26	○	○
81	A150023	花露辺の沢	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
82	A150024	花露辺の沢(2)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
83	A150025	本郷の沢	唐丹町	本郷	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
84	A150101	桜峠の沢	唐丹町	桜峠	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
85	A150102	大曾根の沢(2)	唐丹町	大曾根	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
86	A150103	大曾根の沢	唐丹町	大曾根	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
87	A150104	花露辺の沢(3)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
88	A150105	花露辺の沢(4)	唐丹町	花露辺	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
89	A150107	平田北の沢	平田		岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	—
90	A150108	平田北の沢(2)	平田		岩手県告示第 122 号	H22.10.22	○	○
91	B139114	小川西の沢	小川町	二丁目	岩手県告示第 925 号	H17.10.25	○	○
92	B139116	千鳥の沢	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
93	B139117	千鳥の沢(2)	千鳥町	二丁目	岩手県告示第 122 号	H20.2.29	○	○
94	B140105	桑ノ浜沢(5)	箱崎町	桑ノ浜	岩手県告示第 498 号	H21.5.29	○	○
95	B140106	仮宿の沢(3)	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	○
96	B140107	仮宿東の沢	箱崎町	仮宿	岩手県告示第 498 号	H22.10.22	○	—
97	B149116	川目の沢(3)	唐丹町		岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
98	B149117	川目の沢(5)	唐丹町		岩手県告示第 738 号	H18.6.27	○	○
99	A138004	大橋の沢(2)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
100	A138005	大橋の沢(3)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
101	A138006	大橋の沢(4)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
102	A138101	大橋の沢(5)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	—
103	B138106	大橋の沢	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
104	B138107	大橋の沢(6)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
105	B138108	大橋の沢(7)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
106	B138109	大橋の沢(9)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 939 号	H30.12.18	○	○
107	A138007	唄貝の沢	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○
108	A138102	唄貝の沢(5)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○
109	B138101	唄貝の沢(3)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	—
110	B138102	唄貝の沢(2)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○
111	B138110	唄貝の沢(4)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○
112	J138103	天洞の沢	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○
113	J138104	天洞の沢(2)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	—
114	J138105	唄貝東の沢	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 345 号	H31.4.23	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
115	A127004	能舟木の沢	橋野町	第5地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
116	A127005	能舟木の沢(2)	橋野町	第7地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
117	A127006	能舟木の沢(3)	橋野町	第7地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
118	A127301	能舟木の沢(4)	橋野町	第8地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
119	A127302	能舟木の沢(5)	橋野町	第5地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	—
120	A127303	能舟木の沢(6)	橋野町	第6地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
121	A127304	青ノ木沢(2)	橋野町	第1地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
122	A128001	荻ノ洞沢-1	橋野町	第33地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
123	A128002	早橋の沢	橋野町	第42地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
124	A128003	弁天沢	橋野町	第42地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
125	A128202	荻ノ洞沢(3)	橋野町	第35地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	—
126	A128203	横内の沢(5)	橋野町	第26地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
127	B127301	大口東の沢	橋野町	第4地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
128	B127302	坂元の沢	橋野町	第1地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
129	B127303	青ノ木沢	橋野町	第1地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
130	B127304	大口の沢	橋野町	第3地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
131	B127305	和山の沢	橋野町	第15地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
132	B127306	和山の沢(2)	橋野町	第12地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
133	B127307	中村の沢(2)	橋野町	第9地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
134	B127308	中村の沢	橋野町	第9地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
135	B127309	中村の沢(4)	橋野町	第9地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
136	B128204	中村の沢(3)	橋野町	第29地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
137	B128205	荻ノ洞沢(2)	橋野町	第35地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
138	B128206	古里の沢	橋野町	第26地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
139	B128207	横内の沢(4)	橋野町	第25地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
140	B128208	横内の沢(3)	橋野町	第23地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
141	B128209	横内北の沢	橋野町	第23地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
142	B128210	早栃東の沢	橋野町	第43地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
143	B138111	雄岳沢	橋野町	第32地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
144	B138112	太平小屋の沢	橋野町	第32地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
145	J127301	坂元の沢(2)	橋野町	第1地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
146	J127302	青ノ木沢(3)	橋野町	第1地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
147	J127303	青ノ木沢(4)	橋野町	第3地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
148	J128204	早栃の沢(2)	橋野町	第41地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
149	J128205	橋野東の沢	橋野町	第41地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
150	J128206	橋野東の沢(2)	橋野町	第41地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
151	J128207	荻ノ洞沢(4)	橋野町	第33地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
152	J128208	横内南の沢	橋野町	第35地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
153	J128209	早栃東の沢(2)	橋野町	第43地割	岩手県告示第594号	R2.9.18	○	○
154	A149017	川目の沢	唐丹町	川目	岩手県告示第53号	R3.1.22	○	○
155	A128004	上栗林の沢	栗林町	第4地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
156	A128005	上栗林の沢(2)	栗林町	第4地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
157	A128006	上栗林の沢(3)	栗林町	第4地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
158	A128007	沢田の沢	栗林町	第12地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
159	A128008	鈴川	栗林町	第13地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
160	A128009	砂子畑の沢	栗林町	第19地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
161	A128201	砂子畑の沢(3)	栗林町	第23地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
162	B128201	砂子畑の沢(2)	栗林町	第24地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
163	B128202	川原の沢(2)	栗林町	第18地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
164	B128203	川原の沢	栗林町	第8地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
165	B128211	上栗林の沢(4)	栗林町	第4地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
166	B128212	上栗林の沢(5)	栗林町	第6地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
167	B128213	上栗林の沢(6)	栗林町	第9地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
168	B128214	道々の沢	栗林町	第17地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
169	J128201	長持の沢	栗林町	第24地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
170	J128202	砂子畑の沢(4)	栗林町	第24地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	○
171	J128203	砂子畑の沢(5)	栗林町	第19地割	岩手県告示第167号	R3.3.12	○	—
172	A128011	日ノ神の沢	鶉住居町	日の神	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
173	A128204	太田の沢(3)	鶉住居町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
174	A139001	荒川	甲子町	第4,3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
175	A139004	関沢(3)	甲子町	第7地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
176	A139005	関沢(4)	甲子町	第7地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
177	A139007	大畑の沢(2)	甲子町	第8地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
178	A139008	大畑の沢(3)	甲子町	第9地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
179	A139009	柏木野沢	甲子町	第10地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
180	A139012	野田の沢-1	甲子町	第10, 11地割	岩手県告示第263号 岩手県告示第200号	R3.3.30 R4.3.29	○	○
181	A139013	野田の沢(2)	甲子町	第11地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
182	A139014	野田の沢(3)	甲子町	野田	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
183	A139015	野田の沢(4)	甲子町	第11地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
184	A139016	野田の沢(5)	甲子町	第11地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
185	A139017	野田の沢(6)	甲子町	野田	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
186	A139018	定内の沢	甲子町	第13地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
187	A139019	定内の沢(2)	定内町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
188	A139020	定内の沢(3)	定内町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
189	A139021	定内の沢(4)	甲子町	第13地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
190	A139031	小川の沢(2)	甲子町	第15地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
191	A139038	沢山沢	小川町	2丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
192	A139042	新町の沢	新町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
193	A139043	新町の沢(2)	新町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
194	A139044	上中島の沢	住吉町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
195	A139050	源太沢(4)	源太沢町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
196	A139051	源太沢(5)	源太沢町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
197	A139064	外山の沢	鶺住居町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
198	A140001	神ノ沢	鶺住居町	神ノ沢, 第7地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
199	A140003	新田の沢	鶺住居町	第13地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
200	A140004	新川原の沢	鶺住居町	第29地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
201	A140025	新浜の沢(2)	新浜町	二丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
202	A140026	新浜の沢(3)	新浜町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
203	A140027	新浜の沢(4)	新浜町	一丁目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
204	A140042	松原の沢	松原町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
205	A149002	一ノ渡沢(2)	甲子町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
206	A149003	一ノ渡沢(3)	甲子町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
207	A149004	洞泉の沢	甲子町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
208	A149009	坪内の沢	甲子町	第9地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
209	A149012	大沢(3)	甲子町	第12地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
210	A149021	荒川の沢	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
211	A149102	荒川の沢(5)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
212	A149103	荒川の沢(4)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
213	A149104	荒川の沢(2)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
214	A149105	上荒川の沢(2)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
215	A149106	上荒川の沢	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
216	A149110	大洞の沢(2)	甲子町	大洞	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
217	A149111	大洞の沢	甲子町	大洞	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
218	A149112	大洞の沢(3)	甲子町	大洞	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
219	A149113	大洞の沢(4)	甲子町	大洞	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
220	A149114	大洞の沢(5)	甲子町	大洞	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
221	A149116	大洞西の沢(2)	甲子町	大洞	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
222	A150026	大石の沢	唐丹町	向	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
223	A150109	大向の沢(2)	平田	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
224	B128215	太田の沢	鶉住居町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
225	B128216	太田の沢(2)	鶉住居町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
226	B128217	太田の沢(4)	鶉住居町	第2地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
227	B128218	田郷の沢	鶉住居町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
228	B128219	田郷の沢(2)	鶉住居町	第3地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
229	B128220	日の神沢(2)	鶉住居町	日の神	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
230	B138103	蟹岳の沢	甲子町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
231	B138104	蟹岳の沢(2)	甲子町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
232	B138105	蟹岳の沢(3)	甲子町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
233	B139108	小浜南の沢	甲子町	小浜	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
234	B139119	女遊部の沢(4)	両石町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
235	B139120	台の沢	鶉住居町	第6地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
236	B140101	水海南の沢	両石町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
237	B140103	御在所沢	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
238	B140108	根浜の沢(3)	鶉住居町	第20地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
239	B149102	下荒川の沢(2)	唐丹町	下荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
240	B149103	荒川の沢(3)	唐丹町		岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
241	B149104	荒金の沢(3)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
242	B149105	荒金の沢(2)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
243	B149106	荒金の沢(3)-1	唐丹町	荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
244	B149107	キドバタ沢	唐丹町	荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
245	B149110	山谷の沢(2)	唐丹町	山谷	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
246	B149111	山谷の沢	唐丹町	山谷	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
247	B149112	鍋倉の沢	唐丹町		岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
248	B149113	落合の沢	唐丹町		岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	—
249	B149114	落合の沢(2)	唐丹町		岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
250	B149115	落合の沢(3)	唐丹町		岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
251	B149118	松倉の沢(3)	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
252	B149119	松倉の沢(4)	甲子町	第 10 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
253	J128210	道々の沢(2)	栗林町	第 20 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	—
254	J128211	上栗林の沢(4)	鶉住居町	第 2 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
255	J128212	栗林北の沢	鶉住居町	第 2 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
256	J128213	栗林北の沢(2)	鶉住居町	第 5 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
257	J129302	室浜東の沢	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
258	J138101	枯松沢	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
259	J138102	蟹岳の沢(4)	甲子町	第 1 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
260	J139101	向定内の沢(5)	甲子町	第 13 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	—
261	J139102	小浜東の沢	甲子町	第 16 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
262	J139103	小浜の沢	甲子町	第 16 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
263	J139104	女遊部南の沢	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
264	J139105	女遊部南の沢(2)	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
265	J139106	女遊部南の沢(3)	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
266	J139107	女遊部北の沢	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○
267	J140102	両石東の沢(2)	釜石	第 1 地割	岩手県告示第 263 号	R3.3.30	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
268	J140103	両石東の沢(3)	釜石	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
269	J140104	両石東の沢(4)	釜石	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
270	J140105	両石東の沢(5)	両石町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
271	J140106	両石東の沢(6)	両石町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
272	J140107	両石東の沢(7)	両石町	第5地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
273	J140108	両石東の沢(8)	両石町	第6地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
274	J140109	水海南の沢(3)	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
275	J140110	水海南の沢(4)	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
276	J140111	水海南の沢(5)	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
277	J140112	水海南の沢(6)	両石町	第4地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
278	J140114	桑ノ浜沢(7)	両石町	第1地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
279	J140119	谷地東の沢(4)	鶴住居町	第23, 24地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—
280	J149101	上荒川の沢(4)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
281	J149102	上荒川の沢(3)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
282	J149103	荒金の沢(4)	唐丹町	上荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
283	J149104	荒金西の沢	唐丹町	荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
284	J149105	荒金西の沢(2)	唐丹町	荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
285	J149106	荒金西の沢(3)	唐丹町	荒川	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
286	J149107	落合南の沢	唐丹町	川目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
287	J149108	落合南の沢(2)	唐丹町	川目	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
288	J149109	山谷の沢(3)	唐丹町	山谷	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
289	J149110	山谷の沢(4)	唐丹町	山谷	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
290	J149111	関沢南の沢	甲子町	第7地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	—

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
291	J149112 J149112	関沢南の沢(2)	甲子町	第6地割	岩手県告示第263号 岩手県告示第799号	R3.3.30 R3.11.30	○	○
292	J150103	桜峠の沢(2)	唐丹町	大曾根	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
293	J150105	黒崎南の沢	平田	第7地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
294	J150106	黒崎南の沢(2)	平田	第7地割	岩手県告示第263号	R3.3.30	○	○
295	A149011	大沢(2)	甲子町	第12地割	岩手県告示第799号	R3.11.30	○	○
296	A140101	大向の沢	平田	大向	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
297	A149014	上平田の沢	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
298	A149015	上平田の沢(2)	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	—
299	A149016	上平田の沢(3)	平田	第1、2地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	—
300	A150002	上平田の沢(4)	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	—
301	A150003	上平田の沢(5)	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
302	A150004	上平田の沢(6)	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
303	A150005	上平田の沢(7)	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
304	A150006	平田の沢(2)	平田	第4地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	—
305	A150021	佐須の沢(2)	平田	第9地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
306	A150106	上平田の沢(8)	平田	上平田	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
307	B150102	平田の沢(7)	平田		岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
308	J150107	平田東の沢	平田	第6地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
309	J150109	平田西の沢	平田	第5地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
310	J150110	平田西の沢(2)	平田	第5地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
311	J150111	平田西の沢(3)	平田	第5地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
312	J150112	平田西の沢(4)	平田	第5地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
313	J150113	平田西の沢(5)	平田	第5地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○
314	J150114	平田西の沢(6)	平田	第5地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
315	N211030	尾崎白浜の沢 (12)	平田	第7地割	岩手県告示第852号	R3.12.24	○	—
316	A138010	大松の沢	甲子町	第3地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	—
317	A139045	礼ヶ口の沢	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
318	A139046	礼ヶ口の沢(2)	礼ヶ口町		岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
319	A139102	砂子渡の沢	甲子町	第4地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
320	A148011	大松の沢(2)	甲子町	第3地割	岩手県告示第38号	R4.1.25	○	○
321	A139002	関沢	甲子町	第6地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
322	A139003	関沢(2)	甲子町	第7地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	—
323	A139025	上小川の沢	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
324	A139026	上小川の沢(2)	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
325	A139027	中小川の沢	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
326	A139029	中小川の沢(3)	甲子町	第15地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
327	A139033	桜木の沢	桜木町	二丁目	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	—
328	A139103	小浜の沢(3)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
329	A149001	一ノ渡沢	甲子町	第4地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
330	A149005	洞泉の沢(2)	甲子町	第6地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	—
331	B139104	関沢(5)	甲子町	第6地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	—
332	B139105	上小川の沢(5)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
333	B139106	上小川の沢(3)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	—
334	B139107	小浜の沢(4)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
335	B139109	小川南の沢	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
336	B139110	小川南の沢(2)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
337	B139111	小川川	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
338	B139112	小浜の沢(2)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
339	B139113	上小川の沢(4)	甲子町	第16地割	岩手県告示第88号	R4.2.22	○	○
340	A139006	大畑の沢	甲子町	第8地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	—
341	A139010	松倉の沢	甲子町	第10地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
342	A139011	松倉の沢(2)	甲子町	第10地割	岩手県告示第124号	R4.3.11	○	○
343	A139057	八雲の沢(3)	八雲町		岩手県告示第124号	R4.3.11	○	—
344	A139058	八雲の沢(4)	八雲町		岩手県告示第124号	R4.3.11	○	—
345	A139062	駒木の沢	駒木町		岩手県告示第167号	R4.3.22	○	○
346	A139063	駒木の沢(2)	駒木町		岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
347	A140024	新浜の沢	新浜町	二丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	○
348	A140037	大只越の沢	大只越町	二丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
349	A140038	大只越の沢(2)	大只越町	一丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
350	A140039	大只越の沢(3)	大只越町	一丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
351	A140041	大渡の沢	大渡町	三丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
352	A140043	松原の沢(2)	松原町		岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
353	A140044	松原の沢(3)	松原町		岩手県告示第167号	R4.3.22	○	○
354	A140051	嬉石の沢(5)	嬉石町	三丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	—
355	A140052	大平の沢	大平町	一丁目	岩手県告示第167号	R4.3.22	○	○
356	B139101	鈴子の沢(2)	鈴子町		岩手県告示第167号	R4.3.22	○	○
357	B139102	鈴子の沢	鈴子町		岩手県告示第167号	R4.3.22	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
358	B139103	岩井の沢	岩井町		岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	○
359	B139115	千鳥の沢(3)	釜石	第 8 地割	岩手県告示第 167 号	R4.3.22	○	—
360	A129001	片岸町の沢	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
361	A129002	片岸町の沢(2)	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
362	A129003	片岸町の沢(3)	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
363	A129004	室浜の沢	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	—
364	A129005	室浜の沢(2)	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
365	A129006	室浜の沢(3)	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
366	A129301	片岸東の沢	片岸町	第 8 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
367	A129302	室浜南の沢	片岸町	第 10 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	—
368	A139107	両石西の沢	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
369	A140002	神ノ沢(2)	鶉住居町	第 7 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	—
370	A140005	新川原の沢(2)	鶉住居町	第 28 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
371	A140019	両石の沢	両石町	第 2 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	—
372	A140020	両石の沢(2)	両石町	第 3 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
373	A140021	両石の沢(3)	両石町	第 3 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
374	A140022	両石の沢(4)	両石町	第 3 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
375	A140023	両石の沢(5)	両石町	第 3 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	—
376	A140109	水海北の沢	両石町	第 4 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
377	A140110	両石の沢(6)	両石町	第 2 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
378	A140111	両石の沢(7)	両石町	第 1 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
379	A140121	新田の沢(2)	鶉住居町	第 13 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	○
380	B129301	片岸町の沢(4)	片岸町	第 9 地割	岩手県告示第 177 号	R4.3.25	○	—

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
381	B139118	女遊部の沢	両石町	第4地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
382	B140102	水海南の沢(2)	両石町	第4地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	—
383	B140104	桑ノ浜沢(6)	両石町	第1地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
384	B140111	谷地西の沢	鶺住居町	第26地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
385	J140113	水海北の沢(2)	両石町	第4地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
386	J140118	駒ヶ崎の沢	鶺住居町	第21地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
387	N211133	室浜の沢(4)	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
388	N211135	室浜の沢(6)	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
389	N211136	室浜の沢(7)	片岸町	第10地割	岩手県告示第177号	R4.3.25	○	○
390	A140015	桑ノ浜沢	箱崎町	第13地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
391	A140028	東前の沢	東前町		岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
392	A140029	東前の沢(2)	東前町		岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
393	A140030	東前の沢(3)	東前町		岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
394	A140031	浜町の沢	浜町	三丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	—
395	A140032	浜町の沢(2)	浜町	一丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
396	A140105	浜町の沢(3)	浜町	三丁目	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
397	A140106	東前の沢(4)	東前町		岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
398	A140107	東前の沢(5)	東前町		岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
399	A140108	女遊部の沢(3)	両石町	第4地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
400	A149007	大畑の沢(4)	甲子町	第9地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
401	A149008	大畑の沢(5)	甲子町	第9地割	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	○
402	A149018	コタキ沢	唐丹町	片岸	岩手県告示第200号	R4.3.29	○	—

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
403	A149020	片岸の沢(2)	唐丹町	片岸	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
404	A149101	下荒川の沢	唐丹町	下荒川	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
405	A149107	コタキ沢(2)	唐丹町	片岸	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
406	A149115	大洞西の沢	甲子町	第 8 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
407	A150027	大石の沢(2)	唐丹町	大石	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
408	B140109	谷地東の沢	鶯住居町	第 23 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	—
409	B140110	谷地東の沢(2)	鶯住居町	第 23 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	—
410	B140112	谷地西の沢(2)	鶯住居町	第 26 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
411	B149101	下荒川の沢(4)	唐丹町	下荒川	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
412	B149108	下荒川の沢(3)	唐丹町	荒川	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
413	B149109	川目の沢(4)	唐丹町	川目	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
414	B150101	大石の沢(4)	唐丹町	屋形	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
415	J140115	平磯崎の沢	箱崎町		岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
416	J140116	箱崎東の沢(3)	箱崎町	第 7 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
417	J140117	箱崎東の沢(2)	箱崎町	第 7 地割	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
418	J150101	松磯の沢	唐丹町	向	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
419	J150102	松磯の沢(2)	唐丹町	向	岩手県告示第 200 号	R4.3.29	○	○
420	AN211508	沢田の沢(2)	栗林町	第 11 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
421	BN211507	栗林町第 2 地割	栗林町	第 2 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	—
422	N211124	砂子畑の沢(6)	栗林町	第 19 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
423	N211125	砂子畑の沢(7)	栗林町	第 19 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	—
424	AN211523	唄貝の沢(6)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
425	AN211524	唄貝の沢(7)	甲子町	第 2 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○
426	AN211525	大松の沢(3)	甲子町	第 3 地割	岩手県告示第 229 号	R7.3.28	○	○

番号	箇所番号	箇所名	区・町・村	字	告示番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域
427	AN211526	松倉の沢(5)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
428	AN211527	松倉の沢(6)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
429	AN211528	松倉の沢(7)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
430	AN211529	松倉の沢(8)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
431	AN211530	野田の沢(7)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
432	AN211532	大畑の沢(6)	甲子町	第9地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
433	AN211533	大洞西の沢(3)	甲子町	第8地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
434	AN211534	大畑の沢(7)	甲子町	第9地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
435	BN211531	野田の沢(8)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
436	BN211540	荒金西の沢(4)	唐丹町	字荒川	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
437	BN211541	荒金の沢(5)	唐丹町	字荒川	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
438	N211009	川目の沢(6)	唐丹町	字川目	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
439	N211010	川目の沢(7)	唐丹町	字川目	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
440	N211061	砂子渡の沢(2)	甲子町	第4地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
441	N211068	松倉の沢(9)	甲子町	第10地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
442	N211071	小浜南の沢(2)	甲子町	第16地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○
443	N211072	小浜南の沢(3)	甲子町	第16地割	岩手県告示第229号	R7.3.28	○	○

2-17-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	箇所番号	名称	所在地	分類	施設種別
1	A139006	特別養護老人ホーム 仙人の里	甲子町 7-144-4	高齢者福祉 関連施設	介護老人福祉施設
2	A149016	特別養護老人ホーム あいぜんの里	大字平田 2-51-7	〃	〃
3	128B3043 B128217	養護老人ホーム 五葉寮	鶉住居町 2-20-1	〃	養護老人ホーム
4	A149016	ユニット型特別養護老人ホーム あいぜんの里	大字平田 2-51-7	〃	介護老人福祉施設
5	B128217	地域密着型介護老人福祉施設 三峯の杜	鶉住居町 2-22-1	〃	地域密着型介護老人 福祉施設
6	211BN5041 BN211515 B140110	グループホーム ございしょの里	鶉住居町 23-21-1	〃	認知症対応型共同生 活介護
7	140A1001 N211129	あお空グループホーム釜石	片岸町 2-13-28	〃	〃
8	A140037	グループホームやかた	大町 3-9-16	〃	〃
9	A149002 A149003	グループホームさくら	甲子町 5-2-4	〃	〃
10	139A1008	グループホーム・ファミリア	甲子町 15-86-5 カサ・デ・ファミ リア 3F	〃	〃
11	150C1002	SOMPO ケア そんぼの家 GH 釜石 平田	大字平田 1-1-31	〃	〃
12	140A1001 N211129	あお空小規模多機能センター 釜石	片岸町 2-13-28	〃	小規模多機能型居宅 介護
13	A140037	看護小規模多機能ホーム やかた	大町 3-9-16	〃	看護小規模多機能型 居宅介護
14	211BN5041 BN211515 B140110	ございしょの里 デイサービス センター	鶉住居町 23-21-1	〃	通所介護
16	A140037	デイサービスやかた	大町 3-9-16	〃	認知症対応型通所介 護
17	A139006	仙人の里 指定通所介護事業所	甲子町 7-144-4	高齢者福祉 関連施設	通所介護

番号	箇所番号	名称	所在地	分類	施設種別
18	A149016	あいぜんの里 デイサービスセンター	大字平田 2-51-7	〃	〃
19	128B3043 B128217	五葉寮いきいきデイサービス センター	鶯住居町 2-20-1	〃	〃
20	A139006	仙人の里 指定短期入所生活介 護事業所	甲子町 7-144-4	〃	短期入所生活介護施 設
21	A149016	特養あいぜんの里 指定居宅サ ービス事業所	大字平田 2-51-7	〃	〃
22	B128217	ショートステイ三峯の杜	鶯住居町 2-22-1	〃	〃
23	139A1008	カサ・デ・ファミリア	甲子町 15-86-5	〃	有料老人ホーム
24	138A0477 138B2017 AN211525	自立支援施設 大松	甲子町 3-139	〃	障害者支援施設
25	A139010	まりん	甲子町 10-599-1	〃	障がい者デイサービ ス、障がい児一時預 かり
26	B127308 127B3006	児童デイサービスさんこま	橋野町 9-44-7	障がい者 福祉関連 施設	児童発達支援、放課 後等デイサービス
27	139A1025	釜石市福祉作業所	千鳥町 1-1-6	〃	障がい者就労支援施 設
28	140A1013 B140112	かまいしワーク・ステーション	鶯住居町 25-13-43	〃	〃
29	A139016	地域活動支援センター ふるはーと	野田町 3-4-24	〃	障がい者デイサービ ス、障がい児一時預 かり
30	A139016 139A1036 139A1037	ライトハウス	野田町 3-7-3	〃	放課後等デイサービ ス
31	A139016	グループホーム くろーぱー	野田町 3-4-24	〃	障がい者グループホ ーム
32	150C1002	グループホーム フルセイル平田	大字平田 1-1-16	〃	〃
33	A140036 140A0411	かまいしこども園	天神町 5-13	児童福祉 施設	認定こども園

番号	箇所番号	名称	所在地	分類	施設種別
34	A140036 140A0411	かまいしこども園子育て支援センター	天神町 5-13	〃	子育て支援センター
35	A139017	甲東こども園	野田町 4-6-8	〃	認定こども園
36	B128218 N211126	鵜住居保育園	鵜住居町 3-10	〃	保育所
37	B128218 N211126	鵜住居保育園子育て支援センター	鵜住居町 3-10	〃	子育て支援センター
38	A139022	きらきら保育園	定内町 2-11-15	〃	小規模保育事業所
39	149A0472	のぞみ保育園	定内町 4-7-1 国立病院機構釜石 病院内	〃	認可外保育施設
40	A139009	正福寺幼稚園	甲子町 10-8-4	〃	認定こども園
41	A139009	かっし子育て支援センター	甲子町 10-8-4	〃	子育て支援センター
42	150A1003 A149014 A149015 A149016	平田子育て支援センター	大字平田 2-25- 142(ニュータウン 改良住宅 1 階)	〃	〃
43	A139043 A139044	双葉学童育成クラブ	新町 1-58 (双葉小 学校内)	〃	学童育成クラブ
44	A140041	釜石学童育成クラブ	大渡町 3-14-8(釜 石小学校内)	〃	〃
45	140A0427 A140041	釜石小学校	大渡町 3-14-8	教育施設	小学校
46	A139043 A139044	双葉小学校	新町 1-58	〃	〃
47	140A1049 140A1053	白山小学校	嬉石町 3-6-1	〃	〃
48	140A0496 140A1055	釜石商工高等学校	大平町 3-2-1	〃	高等学校
49	A150007 211N0099 211N0100	釜石祥雲支援学校	平田町 3-1700	〃	特別支援学校

番号	箇所番号	名称	所在地	分類	施設種別
50	149A0472	国立病院機構釜石病院	定内町 4-7-1	医療関連 施設	病院
51	140A1037 140A0426	釜石のぞみ病院	大渡町 3-15-26	”	病院
52	A150009	住宅型有料老人ホームケアタウ ン	平田町 3-805-2	高齢福祉関 連施設	有料老人ホーム

2-19 林野火災予防計画

2-19-1 林野火災防除機器

品名	消 防	県から委託	計
唐 鋏	41	0	41
ス コ ッ プ	20	45	65
背負式消火水のう	62	70	132
チェンソー	2	2	4
布 バ ケ ツ	0	53	53
組立て水槽	8	7	15
可搬消防ポンプ(B級)	1	0	1
可搬消防ポンプ(D級)	0	2	2
可搬式送水装置	1	0	1
消防ホース 40mm×20m	0	14	14
高圧ホース 13mm×25m	26	0	26
高圧ホース 13mm×50m	1	0	1

2-21 海上災害予防計画

2-21-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)(以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質(以下「排出油等」という。)が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準(防除活動マニュアル等)の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
 - (1) 久慈地区(洋野町、久慈市、野田村)
 - (2) 宮古地区(普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市)
 - (3) 山田地区(山田町)
 - (4) 釜石地区(釜石市、大槌町)
 - (5) 大船渡陸前高田地区(大船渡市、陸前高田市)
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。ただし、周囲の状況による会員招集が困難な場合は、書面開催とすることができる。

2 定例会議は、年1回程度開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料(4月1日現在のもの)を毎年1回、所属する地区部会長に提出するものとし、各地区部会長は提出された資料を会長に共有するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとし、このうち(2)にかかる別表会員名簿等情報連絡体制に変更が生じた場合は、会員間での協議を省略し、その都度本協議会庶務から会員に通知する。

(1) 資機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)

(3) その他、必要な事項

(訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む)、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつて

は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

第 11 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害補償)

第 12 条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第 13 条 協議会は、海防法第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第 43 条の 5 第 1 項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第 14 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第 15 条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成 10 年 1 月 28 日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成 20 年 3 月 5 日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成 26 年 3 月 31 日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成 27 年 3 月 31 日）から施行する。
- 6 本会則は、一部改正の日（令和 5 年 3 月 15 日）から施行する。

岩手県沿岸排出油等防除協議会会員名簿

R6.3月現在

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
1	釜石海上保安部	警備救難課 救難係			○	○	○
2	八戸海上保安部	警備救難課 救難係	○				
3	宮古海上保安署	警備救難係		○			
4	国土交通省 東北地方整備局釜石港湾事務所	沿岸防災調査官				○	
5	国土交通省 東北地方整備局釜石港湾事務所 久慈出張所	前任建設管理官	○				
6	国土交通省 東北地方整備局釜石港湾事務所 宮古出張所	前任建設管理官		○			
7	東北運輸局岩手運輸支局 宮古庁舎	運輸企画専門官		○			
8	岩手県復興防災部	消防安全課	○	○	○	○	○
9	岩手県農林水産部	水産振興課	○	○	○	○	○
10	岩手県県土整備部	港湾空港課	○	○	○	○	○
11	岩手県県北広域振興局 水産部漁政チーム	水産振興課	○				
12	岩手県県北広域振興局 土木部	河川港湾課港湾海岸チーム	○				
13	岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター	水産振興課		○	○		
14	岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター	河川港湾課 港湾海岸チーム		○	○		
15	岩手県沿岸広域振興局 水産部	水産振興課				○	
16	岩手県沿岸広域振興局 土木部	河川港湾課 港湾海岸チーム				○	
17	岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター	水産振興課					○
18	岩手県沿岸広域振興局 大船渡土木センター	河川港湾課					○
19	岩手県漁業取締事務所					○	
20	岩手県漁業協同組合連合会	指導部 指導課	○	○	○	○	○
21	日本漁船保険組合	審査課	○	○	○	○	○
22	久慈警察署	地域課	○				
23	久慈市	防災危機管理課管理係	○				
24	久慈広域連合消防本部	消防課消防係	○				
25	洋野町	水産商工課	○				
26	野田村	総務課庶務防災班	○				
27	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所		○				
28	日本地下石油備蓄株式会社 久慈事業所	安全環境課	○				
29	久慈港運株式会社	総務課	○				
30	宮城建設株式会社	港湾漁業部庶務係	○				
31	五洋建設株式会社 久慈工事事務所		○				
32	東亜建設工業株式会社 久慈工事事務所		○				
33	北日本造船株式会社 久慈工場		○				

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
34	久慈市漁業協同組合	営漁指導課	○				
35	種市漁業協同組合		○				
36	洋野町漁業協同組合		○				
37	小子内浜漁業協同組合		○				
38	野田村漁業協同組合		○				
39	宮古警察署	地域課		○			
40	宮古市	産業振興部 水産課		○			
41	宮古地区広域行政組合 消防本部 宮古消防署			○			
42	岩泉町	農林水産課 林業水産室		○			
43	田野畑村	総務課		○			
44	普代村	建設水産課		○			
45	カメイ株式会社 宮古支店			○			
46	株式会社アベキ 宮古営業所			○			
47	株式会社塩釜商会 宮古支店			○			
48	宮古港湾運送株式会社	事業部		○			
49	株式会社本間組 岩手営業所			○			
50	株式会社佐賀組 宮古営業所			○			
51	大坂建設株式会社	海事部		○			
52	陸中建設株式会社	砕石事業部		○			
53	宮古漁業協同組合	総務部 指導課		○			
54	重茂漁業協同組合			○			
55	普代村漁業協同組合			○			
56	田野畑村漁業協同組合			○			
57	小本浜漁業協同組合	総務		○			
58	田老町漁業協同組合	購買課		○			
59	山田町	水産商工課水振興係			○		
60	宮古地区広域行政組合 山田消防署	警防係			○		
61	株式会社サカモト				○		
62	有限会社最上商店				○		
63	三陸やまだ漁業協同組合				○		
64	船越湾漁業協同組合				○		
65	釜石警察署	地域課				○	
66	釜石市	水産農林課 防災危機管理課				○	
67	大槌町	産業振興課 防災対策課				○	
68	釜石大槌地区行政事務組合 消防本部	消防課				○	
69	岩手県オイルターミナル株式会社					○	

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
70	株式会社アベキ 釜石営業所					○	
71	カメイ株式会社 三陸支店 釜石営業所					○	
72	北日本石油株式会社 釜石販売支店					○	
73	三陸興産株式会社					○	
74	日鉄物流釜石株式会社 北日本支店	秒夢歩港運課				○	
75	日本製鉄株式会社 北日本製鉄所釜石地区	釜石工程業務室				○	
76	釜石水先区水先人会					○	
77	東洋建設株式会社 岩手営業所					○	
78	株式会社及川工務店					○	
79	あおみ建設株式会社 岩手営業所					○	
80	株式会社山元					○	
81	株式会社佐賀組 釜石営業所					○	
82	株式会社小澤組					○	
83	新光建設株式会社					○	
84	釜石レミコン株式会社	第一工場				○	
85	海洋曳船株式会社	総務部				○	
86	釜石市漁業協同組合連合会					○	
87	釜石湾漁業協同組合					○	
88	釜石東部漁業協同組合					○	
89	唐丹町漁業協同組合					○	
90	新おおつち漁業協同組合					○	
91	大船渡警察署						○
92	大船渡市						○
93	大船渡地区消防組合消防本部						○
94	陸前高田市	地域振興部 水産課					○
95	陸前高田市消防本部	警防課					
96	株式会社塩釜商会 大船渡支店						○
97	株式会社八木又商店 カメイ株式会社 大船渡油槽所	石油部配送課					○
98	太平洋セメント株式会社 大船渡工場	設備部 機械課					○
99	東北汽船港運株式会社						○
100	山和商店有限会社						○
101	東海運株式会社 大船渡営業所						○
102	りんかい日産建設株式会社 岩手営業所						○
103	株式会社佐賀組						○
104	株式会社菊池組						○
105	株式会社明和土木						○

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
106	気仙郡漁業協同組合連合会	細浦給油所					○
107	大船渡市漁業協同組合	総務課					○
108	吉浜漁業協同組合						○
109	越喜来漁業協同組合						○
110	綾里漁業協同組合						○
111	広田湾漁業協同組合						○

2-21-2 流出油等に対する防災資機材の備蓄状況

処理剤 G:通常型、D:高粘度型、S:自己攪拌型 ゲル P:粉末、L:液体

事業所名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスプア	油吸着材		油ゲル化剤		21(06) 作業船 21(07) タグボート 21(08) 集油船 21(09)ガット・グラブ船	総トン数	消火設備			21(10, 11) 陸上移送			21(01) 油回収装置	
	型	長さ(m)	型	量(l)	(袋)	型	量(Kg)	形状	量(Kg,L)			放水量(L/分×基)	泡放水量(L/分×基)	粉末放射量(kg/秒×基)	タンクローリー			21(03) 高粘度油回収ネット	
															容量	台数	容量計	21(13) その他	
										(L/分×基)	原液保有量(L)	薬剤保有量(kg)	(KL)			(KL)			
海上保安庁 釜石海上保安部	B	300	S	594	12	M	170											油回収装置ガデリウス製 1式 DELTA SKIMMER(吸引式) 30KL/h、タンク1. 5KL	
海上保安庁 釜石海上保安部						F	90											高粘度油回収ネット 1式 オイルキャッチングネット H-7 網目50×100mm(キョーワ製)	
海上保安庁 釜石海上保安部																		油処理剤散布装置 K-3型 片舷仕様(カネヤ製)	
東北地方整備局釜石港湾事務所			G	72														柄杓4、バケツ4	
岩手県沿岸広域振興局(釜石地区合同庁舎)		0		0			0		0									油災害時は、嶺山元と連携する。	
岩手県漁業取締事務所										取締船	岩鷲	65						ほか船舶 取締船岩鷲65トン7人乗り1隻	
釜石市		0		0			0		0										
釜石大槌地区行政事務組合消防本部						M	75		0										
岩手県オイルターミナル株式会社	B	1,340	G	738		M	1,080	L	270	作業船	昇陽丸III	9							
三陸興産㈱	B	75	G	108		M	22	L	0	油槽船	第三協同丸	47				パキューム	1	3KL	オープンドラム5本
カメイ株式会社釜石支店		0		9			0		0										
北日本石油㈱盛岡支店釜石販売支店			G	54			0												
㈱アベキ釜石営業所		0	G	54			0											950KLのA重油タンク1基は 震災流失、業務廃止。	
海洋曳船㈱			G	2,400		M	80			タグボート	早池峰丸	184						ほか船舶 大型タグボート五葉丸173t	
新日鐵住金㈱釜石製鐵所	A	500	G	540		M	185												
日鐵物流釜石株式会社																			
五洋建設株式会社釜石総括事務所																			
株式会社山元	A	1,040	G	468		M	206			起重機船	第12興隆丸							オイルフェンスは船舶備置(昇竜、興隆号、朝隆号、俊英、マリン88) ほか船舶 新栄丸 第65弥栄丸	
株式会社及川工務店	B	140	G	72		M	22			起重機船	第37長丸							オイルフェンス等は船舶備置 ほか船舶 クレーン付台船第18長丸180t 曳船第28長丸63t 小型作業船第8長丸19t、 第31長丸、トラック4t1台	

2-22 防災ボランティア育成計画

2-22-1 防災ボランティア協力団体

- (1) 日本赤十字社奉仕団体
日赤釜石市地区赤十字安全奉仕団
釜石市赤十字奉仕団

- (2) 釜石市ボランティア連絡協議会加入団体
釜石市赤十字奉仕団
釜石手話サークル「橋」
釜石市母子寡婦福祉協会
釜石地区更生保護女性の会
NPO法人 e ネット・リアス福祉活動部
コープくらしの助け合いの会
大形手作り紙芝居さくらんぼの会
釜石地域傾聴ボランティア「はなみずき」

3-1 活動体制計画

3-1-1 釜石市災害警戒本部設置要領

昭和 61 年 10 月 24 日
制定

(目的)

第 1 条 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速、かつ、円滑に行うため、釜石市災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第 2 条 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報(海上に対する濃霧警報及び風警報を除く。)、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発せられたとき。
- (2) 市内に震度 4 の地震が発生したとき。
- (3) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、危機管理監が必要と認めるとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、危機管理監が必要と認めるとき。

(所掌事項)

第 3 条 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び住民への伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位、潮位の変化等の情報の収集に関すること。
- (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 警戒、巡視活動状況の把握に関すること。
- (5) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織及び構成員)

第 4 条 災害警戒本部の組織及び構成員は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部長 危機管理監
- (2) 副本部長 総務企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、教育部長、防災危機管理課長
- (3) 本部職員 防災危機管理課職員その他本部長が必要と認め指名する課等の職員
(本部長及び副本部長)

第 5 条 本部長は、部務を統括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画部長
- (2) 市民生活部長
- (3) 保健福祉部長
- (4) 産業振興部長
- (5) 建設部長
- (7) 教育部長
- (8) 防災危機管理課長

(会議)

第 6 条 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(釜石市災害対策本部との関係)

第7条 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、釜石市災害対策本部を設置するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年2月1日)

この要領は、昭和63年2月1日から実施する。

附 則(平成8年4月1日)

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則(平成10年4月1日決裁)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月19日決裁)

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成19年2月28日決裁)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日告示第18号の3)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第54号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月12日告示第33号の2)

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第80号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第77号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第94号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第45号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第46号の9)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第53号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年10月1日告示第163号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

3-1-2 釜石市災害対策本部条例

昭和38年6月28日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、釜石市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任規定)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の釜石市災害対策本部条例の規定は、平成24年6月27日から適用する。

3-1-3 釜石市災害対策本部規程

昭和 40 年 1 月 8 日
訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、釜石市災害対策本部条例(昭和 38 年釜石市条例第 19 号)第 4 条の規定に基づき、釜石市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第 2 条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。

2 本部に本部員を置き、本部員は、市の職員及び釜石大槌地区行政事務組合消防本部の消防吏員のうちから市長が別に指名する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(1) 副市長の職にある副本部長

(2) 教育長の職にある副本部長

第 3 条 削除

(事務所の位置)

第 4 条 本部の事務所は、釜石市役所本庁舎内におく。ただし、市役所本庁舎が被災し、本部としての使用に耐えないと本部長が認めるとき又は大津波警報が発表されたときは、釜石市立図書館に置く。

(部、部長及び副部長)

第 5 条 本部に次の各号に掲げる部を置く。

(1) 本部運営部

(2) 総務部

(3) 市民生活部

(4) 保健福祉部

(5) 産業部

(6) 建設部

(7) 文教対策部

2 部に部長を置き、本部運営部長には危機管理監を、総務部長には総務企画部長を、市民生活部長には市民生活部長を、保健福祉部長には保健福祉部長を、産業部長には産業振興部長を、建設部長には建設部長を、文教対策部長には教育部長をもって充てる。

3 部に副部長を置き、本部運営部副部長には防災危機管理課長を、総務部副部長には総務課長を、市民生活部副部長にはまちづくり課長を、保健福祉部副部長には健康推進課長を、産業部副部長には商業観光課長を、建設部副部長には建設課長を、文教対策部副部長には教育委員会事務局総務課長をもって充てる。

4 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(班及び班長)

第 6 条 部に別表第 1 に掲げる班を置く。

2 班に班長を置き、別表第 1 に掲げる職にあるものをもってそれぞれ充てる。

3 班長は、上司の命を受け部下の職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。

(部及び班の分掌事務)

第 7 条 部及び班の分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

(緊急初動特別チーム)

第 8 条 夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、本部運営部に緊急初動特別チームを置く。

2 緊急初動特別チームは、本部の活動体制が整うまでの間、次の事務を行う。

(1) 本部の設置及び運営

- (2) 本部の実施する災害応急対策の総括
- (3) 報道機関に対する災害情報の発表
- (4) その他本部長が特に命じること。

3 緊急初動特別チーム員は、毎年度、危機管理監が指名する。

(各部の運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が別に定める。
(配備体制)

第10条 本部の配備体制は警戒配備と非常配備とし、配備の基準及び動員範囲は、釜石市地域防災計画の活動体制計画に定めるところによるものとする。

(警戒配備体制下の活動)

第11条 警戒配備体制においては、情報連絡及び広報活動を主たる業務とし、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に移行し得るようするものとする。

- (1) 各部長は、警戒配備に従事する班を定め、災害応急対策業務に従事させるものとする。
- (2) 警戒配備の各班長は、所掌の事務に係る情報を収集したときは、その内容を所属部長及び本部運営部長に報告するものとする。
- (3) 本部運営部長は、警戒配備の各班長及びその他関係機関から収集した情報のうち必要なものについては、本部長に報告するものとする。

(非常配備体制下の活動)

第12条 非常配備体制における活動要領はおおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、部内職員のうちから本部連絡員を指名し本部運営部に派遣する。
- (2) 本部長は、必要に応じ本部室を設け、同室において特に指示した部員及び本部連絡員を執務させる。
- (3) 本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、情勢に対応する応急処置を講ずる。
- (4) 各部長は、災害応急対策業務に全力を集中し、その活動状況を本部長に報告する。

(本部員会議)

第13条 本部長は、災害応急対策の主要事項を協議決定し、その必要があると認めるときは、本部員会議を開催する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、部長、副部长及び本部長が必要と認める本部員をもって構成する。

3 本部員会議の招集は、本部長の指示に基づき本部運営部長が行う。

4 本部長は、必要により協議事項に直接関係する部の部長のみによって会議を開催することができる。

(標識)

第14条 本部員が災害応急対策業務に従事するときは、別図の規格による腕章をつけるものとする。

(委任)

第15条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年12月20日訓令第12号)

この規程は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則(昭和43年8月1日訓令第17号)

この規程は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月21日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月6日訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年9月16日訓令第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年11月4日訓令第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 14 日訓令第 3 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 2 月 1 日訓令第 5 号)

この規程は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 1 日訓令第 7 号)

この規程は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 5 月 26 日訓令第 5 号)

この規程は、制定の日から施行し、改正後の釜石市災害対策本部規程の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日訓令第 5 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日訓令第 2 号)

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 19 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 12 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日訓令第 2 号の 3)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 27 日訓令第 6 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日訓令第 2 号)

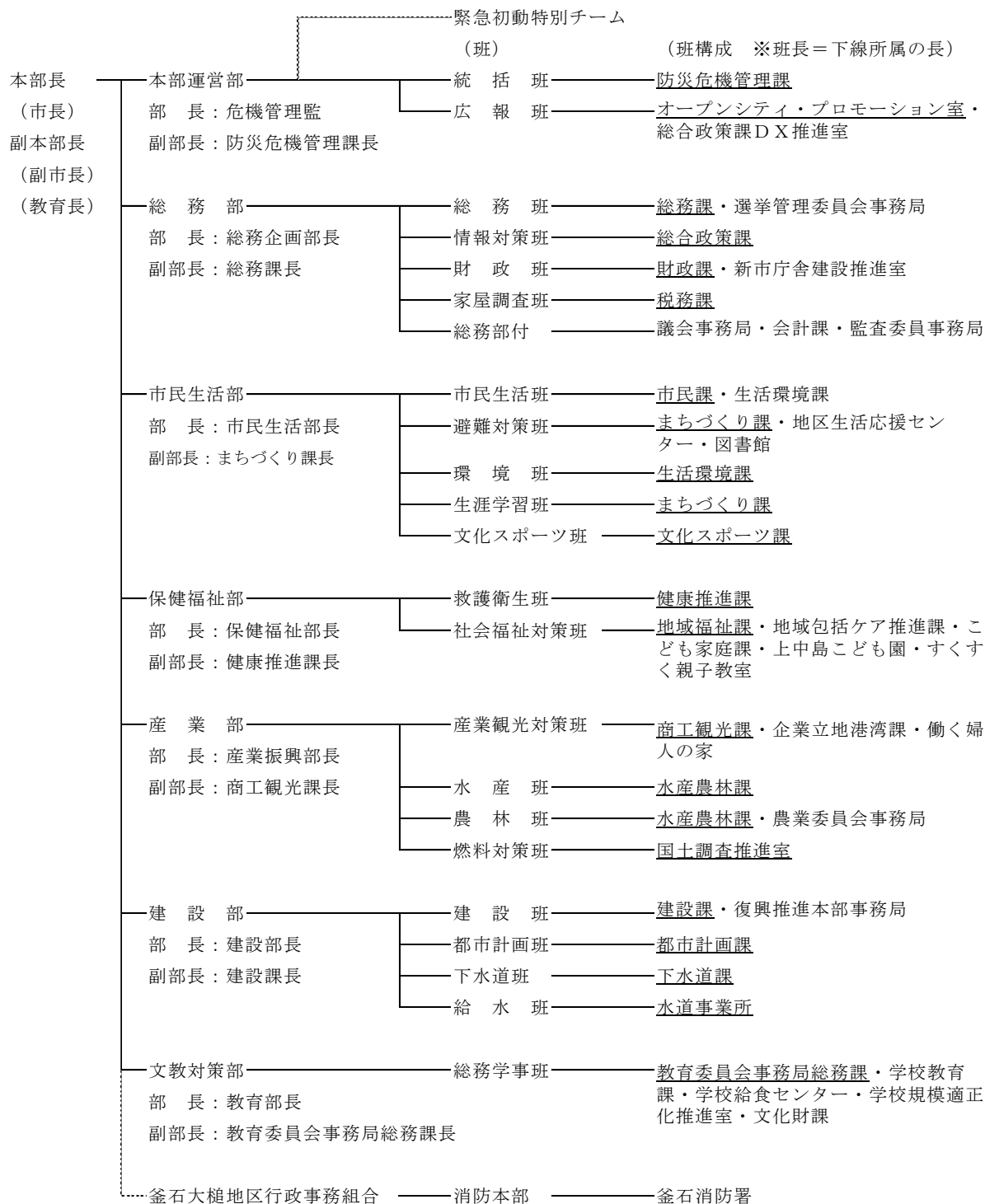
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第6条関係)

別表第1(第6条関係)



別表第2(第7条関係)

釜石市災害対策本部事務分掌

部	班	事務分掌
本部運営部	統括班	各部、各班に対する災害対策の総合企画、調整及び指示 災害救助法適用に係る県に対する要請及び適用事務 災害対策本部員会議等、各種会議の開催 釜石大槌地区行政事務組合消防本部、防災機関等との連絡調整及び応援要請 県等に対する自衛隊の災害派遣要請 災害派遣部隊との連絡調整 関係機関等への連絡調整及び応援要請 市防災行政無線による広報の実施、管理運営及びその他通信業務 水門の閉鎖確認 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令 警戒区域の設定 岩手県災害情報システムへの入力及び時系列情報(クロノロジー)等の作成 消防活動の連絡調整 消防本部その他の水防関係機関との連絡調整 津波、気象予報・警報等の周知及び伝達 緊急通行車両確認証明書と標章の交付手続き 災害救助法の適用時における被災者の救出 県本部に対する医療救護班の派遣要請 災害時における行方不明者、遺体の捜索に係る消防機関等との連絡調整 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整 防災会議の開催
	広報班	広報資料の収集、作成及び整理 記録写真等の撮影 住民への各種災害情報等の提供 報道発表、報道協力要請等の報道機関等への対応 庁内情報ネットワークの機能確保
総務部	総務班	職員の非常招集、配置及び派遣 災害対策本部員会議等各種会議の開催支援 被災地域や避難所等の視察対応 他市町村への応援要請並びに他市町村に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援 総合窓口の設置と担当部課への振分け(電話交換業務含む。) 市職員の被害調査 本部長等の被災地域の視察 災害対策基本法第65条第1項に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保
	情報対策班	避難所開設情報及び避難者の把握 災害状況、被害状況及び対応状況等の情報収集 防災関係機関の対応状況の情報収集 災害対策本部各班の対策状況の情報収集 他市町村等の被災状況の情報収集 災害情報及び被害状況の取りまとめ並びに各班への伝達
	財政班	災害対応予算の取りまとめ

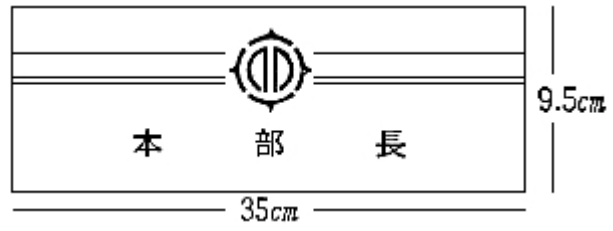
		<p>市有車両等の集中管理及び配車並びに燃料の確保 傷病者輸送への協力 協定に基づく応援車両等の調整 電話の応急仮設及び管理運営 庁舎等の被害調査及び応急対策 災害対応に係る庁舎の利用</p>
	家屋調査班	<p>住家被害調査・報告 罹災証明及び被災証明の発行</p>
市民生活部	市民生活班	<p>市管理道路の交通規制実施に係る釜石警察署等関係機関との連絡調整 民間バス事業者及び鉄道事業者との人員輸送に係る調整 埋葬及び火葬の手続き 鉄道施設に係る被害状況の把握 人的被害調査・報告 安否情報の総括 火葬場施設の被害調査及び運用</p>
	避難対策班	<p>災害救助法の適用時における指定避難所の設置及び運営 避難所における食料品及び生活必需品等の需要の把握 炊出しの実施及び地域への炊出し協力の呼び掛け 避難所の運営等の統括 避難所及び避難者(在宅避難者含む)の把握及び応急対策 各地区の災害発生状況の情報収集</p>
	環境班	<p>被災した愛玩動物の救護対策 感染症予防業務(衛生害虫・薬剤散布等) 災害に伴う廃棄物の処理及びし尿処理 流出油等の漂着に係る監視パトロール 災害に伴う公害の調査及び処理</p>
	生涯学習班	<p>社会教育施設被害調査・報告 社会教育施設の応急対策の実施 社会教育関係諸団体への協力要請</p>
	文化スポーツ班	<p>文化体育施設被害調査・報告 文化体育施設の応急対策の実施</p>
保健福祉部	救護衛生班	<p>医師会及び歯科医師会に対する医療救護班の派遣要請 医薬品、医療用資機材並びに遺体処理を行うために必要となる医薬品及び医療用資機材等の調達及びあっせん要請 国立病院機構、県立病院、医師会等の被害調査並びに医療救護班の派遣要請及び調整 救護所の設置及び運営 保健活動班の編成 保健指導全般 感染症予防業務 遺体の処理、検案及び検視補助 災害救助法に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保 救護・救出活動への協力 医療救護全般に係る調整</p>
	社会福祉対策班	<p>日本赤十字社に対する医療介護班の派遣要請 義援金の受付及び配分 ボランティア等に対する派遣要請 防災ボランティア活動に係る連絡調整 防災ボランティアの活動状況の把握 防災ボランティアの受付及び配置</p>

		<p>避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 災害救助法の適用時における指定福祉避難所の設置及び運営 身体障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん要請 社会福祉施設被害調査・報告 人的被害調査・報告の支援 被災者に対する支援制度に関すること 児童福祉施設の応急対策の実施</p>
産業部	産業観光対策班	<p>物資輸送に関する調整 応急食料、医療・寝具等生活必需品等の調達に係るあっせん要請 支援物資等の輸送に係る輸送業者に対する支援要請 義援物資の受付及び配分 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害調査・報告 観光施設被害調査・報告 避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請 被災商工業者への融資 商工関係及び誘致企業被害調査・報告</p>
	水産班	<p>市管理漁港施設に係る応急復旧 市管理漁港に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等 河川、海岸等の警戒巡視及び水防上必要な監視 所管漁港関係障害物の除去 障害物除去班の編成 各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施(海岸保全・港湾・漁港施設) 流出油等の海上災害に係る釜石海上保安部等との連絡調整 流出油等の海上災害に係る所管漁港に係る保全措置 流出油等の海上災害に係る在港船舶に対する災害の周知 港湾漁業施設被害調査・報告 所管する水門等の閉鎖確認及び警戒 被災水産業者への融資 水産関係被害調査・報告</p>
	農林班	<p>農林業関係障害物の除去 障害物処理班の編成 病虫害防除の実施・畜産対策全般 各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施(治山施設) 林野火災に係る消防資機材の調達及びあっせん要請 林野火災に係る作業道(県有林を除く。)の被害情報の収集 林野火災に係る特用林産物被害情報の収集 林野火災に係る民有林(県有林を除く。)の森林被害情報の収集 農業施設被害調査・報告 農作物等被害調査・報告 家畜等関係被害調査・報告 農地農業用施設被害調査・報告 林業関係被害調査・報告 被災農家への融資</p>
	燃料対策班	<p>輸送用燃料の確保</p>
建設部	建設班	<p>市道に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等、応急対策及び復旧全般 河川、海岸等の警戒巡視及び水防上必要な監視 道路、河川、橋梁等の応急修理に係る資材の調達及びあっせん要請 道路、河川関係の障害物の除去</p>

		<p>障害物除去班の編成 災害応急対策作業要員の確保及びあっせん要請 各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施(道路・河川・砂防施設) 所管施設被害情報の収集</p>
	都市計画班	<p>災害救助法適用による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 応急仮設住宅に係る設計、施工及び監理 被災宅地の危険度判定 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る資材の確保 公営住宅等の入居あっせん 被災建築物の応急危険度判定 居住関係障害物の除去 障害物処理班の編成 公共施設の応急修理に係る資材の調達 公共施設の設計、施工及び監理 避難場所及び避難施設の安全点検 所管施設被害調査</p>
	下水道班	<p>下水道施設に係る被害状況の把握 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</p>
	給水班	<p>給水施設の応急修理に係る資材の調達及びあっせん要請 給水班の編成 災害の際の全般的給水 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水 応急給水用資機材の調達 給水対策本部の設置 上水道施設に係る被災状況の把握 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</p>
文教対策部	総務学事班	<p>学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 教育災害対策予算の確保 学校及び幼稚園教職員の非常配置 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施 学校及び幼稚園施設の被害調査・報告 園児、児童、生徒及び教職員等被害調査・報告 文化施設被害調査・報告 文化施設の応急対策の実施 文化財被害調査・報告 文化財に対する応急対策の実施</p>

別図(第 15 条関係)
標識 (腕章)

(1) 本部長腕章



(2) 副本部長腕章



(3) 本部員腕章



(註) 色は黄地に黒色の字を染抜く

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 微量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

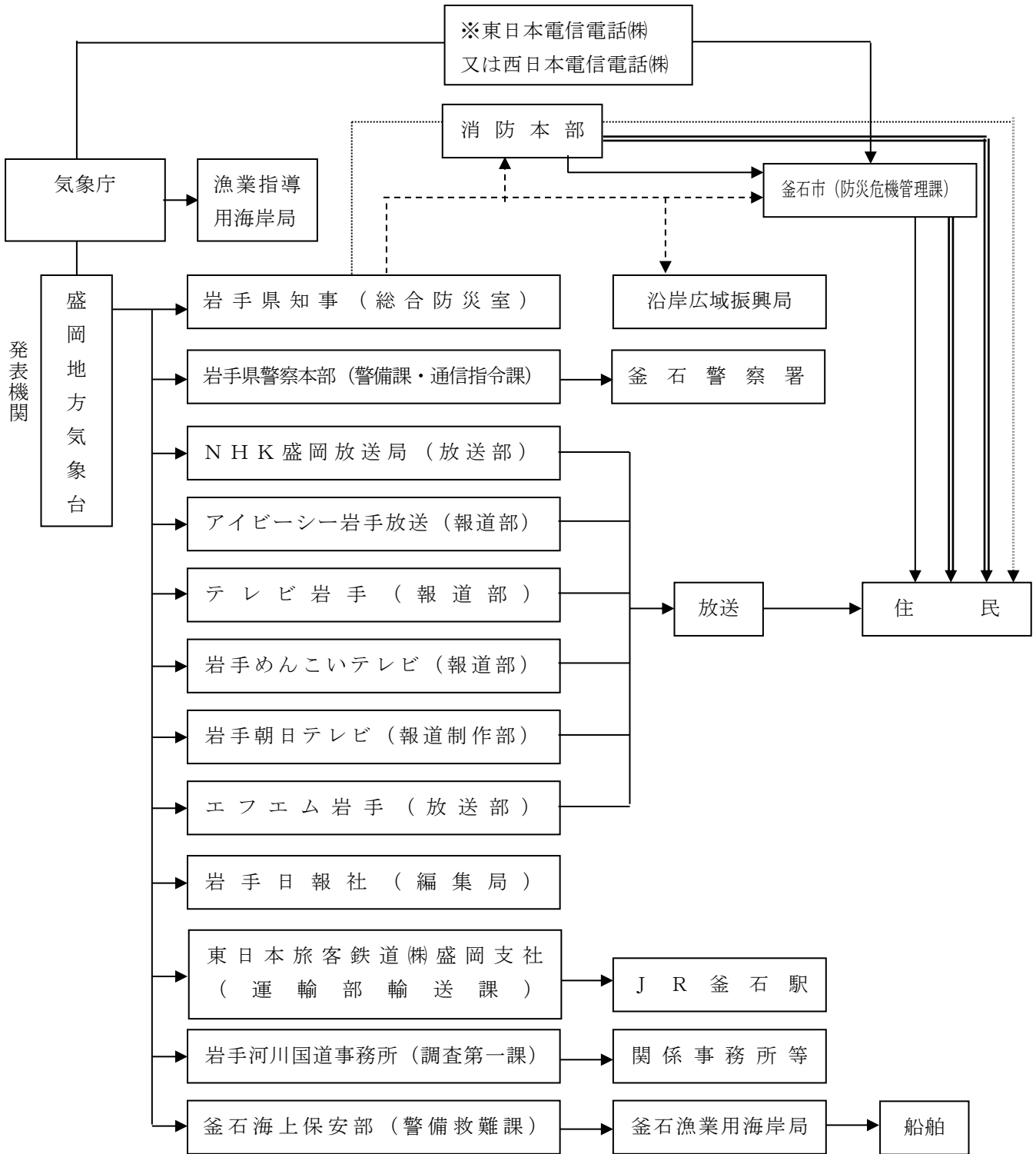
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3-2-2 気象予報・警報等伝達系統図

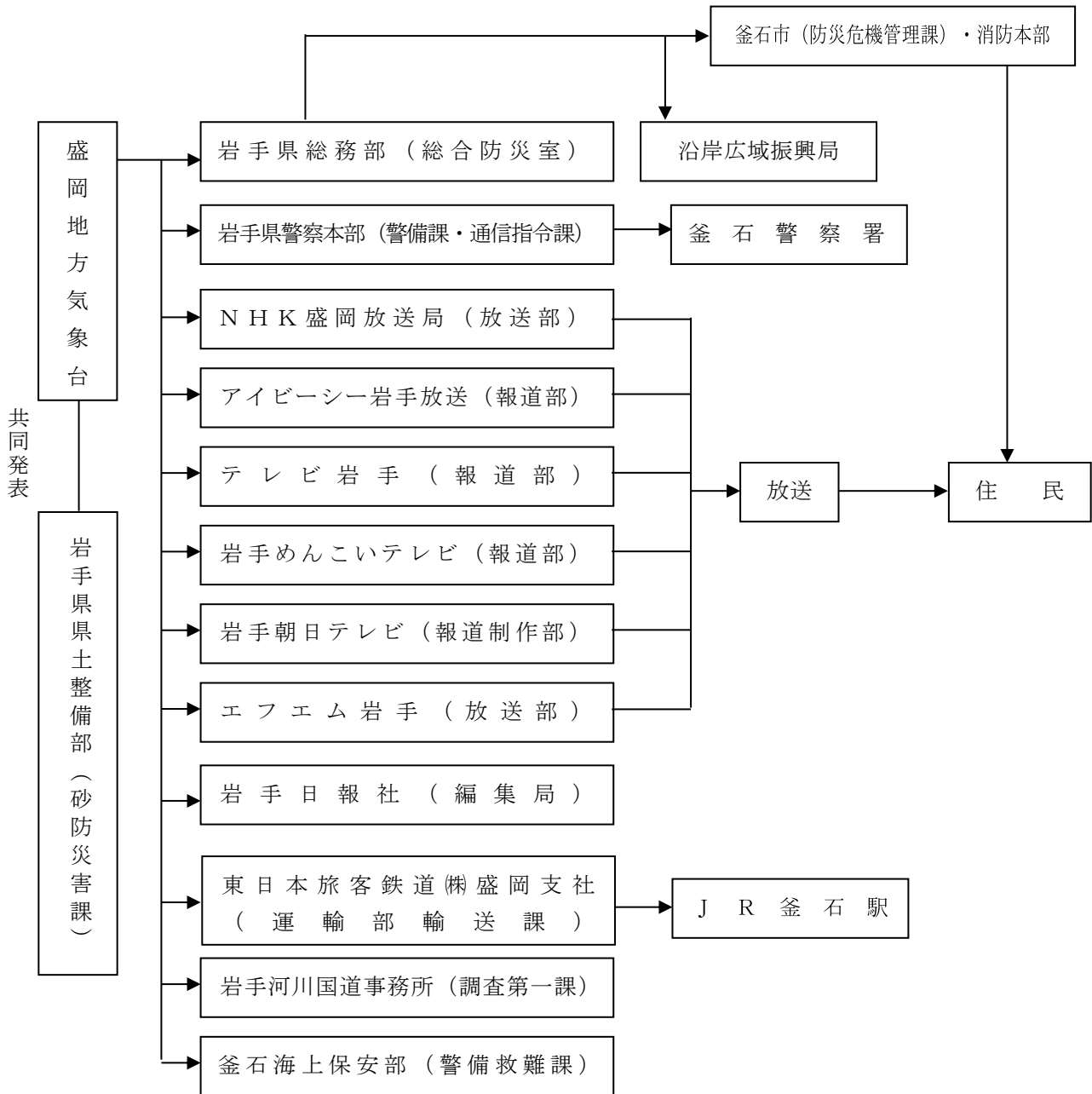


- 1 ※は警報発表及び解除のみ
- 2 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに発する。
- 3 気象予報としての注意報については、内容により発表機

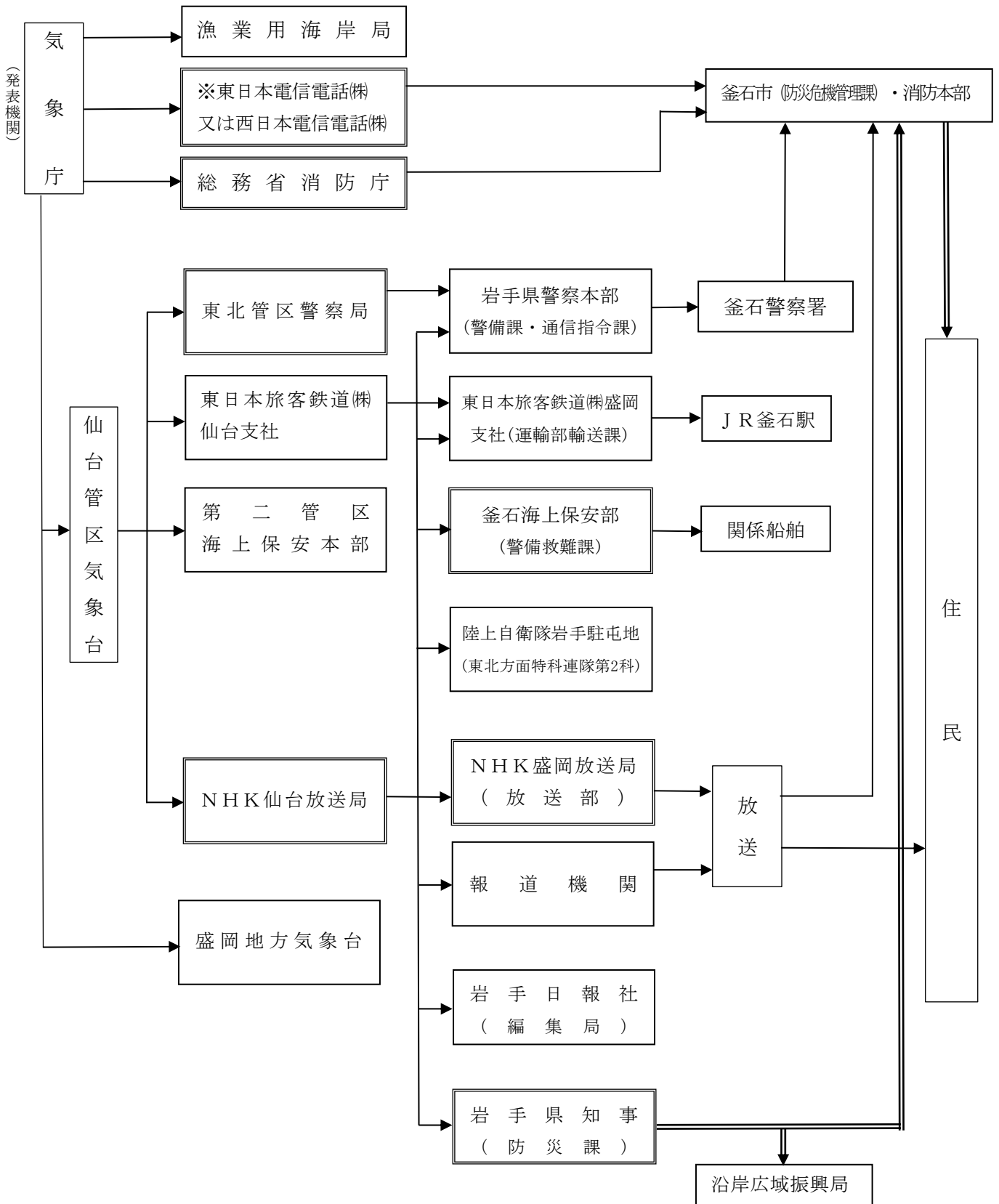
- 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災機関への伝達系統を優先するものとする。
- 関及び伝達機関においてこの系統図に示す報道機関のうち必要と認める機関にのみ通知する。

- 5 線は、火災気象通報通知・伝達
- 6 ===== 線は、火災警報伝達・通知・伝達系統
- 7 - - - - - 線は、総合防災情報ネットワーク・防災行政無線

3-2-3 土砂災害警戒情報伝達系統図

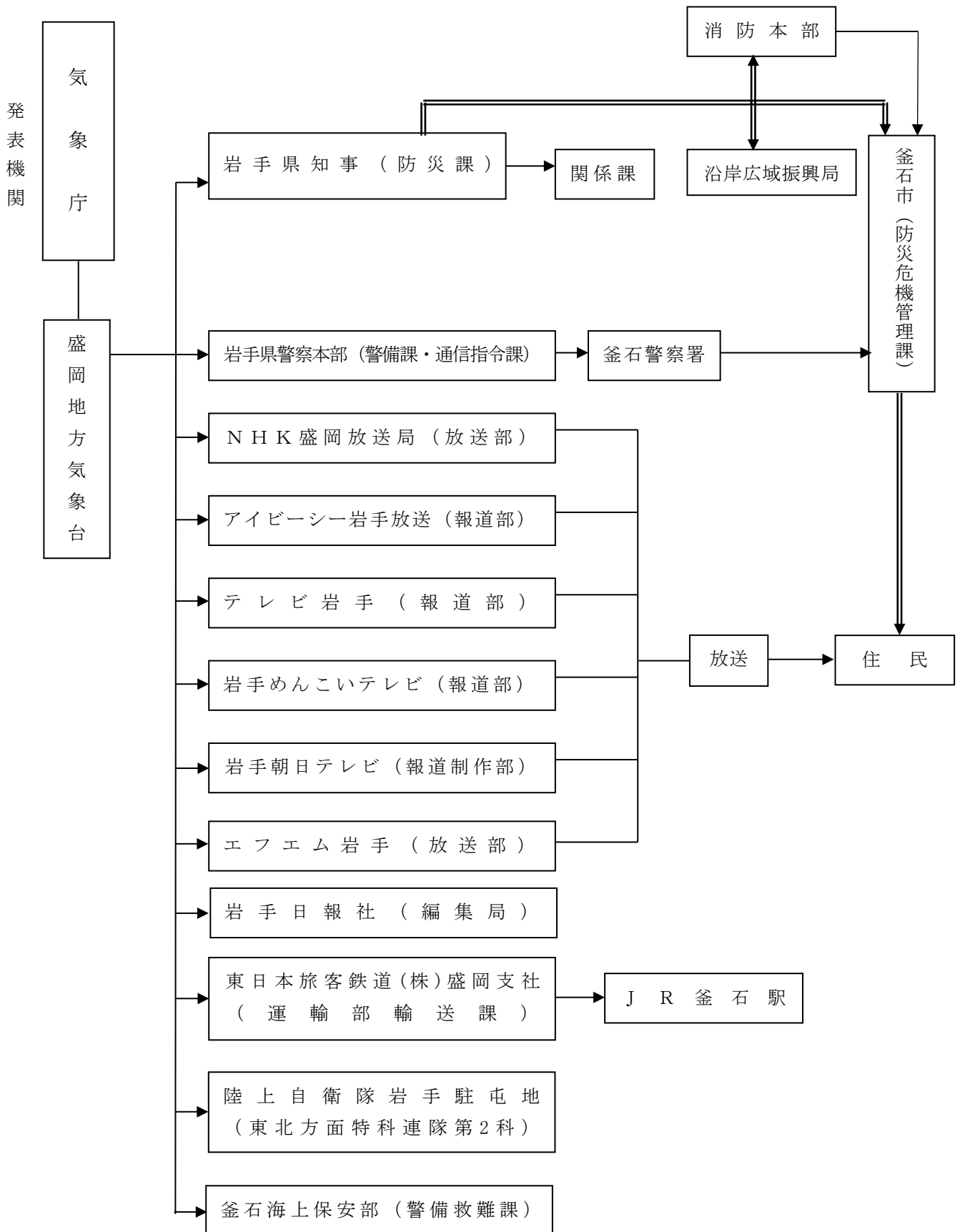


3-2-4 津波警報等伝達系統図



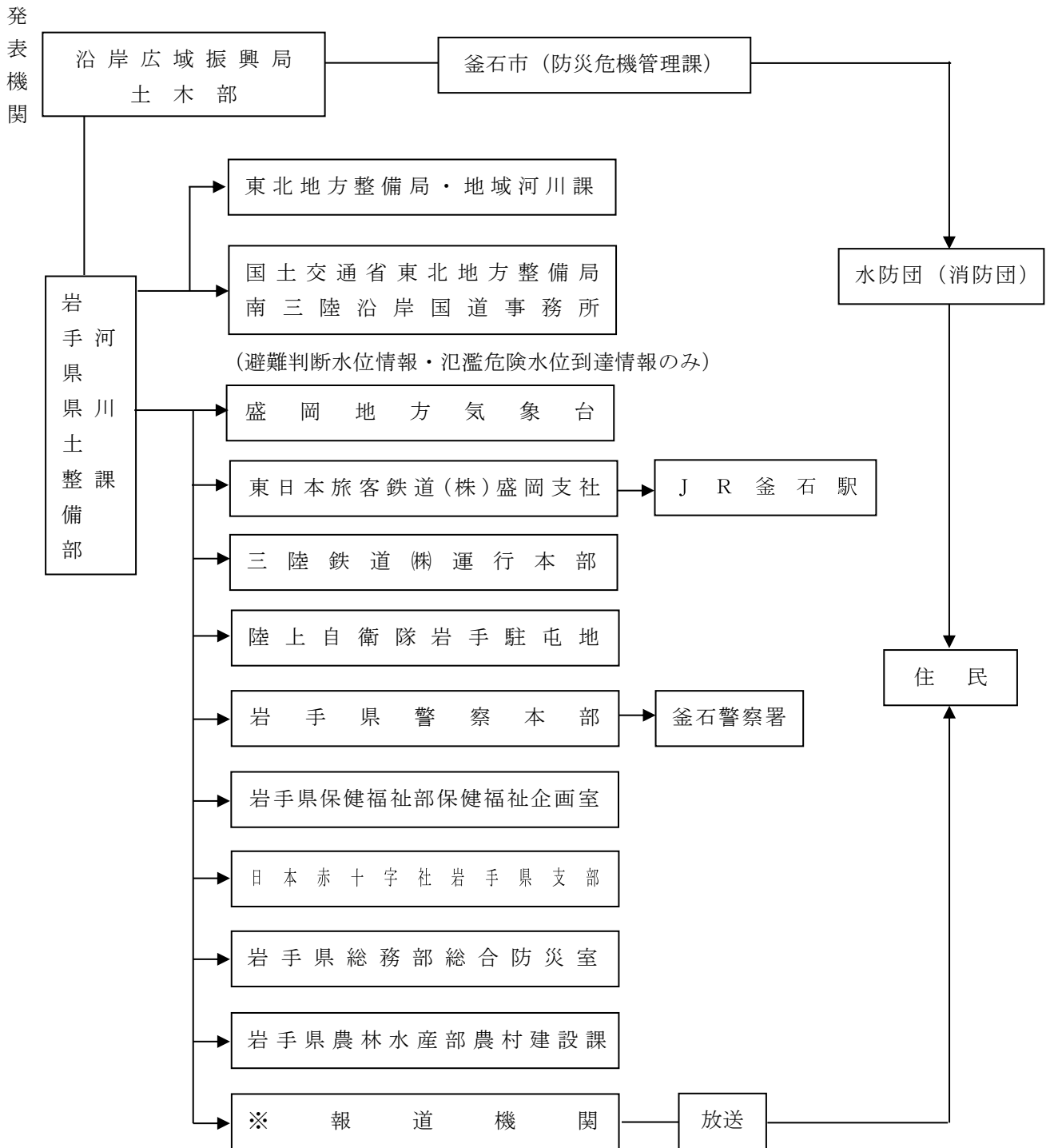
- (注) 1 ※ は、大津波警報、津波警報発表及び警報解除のみ
 2 ≡≡≡ 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3-2-5 地震及び津波に関する情報伝達系統図



- (注) 1 **=====** 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

3-2-6 甲子川、鵜住居川水防警報・避難判断水位情報の伝達系統図



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

3-2-7 気象予報・警報等通知計画（勤務時間）

区分		通知受領者		総務課長	財政課長	まちづくり課長	水産農林課長	建設課長	各課・所・局長	
津波・気象予報・警報通知	気象情報									
	地震津波情報									
	気象注意報	風雪注意報							○	
		強風注意報							○	
		乾燥注意報								
		なだれ注意報						○	○	
		大雪注意報		○	○	○	○	○	○	
		融雪注意報						○		
		濃霧注意報						○		
		霜注意報						○		
		雷注意報						○		
	大雨注意報		○	○	○	○	○	○		
	洪水注意報		○	○	○	○	○	○		
	津波注意報		○	○	○	○	○	○		
	高潮注意報							○		
	波浪注意報									
	気象警報	暴風警報		○	○	○	○	○	○	
		暴風雪警報		○	○	○	○	○	○	
		大雨警報		○	○	○	○	○	○	
		大雪警報		○	○	○	○	○	○	
洪水警報		○	○	○	○	○	○			
津波警報		○	○	○	○	○	○	○		
高潮警報		○	○	○	○	○	○			
波浪警報						○				
火災警報		○	○	○	○	○	○	○		

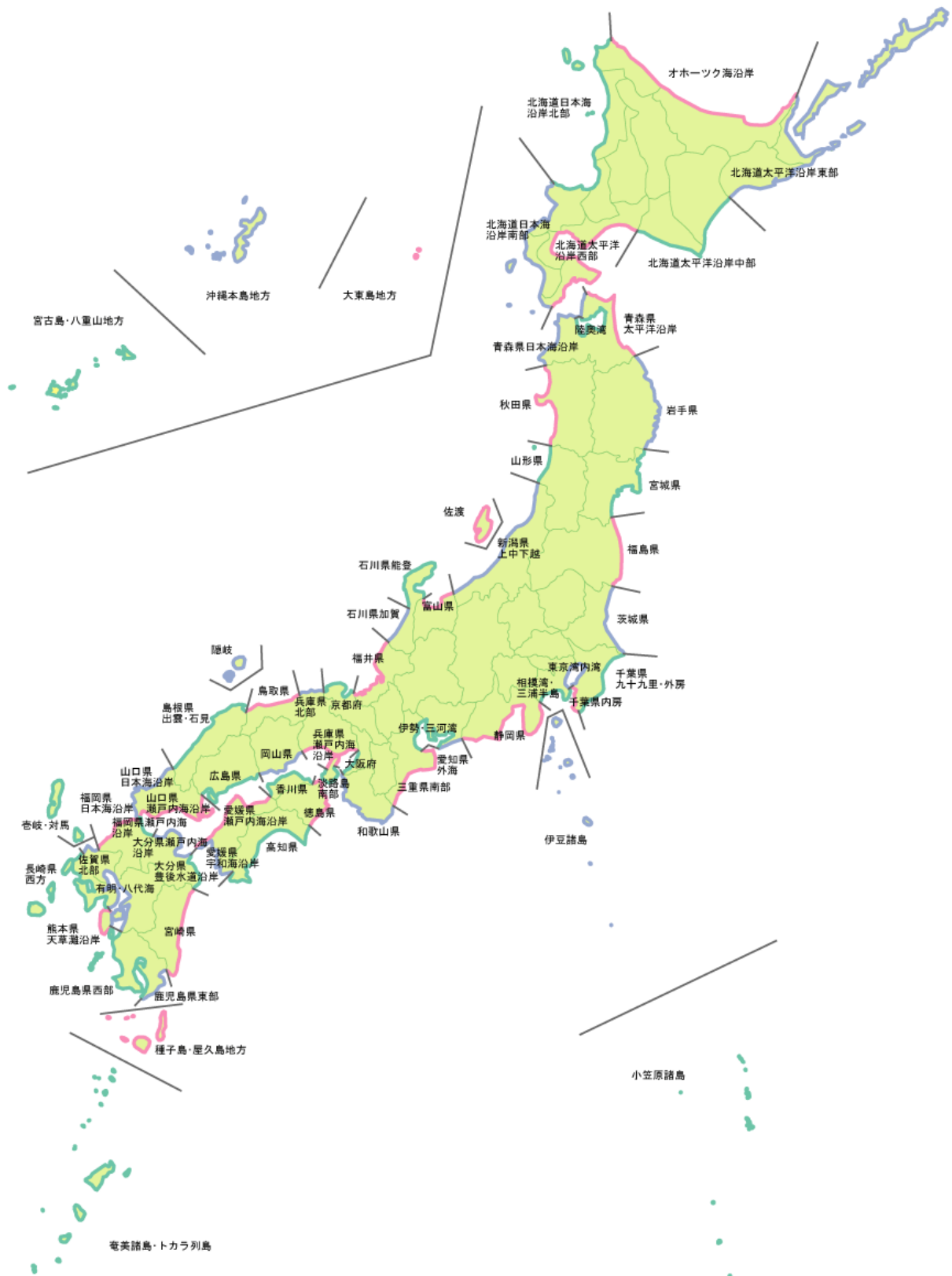
3-2-8 気象予報・警報等通知計画（勤務時間外）

区分		通知受領者		総務課長	財政課長	まちづくり課長	水産農林課長	建設課長	各課・所・局長	
		気象情報	地震津波情報							
津波・気象予報・警報通知	気象情報	○								
	地震津波情報									
	気象注意報	風雪注意報								
		強風注意報								
		乾燥注意報								
		なだれ注意報								
		大雪注意報								
		融雪注意報								
		濃霧注意報								
		霜注意報								
		雷注意報								
	大雨注意報									
	洪水注意報									
	津波注意報	○	○	○	○	○	○			
	高潮注意報									
	波浪注意報									
	気象警報	暴風警報	○							
		暴風雪警報	○					○		
		大雨警報	○	○	○	○	○	○		
		大雪警報	○	○	○	○	○	○		
洪水警報	○	○	○	○	○	○				
津波警報	○	○	○	○	○	○	○			
高潮警報	○	○	○	○	○	○				
波浪警報										
火災警報	○	○	○	○	○	○	○	○		

3-2-9 スピーカー付車両

所属	車種別	台数	備考
消防課	軽ワゴン	1	防災広報車
生活環境課	軽ワゴン	1	
	普通	1	地域安全パトロール車
	バン	1	交通指導車
地域福祉課	バン	1	赤十字救援車
水道事業所	普通	1	
	軽ワゴン	4	
	トラック	1	
下水道課	トラック	1	公共応急作業車

3-2-10 津波予報区



3-2-12 気象庁警報・注意報発表基準一覧表

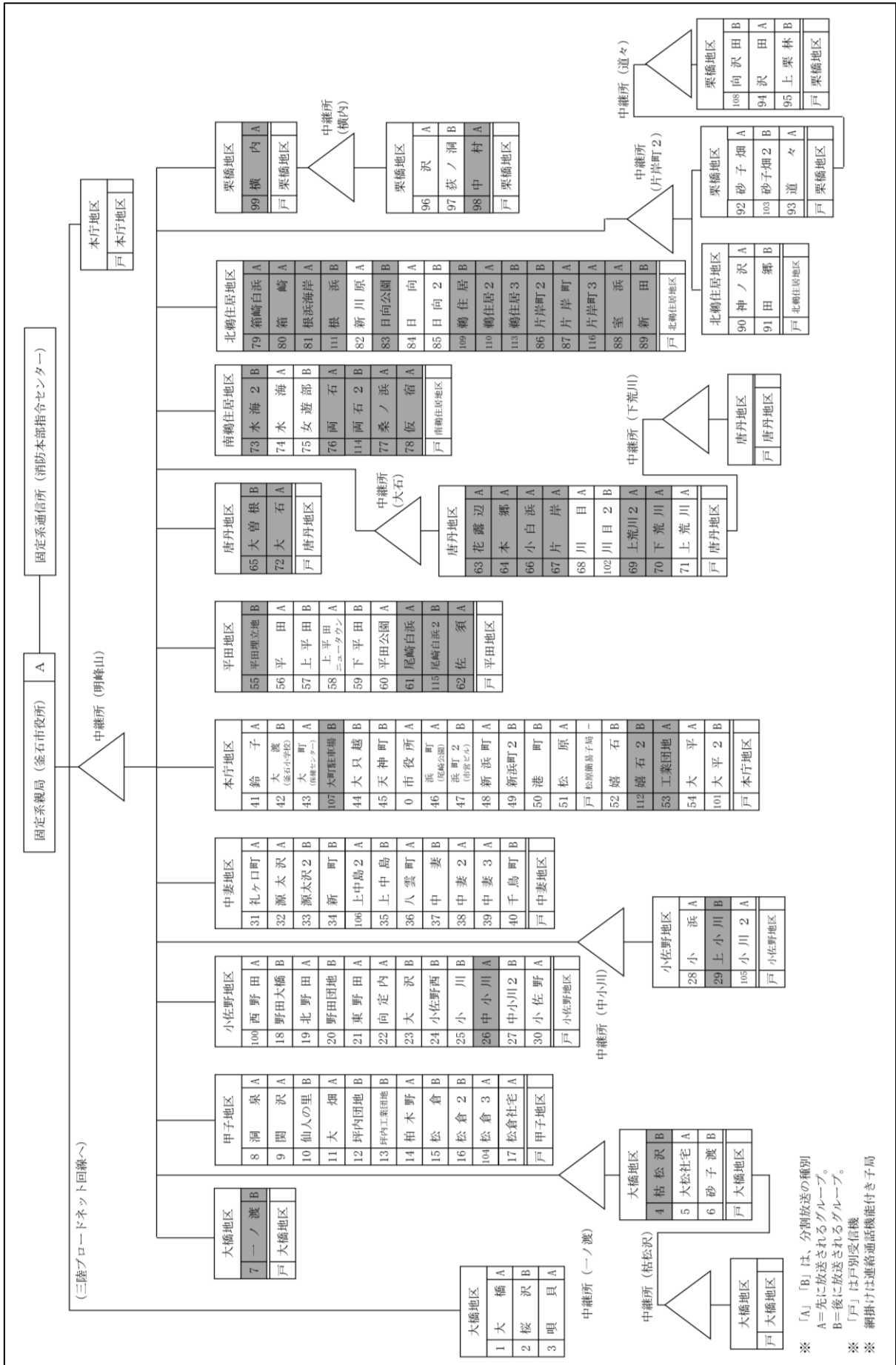
令和7年5月29日現在
発表官署 盛岡地方気象台

釜石市	府県予報区		岩手県		
	一時細分区域		沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域		釜石地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	124	
	洪水	流域雨量指数基準		鵜住居川流域=29.2、甲子川流域=28.4、片岸川流域=16.1、熊野川流域=13.8	
		複合基準 ^{※1}		鵜住居川流域=(5、22.3)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準		7	
		土壌雨量指数基準		97	
	洪水	流域雨量指数基準		鵜住居川流域=23.3、甲子川流域=22.7、片岸川流域=12.8、熊野川流域=11	
		複合基準 ^{※1}		鵜住居川流域=(5、20.1)、甲子川流域=(5、22.7)、片岸川流域=(5、12.8)、熊野川流域=(7、8.4)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低い時②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の育成を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

3-3 通信情報計画

3-3-1 釜石市防災行政無線施設（固定・同報系）一覧表



3-3-2 釜石市防災行政無線施設・移動系無線配備表

260MHz帯デジタル無線

局名	種別	出力	所管課	備考
かまいしでじたる 1	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 2	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 101	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 102	携帯	2 W	防災危機管理課	松原消防屯所
かまいしでじたる 103	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 104	携帯	2 W	防災危機管理課	下水処理センター
かまいしでじたる 105	携帯	2 W	防災危機管理課	図書館
かまいしでじたる 106	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 107	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 108	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 109	携帯	2 W	防災危機管理課	図書館
かまいしでじたる 110	携帯	2 W	防災危機管理課	学校給食センター
かまいしでじたる 111	携帯	2 W	防災危機管理課	釜石消防署
かまいしでじたる 112	携帯	2 W	防災危機管理課	広域環境組合
かまいしでじたる 113	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 114	携帯	2 W	防災危機管理課	図書館
かまいしでじたる 115	携帯	2 W	防災危機管理課	図書館
かまいしでじたる 116	携帯	2 W	防災危機管理課	働く婦人の家
かまいしでじたる 117	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 118	携帯	2 W	防災危機管理課	振興局土木部
かまいしでじたる 119	携帯	2 W	防災危機管理課	振興局土木部
かまいしでじたる 120	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 121	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 122	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 123	携帯	2 W	防災危機管理課	教育委員会総務課
かまいしでじたる 124	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 125	携帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 200	半固定	2 W	防災危機管理課	放送室
かまいしでじたる 201	半固定	2 W	防災危機管理課	消防本部
かまいしでじたる 202	半固定	2 W	防災危機管理課	釜石警察署
かまいしでじたる 203	半固定	2 W	防災危機管理課	鶴住居小学校
かまいしでじたる 204	半固定	2 W	防災危機管理課	甲子小学校
かまいしでじたる 205	半固定	2 W	防災危機管理課	釜石小学校
かまいしでじたる 206	半固定	2 W	防災危機管理課	栗林小学校
かまいしでじたる 207	半固定	2 W	防災危機管理課	小佐野小学校
かまいしでじたる 208	半固定	2 W	防災危機管理課	唐丹小学校
かまいしでじたる 209	半固定	2 W	防災危機管理課	白山小学校
かまいしでじたる 210	半固定	2 W	防災危機管理課	平田小学校
かまいしでじたる 211	半固定	2 W	防災危機管理課	双葉小学校
かまいしでじたる 212	半固定	2 W	防災危機管理課	大平中学校
かまいしでじたる 213	半固定	2 W	防災危機管理課	甲子中学校
かまいしでじたる 214	半固定	2 W	防災危機管理課	釜石中学校
かまいしでじたる 215	半固定	2 W	防災危機管理課	上平田 NT 集会所
かまいしでじたる 216	半固定	2 W	防災危機管理課	釜石東中学校
かまいしでじたる 217	半固定	2 W	防災危機管理課	保健福祉センター
かまいしでじたる 218	半固定	2 W	防災危機管理課	平田応援センター

局 名	種 別	出 力	所 管 課	備 考
かまいしでじたる 220	半 固 定	2 W	防災危機管理課	鶴住居応援センター
かまいしでじたる 221	半 固 定	2 W	防災危機管理課	小佐野応援センター
かまいしでじたる 222	半 固 定	2 W	防災危機管理課	甲子応援センター
かまいしでじたる 223	半 固 定	2 W	防災危機管理課	栗橋応援センター
かまいしでじたる 224	半 固 定	2 W	防災危機管理課	唐丹応援センター
かまいしでじたる 225	半 固 定	2 W	防災危機管理課	保健福祉センター
かまいしでじたる 226	半 固 定	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 227	半 固 定	2 W	防災危機管理課	シープラザ釜石
かまいしでじたる 228	半 固 定	2 W	防災危機管理課	建設課
かまいしでじたる 229	半 固 定	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 230	半 固 定	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 232	半 固 定	2 W	防災危機管理課	市民交流センター
かまいしでじたる 233	半 固 定	2 W	防災危機管理課	振興局総務課
かまいしでじたる 234	半 固 定	2 W	防災危機管理課	平田公園クラブハウス
かまいしでじたる 235	半 固 定	2 W	防災危機管理課	水道事業所
かまいしでじたる 311	半 固 定	2 W	防災危機管理課	釜石消防署
かまいしでじたる 317	携 帯	2 W	防災危機管理課	図書館
かまいしでじたる 326	携 帯	2 W	防災危機管理課	釜石応援センター
かまいしでじたる 327	携 帯	2 W	防災危機管理課	平田応援センター
かまいしでじたる 328	携 帯	2 W	防災危機管理課	中妻応援センター
かまいしでじたる 329	携 帯	2 W	防災危機管理課	小佐野応援センター
かまいしでじたる 330	携 帯	2 W	防災危機管理課	根浜集会所
かまいしでじたる 331	携 帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 332	携 帯	2 W	防災危機管理課	鶴住居幼稚園
かまいしでじたる 333	携 帯	2 W	防災危機管理課	甲子応援センター
かまいしでじたる 334	携 帯	2 W	防災危機管理課	鶴住居応援センター
かまいしでじたる 335	携 帯	2 W	防災危機管理課	健康推進課
かまいしでじたる 336	携 帯	2 W	防災危機管理課	地域福祉課
かまいしでじたる 337	携 帯	2 W	防災危機管理課	上中島こども園
かまいしでじたる 338	携 帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 339	携 帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 340	携 帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 341	携 帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 342	携 帯	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 343	携 帯	2 W	防災危機管理課	建設課
かまいしでじたる 345	携 帯	2 W	防災危機管理課	水道事業所
かまいしでじたる 346	携 帯	2 W	防災危機管理課	水道事業所
かまいしでじたる 347	携 帯	2 W	防災危機管理課	教育委員会総務課
かまいしでじたる 348	携 帯	2 W	防災危機管理課	平田こども園
かまいしでじたる 501	車 載	2 W	防災危機管理課	防災・げんさいくん
かまいしでじたる 502	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・フォレスター
かまいしでじたる 503	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・プリウス
かまいしでじたる 504	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・ヴェロッサ
かまいしでじたる 505	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・RAV4
かまいしでじたる 506	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・ハイエース1号
かまいしでじたる 507	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・ハイエース2号
かまいしでじたる 508	車 載	2 W	防災危機管理課	資産・ノア

局名	種別	出力	所管課	備考
かまいしでじたる 509	車載	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 510	車載	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 511	車載	2 W	防災危機管理課	生環・消センブリイ
かまいしでじたる 512	車載	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 513	車載	2 W	防災危機管理課	建設・Xトレイル
かまいしでじたる 514	車載	2 W	防災危機管理課	
かまいしでじたる 515	車載	2 W	防災危機管理課	水道・バネットパン
かまいしでじたる 516	車載	2 W	防災危機管理課	水道・エルフ
かまいしでじたる 517	車載	2 W	防災危機管理課	水道・アトレー
かまいしでじたる 518	車載	2 W	防災危機管理課	水道・ランクル
かまいしでじたる 519	車載	2 W	防災危機管理課	水道・ハイゼットカーゴ988
かまいしでじたる 520	車載	2 W	防災危機管理課	水道・ノート
かまいしでじたる 521	車載	2 W	防災危機管理課	水道・ハイゼットカーゴ1708
かまいしでじたる 522	車載	2 W	防災危機管理課	水道・ファンカーゴ
かまいしでじたる 523	車載	2 W	防災危機管理課	建設・ファミリアパン
かまいしでじたる 524	車載	2 W	防災危機管理課	下水・ハイゼット

3-3-3 消防通信系統一覧

(消防本部)

番号	種別	名称	所属	識別信号	空中線電力	備考
1	基地局	中継所	消防本部	しよぼうおおつち	5W	
2	"	"	"	しよぼうほこねさわ	20W	
3	"	"	"	しよぼうおおもりやま	10W	
4	"	"	"	しよぼうめいほう	10W	
5	陸上移動局	本部指令車	"	かましようほんぶしらい1	10W	
6	"	本部広報車	"	かましようほんぶこうほう1	10W	
7	"	本部査察車	"	かましようほんぶささつ1	10W	
8	"	本部中継車	"	かましようほんぶちゆうけい1	10W	
9	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい10	10W	中継1の1割として設置
10	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい20	10W	"
11	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい30	10W	"
12	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい40	10W	"
13	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい50	10W	"
14	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい60	10W	"
15	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい70	10W	"
16	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい80	10W	"
アナログ	"	"	"	かましようほんぶちゆうけい100	10W	防災相互波対応
17	"	"	"	かましようほんぶたく1	10W	
18	"	"	"	かましようほんぶたく2	10W	
19	"	"	"	かましようほんぶたく3	10W	
20	"	"	"	かましようほんぶたく4	10W	
21	"	"	"	かましようほんぶたく5	10W	
22	"	"	"	かましようほんぶたく6	10W	
23	"	"	"	かましようほんぶかやほん1	10W	
24	"	"	"	かましようほんぶかやほん2	10W	
25	"	携帯局	"	かましようほんぶ101	5W	
26	"	"	"	かましようほんぶ102	5W	
27	"	"	"	かましようほんぶ103	5W	
28	"	"	"	かましようほんぶ104	5W	
29	"	"	"	かましようほんぶ105	5W	
30	"	"	"	かましようほんぶ106	5W	
31	"	"	"	かましようほんぶ107	5W	
32	"	"	"	かましようほんぶ108	5W	
33	"	"	"	かましようほんぶ109	5W	
34	"	"	"	かましようほんぶ110	5W	

(釜石消防署)

番号	種別	名称	所属	識別信号	空中線電力	備考
1	陸上移動局	釜石ポンプ1	釜石消防署	かまいしぼんぶ1	10W	
2	"	釜石ポンプ2	"	かまいしぼんぶ2	10W	
3	"	釜石ポンプ3	"	かまいしぼんぶ3	10W	
4	"	釜石タンク1	"	かまいしたんく1	10W	
5	"	釜石化学1	"	かまいしかがく1	10W	
6	"	釜石救助1	"	かまいしきゆうじよ1	10W	
7	"	釜石梯子1	"	かまいしはしご1	10W	
8	"	釜石救急1	"	かまいしきゆうきゆう1	10W	
9	"	釜石救急2	"	かまいしきゆうきゆう2	10W	
10	"	釜石救急3	"	かまいしきゆうきゆう3	10W	
11	"	釜石指揮1	"	かまいししき1	10W	
12	"	釜石搬送1	"	かまいしはんそう1	10W	
13	"	釜石水難1	"	かまいしすいなん1	10W	
14	"	"	"	かまいしたく1	10W	
15	"	"	"	かまいしかはん1	10W	
16	"	"	"	かまいしかはん2	10W	
17	"	携帯局	"	かまいしたく201	5W	
18	"	"	"	かまいしたく202	5W	
19	"	"	"	かまいしたく203	5W	
20	"	"	"	かまいしたく204	5W	
21	"	"	"	かまいしたく205	5W	
22	"	"	"	かまいしたく206	5W	
23	"	"	"	かまいしたく207	5W	
24	"	"	"	かまいしたく208	5W	
25	"	"	"	かまいしたく209	5W	
26	"	"	"	かまいしたく210	5W	
27	"	"	"	かまいしたく211	5W	
28	"	"	"	かまいしたく212	5W	
29	"	"	"	かまいしたく213	5W	
30	"	"	"	かまいしたく214	5W	
31	"	"	"	かまいしたく215	5W	
32	"	"	"	かまいしたく216	5W	
33	"	"	"	かまいしたく217	5W	
34	"	"	"	かまいしたく218	5W	
35	"	"	"	かまいしたく219	5W	
36	"	"	"	かまいしたく220	5W	
37	"	"	"	かまいしたく221	5W	
38	"	"	"	かまいしたく222	5W	
39	"	"	"	かまいしたく223	5W	
40	"	"	"	かまいしたく224	5W	
41	"	"	"	かまいしたく225	5W	
42	"	"	"	かまいしたく226	5W	
43	"	"	"	かまいしたく227	5W	
44	"	"	"	かまいしたく228	5W	
45	"	"	"	かまいしたく229	5W	
46	"	"	"	かまいしたく230	5W	
47	"	"	"	かまいしたく231	5W	
48	"	"	"	かまいしたく232	5W	
49	"	"	"	かまいしたく233	5W	
50	"	"	"	かまいしたく234	5W	
51	"	"	"	かまいしたく235	5W	
52	"	"	"	かまいしたく236	5W	
53	"	"	"	かまいしたく237	5W	
54	"	"	"	かまいしたく238	5W	
55	"	"	"	かまいしたく239	5W	
56	"	"	"	かまいしたく240	5W	
57	"	"	"	かまいしたく241	5W	
58	"	"	"	かまいしたく242	5W	
59	"	"	"	かまいしたく243	5W	
60	"	"	"	こきのたく1	10W	

(釜石市消防団)

番号	種別	名称	所属	識別信号	空中線電力	備考	番号	種別	名称	所属	識別信号	空中線電力	備考
1	陸上移動局	団指揮車	釜石市消防団	かましようだん 1	10W	車載	93	陸上移動局	携帯局	釜石市消防団	かましようだん 447	5W	第7分団本部
2	"	団広報車	"	かましようだん 2	10W	"	94	"	"	"	かましようだん 448	5W	7-1
3	"	団搬送車	"	かましようだん 3	10W	"	95	"	"	"	かましようだん 449	5W	7-2
4	"	団事務車	"	かましようだん 4	10W	"	96	"	"	"	かましようだん 450	5W	7-3
5	"	1-1	"	かましようだん 11	10W	"	97	"	"	"	かましようだん 451	5W	7-4
6	"	1-2	"	かましようだん 12	10W	"	98	"	"	"	かましようだん 452	5W	第8分団長
7	"	1-3	"	かましようだん 13	10W	"	99	"	"	"	かましようだん 453	5W	第8副分団長
8	"	1-4	"	かましようだん 14	10W	"	100	"	"	"	かましようだん 454	5W	8-1
9	"	2-1	"	かましようだん 21	10W	"	101	"	"	"	かましようだん 455	5W	8-2
10	"	2-2	"	かましようだん 22	10W	"	102	"	"	"	かましようだん 456	5W	8-3
11	"	3-1	"	かましようだん 31	10W	"	103	"	"	"	かましようだん 457	5W	8-4
12	"	3-2	"	かましようだん 32	10W	"	104	"	"	"	かましようだん 458	5W	8-5
13	"	3-3	"	かましようだん 33	10W	"	105	"	"	"	かましようだん 459	5W	8-6
14	"	3-4	"	かましようだん 34	10W	"	106	"	"	"	かましようだん 460	5W	団長
15	"	4-1	"	かましようだん 40	10W	"	107	"	"	"	かましようだん 461	5W	副団長
16	"	4-2	"	かましようだん 41	10W	"	108	"	"	"	かましようだん 462	5W	副団長
17	"	4-3	"	かましようだん 42	10W	"	109	"	"	"	かましようだん 463	5W	副団長
18	"	5-1	"	かましようだん 51	10W	"	110	"	"	"	かましようだん 464	5W	本部長
19	"	5-2	"	かましようだん 52	10W	"	111	"	"	"	かましようだん 465	5W	本部長
20	"	5-3	"	かましようだん 53	10W	"	112	"	"	"	かましようだん 466	5W	本部長
21	"	5-4	"	かましようだん 54	10W	"	113	"	"	"	かましようだん 467	5W	消防係予備
22	"	5-5	"	かましようだん 55	10W	"	114	"	"	"	かましようだん 468	5W	"
23	"	5-6	"	かましようだん 56	10W	"	115	"	"	"	かましようだん 469	5W	"
24	"	6分団本部車	"	かましようだん 60	10W	"	116	"	"	"	かましようだん 470	5W	"
25	"	6-1	"	かましようだん 61	10W	"	117	"	"	"	かましようだん 471	5W	"
26	"	6-2	"	かましようだん 62	10W	"	118	"	"	"	かましようだん 472	5W	"
27	"	6-3	"	かましようだん 63	10W	"	119	"	"	"	かましようだん 473	5W	"
28	"	6-4	"	かましようだん 64	10W	"	120	"	"	"	かましようだん 474	5W	"
29	"	6-5	"	かましようだん 65	10W	"	121	"	"	"	かましようだん 475	5W	"
30	"	6-6	"	かましようだん 66	10W	"	122	"	"	"	かましようだん 476	5W	"
31	"	6-7	"	かましようだん 67	10W	"	123	"	"	"	かましようだん 477	5W	"
32	"	6-8	"	かましようだん 68	10W	"	124	"	"	"	かましようだん 478	5W	"
33	"	7分団本部車	"	かましようだん 70	10W	"	125	"	"	"	かましようだん 479	5W	"
34	"	7-1	"	かましようだん 71	10W	"	126	"	"	"	かましようだん 480	5W	"
35	"	7-2	"	かましようだん 72	10W	"							
36	"	7-3	"	かましようだん 73	10W	"							
37	"	7-4	"	かましようだん 74	10W	"							
38	"	8-1	"	かましようだん 81	10W	"							
39	"	8-2	"	かましようだん 82	10W	"							
40	"	8-3	"	かましようだん 83	10W	"							
41	"	8-4	"	かましようだん 84	10W	"							
42	"	8-5	"	かましようだん 85	10W	"							
43	"	8-6	"	かましようだん 86	10W	"							
44	"	可搬型	"	かましようだんかはん 1	10W	団本部							
45	"	"	"	かましようだんかはん 2	10W	"							
46	"	"	"	かましようだんかはん 3	10W	"							
47	"	携帯局	"	かましようだん 401	5W	指揮車							
48	"	"	"	かましようだん 402	5W	広報車							
49	"	"	"	かましようだん 403	5W	搬送車							
50	"	"	"	かましようだん 404	5W	事務車							
51	"	"	"	かましようだん 405	5W	第1分団長							
52	"	"	"	かましようだん 406	5W	第1副分団長							
53	"	"	"	かましようだん 407	5W	1-1							
54	"	"	"	かましようだん 408	5W	1-2							
55	"	"	"	かましようだん 409	5W	1-3							
56	"	"	"	かましようだん 410	5W	1-4							
57	"	"	"	かましようだん 411	5W	第2分団長							
58	"	"	"	かましようだん 412	5W	第2副分団長							
59	"	"	"	かましようだん 413	5W	2-1							
60	"	"	"	かましようだん 414	5W	2-2							
61	"	"	"	かましようだん 415	5W	第3分団長							
62	"	"	"	かましようだん 416	5W	第3副分団長							
63	"	"	"	かましようだん 417	5W	3-1							
64	"	"	"	かましようだん 418	5W	3-2							
65	"	"	"	かましようだん 419	5W	3-3							
66	"	"	"	かましようだん 420	5W	3-4							
67	"	"	"	かましようだん 421	5W	第4分団長							
68	"	"	"	かましようだん 422	5W	第4副分団長							
69	"	"	"	かましようだん 423	5W	4-1							
70	"	"	"	かましようだん 424	5W	4-2							
71	"	"	"	かましようだん 425	5W	4-3							
72	"	"	"	かましようだん 426	5W	第5分団長							
73	"	"	"	かましようだん 427	5W	第5副分団長							
74	"	"	"	かましようだん 428	5W	5-1							
75	"	"	"	かましようだん 429	5W	5-2							
76	"	"	"	かましようだん 430	5W	5-3							
77	"	"	"	かましようだん 431	5W	5-4							
78	"	"	"	かましようだん 432	5W	5-5							
79	"	"	"	かましようだん 433	5W	5-6							
80	"	"	"	かましようだん 434	5W	第6分団長							
81	"	"	"	かましようだん 435	5W	第6副分団長							
82	"	"	"	かましようだん 436	5W	第6分団本部							
83	"	"	"	かましようだん 437	5W	6-1							
84	"	"	"	かましようだん 438	5W	6-2							
85	"	"	"	かましようだん 439	5W	6-3							
86	"	"	"	かましようだん 440	5W	6-4							
87	"	"	"	かましようだん 441	5W	6-5							
88	"	"	"	かましようだん 442	5W	6-6							
89	"	"	"	かましようだん 443	5W	6-7							
90	"	"	"	かましようだん 444	5W	6-8							
91	"	"	"	かましようだん 445	5W	第7分団長							
92	"	"	"	かましようだん 446	5W	第7副分団長							

3-3-4 市内無線施設設置状況一覧表

設置機関	施設の名称（呼出名称）	設置場所	使用目的
岩手県	SCC じちたいいわてけん いわてかはんちきゅう V5	釜石市役所	防災行政用 （電気通信 業務用）
	〃 V24	釜石大槌地区行政事務組合 消防本部	
	〃 V110	県立釜石病院	
	〃 V117	釜石海上保安部	
釜石市	かまいしでじたる	釜石市庁舎等	防災行政用
釜石大槌地区行政 事務組合消防本部	かましょうほんぶ	釜石大槌地区行政事務組合 消防本部等	防災事務用
	かまいしきゅうきゅう		
	かまいししき		
	かまいしきゅうじょ		
	かましょう だん		
岩手県警察本部	いわてけいさつ	釜石警察署	警察事務用
国土交通省東北地 方整備局南三陸沿 岸国道事務所	建設 新仙人（基地）	釜石市甲子町 3-69	水防道路用
	〃 南三陸（陸上移動局） 31・32	釜石市鶴住居町 13-1-4	
釜石港湾事務所	こうわんかまいし（基地）	釜石市港町 2-7-27	港湾工事用
	こうわんかまいし 1～7	釜石港区域	
釜石海上保安部	かいほきちかまいし	釜石海上保安部	海上保安業務
	じゅんしせんきたかみ	巡視船きたかみ	
	じゅんしていきじかぜ	巡視艇きじかぜ	
東北電力㈱ 釜石営業所	かまいしえいぎょう	東北電力釜石営業所	電力業務用
釜石無線 漁業協同組合	JFT かまいしぎょぎょう	釜石市大平町 2-9-1	出漁漁船との 連絡用

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 災害による被害の判定基準

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊 全焼 全流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半焼 半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部損壊	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に留まった程度のもの	
田畑の被害	流出 埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流出	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
流出		流失、所在が不明となったもの	
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部損壊	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害をうけたものをいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船 舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り 災 世 帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り 災 者	り災世帯の構成員をいう。

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 市内主要事業所所有重機一覧表

事業所名	ブルドーザ	トラクタショベル	ダンプトラック	電話番号
(株)青紀土木		2台	3台	55-5551
(株)及川工務店		1台	1台	22-5511
(株)小澤組	2台	2台	1台	22-2541
(株)カネナカ		3台	3台	25-0500
新光建設(株)	1台	1台	4台	26-5454
(株)武山建設		3台	6台	55-3036
(株)山長建設			6台	22-3223
(株)山元	1台		2台	22-1805

3-6-2 緊急通行車両一覧表

No.	災害応急対策用務等	登録(車両)番号	所 属
1	(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項	岩手501 ほ 267	資産管理課
2		岩手501 ほ 311	
3		岩手501 ま 7530	
4		岩手501 ま 7531	
5		岩手501 ま 7532	
6		岩手501 ま 7533	
7		岩手480 こ 8071	
8		岩手301 ち 2197	
9		岩手400 ち 9736	防災危機管理課
10		岩手480 け 4616	まちづくり課
11		岩手580 ね 156	釜石地区生活応援センター
12		岩手580 ね 154	平田地区生活応援センター
13		岩手580 ね 157	小佐野地区生活応援センター
14		岩手501 ま 7527	鵜住居地区生活応援センター
15		岩手501 ま 7528	小佐野地区生活応援センター
16		岩手501 ま 7534	甲子地区生活応援センター
17		岩手580 ね 155	栗橋地区生活応援センター
18		岩手501 ま 7526	唐丹地区生活応援センター
19		岩手400 つ 3983	地域福祉課
20		岩手580 の 6084	
21		岩手580 の 6085	
22		岩手480 け 4596	
23		岩手480 け 4597	高齢介護福祉課

24		岩手480 こ 6269	地域包括支援センター
25		岩手580 の 6087	
26		岩手580 ね 3152	
27		岩手580 ぬ 2991	
28		岩手100 せ 4196	資産管理課
29		岩手480 け 4615	スポーツ推進課
30	(2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項	岩手 11 ち 7229	資産管理課
31		岩手480 こ 8072	
32		岩手301 さ 1764	水産農林課
33		岩手301 せ 8033	
34		岩手100 そ 745	
35		岩手301 と 7911	
36		岩手300 す 1735	建設課
37		岩手800 せ 1927	
38		岩手301 さ 7963	
39		岩手581 き 389	
40		岩手400 つ 5101	
41		岩手400 た 5624	都市計画課
42		岩手480 こ 2068	下水道課
43		岩手502 せ 3386	
44		岩手480 ち 9353	
45		岩手583 え 1061	
46	岩手100 せ 9580		
47	岩手800 せ 1090		
48	岩手400 つ 8770	スポーツ推進課	
49	岩手400 ち 392	水道事業所	
50	岩手100 さ 8503		
51	岩手480 い 9358		
52	岩手100 さ 5265		
53	岩手501 て 3290		
54	岩手500 ぬ 5659		
55	岩手400 と 1870		
56	岩手480 て 7002		
57	岩手480 そ 4760		
58	岩手480 つ 8029		
59	岩手480 て 1719		
60	岩手480 か 1708	学校給食センター	
61	(3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	岩手501 ま 7529	生活環境課
62		岩手 88 す 6018	
63		岩手100 さ 1312	
64	(4) 緊急輸送の確保に関する事項	岩手200 さ 1789	資産管理課
65		岩手200 さ 1696	

66		岩手200 さ 1351	
67	(5) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	岩手300 た 9959	国土調査推進室
68		岩手580 は 7840	
69		岩手480 そ 5009	

3-6-3 市の所有する輸送車両の一覧表

(R7. 10. 1 現在)

所 管 \ 車 種	乗用車	ステーションワゴン	バン	トラック	バス	ワゴン車 15人乗	軽自動車	特殊車	計
総務課	1								1
総合政策課		2					2		2
オープンシティ・プロモーション室							2		2
財政課	8	1		2	1	2	3		17
税務課		1					3		4
市民課									0
生活環境課	3		2	1				1	7
防災危機管理課			1						1
まちづくり課							1		1
釜石地区生活応援センター							1		1
平田地区生活応援センター	1						1		2
中妻地区生活応援センター							1		1
小佐野地区生活応援センター	1						1		2
甲子地区生活応援センター	1						1		2
鶴住居地区生活応援センター							2		2
栗橋地区生活応援センター	1						1		2
唐丹地区生活応援センター	1						1		2
図書館							1	1	2
文化スポーツ推進課	1	1	1				1		4
健康推進課							3		3
地域福祉課	1		1				3		4
地域包括ケア推進課	1				1		2		4
地域包括支援センター							4		4
こども家庭課	1				1		2		3
水産農林課		2	1				1		4
国土調査推進室		1					2		3
商工観光課	1						3		4
建設課		2	1				1	1	5
都市計画課							2		2
下水道課		1					3	1	5
教育委員会総務課	1	1	1				1		4
教育委員会学校教育課					9		2	1	12
議会事務局		1							1
水道事業所	1		2	1			4		8
文化課		2	1						3
計	24	15	11	4	12	2	52	5	125

3-6-4 船艇の所属現有数

所 属	種 別	5 吨 未満	5 ～ 10吨	10～ 20吨	20～ 50吨	50～ 100吨	100吨 以上	計
釜石湾漁協 釜石支所	漁 船	70	1	1				72
〃 平田支所	〃	99	1	4				104
〃 白浜浦支所	〃	136	1					137
唐丹町漁協	〃	302	2	6				310
釜石東部漁協 両石支所	〃	92	2	3				97
〃 箱崎支所	〃	139	5	1				145
〃 白浜支所	〃	95		2				97
〃 鵜片浦支所	〃	41						41
計		974	12	17				1,003

3-6-5 ヘリポートの現状

名 称		県立釜石商工高校校庭	釜石市球技場
所 在 地		釜石市大平町 3-2-1	釜石市甲子町 10-159-4
施 設 管 理 者		釜石商工高校校長	釜石市長
大 き さ	縦(m)	130	160
	横(m)	130	120
利用可能機種 自衛隊ヘリコプター	小 型	○	○
	中 型	○	○
	大 型		
市庁舎からの 距離及び時間	距離(km)	2.8	8
	時間(分)	5	14
消防署からの 距離及び時間	距離(km)	3.3	6.5
	時間(分)	8	12
林野対策用の可否		○	○

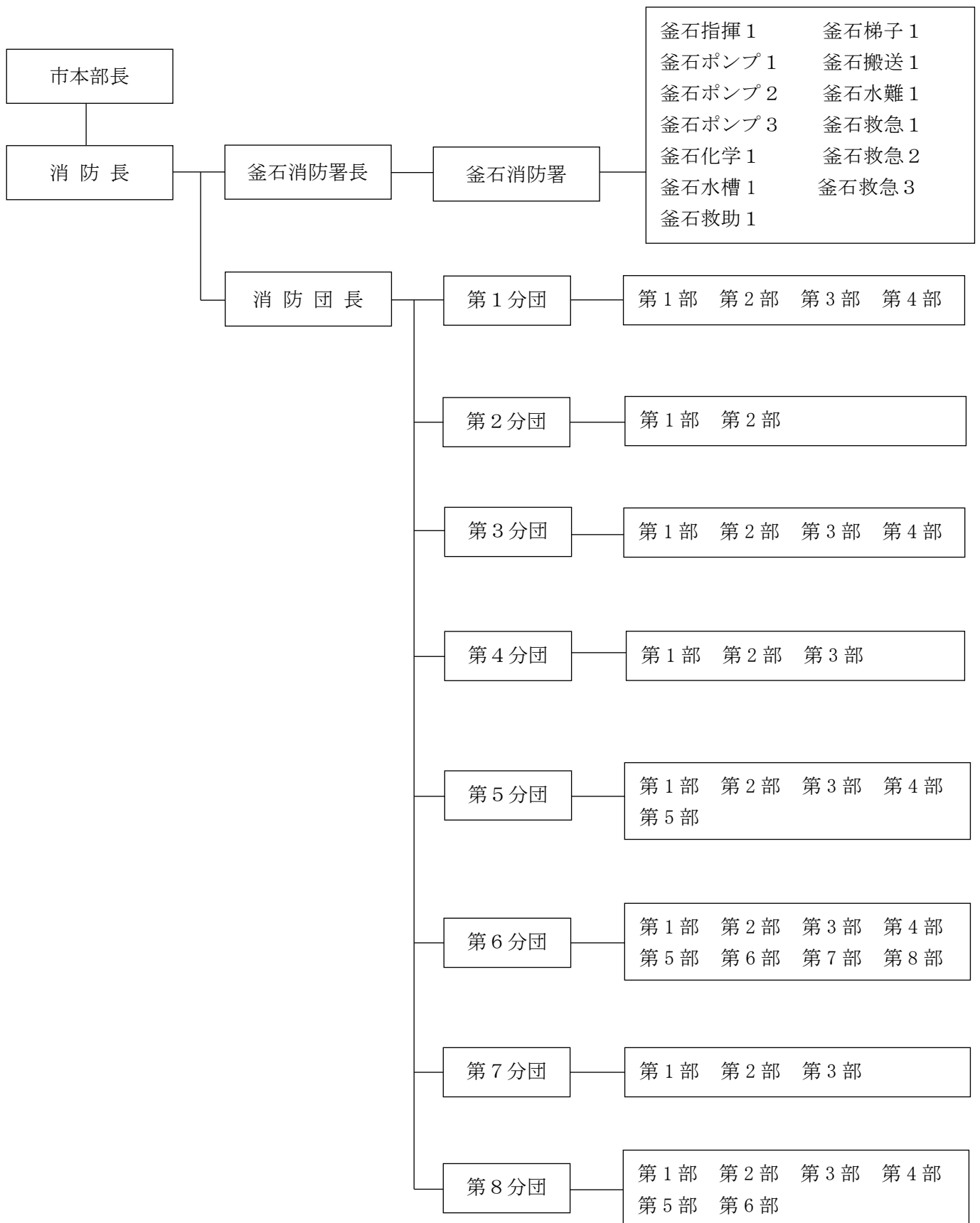
3-6-6 ヘリコプター発着可能地点

地名	大きさ		庁舎までの距離 (km)	付近の目標となる建物等	施設管理者 又は占有者
	縦	横			
県立釜石商工高校校庭	130	130	2.8	県立釜石商工高校	校長
釜石市球技場	160	120	8	県立釜石高校	市長
日本製鉄(株)グラウンド	130	50	1.8	日本製鉄(株)釜石火力発電所	日本製鉄(株)北日本製鉄所釜石地区
釜石東中学校・鶴住居小学校校庭	150	70	7	釜石東中学校・鶴住居小学校	教育長
釜石鶴住居復興スタジアム東側駐車場	55	45	7	釜石鶴住居復興スタジアム	市長
平田公園多目的広場	40	40	4.6	平田公園野球場	市長

3-6-7 石油・プロパン販売業者一覧表

系列	市内販売業者	電話	住所
J X日鉱日石エネルギー	カメイ(株)釜石西 SS	23-7564	釜石市野田町 2-14-26
〃	(有)花川石油店	28-3025	釜石市鶴住居町 2-703
〃	釜石東部漁業協同組合箱崎給油所	28-1104	釜石市箱崎町 8-12-2
〃	らくらくセルフ丸新平田給油所	27-7667	釜石市平田 3-25-15
昭和シェル石油	(株)アベキ釜石営業所	22-4580	釜石市只越町 1-40-2
出光興産	釜石石油(株)中妻 SS	23-6462	釜石市中妻町 3-14-1
〃	(有)二本松石油店	28-2351	釜石市鶴住居町 4-109
コスモ石油	北日本エネルギー(株)岩手販売支店 釜石直売課	24-3025	釜石市只越町 3-4-2
〃	北日本エネルギー(株)岩手販売支店 釜石中央インター給油所	23-5424	釜石市上中島町 4-3-52
〃	(有)三浦石油店 洞泉 SS	27-3131	釜石市甲子町 4-179-5
丸紅エネルギー	(株)オカモトセルフ釜石営業所	31-2323	釜石市松原町 3-2-11
〃	がんばるステーション (有)三陸総合自動車工業)	55-5331	釜石市片岸町 4-100
プロパン販売業者	(株)アベキ 釜石営業所	22-4580	釜石市只越町 1-6-4
〃	(株)岩崎商店	28-2221	釜石市鶴住居町 5-601
〃	日通エネルギー東北(株)岩手支店 釜石営業所	55-6173	釜石市片岸町 3-30-10
〃	釜石瓦斯(株)	22-3535	釜石市鈴子町 147-5
〃	カメイ(株)三陸支店釜石営業所	55-4019	釜石市大渡町 1-7-15
〃	ミライフ東日本(株)釜石店	28-4211	釜石市鶴住居町 9-4-1
〃	(有)花崎産業	23-2100	釜石市定内町 3-2-31

3-7 消防活動計画
 3-7-1 消防隊の編成



3-7 消防活動計画 3-7-2 消防隊出動区域一覧表

釜石大槌地区行政事務組合消防本部

区分	車両の種類別									出動区分						
	指揮車等	資機材搬送車	ポンプ車	化学車	はしご車	救助工作車	水槽車	水難車	救急車	第1出動	第2出動	第3出動	応援協定特命出動	緊急消防援助隊		
消防本部	本部司令1	○									市・町全域	○	○			
	本部広報1	○									市・町全域					
	本部査察1	○									市・町全域					
	本部中継1	○								釜石市・大槌町全域の無線不感地域及び通信途絶時の通信確保						
釜石消防署	釜石指揮1	○								釜石市						
	釜石搬送1		○							釜石市	市・町全域					○
	釜石ポンプ1			○						釜石市又は大槌町の火災事案	市・町全域					
	釜石ポンプ2			○						釜石市又は大槌町の火災事案	市・町全域					
	釜石ポンプ3			○						釜石市又は大槌町の火災事案	市・町全域					○
	釜石化学1				○					釜石市又は大槌町の火災事案	市・町全域					○
	釜石梯子1					○				釜石市・大槌町の中高層建物・特殊事案						
	釜石救助1						○			釜石市・大槌町の救助事案						
	釜石水槽1							○		釜石市・大槌町の無水利地区火災						
	釜石水難1								○	釜石市・大槌町の水難事案						○
	釜石救急1								○	恋の峠以南の釜石市(箱崎町桑ノ浜地区を含む)	市・町全域					
	釜石救急2								○	恋の峠以南の釜石市(箱崎町桑ノ浜地区を含む)	市・町全域					
釜石救急3								○	恋の峠以南の釜石市(箱崎町桑ノ浜地区を含む)	市・町全域			○			
大槌消防署	大槌指揮1	○								大槌町						
	大槌ポンプ1			○						大槌町及び恋の峠以北の釜石市(鶴住居町、片岸町、箱崎町(桑ノ浜地区を除く)、栗林町、橋野町)	市・町全域			○		
	大槌ポンプ2			○						大槌町	市・町全域					
	大槌化学1				○					大槌町及び恋の峠以北の釜石市(鶴住居町、片岸町、箱崎町(桑ノ浜地区を除く)、栗林町、橋野町)	市・町全域					
	大槌救急1								○	大槌町及び恋の峠以北の釜石市(鶴住居町、片岸町、箱崎町(桑ノ浜地区を除く)、栗林町、橋野町)	市・町全域					
	大槌救急2								○	大槌町及び恋の峠以北の釜石市(鶴住居町、片岸町、箱崎町(桑ノ浜地区を除く)、栗林町、橋野町)	市・町全域					
	大槌搬送1		○							大槌町	市・町全域			○		
計	6	2	5	2	1	1	1	1	5							

※救急出場については、第1出場区域を基本とするが各署の出動状況により、相互に応援要請するものとする。

※消防隊等の出動については、災害状況等により出動区分外へ特命出動するものとする。

3-7-3 釜石市消防団活動マニュアル

第1章 総則

(目的)

第1条 この釜石市消防団活動マニュアルは、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）並びに釜石市地域防災計画及び釜石市消防団規則等に基づき、災害等に対して消防団の迅速かつ的確な出動を行うために必要な事項を定めることにより、消防団の早期対応と円滑な部隊運用を図り、もって地域住民の被害の軽減又は未然防止に寄与するとともに消防団員の安全を確保することを目的とする。

第2章 管轄区域

(管轄区域)

第2条 管轄は釜石市全域とする。また、各分団の管轄区域は、釜石市消防団規則第6条の規定に基づき、別紙1「釜石市消防団管轄区域・出動区分一覧表」のとおりとし、次に定めるものとする。

- 2 消防団本部の管轄区域は釜石市全域とする。
- 3 第1分団の管轄区域は新浜町、東前町、浜町、魚河岸、天神町、大只越町、只越町、大町、大渡町、鈴子町及び駒木町を所管する。
- 4 第2分団の管轄区域は千鳥町、中妻町、岩井町、八雲町、上中島町、新町、住吉町、源太沢町及び礼ヶ口町を所管する。
- 5 第3分団の管轄区域は港町、松原町、嬉石町、大平町及び大字平田を所管する。
- 6 第4分団の管轄区域は小佐野町、桜木町、小川町、野田町、定内町及び甲子町第11地割から第16地割までを所管する。
- 7 第5分団の管轄区域は甲子町第1地割から第10地割までを所管する。
- 8 第6分団の管轄区域は両石町、鶴住居町、片岸町及び箱崎町を所管する。
- 9 第7分団の管轄区域は栗林町及び橋野町を所管する。
- 10 第8分団の管轄区域は唐丹町を所管する。

第3章 出動

(出動指令)

第3条 消防団員は、火災、風水害等の災害等を認知し、又は釜石市防災行政無線による出動指令を覚知したときは、直ちに所要の部隊を出動させるものとする。ただし、出動指令を待つ暇のないときは、出動指令によらず出動することができる。この場合、出動した部隊の指揮者は、直ちにその旨を消防団長へ報告するとともに、報告を受けた消防団長は、消防長又は消防署長に報告するものとする。

(出動区分)

第4条 消防団の出動区分は、別紙1「釜石市消防団管轄区域・出動区分一覧表」のとおりとする。

- 2 第1出動は、火災等発生した管轄区域の分団及び隣接する方面分団の出動とする。
- 3 第2出動は、火災が延焼拡大し、現場最高指揮者が第1出動では鎮圧困難と判断した場合に出動する。
- 4 第3出動は、大規模火災又は長期化する火災で、現場最高指揮者が全分団の出動を必要と認めた場合とする。但し、本市管内の情勢等を考慮し対応する。
- 5 管外応援出動は、当市に隣接する市町で発生した災害等による応援のための出動で、消防長、消防署長及び消防団長が協議のうえ、応援隊を派遣する。
- 6 地震及び津波災害発令時の対応は、次によるものとする。
 - (1) 地震津波災害発生時の出動は、別紙1「釜石市消防団管轄区域・出動区分一覧表」のとおりとするが、被害状況等に応じて、警戒本部等から要請があった場合は、受持区域外への応援も行うものとする。
 - (2) 地震津波災害時における現場活動等は、別紙2「地震・津波災害時における初動安全管理マニュアル」に基づき実施するものとする。

(団本部指揮隊の出動)

第5条 団本部指揮隊の出動は、原則として火災出動を基本とする。

(部隊編成)

- 第6条 出動部隊は、消防器具、資機材等を装備した車両で部隊を編成するものとする。
- 2 出動隊員は、班長以上の隊長、機関員及び隊員の3人以上をもって編成するものとする。
 - 3 団本部指揮隊は団本部分団長以上を隊長として、機関員の2人以上をもって編成するものとする。

附 則

この釜石市消防団活動マニュアルは、令和5年4月1日から施行する。

釜石市消防団管轄区域・出動区分一覧表

別紙 1

分団別	管轄区域	出動区分				
		第1出動	第2出動	第3出動	管外応援	地震津波
消防団本部	全市区域	全市区域				全市区域
第1分団	分団本部	第1分団管轄		1・2・3 分団	4・6 分団	1分団
	第1部	新浜町・東前町・浜町2丁目				
	第2部	浜町1丁目・浜町2丁目				
	第3部	只越町・大只越町・天神町				
	第4部	大町・大渡町・鈴子町・駒木町				
第2分団	分団本部	第2分団管轄		1・2・4 分団	3・5 分団	2分団
	第1部	中妻町(北)・千鳥町・八雲町・住吉町				
	第2部	中妻町(南)・上中島町・源太沢町・新町・礼ヶ口町				
第3分団	分団本部	第3分団管轄		1・3・8 分団	2・4 分団	3分団
	第1部	松原町・港町				
	第2部	嬉石町・大平町				
	第3部	大字平田				
	第4部	大字平田 尾崎白浜 佐須				
第4分団	分団本部	第4分団管轄		2・4・5 分団	1・3 分団	4分団
	第1部	小佐野町・定内町				
	第2部	小川町・桜木町・中小川・上小川				
	第3部	野田町・定内町				
第5分団	分団本部	第5分団管轄		4・5 分団	1・2 分団	5分団
	第1部	甲子町松倉				
	第2部	甲子町大畑・坪内				
	第3部	甲子町関沢・洞泉				
	第4部	甲子町洞泉・砂子渡・一の渡				
	第5部	甲子町大松・天洞・大橋				
第6分団	分団本部	第6分団管轄		6・7 分団	1・2 分団	6分団
	第1部	鶉住居町・外山				
	第2部	両石町・水海				
	第3部	箱崎町・桑の浜				
	第4部	片岸町				
	第5部	鶉住居町川目				
	第6部	箱崎町白浜・仮宿				
	第7部	片岸町室浜				
	第8部	鶉住居町新田				
第7分団	分団本部	第7分団管轄		6・7 分団	1・2 分団	7分団
	第1部	栗林町				
	第2部	橋野町沢・太田林・荻の洞・横内・古里				
	第3部	橋野町中村・青の木				
第8分団	分団本部	第8分団管轄		3・8 分団	1・2 分団	8分団
	第1部	唐丹町小白浜				
	第2部	唐丹町本郷・大曾根				
	第3部	唐丹町花露辺				
	第4部	唐丹町大石・向				
	第5部	唐丹町片岸				
	第6部	唐丹町荒川				

消防団全分団出動（但し、管内情勢を考慮する）

隣接市町の災害等に応援出動（消防長、消防署長及び消防団長が協議のうえ派遣）

※ 第1出動 ⇒ 通常火災

※ 第2出動 ⇒ 火災警報発令時の火災、火災危険区域又は特殊建物等の火災・延焼拡大し鎮圧困難な火災

※ 第3出動 ⇒ 大規模火災又は長期化する火災

別紙 2

地震・津波災害時における 初動安全管理マニュアル

令和 4 年 6 月
釜石市消防団

目次

はじめに	1
【第1 平常時の対策】	
家庭内における事前対策	2
【第2 地震発生時の初動】	
1 自宅において	2
2 勤務先において	2
【第3 参集について】	
1 参集	3
2 参集後の初動対応	4
【第4 震災消防活動について】	
1 現場活動	4
2 退避基準	5
3 避難広報・避難誘導時の留意事項	7

参考資料

釜石市津波浸水想定図

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」では、津波から地域住民の生命を守るという崇高な使命のもと、未曾有の大震災に立ち向かい、多くの消防団員が活動中に犠牲となりました。

釜石市消防団においても 8 名の消防団員が活動中に職に殉じたことは、消防団員の安全をいかに確保するかという大きな課題が顕在化しました。

こうしたことから釜石市消防団では、この震災を教訓とし平成 26 年 8 月 1 日に「釜石市消防団活動マニュアル」を策定しましたが、岩手県は、令和 4 年 3 月 29 日に日本海溝や千島海溝の地震などで**最大クラスの津波**が発生した場合の新たな浸水想定を公表しました。

いつなんどき発生するかわからない大規模な地震に備えるため、消防団員としての基本的な行動や安全対策について改めて見直す機会と捉え「釜石市消防団地震・津波災害時における初動安全管理マニュアル」を策定しました。

本マニュアルは、東日本大震災の悲劇、今後発生すると想定される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合に備え、すべての消防団員が「**自分の命、家族の命を守る**」ことを最優先とし、「消防団員の命を守ることがその後の災害活動において多くの命を救うことにつながる」ということを目的としたものです。

しかしながら、本マニュアルはあくまでも「基本（原則）」であることを念頭に置き、この基本行動に加え、それぞれの地域で求められる活動、その裏に潜む危険性、そして、その危険から身を守るための方策について、今一度、各分団各部で話し合い、各自が地震・津波災害について認識を深めておくことが重要であると考えます。

津波浸水想定について

東日本大震災を契機に国は各都道府県ごとに、最大クラスの津波浸水想定を作成するよう法律（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項）で定め、岩手県はこの法律に基づき、発生頻度は低いが甚大な被害の可能性のある最大クラスの津波浸水想定を設定し、令和 4 年 3 月 29 日に公表しました。また、参考として、津波が防潮堤等を越流しても破堤しないと仮定した場合の浸水域等についても公表をしているが、留意事項として、避難を軸にした総合的な津波対策を検討する場合は、「**津波浸水想定**」である防潮堤等が破堤する条件での計算結果を用いる必要があるとされていることから、今回公表された「**津波浸水想定図**」を基に本マニュアルを策定しました。

【第1 平常時の対策】

家庭内における事前対策

- 1 団員は、各自、非常持ち出し品を準備しておき、非常時における家族との連絡先、連絡方法、避難場所等について確認しておく。

(例～非常持ち出し品)

- ・家族の食料、飲料水、救急薬品、携帯ラジオ、雨具、懐中電灯、タオル、ティッシュペーパー、下着類等

(例～家族との確認事項)

- ・家族との連絡先、連絡方法、避難場所等必要な事項を確認する。

- 2 大型家具類の転倒防止対策をしておく。
- 3 自宅周辺の避難場所と経路を確認しておく。

【第2 地震発生時の初動】

1 自宅において

- (1) 落下物から身を守り、揺れがおさまったら、家族の安全確認及び火の元を確認し、出火防止に努める。
- (2) 電気、ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーの遮断及びガスの元栓を閉める。
- (3) 家族の無事を確認したなら高台等（緊急避難場所）へ避難させ、途中、周辺住民へも避難を呼びかける。
- (4) 津波の襲来が予測される地域の団員は、高台等（緊急避難場所）で被害状況の把握等情報収集に努める。
- (5) 津波の襲来が予測されない地域の団員は、自宅、家族及び近所の無事を確認したら、速やかに消防屯所に参集する。

2 勤務先において

- (1) 落下物から身を守り、揺れがおさまったら、同僚、来客者の安全確認並びに火の元を確認し、出火防止に努める。

- (2) 津波の襲来が予測される地域に職場がある団員は、津波警報等が発表された場合、同僚、来客者を高台等（緊急避難場所）へ避難させ、途中、周辺住民へ避難を呼びかける。
- (3) 津波警報等が発表された場合、津波の襲来が予測される地域に消防屯所がある団員は、高台等（緊急避難場所）で被害状況の把握等情報収集に努める。
- (4) 津波の襲来が予測されない地域の団員は、勤務先の許可が得られれば、出来る限り速やかに帰宅し、自宅、家族の無事が確認できたら消防屯所へ参集する。

〔行動原則〕

- ※ 津波の襲来が予測される地域のすべての消防団員は、家族の安否確認等、必要な措置を講じるとともに、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として避難を優先する。
- ※ 地震発生から津波到達までの時間が短い場合など、避難を優先する必要がある場合には、団員も避難のリーダーとして住民（家族）と一緒に率先避難する。
- ※ 自動車での消防屯所参集は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので徒歩、自転車、バイクとする。ただし、周辺の被害状況、交通状況等により自動車での参集が可能であると判断した場合はこの限りではない。
（震度5強以上の場合は、ブロック塀が崩れたり、建物が傾くことも想定されることから、徒歩、自転車、バイク等を使って参集する。）
- ※ 交通途絶などにより消防屯所等へ参集することができない場合は、最寄りの緊急避難場所等の安全な場所で情報収集を行う。
- ※ 津波・大津波警報発表中は、津波浸水想定区域には侵入しない。

【第3 参集について】

1 参集

- (1) 団員の参集は、地震の発生（震度5弱以上）又は津波注意報、津波警報、大津波警報の発表をもって「招集が発令」されたものとし、自主的に消防屯所に参集する。なお、津波の襲来が予測される地域の団員は、津波・大津波警報が解除されるまでは、無理な参集は行わず、高台等（緊急避難場所）の安全な場所で情報収集を行う。

- (2) 団員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、災害情報メール等で地震の震度及び津波の有無（特に津波到達予想時刻）を確認する。

【代替活動拠点場所の確保】

※ 津波の襲来が予測される地域に消防屯所（第1次活動拠点）がある部（分団）については、津波浸水想定区域外の高台等（第2次活動拠点）を事前に検討しておく。

2 参集後の初動対応

- (1) ラジオ、テレビ等から地震の震度及び津波の有無（特に津波到達予想時刻）を確認する。
- (2) 余震（本震）による消防屯所の破損から消防車両等の安全を確保するため、車庫前、空地等の安全な場所に消防車両等を移動させる。
- (3) 無線、トランシーバーを開局し、通信体制を確保する。
- (4) 津波の襲来が予測される地域では、ライフジャケットを着用する。
- (5) 活動可能時間に余裕がある場合は、消防屯所、消防車両等の被害状況を確認し、高台等の安全な場所に消防車両を移動させる。（状況によっては避難を優先する。）
- (6) 参集状況により部隊編成し、出動の可否を決定するものとするが、体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。

【第4 震災消防活動について】

1 現場活動

- (1) 指揮者は、いかなる活動においても、団員の安全確保を最優先とした活動を実施する。
- (2) 現場活動は、単独行動を避け、3名以上で活動する。
- (3) 指揮者は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。
- (4) 大規模地震の後には必ず余震があるものとし、現場活動については、自己の安全確保が十分な場合に、二次災害の防止を徹底して行う。
- (5) 津波・大津波警報が解除されるまで、津波の襲来が予測される地域では、一切の消防活動を行わない。

2 退避基準

- (1) 避難広報等の活動をする場合においては、遅くとも、気象庁が発表する津波到達予想時刻の30分前までには安全な高台等へ退避を完了する。
- (2) 指揮者は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。
- (3) 退避命令を団員に伝達する手段については、無線等のほか、消防車両のサイレンやハンドマイクなども含め、複数の伝達手段について定め、団員に周知しておく。
- (4) 活動の可否の判断や退避時間を設定する場合は、気象庁が発表する情報を基準とし、情報の軽視や安易な自己判断による対応は、厳に慎む。

【津波災害時の消防団員の安全確保の観点】

消防庁は、東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全対策として「退避ルールの確立等」についての考え方を「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書（平成24年3月）」で示しているが、明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波は地震発生から約30分後に津波の第1波が三陸沿岸に到達していると言われ、東日本大震災では、津波の第1波は地震発生から2分後に釜石市の沖で観測され、約30分後には、高さ3メートルを上回る津波が襲来している。

今回公表された釜石市の津波浸水想定図による、地震発生から津波の第1波が到達するまでの時間が最も早いところは、佐須漁港の22分、次いで仮宿漁港、唐丹漁港、大石漁港、小白浜漁港等の23分で過去の津波到達記録と比較しても津波到達までに時間的猶予がなく、津波浸水想定区域での第1波到達前の避難誘導、広報活動等に取り掛かることは、危険や困難が予想される状況であることから、消防団員も住民と同じく自分の身をまもるために避難を最優先とする。

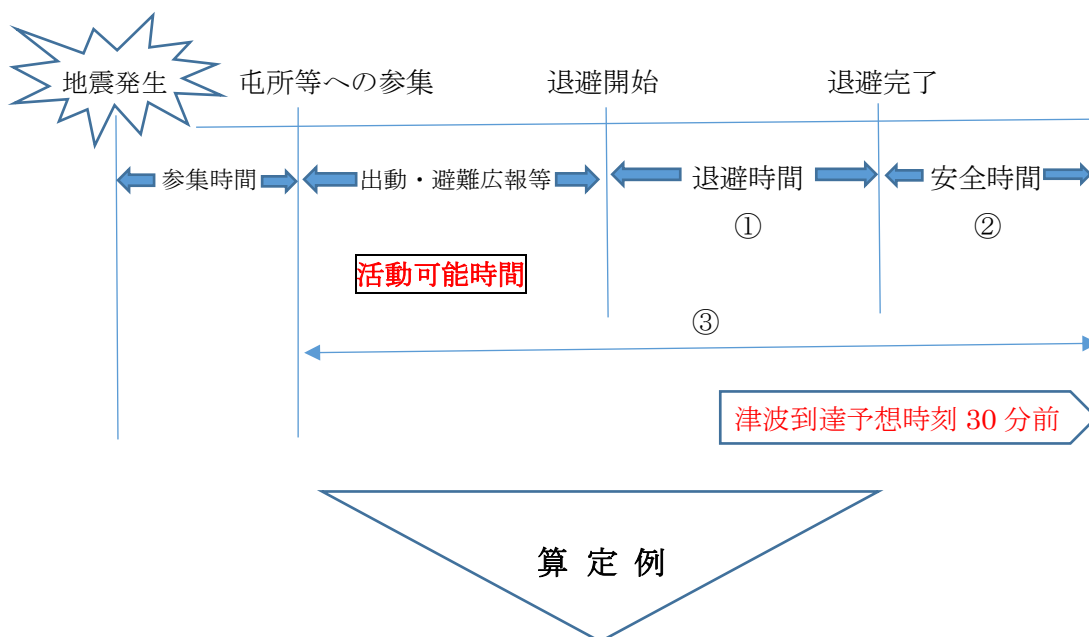
ただし、第1波到達までに時間的な猶予がある場合には、消防庁が示した「活動可能時間の判断例」を参考に、活動可能時間を算定し活動するものとする。

浸水想定区域に消防屯所がある場合の活動可能時間

【活動可能時間を判断する要素】

- ① 避難広報又は避難誘導活動場所から高台等の安全な場所への退避（移動）時間
- ② 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。）
- ③ 津波到達予想時刻の30分前までの時間

$$\text{活動可能時間} = \text{③} - (\text{①} + \text{②})$$

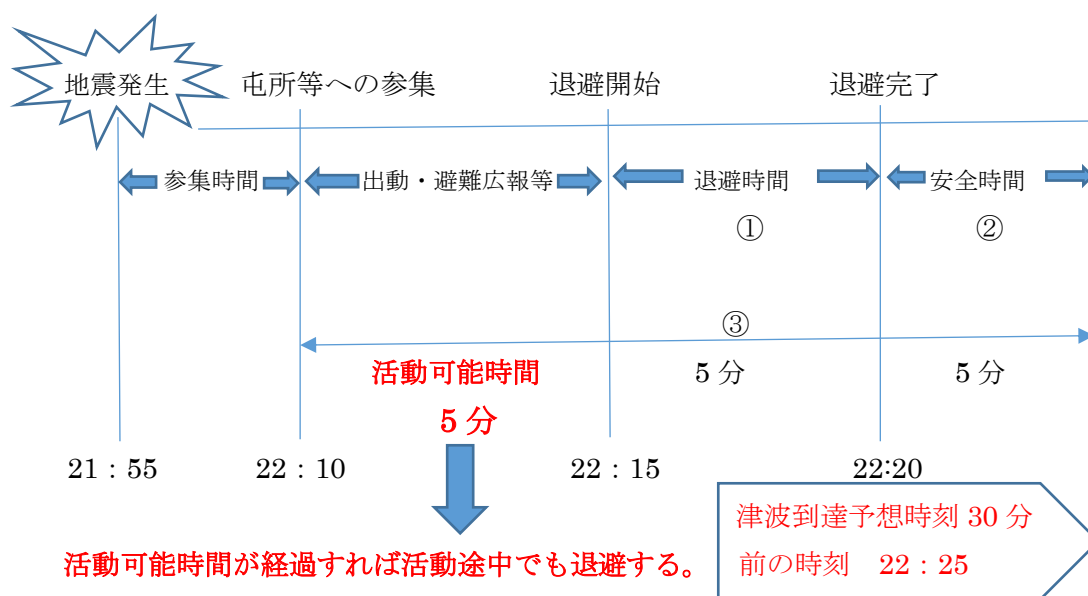


活動可能時間の算定例

《想定》

21時55分に地震が発生し、3分後の21時58分に気象庁から津波到達予想時刻は22時55分と発表された。A部長は、火の元などを確認し家族を高台へ避難させ22時05分に自宅を出て、22時10分に消防屯所へ到着、参集していた3名の部下団員と直ちにポンプ車で避難広報活動へ出動した。

なお、避難広報活動場所（浸水想定区域）から直近の高台（退避場所）までの移動時間を5分と判断し、安全時間についても5分とした。



3 避難広報・避難誘導時の留意事項

- (1) 避難広報活動は、原則として消防車両で行うこととし、3名以上で乗車し、常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等に警戒するとともに、高台等への退避ルートを念頭に置いて活動する。
- (2) 建物等の倒壊により道路が通行できない場合も想定されることから、迂回路など複数のルートを事前に検討しておく。
- (3) 消防車両から離れて活動する場合は、原則として、1名は消防車両で待機し、無線、ラジオ等での情報収集のほか、周囲の状況についても把握する。
- (4) 消防車両は、可能な限り見晴らしの良い場所に停車させ、直ちに退避できるよう停車位置や向きに配慮する。
- (5) 消防車両から離れて活動する場合は、必ず2名以上で行動し、携帯無線等を携行する。なお、原則として、消防車両の広報装置、サイレン音が聞こえる範囲で活動する。

3-9 相互応援協力計画

3-9-1 相互応援協定の締結状況

1 自治体関係

No	協定の相手方	締結日	協定内容
1	岩手県内市町村	H8.10.7	大規模災害時における岩手県内市町村相互応援に関する協定
2	岩手県・岩手県内市町村・消防の一部事務組合	H8.10.1	岩手県防災ヘリコプター応援協定
3	東京都荒川区	H11.3.25	災害時における相互応援に関する協定
4	愛知県東海市	H15.2.21	災害時における相互応援に関する協定
5	東海市・トヨフジ海運(株)	H18.6.30	船舶による災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定
6	岩手県内市町村・一部事務組合・広域連合	H24.3.1	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書
7	鹿児島県南さつま市	H24.10.11	災害時における相互応援に関する協定
8	大阪府摂津市	H25.3.22	災害時における相互応援及び防災に関する相互協力に関する協定
9	北東北地域連携軸構想推進協議会構成自治体（協議会は解散）	H25.5.20	災害時における相互応援に関する協定
10	嚶鳴協議会加入自治体	H25.6.4	災害時における相互応援に関する協定
11	三重県尾鷲市	H25.8.22	災害時における相互応援及び防災に関する相互協力に関する協定
12	遠野市	R3.9.1	大雨洪水等の災害発生時に遠野市の施設等使用に関する協定（広域避難）
13	岩手県	R6.4.1	大規模災害発生時に、広域防災拠点(平田公園)を開設運営する協定
14	神奈川県厚木市	R7.1.23	災害時における相互応援及び防災に関する相互協力に関する協定

2 民間関係

No	協定の相手方	締結日	協定内容
1	(一社)釜石医師会	S63.11.1	災害時の医療救援活動に関する協定
2	(一社)岩手県建設業協会釜石支部	H8.12.30	災害時における重機等の確保に関する協定
3	(株)ジョイス	H9.6.1	災害時における食料及び衣類の確保に関する協定
4	釜石市水道工事業(協)	H11.6.1	災害時における水道施設の復旧等
5	(社)岩手県高圧ガス保安協会釜石支部	H19.4.1	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員の要請に関する協定
6	岩手県石油商業(協)釜石支部	H20.1.7	災害時における応急対策用燃料・資機材の調達と応援対策要員の確保の要請に関する協定
7	東北電力株式会社釜石営業所	H21.2.17	災害時における電力復旧協力に関する協定書
8	三陸ブロードネット(株)	H21.2.20	災害時における放送要請に関する協定
9	SMC(株)	H21.9.1	災害時における応急対策用資機材の調達と応援対策要員の確保の要請に関する協定
10	釜石歯科医師会	R3.3.15	災害時の歯科医療救護活動に関する協定
11	釜石薬剤師会	H21.9.18	大規模災害等における医薬品等の優先供給及び調剤業務に関する協定
12	岩手県生活衛生同業組合中央会・釜石地区生活衛生同業組合連絡協議会	H24.12.27	災害時における救助に関する協定
13	NPO法人コメリ災害対策センター	H25.4.5	災害時における物資供給に関する協定
14	岩手県自動車整備振興会	H25.4.8	災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定

15	釜石いこいの家運営委員会	H25. 8. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
16	社会福祉法人愛恵会		
17	社会福祉法人楽水会		
18	社会福祉法人清風会		
19	社会福祉法人豊心会		
20	社会福祉法人陽風会		
21	釜石仏教会	H25. 10. 28	地域の安心確保連携協定
22	ヤマト運輸(株)岩手主管支店	H25. 11. 25	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定
23	(株)ファミリーマート	H26. 2. 17	災害時における生活物資の供給協力に関する協定
24	イオンタウン(株) イオンスーパーセンター(株)	H26. 2. 19	大規模災害時における支援協力に関する協定
25	(株)日立製作所東北支社	H26. 7. 9	下水道処理施設等の災害時復旧応援に関する協定
26	釜石レミコン(株)	H26. 12. 5	災害時における資源等の支援協力に関する協定
27	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	H27. 2. 13	災害時における飲料の確保に関する協定
28	(株)ゼンリン	H28. 3. 8	災害時における地図製品等の供給等に関する協定
29	社会福祉法人岩手徳栄会	H28. 10. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
30	三和エナジー(株)	H28. 12. 13	災害時における燃料の供給に関する協定
31	社会福祉法人翔友	H29. 4. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
32	荏原実業(株)北東北営業所	H29. 8. 18	下水道処理施設等の災害時復旧応援に関する協定
33	釜石東部漁協・箱崎町内会	H30. 1. 22	災害時の施設利用
34	(株)サンデー	H30. 4. 17	災害時の支援協力
35	ヤフー株式会社	R2. 6. 15	緊急・災害情報の発信
36	岩手三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社	R2. 8. 21	災害時協力協定(電気自動車の無償貸与)
37	岩手県葬祭業協同組合	R3. 12. 7	災害時における棺及び葬祭用具の供給並びに遺体の搬送協力に関する協定
38	王子コンテナ(株)青森工場	R3. 12. 22	災害時における物資の供給に関する協定
39	損害保険ジャパン(株) トヨタL&F岩手(株)	R4. 3. 18	災害時における応急対策支援に関する協定
40	V i s n u(株) (株)青紀土木	R5. 1. 31	AI・IoT 技術を用いた実証実験を通じた防災まちづくりの推進に関する連携協定
41	(株)Agoop	R5. 12. 19	携帯端末の位置情報を活用した災害時の適切な避難行動の検証を目的とした覚書の締結
42	(一社)AZ-COM ネットワーク	R7. 1. 9	災害時における物資の輸送等に関する協定

3 消防相互応援協定(消防本部を含む)

No	協定者	締結日	協定内容
1	釜石市・大槌町・消防本部	H10. 4. 1	消防相互応援協定
2	釜石市・遠野市・消防本部	H10. 4. 1	消防相互応援協定
3	釜石市・大船渡市・大船渡地区消防組合・消防本部	H10. 4. 1	消防相互応援協定
4	釜石海上保安部・消防本部	H10. 8. 1	船舶火災消防に関する業務協定
5	消防本部・盛岡地区広域行政事務組合ほか	H13. 5. 1	消防相互応援に関する協定

4 連携・協力協定【大学・研究機関、自治体、民間】

No	協定者	締結日	協定内容
1	国土交通省東北地方整備局	H22. 3. 4	災害時の情報交換に関する協定
2	北九州市	H25. 2. 10	連携協力協定
3	Google	H25. 3. 7	復興と防災への取り組みに関する協定

4	イオンタウン(株)	H25. 3. 8	大規模商業施設の立地及び地域貢献に関する協定
5	(株)ファミリーマート	H26. 2. 17	地域活性化包括連携協定
6	横浜市中区	H26. 3. 7	友好交流協定
7	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	H26. 4. 25	釜石市と国立研究開発法人防災科学技術研究所との連携協力に関する協定
8	南三陸国道事務所	H27. 4. 13	災害時における協力体制に関する協定
9	釜石港湾事務所	H29. 8. 30	災害時における協力体制に関する協定
10	釜石港湾事務所	R6. 9. 4	災害等における海上輸送体制の支援協力に関する協定

※協定内容に防災に関する記述のあるもののみ抜粋

3-13 災害救助法の適用計画
3-13-1 救助の種類、程度、期間等

災害救助法施行細則

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のため賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 限度額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最長2年 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出し その他の食品の供与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																																		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す 毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全全流</td> <td>壊焼</td> <td rowspan="2">夏</td> <td rowspan="2">20,300</td> <td rowspan="2">26,100</td> <td rowspan="2">38,700</td> <td rowspan="2">46,200</td> <td rowspan="2">58,500</td> <td rowspan="2">8,500</td> </tr> <tr> <td>失</td> <td rowspan="2">冬</td> <td rowspan="2">33,700</td> <td rowspan="2">43,500</td> <td rowspan="2">60,600</td> <td rowspan="2">70,900</td> <td rowspan="2">89,300</td> <td rowspan="2">12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半半</td> <td>壊焼</td> <td rowspan="2">夏</td> <td rowspan="2">6,700</td> <td rowspan="2">8,900</td> <td rowspan="2">13,400</td> <td rowspan="2">16,300</td> <td rowspan="2">20,500</td> <td rowspan="2">2,900</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td rowspan="2">冬</td> <td rowspan="2">10,700</td> <td rowspan="2">14,000</td> <td rowspan="2">19,900</td> <td rowspan="2">23,600</td> <td rowspan="2">29,800</td> <td rowspan="2">3,900</td> </tr> </tbody> </table>								区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算	全全流	壊焼	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	失	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半半	壊焼	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	床上浸水	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算																																										
					全全流	壊焼	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																									
						失								冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																		
					半半	壊焼	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																									
						床上浸水								冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																		
					医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 … 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																													
										助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																								

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり （大規模半壊、中規模半壊、半壊）739,000円以内 （準半壊）358,000円以内	災害発生から3月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるためのものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費1件当たり 30,000円 2 就職支度費1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,700円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,900円以内 （検索） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師及び歯科医師 22,000円以内 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士及び歯科衛生士 15,400円以内 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師 15,500円以内 救急救命士 15,300円以内 土木技術者及び建築技術者 16,900円以内 大工, 左官及びとび職 33,900円以内		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送事業及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

3-14 避難・救出計画

3-14-1 火災・地震災害の指定緊急避難場所

●災害が発生、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。

- ・大規模な火災や地震が発生した場合は、屋外の広場などが避難場所です。
- ・以下では、公共的な広場を火災・地震避難場所として指定しています。
- ・近くに火災・地震避難場所がない場合は、屋外の広場などに避難しましょう。

No.	避難場所	対象地域
1	釜石第二魚市場構内 (火災のみ)	新浜町
2	魚河岸テラス駐車場 (火災のみ)	東前町、浜町
3	仙寿院境内	只越町、大只越町、天神町
4	松原公園 (火災のみ)	港町、松原町
5	釜石小学校校庭	大町、大渡町、駒木町
6	シープラザ釜石屋外駐車場 (火災のみ)	鈴子町
7	市民交流センター広場	嬉石町
8	白山小学校校庭	嬉石町、大平町
9	釜石商工高校校庭	大平町、平田
10	大平中学校校庭	大平町、嬉石町
11	平田小学校校庭 (火災のみ)	平田
12	釜石中学校校庭 (火災のみ)	千鳥町、中妻町、八雲町
13	双葉小学校校庭	上中島町、新町、住吉町、源太沢町
14	小佐野小学校校庭	小佐野町、定内町、小川町、桜木町、甲子町 15・16 地割
15	野田中央公園	野田町
16	野田西公園	野田町
17	釜石市球技場	松倉
18	甲子小学校校庭	松倉、大畑
19	甲子中学校校庭	松倉、大畑
20	釜石高校校庭	松倉
21	旧大松小学校校庭	大松、洞泉
22	日向公園 (火災のみ)	鵜住居町
23	鵜住居小学校・釜石東中学校校庭	鵜住居町、片岸町
24	栗林小学校校庭	栗林町
25	旧橋野小学校校庭	橋野町
26	片川集会所前広場	唐丹町片岸
27	唐丹小学校・唐丹中学校校庭	唐丹町小白浜

3-14-2 洪水・土砂災害の指定緊急避難場所

●災害が発生、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。

●避難場所の見直しについて

1. 災害対策基本法の改正（H25.6）により、指定緊急避難場所の基準が規定されました。

(1) 基準（要旨）

○居住者等に開放され、管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するもの

○安全区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

・異常な現象に対して安全な構造のもの

・想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れ用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること

(2) 安全区域外例示（風水害）

土砂災害（特別）警戒区域、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、河川浸水想定区域

2. 上記の基準により、従来の洪水・土砂災害の避難場所を見直し、次のとおり指定します。

3. 避難場所の指定、廃止については、状況により、その都度見直します。

【洪水・土砂災害の指定緊急避難場所一覧】

No.	配置	避難場所	対象地域
1	○	旧大松小学校体育館	甲子町第1～10地割
2		大洞集会所	
3	○	甲子小学校体育館	
4	○	甲子小学校校舎	
5		鍋倉集会所	鍋倉
6	○	小佐野コミュニティ会館（3階）	野田町、定内町、小佐野町、小川町、桜木町、甲子第11～16地割
7	○	小佐野小学校体育館	
8	○	小佐野小学校校舎（3階以上）	
9	○	双葉小学校校舎（2階以上）	上中島町、住吉町、新町、礼ヶ口町、源太沢町
10	○	釜石中学校校舎（3階以上）	中妻町、千鳥町、八雲町
11		釜石市教育センター（5階）	
12	○	釜石小学校校舎（4階）	鈴子町、只越町、天神町、大只越町、大町、大渡町、駒木町、浜町、東前町、新浜町
13	○	大町復興住宅1号棟（6階集会室）	
14		浜町復興住宅（5階集会室）	
15		浜町集会所（2階）	
16		大平集会所	大平町、嬉石町、松原町
17		望洋ヶ丘集会所	
18	○	大平中学校体育館	平田
19	○	平田小学校体育館	
20		平田公園クラブハウス	
21	○	唐丹小学校・唐丹中学校第1体育館	唐丹町
22	○	唐丹小学校・唐丹中学校第2体育館	
23		片川集会所	
24		荒金集会所	
25		山谷集会所	

No.	配置	避 難 場 所	対象地域
26		女遊部集会所	両石町
27		鵜住居公民館仮宿分館	箱崎町
28		箱崎集会所	
29		栗橋地区基幹集落センター	栗林町・鵜住居町 ・片岸町
30	○	栗林小学校校舎（2階）	
31	○	鵜住居小学校・釜石東中学校第1体育館	
32	○	鵜住居小学校・釜石東中学校第2体育館	
33		能舟木集会所	橋野町
34	○	遠野運動公園駐車場	全域

※配置欄に○印のある避難場所は、市が避難指示等を発令したときに、職員を配置し開設する避難場所です。

※配置欄に○印の無い避難場所について、施設の鍵管理者は、防災行政無線等で市から避難の呼びかけがあったときは施設の開錠をお願いします。

3-14-3 津波災害の指定緊急避難場所

●災害が発生、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。

No.	避 難 場 所	対 象 地 域
1	岬林道	新浜町・東前町
2	滝の沢高台	
3	東前樋が沢	東前町
4	東前不動沢	
5	尾崎アスレチック公園	東前町・浜町・魚河岸
6	尾崎神社境内	
7	浜町避難道路	浜町・港町・只越町
	ア 浜町東側口 イ 狐崎口 ウ 天王山口	
	エ 市役所東側高架橋口	
8	仙寿院境内	只越町・天神町・大只越町
9	宝樹寺墓地高台	
10	大只越市営住宅駐車場	只越町・大町・大只越町
11	薬師公園	大町・大渡町・駒木町・鈴子町
12	釜石小学校校庭	
13	教育センター（5階）	
14	日本製鉄構内高台	
15	駒木沢	駒木町
16	駒木不動沢	
17	八雲神社境内	中妻町・千鳥町・八雲町
18	大天場運動広場	
19	双葉小学校校庭	上中島町
20	松原公園奥高台	松原町
21	松原神社境内	
22	市民交流センター広場	嬉石町
23	白山小学校校庭	
24	釜石商工高校校庭	大平町
25	大平中学校校庭	
26	釜石大観音駐車場	
27	県営平田アパート駐車場	平田
28	君が洞高台	
29	館山神社境内	
30	下平田国道45号歩道（避難階段使用）	
31	国道45号もしもしピット	
32	平田公園野球場前広場	
33	尾崎白浜集会所前広場	尾崎白浜
34	尾崎神社本宮境内	
35	佐須トンネル付近	佐須
36	佐須神社境内	

No.	避 難 場 所	対 象 地 域
37	恋ノ峠高台	両石町
38	あさひ公園	
39	千島墓地前広場	
40	愛の浜水海公園管理棟奥高台	
41	巖島神社境内	
42	水海集会所前避難階段	
43	桑の浜トンネル方向高台	桑の浜
44	両石方面高台	
45	鵜住居小学校・釜石東中学校校庭	鵜住居町
46	かまいしワーク・ステーション広場	
47	長内集会所奥の沢	
48	本行寺奥三陸道	
49	常楽寺墓地裏高台	
50	森団地高台	
51	麓山神社境内	
52	神の沢南側の沢	
53	長内集会所付近三陸道管理施設敷地（避難階段使用）	
54	五葉寮駐車場	
55	日ノ神バス停北側林道	根浜
56	東の沢奥根浜墓地	
57	宝来館裏山	箱崎町
58	桑の浜トンネル高台	
59	市道鵜住居2号線側高台	
60	ヨコゼ沢高台	
61	上前高台	箱崎白浜
62	箱崎白浜集会所前広場	
63	御箱崎の宿前広場	
64	津元前高台	仮宿
65	仮宿高台	
66	道地沢団地	片岸町
67	不動沢	
68	片岸稲荷神社境内	
69	片岸公葬地	
70	古廟坂トンネル入口付近高台	
71	北光水道土木前	片岸町室浜
72	観世音神社境内	
73	法冠神社境内	唐丹町花露辺
74	花露辺集会所前広場	
75	本郷元青年クラブ集会所広場	唐丹町本郷・大曾根
76	大曾根国道45号歩道	
77	稲荷神社高台	

No.	避 難 場 所	対 象 地 域
78	唐丹小学校・唐丹中学校校庭	唐丹町小白浜
79	唐丹小学校・唐丹中学校棟5 駐車場	
80	天照御祖神社境内	唐丹町片岸
81	片川集会所前広場	
82	熊野神社境内	唐丹町上荒川・荒川・下荒川
83	荒川消防屯所前広場	
84	荒川集会所前広場	
85	荒川地区造成団地	
86	大石地域交流センター広場	唐丹町大石・向・屋形

3-14-4 拠点避難所（指定避難所）

●「拠点避難所（指定避難所）」は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。

※施設の安全を確認の上、避難者の中・長期、受け入れます。

- | |
|--|
| <p>1. 災害対策基本法の改正（H25.6）により、指定避難所の基準が規定されました。</p> <p>(1) 基準（要旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要かつ適切な規模のものであること。 ・速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能なものであること。 ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。 ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。 <p>2. 上記の基準等により、従来の拠点避難所を見直し、次のとおり指定します。</p> <p>3. 避難所の指定、廃止については、状況により、その都度見直します。</p> |
|--|

【拠点避難所一覧】

※洪水・土砂災害指定緊急避難場所を兼ねる避難所には○を表示しています。（非表示の施設は、洪水・土砂災害の指定緊急避難場所ではありません）

施設名	洪水・土砂災害 指定緊急避難場所	対象地域
旧大松小学校体育館	○	甲子町 1～10 地割
甲子小学校体育館	○	
甲子中学校体育館		
小佐野小学校体育館	○	野田町・定内町・小佐野町・小川町・桜木町・ 甲子町 11～16 地割
小佐野コミュニティ会館(小 佐野地区生活応援センター)	○	
働く婦人の家		
双葉小学校体育館		上中島町・新町・住吉町・源太沢町・礼ヶ口町
釜石小学校体育館		大渡町・駒木町・鈴子町・大町・大只越町・只越町・ 天神町・港町・浜町・東前町・新浜町
大平中学校体育館	○	松原町・嬉石町・大平町
白山小学校体育館		
市民交流センター		
釜石祥雲支援学校体育館		平田町
唐丹小学校・唐丹中学校第1 体育館	○	唐丹町
唐丹小学校・唐丹中学校第2 体育館	○	
鵜住居小学校・釜石東中学校 第1体育館	○	鵜住居町・片岸町・両石町・箱崎町
鵜住居小学校・釜石東中学校 第2体育館	○	
栗林小学校体育館	○	栗林町

橋野地区多目的集会施設(橋野ふれあいセンター)		橋野町

3-14-5 福祉避難所

●「福祉避難所」は、災害時に拠点避難所等において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできませんが、台風等の予測可能な災害の場合は、個別避難計画等の作成により要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努めています。

施設名	運営主体	避難対象
大松	社会福祉法人豊心会	知的障がい者
釜石いこいの家	釜石いこいの家運営委員会	
かまいし障害者福祉センター	釜石市	身体障がい者
特別養護老人ホーム アミーガはまゆり	社会福祉法人楽水会	特別な配慮を要する 高齢者
特別養護老人ホーム 仙人の里	社会福祉法人陽風会	
特別養護老人ホーム あいぜんの里	社会福祉法人清風会	
養護老人ホーム 五葉寮	社会福祉法人愛恵会	
釜石市老人福祉センター	釜石市	
地域密着型介護老人福祉施設 三峯の杜	社会福祉法人岩手徳栄会	

3-14-6 避難者受入れ施設

●「避難者受入れ施設」は、「拠点避難所」に準じ、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。

※地域の状況(避難者数の増加等)により、拠点避難所(資料3-14-4)のみでは対応できない場合等、施設の安全を確認の上、避難者の中・長期、受け入れます。

1. 災害対策基本法の改正により、指定避難所の基準が規定されました。
 - (1) 基準(要旨)
 - ・必要かつ適切な規模のものであること。
 - ・速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能なものであること。
 - ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
 - ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。
2. 上記の基準等により、従来の避難者受入れ施設を見直し、次のとおり指定します。
3. 避難所の指定、廃止については、状況により、その都度見直します。

【避難者受入れ施設一覧】

※一覧では、拠点避難所施設も含んでいます。(拠点に○を表示)

※洪水・土砂災害緊急避難場所（資料3-14-2）を兼ねる施設には○を表示しています。（非表示の施設は、洪水・土砂災害緊急避難場所ではありません）

施設名	拠点	洪水・土砂 避難場所	住 所	収容 人員
浜町集会所（※津波緊急避難場所ではない）		○	浜町3丁目6番6号	25
只越集会所（※津波緊急避難場所ではない）			只越町3丁目1番14号	30
大只越集会所			大只越町1丁目9番地10号	50
大渡地区コミュニティ消防センター（※津波緊急避難場所ではない）			大町1丁目2番32号	30
青葉ビル（1階）（※津波緊急避難場所ではない）			大町3丁目8番3号	200
釜石小学校	○	○	大渡町3丁目14番8号	350
釜石市保健福祉センター（9階）			大渡町3丁目15番26号	70
釜石港湾事務所（※津波緊急避難場所ではない）			港町2丁目7番27号	—
イオンタウン釜石			港町2丁目1番1号	—
教育センター（5階会議室）		○	鈴子町15番2号	100
松原地区コミュニティ消防センター			松原町2丁目46番1号	30
釜石市民交流センター	○		嬉石町1丁目7番8号	500
白山小学校体育館	○		嬉石町3丁目6番1号	410
嬉石地区集会所			嬉石町1丁目6番10号	80
望洋ヶ丘集会所		○	大平町3丁目1番15号	25
大平中学校体育館	○	○	大平町3丁目6番1号	450
大平集会所		○	大平町2丁目8番15号	110
鉄の歴史館			大平町3丁目12番7号	500
釜石商工高校体育館			大平町3丁目2番地1	800
上平田集会所			大字平田第1地割14番地6	80
上平田ニュータウン集会所		○	大字平田第2地割25番地492	130
特別養護老人ホーム あいぜんの里【福祉避難所】			大字平田第2地割51番地7	—
釜石祥雲支援学校体育館	○		平田町3丁目1700	230
平田小学校体育館（※津波緊急避難場所ではない）		○	大字平田第4地割2番地	450
平田公園クラブハウス		○	大字平田第5地割92番地8	30
佐須集会所（※津波緊急避難場所ではない）			大字平田第9地割74番地5	50
中妻公民館			上中島町2丁目6番36号	100
中妻北地区コミュニティ消防センター		○	中妻町1丁目6番16号	60
中妻南地区コミュニティ消防センター		○	中妻町2丁目16番8号	10
昭和園クラブハウス			中妻町3丁目3番	50
釜石中学校		○	中妻町1丁目6番8号	750
市立中妻体育館			中妻町1丁目6番8号	400
上中島保育所			上中島町4丁目2番29号	100
身体障害者福祉センター【福祉避難所】			上中島町4丁目2番40号	—
双葉小学校体育館	○	○	新町1番58号	360
双葉小学校地域連携施設		○	新町1番58号	50
源太沢集会所			源太沢町1丁目4番20号	60
小佐野コミュニティ会館	○	○	小佐野町3丁目4番25号	400
小佐野小学校体育館	○		小佐野町3丁目5番37号	600
釜石市立図書館			小佐野町3丁目8番8号	30
特別養護老人ホーム アミーガはまゆり【福祉避難所】			小佐野町3丁目9番50号	—
桜木町集会所			桜木町1丁目3番12号	40

上小川集会所			甲子町第16地割	25
中小川集会所			甲子町第15地割37番地4	40
小川集会所			小川町4丁目2番7号	140
働く婦人の家	○	○	小川町4丁目2番5号	300
小川地区コミュニティ消防センター			小川町5丁目2番36号	20
野田集会所		○	野田町1丁目4番10号	250
野田地区コミュニティ消防センター			野田町3丁目11番9号	35
南野田集会所		○	野田町2丁目7番12号	30
向定内西地区集会所			定内町3丁目16番19号	40
釜石いこいの家【福祉避難所】			定内町4丁目9番15号	—
甲子公民館		○	甲子町第10地割256番地	180
松倉地区コミュニティ消防センター		○	甲子町第10地割524番地4	75
釜石高校体育館			甲子町第10地割614番地1	800
甲子中学校体育館	○		甲子町第9地割156番地	600
大畑団地集会所			甲子町第8地割241番地168	60
大洞集会所		○	甲子町第8地割345番地2	30
釜石市老人福祉センター【福祉避難所】			甲子町第8地割178番地	—
甲子林業センター			甲子町第9地割34番地4	230
甲子小学校体育館	○		甲子町第9地割87番地3	500
特別養護老人ホーム 仙人の里【福祉避難所】			甲子町第7地割144番地4	—
洞関地区コミュニティ消防センター			甲子町第5地割206番地3	55
一の渡地区コミュニティ消防センター			甲子町第4地割177番地	40
鍋倉集会所		○	唐丹町字川目195番地	30
甲子公民館砂子渡分館		○	甲子町第4地割29番地5	40
唄貝集会所			甲子町第2地割232番地14	40
大松地区コミュニティ消防センター			甲子町第3地割162番地2	30
大松【福祉避難所】			甲子町第3地割139番地	—
仙人インフォメーションセンター		○	甲子町第1地割54番地1	60
旧大松小学校体育館	○	○	甲子町第3地割225番地	250
長内（日向・新川原）集会所（※津波緊急避難場所ではない）			鵜住居町第28地割22番地35	110
養護老人ホーム五葉寮【福祉避難所】			鵜住居町第2地割20番地1	—
地域密着型介護老人福祉施設 三峯の杜【福祉避難所】			鵜住居町第2地割22番地1	—
鵜住居公民館川目分館			鵜住居町第3地割8番地1	60
外山集会所			鵜住居町第30地割11番地7	110
鵜住居小学校・釜石東中学校第1体育館	○	○	鵜住居町第13地割20番地3	310
鵜住居小学校・釜石東中学校第2体育館	○	○	鵜住居町第13地割20番地3	180
鵜住居保育園			鵜住居町第3地割10番地	110
鵜住居公民館仮宿分館		○	箱崎町第4地割50番2	30
女遊部集会所		○	両石町第4地割	20
砂子畑集会所			栗林町第21地割13番3	110
栗橋地区基幹集落センター		○	栗林町第13地割4番地1	230
栗林小学校体育館	○	○	栗林町第16地割46番地	350
栗林地区コミュニティ消防センター			栗林町第16地割69番地1	10
上栗林地区集会所			栗林町第6地割20番地1	120
早栃集会所			橋野町第42地割8番地1	50
橋野地区多目的集会施設	○		橋野町第34地割13番地12	240

荻の洞集会所			橋野町第 33 地割 33 番地	25
栗橋公民館横内分館			橋野町第 26 地割 44 番 3	130
栗橋公民館中村分館			橋野町第 7 地割 74 番 3	130
能舟木集会所		○	橋野町第 6 地割 16 番 2	30
青ノ木集会所			橋野町第 1 地割 35 番地	60
唐丹公民館			唐丹町字小白浜 50 番地	80
唐丹小学校・唐丹中学校第 1 体育館	○	○	唐丹町字小白浜 314	310
唐丹小学校・唐丹中学校第 2 体育館	○	○	唐丹町字小白浜 314	110
本郷地区コミュニティ消防センター			唐丹町字大曾根 125 番地 18	40
片川集会所		○	唐丹町字片岸 178 番地 1	70
荒川集会所			唐丹町字上荒川 146 番地 2	150
山谷集会所		○	唐丹町字山谷 109 番地 2	30
荒金集会所		○	唐丹町字上荒川 257 番地 4	25
大石地域交流センター			唐丹町字向 54 番地	30
計				14,900

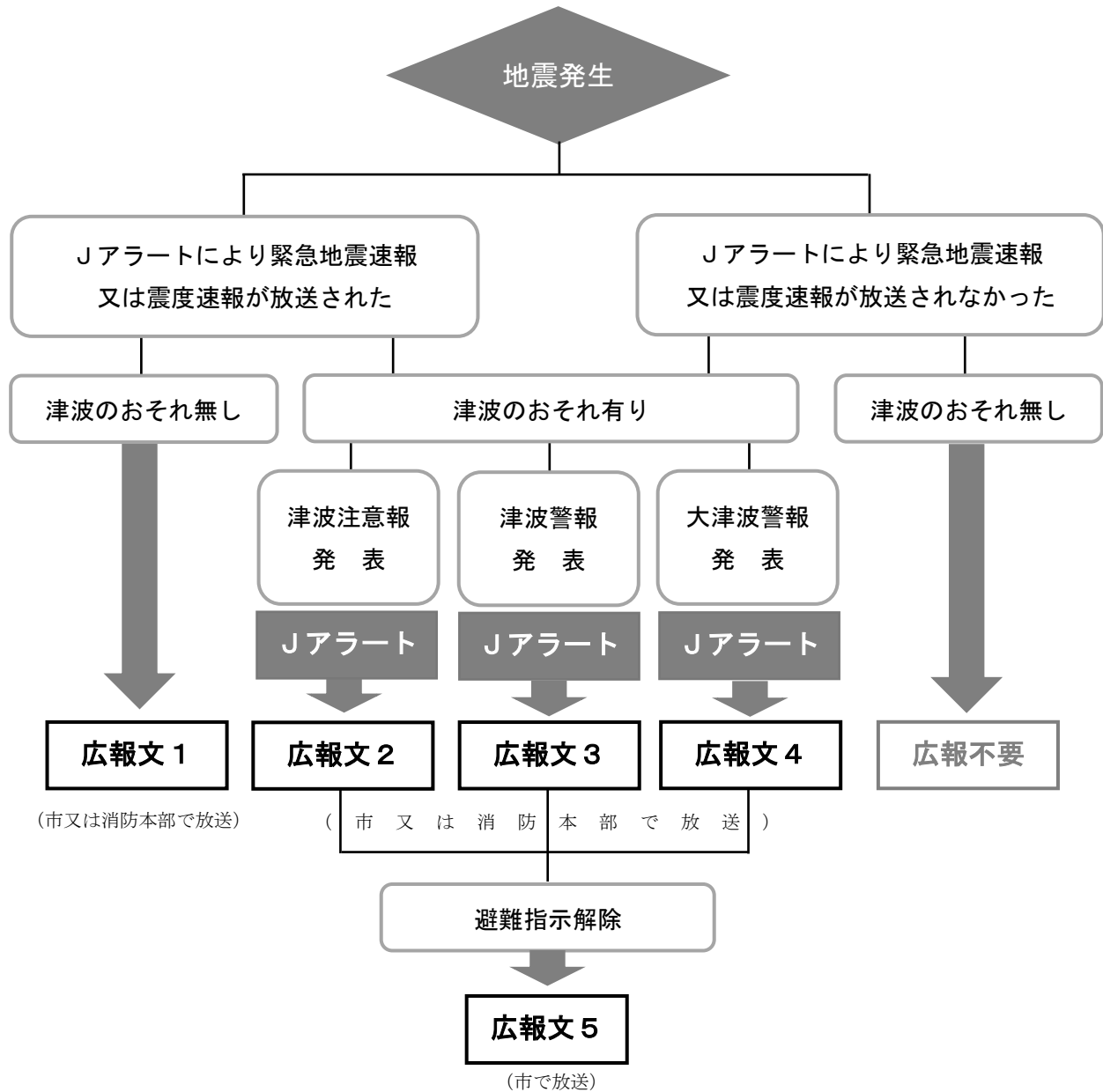
地震・津波等防災広報

令和4年4月1日現在
(緊急時放送マニュアル)



釜石市 危機管理監 防災危機管理課
釜石大槌地区行政事務組合 消防本部
釜石大槌地区行政事務組合 釜石消防署

＜地震・津波防災広報対応フロー＞



- ・ 津波注意報、津波警報及び大津波警報の間での切替え発表があった場合
 - 切替え後の内容に合った広報文で再度、通報を実施する。
 - 津波警報から津波注意報に切替えの場合は、**広報文6**とする。
 - 大津波警報から津波警報に切替えの場合は、**広報文7**とする。
- ・ 遠地津波の場合
 - 本要領とは別に、避難指示等の発令のタイミングに従って放送を実施する。

【Jアラート】 全国瞬時警報システムのこと。

【緊急地震速報】 震度4以上（岩手県沿岸南部）でJアラートが自動起動する。

【震度速報】 震度4以上（岩手県沿岸南部）でJアラートが自動起動する。

広報文 1（市または消防本部で放送）

【放送条件】

Jアラートによる緊急地震速報が放送された後、津波のおそれがないことが確認できた場合。

【放送手順】

『音声通報』 ⇒ 『起動』 ⇒ 『OK』
⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上りチャイム)

【放送文】

こちらは防災かまいし広報です。

先ほどの地震による津波の心配はありません。

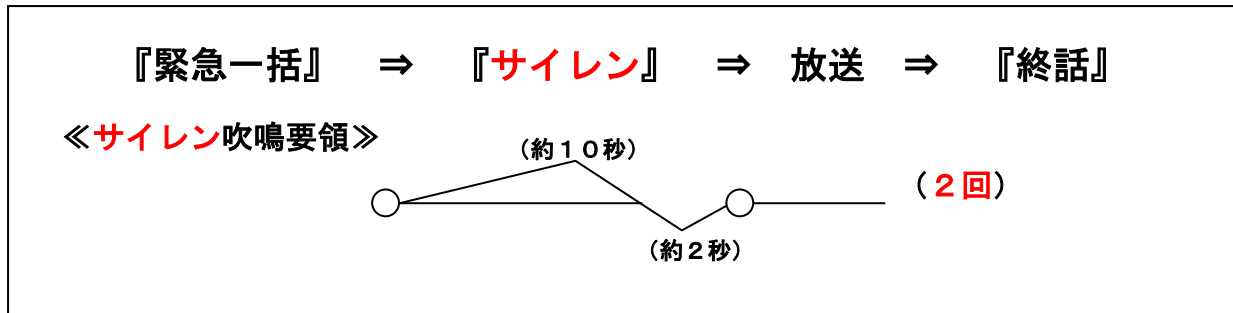
(2回)

広報文 2（市または消防本部で放送）

【放送条件】

津波注意報発表時に避難放送を行う場合。

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、避難指示発令。

緊急放送、避難指示発令。

津波注意報です。

津波が来ます。

防潮堤から海側にいる方は、すぐに海岸から離れ、
海岸には近づかないでください。

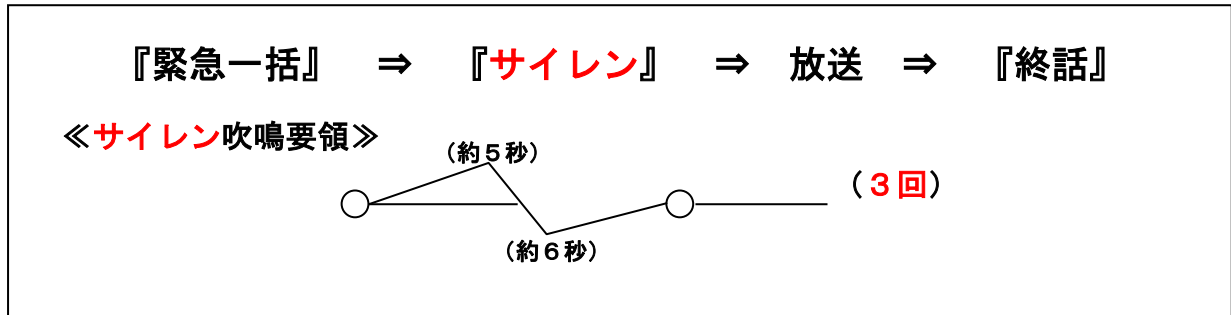
(2回)

広報文 3（市または消防本部で放送）

【放送条件】

津波警報発表時に避難放送を行う場合。

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、避難指示発令。

緊急放送、避難指示発令。

津波警報です。

高い津波が来ます。

すぐに高い所に逃げてください。

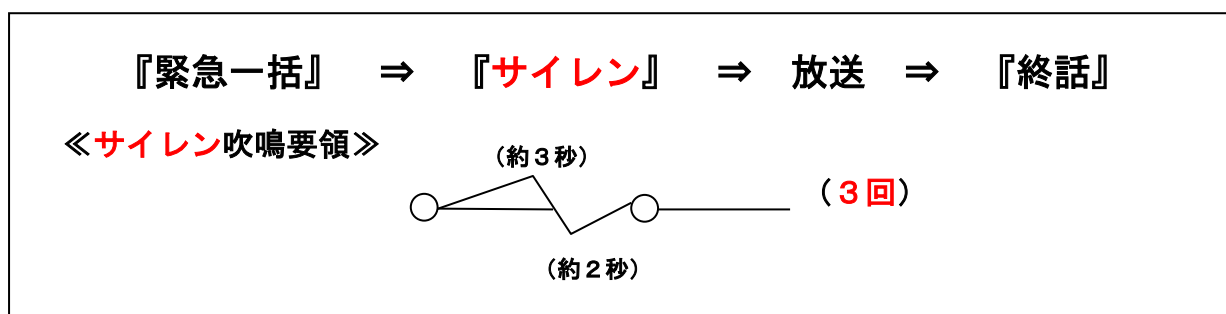
(2回)

広報文 4（市または消防本部で放送）

【放送条件】

大津波警報発表時に避難放送を行う場合。

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、避難指示発令。

緊急放送、避難指示発令。

大津波警報です。

非常に高い津波が来ます。

すぐに高い所に逃げてください。

(2回)

※気象庁から「東日本大震災を超える津波」等の情報が発表され、それを覚地した場合、放送文に加える場合がある。

広報文 5（市で放送）

【放送条件】

避難指示を解除する場合。

【放送手順】

『音声通報』 ⇒ 『起動』 ⇒ 『OK』
⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上りチャイム)

【放送文】

こちらは防災かまいし広報です。
発令中の避難指示は解除されました。
今後の余震に十分注意してください。

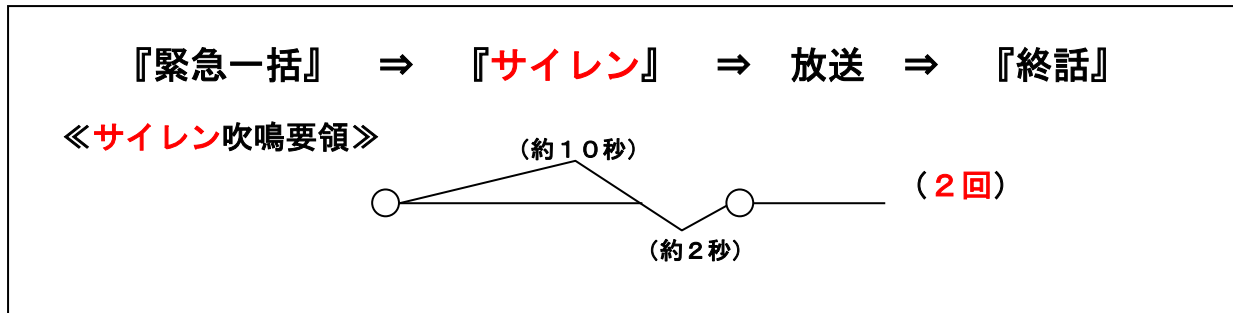
(2回)

広報文 6 (市または消防本部で放送)

【放送条件】

津波警報から津波注意報に切替わった時に避難放送を行う場合。

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、避難指示発令。

緊急放送、避難指示発令。

津波警報から津波注意報に切替わりましたが、

津波が来るおそれがあります。

引き続き、防潮堤から海側には、近づかないでください。

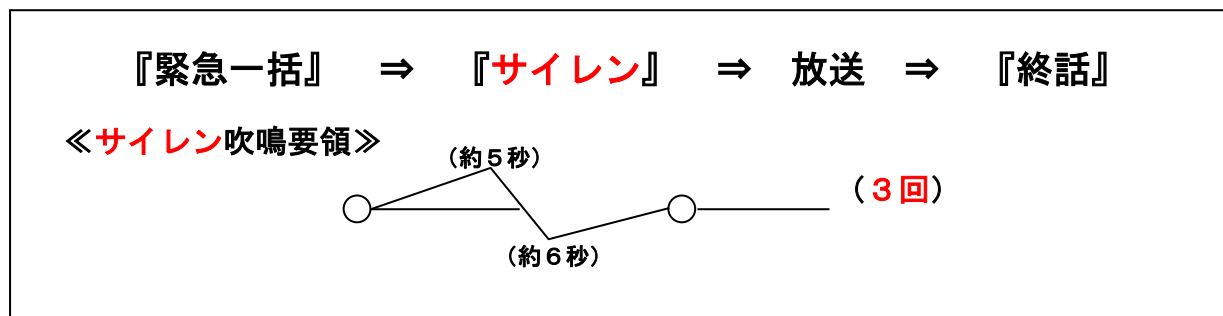
(2回)

広報文 7 (市または消防本部で放送)

【放送条件】

大津波警報から津波警報に切替わった時に避難放送を行う場合。

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、避難指示発令。

緊急放送、避難指示発令。

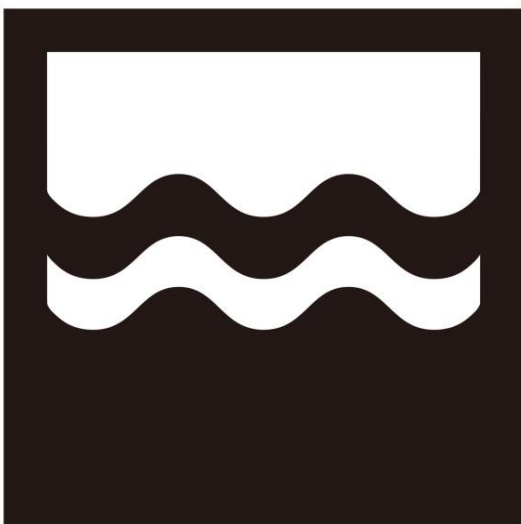
大津波警報から津波警報に切替わりましたが、
高い津波が来るおそれがあります。

引き続き、高い所から離れないでください。

(2回)

洪水・土砂災害防災広報例文集

令和3年5月20日現在



釜石市危機管理監防災危機管理課

1. 土砂災害の高齢者等避難

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「警戒（赤）」となった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合・・・・・・・・・・ 3
- ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合・・・・・・・・・・ 4

2. 土砂災害の避難指示

- ① 土砂災害警戒情報が発表された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「非常に危険（うす紫）」となった場合・・・・・・・・・・ 6
- ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合・・・・・・・・・・ 7
- ④ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3. 土砂災害の緊急安全確保

- ① 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ② 土砂災害の発生が確認された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4. 水害（洪水）の高齢者等避難

- ① 避難判断水位に到達し、大雨警報の発表中で、予想雨量等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ② 避難判断水位に到達し、大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合・・・・・・・・・・ 12
- ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過が予想される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

5. 水害（洪水）の避難指示

- ① 氾濫危険水位に到達し、大雨警報の発表中で、予想雨量等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ② 氾濫危険水位に到達し、予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ③ 氾濫危険水位に到達し、堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合・・・・・・・・・・ 16

6. 水害（洪水）の緊急安全確保

- ① 河川氾濫が切迫している場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等、決壊のおそれがある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ③ 決壊や越水・溢水が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

7. 高齢者等避難（避難指示）を解除する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1. 土砂災害の高齢者等避難

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「警戒（赤）」となった場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上リチャイム)

【放送文】

緊急放送、緊急放送、**高齢者等避難発令**。

こちらは、防災かまいし広報です。

〇〇地区の土砂災害危険区域に、**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。

大雨により、土砂災害が起こりやすくなっています。

高齢者など避難に時間がかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、速やかに避難してください。

その他の方も、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2回)

1. 土砂災害の高齢者等避難

- ② 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上リチャイム)

【放送文】

緊急放送、緊急放送、**高齢者等避難発令**。

こちらは、防災かまいし広報です。

市内全域の土砂災害危険区域に、**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。

台風〇〇号が、今夜から明日の早朝にかけて、岩手県に最接近する見込みです。

土砂災害や浸水、突風、高波などが予想されます。

高齢者など避難に時間がかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、速やかに避難してください。

その他の方も、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2回)

1. 土砂災害の高齢者等避難

- ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上リチャイム)

【放送文】

緊急放送、緊急放送、**高齢者等避難発令**。

こちらは、防災かまいし広報です。

市内全域の土砂災害危険区域に、**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。

今夜から明日の早朝にかけて、大雨が予想されるため、土砂災害が起こりやすくなります。

高齢者など避難に時間がかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、速やかに難してください。

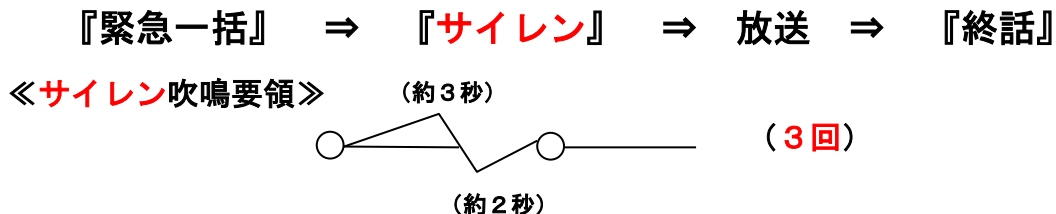
その他の方も、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2回)

2. 土砂災害の避難指示

① 土砂災害警戒情報が発表された場合

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

〇〇地区の土砂災害危険区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が高まっています。

〇〇地区の土砂災害危険区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

(3回)

《必要に応じ、次の文を加える。》

周囲の状況を確認し、避難場所などへの避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも安全な場所に移動するか、山とは反対側の屋内の高いところに移動してください。

※急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、必要に応じて加える。

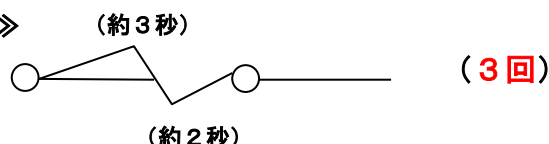
2. 土砂災害の避難指示

- ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「非常に危険（うす紫）」となった場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『サイレン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』

《サイレン吹鳴要領》



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

〇〇地区の土砂災害危険区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が高まっています。

〇〇地区の土砂災害危険区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

(3回)

《必要に応じ、次の文を加える。》

周囲の状況を確認し、避難場所などへの避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも安全な場所に移動するか、山とは反対側の屋内の高いところに移動してください。

※急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、必要に応じて加える。

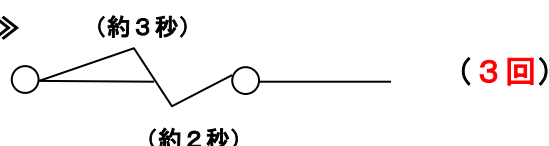
2. 土砂災害の避難指示

- ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『サイレン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』

≪サイレン吹鳴要領≫



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

市内全域の土砂災害危険区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

台風〇〇号が、今夜から明日の早朝にかけて、岩手県に最接近する見込みです。

土砂災害や浸水、突風、高波などが予想されます。

〇〇地区の土砂災害危険区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

(3回)

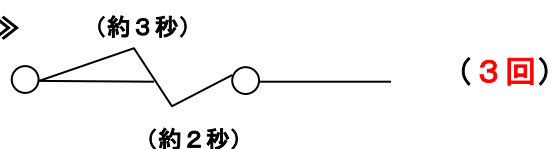
2. 土砂災害の避難指示

- ④ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『サイレン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』

≪サイレン吹鳴要領≫



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

〇〇地区の土砂災害危険区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

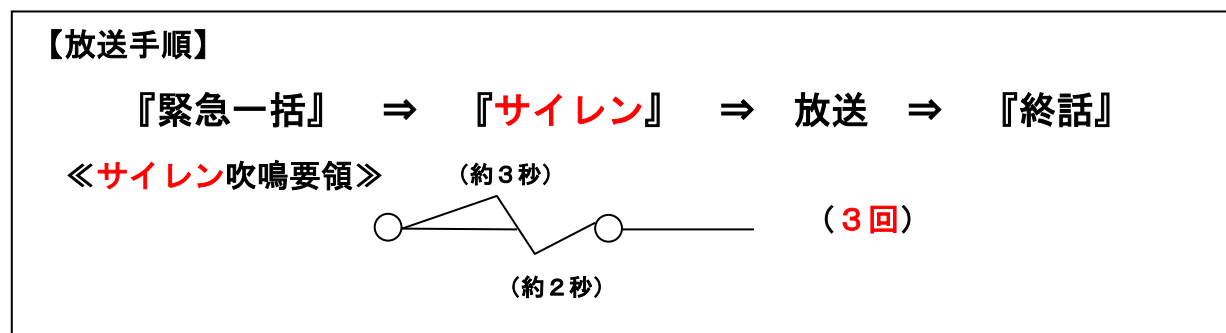
〇〇地区で土砂災害の前ぶれが確認されました。

〇〇地区の土砂災害危険区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

(3回)

3. 土砂災害の緊急安全確保

① 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合



【放送文】

緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令。

警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

大雨特別警報が発表されました。

命の危険が迫っています。

土砂災害危険区域にいる方は、直ちに身の安全を確保してください。

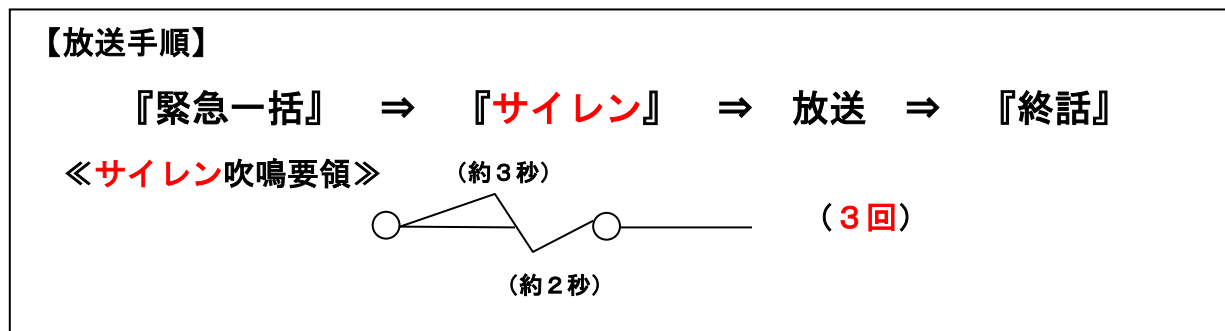
すでに、避難場所などへの避難を安全にできない可能性があります。

周囲の状況を確認し、近くの建物で少しでも安全な場所に移動するか、山とは反対側の屋内の高いところに移動し、命を守る行動をとってください。

(3回)

3. 土砂災害の緊急安全確保

② 土砂災害の発生が確認された場合



【放送文】

緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令。

〇〇地区に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。
命の危険が迫っています。

〇〇地区の土砂災害危険区域にいる方は、直ちに身の安全を確保してください。

すでに、避難場所などへの避難を安全にできない可能性があります。

周囲の状況を確認し、近くの建物で少しでも安全な場所に移動するか、山とは反対側の屋内の高いところに移動し、命を守る行動をとってください。

(3回)

4. 水害（洪水）の高齢者等避難

- ① 避難判断水位に到達し、大雨警報の発表中で、予想雨量等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上りチャイム)

【放送文】

緊急放送、緊急放送、**高齢者等避難発令**。

こちらは防災かまいし広報です。

甲子（鶉住居）川の洪水浸水想定区域に、**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。

甲子（鶉住居）川が氾濫する恐れがあります。

高齢者など避難に時間がかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、速やかに避難してください。

その他の方も、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2回)

4. 水害（洪水）の高齢者等避難

- ② 避難判断水位に到達し、大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上りチャイム)

【放送文】

緊急放送、緊急放送、**高齢者等避難発令**。

こちらは防災かまいし広報です。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域に、**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。

今夜から明日の早朝にかけて、大雨が予想されるため、甲子（鵜住居）川が氾濫するおそれがあります。

高齢者など避難に時間がかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、速やかに避難してください。

その他の方も、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2回)

4. 水害（洪水）の高齢者等避難

- ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過が予想される場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上りチャイム)

【放送文】

緊急放送、緊急放送、**高齢者等避難発令**。

こちらは防災かまいし広報です。

甲子川・鶉住居川の洪水浸水想定区域に、**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。

台風〇〇号が、今夜から明日の早朝にかけて、岩手県に最接近する見込みです。

土砂災害や浸水、突風、高波などが予想されます。

高齢者など避難に時間がかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、速やかに避難してください。

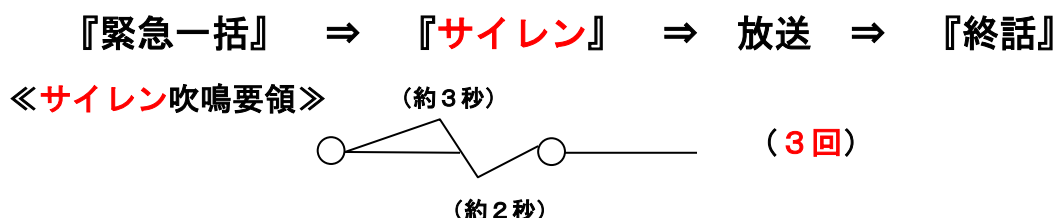
その他の方も、避難の準備を整え、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2回)

5. 水害（洪水）の避難指示

- ① 氾濫危険水位に到達し、大雨警報の発表中で、予想雨量等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

甲子（鵜住居）川が氾濫する恐れのある水位に到達し、引き続き、大雨による川の増水が予想されます。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

(3回)

《必要に応じ、次の文を加える。》

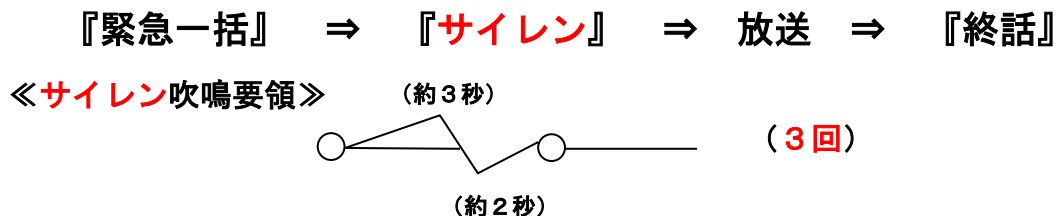
周囲の状況を確認し、避難場所等への避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも高い場所に移動するか、屋内の高いところに移動してください。

※急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、必要に応じて加える。

5. 水害（洪水）の避難指示

- ② 氾濫危険水位に到達し、予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

【放送手順】



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

甲子（鵜住居）川が氾濫する恐れのある水位に到達し、今夜から明日の朝にかけて、大雨による川の増水が予想されます。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

(3回)

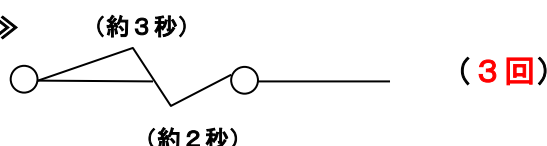
5. 水害（洪水）の避難指示

③ 氾濫危険水位に到達し、堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合

【放送手順】

『緊急一括』 ⇒ 『サイレン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』

《サイレン吹鳴要領》



【放送文】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

甲子（鵜住居）川が氾濫する恐れのある水位に到達し、〇〇地区では堤防に異常が発生しています。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに、今すぐ避難してください。

（3回）

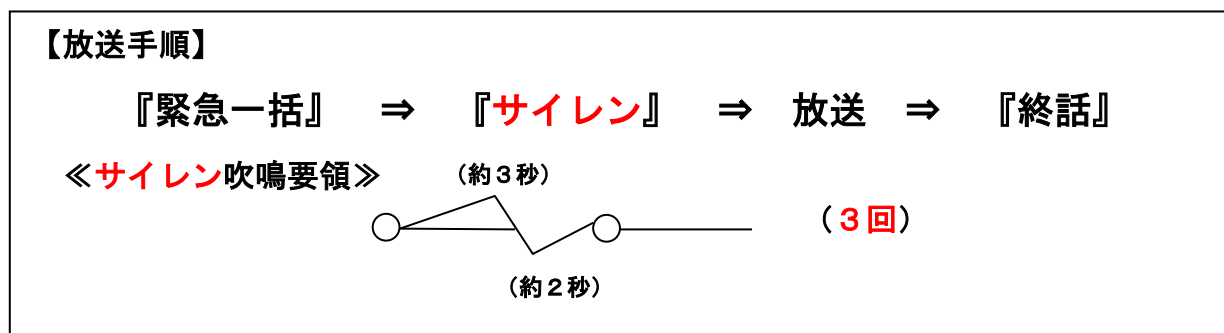
《必要に応じ、次の文を加える。》

周囲の状況を確認し、避難場所等への避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも高い場所に移動するか、屋内の高いところに移動してください。

※急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、必要に応じて加える。

6. 水害（洪水）の緊急安全確保

① 河川氾濫が切迫している場合



【放送文】

緊急放送、緊急放送、**緊急安全確保発令。**

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域に、**警戒レベル5、緊急安全確保を発令**しました。

甲子（鵜住居）川の水位が既に堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあります。

命の危険が迫っています。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域にいる方は、直ちに身の安全を確保してください。

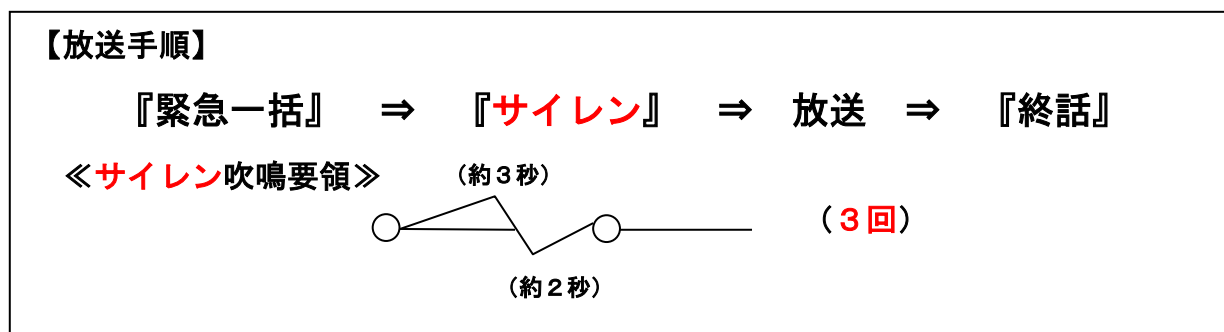
すでに、避難場所等への避難を安全にできない可能性があります。

周囲の状況を確認し、避難場所等への避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも高い場所に移動するか、屋内の高いところに移動し、**命を守る行動をとってください。**

(3回)

6. 水害（洪水）の緊急安全確保

② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等、決壊のおそれがある場合



【放送文】

緊急放送、緊急放送、**緊急安全確保発令。**

甲子（鶉住居）川の洪水浸水想定区域に、**警戒レベル5、緊急安全確保を発令**しました。

甲子（鶉住居）川で堤防が決壊するおそれがあります。

命の危険が迫っています。

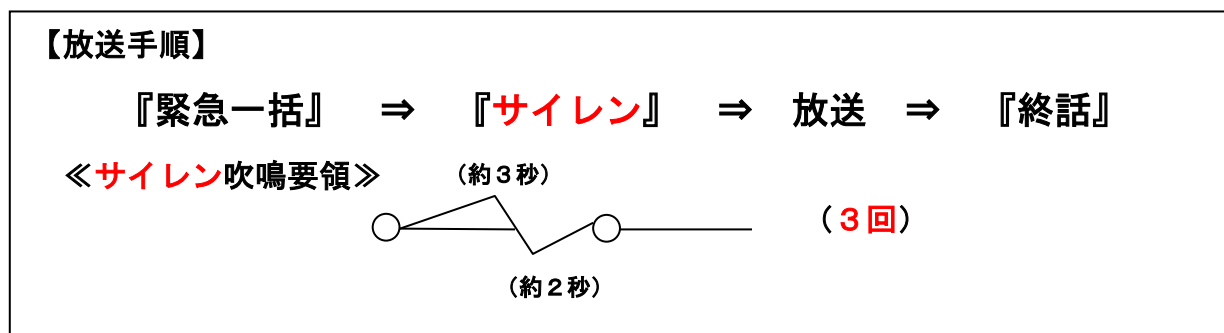
甲子（鶉住居）川の洪水浸水想定区域にいる方は、直ちに身の安全を確保してください。

すでに、避難場所等への避難を安全にできない可能性があります。

周囲の状況を確認し、避難場所等への避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも高い場所に移動するか、屋内の高いところに移動し、**命を守る行動をとってください。** (3回)

6. 水害（洪水）の緊急安全確保

③ 決壊や越水・溢水が発生した場合



【放送文】

緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域に、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

甲子（鵜住居）川で堤防から水が溢れだしました。命の危険が迫っています。

甲子（鵜住居）川の洪水浸水想定区域にいる方は、直ちに身の安全を確保してください。

すでに、避難場所等への避難を安全にできない可能性があります。

周囲の状況を確認し、避難場所等への避難が危険な場合は、近くの建物で少しでも高い場所に移動するか、屋内の高いところに移動し、命を守る行動をとってください。

(3回)

7. 高齢者等避難（避難指示）を解除する場合

【放送手順】

『音声通報』 ⇒ 『起動』 ⇒ 『OK』
⇒ 『コールサイン』 ⇒ 放送 ⇒ 『終話』
(上りチャイム)

【放送文】

こちらは、防災かまいし広報です。

〇〇地区の高齢者等避難（避難指示）を解除しました。

なお、今後の情報には引き続きご注意ください。

(2回)

釜石市避難所運営担当職員

避難所運営マニュアル (R3改訂版)

災害時に避難所に配置されたとき、どんな行動をとったらいいか迷うことがあります。このマニュアルは、その手助けになることを願って作成したものです。

災害の種類や規模、被災者の状況等によって避難所の対応は異なりますので、このマニュアルのとおりによればいいとは限りません。

このマニュアルを参考にしながら、様々な課題に自分の判断で対応し、避難者の安心安全確保のために、実態に即した行動をするようお願いします。

自分自身の心と体も、大切にしてください。

釜石市危機管理監防災危機管理課

(R3.6 改訂)

目 次

1	避難所の開設	3
2	避難所の時系列状況想定	5
3	避難所の運営	8
4	運営本部の編成	9
5	居住組の編成	10
6	活動班の編成	10
7	避難者名簿の作成	12
8	居住スペース等の割り当て	13
9	トイレの確保	14
10	食料・物資の調達	14
11	生活時間	15
12	清掃	15
13	ごみ処理	15
14	火災防止	15
15	洗 濯	16
16	感染症対策	16
17	プライバシーの保護	16
18	情報伝達	17
19	問い合わせへの対応	17
20	要配慮者の支援	17
21	ボランティアの受け入れ	17
22	その他	18
23	主な関係機関連絡先一覧	18
	避難所開設チェックリスト	20
	避難者名簿世帯票	21

※釜石市災害対策本部（TEL 27-8441（防災危機管理課直通））

輻輳してつながらない場合には27-8411（総務課）でも可

1 避難所の開設

●釜石市では、大規模な災害が発生した場合、中・長期にわたる避難生活が可能ないように拠点避難所として現在19施設を指定しています。

原則として、避難所とは、この拠点避難所をいいます。

●拠点避難所には担当職員が配置されており、原則として、この担当職員が施設管理者（たとえば学校が避難所となっている場合には学校関係者）の協力を得て避難所を開設します。

※通常、平日の昼間等は、各施設管理者が避難所施設を開錠し、夜間・休日は担当職員が開錠します。

※各避難所入口にはキーボックスが設置されており、暗証番号を入力するとカギを取り出すことができます。（各担当者には暗証番号を通知します。）

●この担当職員は、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合など（津波注意報（警報）発表時、大雨、火災等により被害が想定される場合等）に、災害対策本部（防災危機管理課）の指示により、避難所を開設します。

●各地区に設置された避難所の統括は各地区生活応援センターが行います。

●市では、拠点避難所以外に避難者を収容可能な施設として、各地区の集会所、コミュニティ消防センターなどを避難者収容施設に位置付けしています。

●避難者収容施設は、カギを管理している町内会等が自主避難場所として開設したり、市が依頼して開設します。

(1) 避難所開設初期対応（避難所開設初期には取りあえず下記の対応を実施）

No.	対応内容
1	建物に損傷がないか確認（壁のひび割れ、ガラスの破損等） ⇒処理できる程度の損傷であれば処理。損傷が大きく避難所として利用できないと判断した場合、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
2	建物並びに建物周辺に火災の発生がないか確認 ⇒火災の発生を確認した場合、釜石消防署（119）及び災害対策本部に連絡。周辺に火災発生を大声で周知。避難者がいる場合、安全地帯へ誘導。
3	施設の安全が確認された場合は避難者の案内誘導 [*] と受入れ ⇒上記実施前に避難者が避難所に到着した場合は施設の安全確認を実施する旨説明、待機してもらう。（※状況に応じて誘導員の配置・立看板の設置を検討する。） ※設備・ライフラインの状況確認（電気、水道、電話、FAX、トイレ等は使用可能か）

	使用不能の設備等がある場合には災害対策本部に連絡
4	避難者の受入れスペースの確保とイス、マット、毛布、暖房器具、テレビ、ラジオ等の準備（施設管理者や避難者にも協力を依頼） ⇒避難者名簿の作成（避難者に名簿への記入をお願いし、人数を集計） <u>※受付が混雑する場合には人数のみ把握し、名簿を配布後、落ち着いたところで記入・回収してもよい。</u>
5	避難者の体調の確認と対応（緊急に対応が必要な避難者等の確認と対応） ⇒緊急対応が必要な避難者等がいる場合、救急車の要請等対応後、災害対策本部に連絡
6	災害対策本部（27-8441（直通））への連絡 ⇒避難者数、体調が悪い人の有無（市災害対策本部に要請することがあれば、その旨も報告） 市職員人数並びに施設管理関係者人数、対応状況等について報告 ※以後、状況に変化があった場合に市災害対策本部に状況報告
7	水、食料等備蓄品の確認と準備 ⇒不足があれば、必要な物資の種類と数等について報告
8	避難者への自己紹介と分かる範囲での状況説明 ⇒改めて避難者から体調や心配なこと、常用薬の持参の有無、アレルギーの有無等聴取

(2) 拠点避難所一覧（R1.8現在） 学校施設の電話番号は学校の電話番号

拠点避難所	対象地域	電話番号(学校等)
①甲子小学校体育館	甲子町1～10地割	23-5525
②甲子中学校体育館 ※洪水以外		23-6520
③小佐野小学校体育館 ※洪水以外	野田町、定内町、小佐野町、小川町、桜木町、甲子町11～16地割	23-5539
④小佐野コミュニティ会館		23-5544
⑤働く婦人の家		23-2017
⑥双葉小学校地域連携施設 (避難者数により体育館使用)	上中島町、新町、住吉町、源太沢町、礼ヶ口町	23-5119
⑦釜石中学校体育館	中妻町、八雲町、千鳥町	23-5523
⑧市立中妻体育館 ※洪水以外		—

⑨釜石小学校体育館	大渡町、駒木町、鈴子町、大町、大只越町、只越町、天神町、港町、浜町、東前町、新浜町	22-3513
⑩市民交流センター ※土砂災害以外	松原町、嬉石町、大平町	24-2241
⑪大平中学校体育館		22-4158
⑫白山小学校体育館 ※土砂災害以外		22-3834
⑬旧釜石商業高校体育館 ※津波のみ	平田	—
⑭⑮唐丹小・中学校体育館	唐丹町	55-2105(小) 55-2106(中)
⑯⑰鵜住居小学校・釜石東中学校 体育館	鵜住居町、片岸町、両石町、箱崎町	28-3705(小) 28-3010(中)
⑱栗林小学校体育館	栗林町	28-2517
⑲橋野地区多目的集会施設 ※洪水以外	橋野町	—

※上記に記載はありませんが、平田小学校体育館は、津波浸水区域内のため拠点避難所ではありませんが、洪水・土砂災害等津波以外の災害時に拠点避難所に準じた職員配置を行う施設です。【平田小学校 26-5230】

2 避難所の時系列状況想定

- 大規模災害等が発生し、避難所生活が長期になる場合、状況は時間の経過に伴って大きく変化しますので、時系列に状況に応じた対応方針が必要となります。

☆避難所の状況想定（時系列）—参考「平成20年和歌山県作成マニュアル」

時 期	状況想定	対応留意点
【初動期(混乱期)】 災害発生直後～ 3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が甚大な場合、停電、電話の不通等により情報伝達手段の喪失やガレキの発生等により通行ができないなど、避難所が孤立することがあります。また、ライフラインに被害があり、避難所運営に支障が生ずる場合があります。 ○地震災害の場合、避難所施設に被害が生じている可能性があります。 ○余震による二次災害や火災発生・延焼拡大の可能性がります。 ○東日本大震災の影響もあり、避難者は精神的に不安定な状況になり、混乱が生ずることが想定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部との情報伝達が困難な場合、本部からの指示を待つのではなく、避難者と協力し、職員は自らの判断で、最善を尽くすことを心がけてください。 ○避難所施設の被害の確認、備蓄の状況等施設などの状況把握に努めてください。特に水（飲料水、生活用水）、食料、トイレの状況把握と危険箇所の把握に留意してください。 ○職員は平静を保ち、避難者に冷静に接するように心がけてください。 ○避難所運営がスムーズに行くように避難者との信頼関係構築に努めてくださ

	<ul style="list-style-type: none"> ○発災直後は多数の避難者が一気に避難所に押し寄せてくる可能性があり、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）の把握が困難な場合があります。 ○発災後3日以内には必ず外部からの支援（自衛隊、警察、緊急消防援助隊等）が入りますので、それを信じて対応してください。 ○安否確認のため、外部から多数の人が尋ねてくる可能性があります。 ○家族、自宅、会社等の状況確認のため、一時的（昼間等）に避難所を離れる人が出始めます。 	<ul style="list-style-type: none"> い。 ○避難所が学校の場合、教職員との協力関係に留意してください。 ○職員室は学校再開への拠点になりますので、避難所運営からは除外してください。 ○施設利用に関しては出来るだけ施設管理者の意向を尊重してください。 ○早期に避難者名簿を作成するなど、避難者の人数、状況把握に努めてください。 ○避難者名簿の作成にあたっては避難者名簿の公表を求められることがありますので、必ず公表の可否について確認を取ってください。 ○避難所運営の核となることが期待される、町内会長及び役員、民生委員、行政連絡員、消防団員等について早期に把握してください。 ○避難所の管理・運営にあたっては、複数の女性が必ず参画するような配置とし、要配慮者など被災者の多様なニーズに対応するとともに、地域住民の主体性を引き出し、協働して避難所の運営を行ってください。 ○女性用品の手配、着替えのための更衣場所（室）、授乳場所等女性の立場に立った配慮に心がけてください。 女性のニーズ把握には個別に女性職員があたるなどしてください。 ○避難者のうち、要配慮者の状況（特に持病・障がいの有無、家族の同行の有無等）と人数の把握に留意してください。 ※特に緊急的な対応が必要な方（透析患者、在宅酸素利用者、服薬が必要だが持参を忘れた方等）の把握に努めてください。 ○発熱、嘔吐等の症状を訴える人が出た場合、出来るだけ早く医療機関（D-MAT等緊急医療チーム含む）での受診を図ると共に、可能であれば、隔離部屋の準備をしてください。
<p>【展開期】 3日～ 1週間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外部等からの支援により、水、食料は概ね供給されるようになります。 ○衣類についても徐々に支援が届き始めます。 ○自宅に戻ったり、親戚等を頼ったりして避難所を離れる人がある一方、他の避難所等から移ってくる人がいるなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○一日の基本的なスケジュールを決めるなど、生活にリズムをつけるようにしてください。 ○ラジオ体操の実施など、身体を動かす機会を作ってください。 ○避難所の入所・退所のルールを決め、新たに避難所入所した人の状況把握に

	<p>避難者の状況が流動的になる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○状況により、入浴の要望が出てきます ○被災した自宅、会社等の後片付けや家族、親戚、知人等を探すためなど、特に日中、一時的に避難所を離れる人が多くなります。 ○徐々に市にボランティアが入り始めてきます。 直接、避難所を訪れるボランティアもあるかもしれません。 ○全国各地から医療チームが支援に入りはじめます。 	<p>努めるとともに、避難所から退所する人については、次にどこに行くのかを把握してください。 (尋ねてくる方への情報提供のため等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入れは、必ずボランティアセンター（社会福祉協議会が運営予定）を通すようにしてください。 ○避難所が学校の場合、教職員が学校再開や児童・生徒の学習の場の確保等の動きをしたら、それに専念できるよう配慮してください。 ○特に被災地においては、避難所以外の自宅被災者の状況把握にも努めてください。
<p>【安定期】 1週間～ 2週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所から退所する人が多くなり、避難所運営体制の見直しが必要になります。 ○避難所から通勤、通学する人が出てくるのが想定されます。 ○食料、水、衣類、靴などの支援物資がどんどん充実してくると共に、その仕分け、保管、避難者への分配業務が出てきます。 ○避難所生活が長くなってきましたので、少しでも生活環境が改善されるような工夫が必要になってきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者が自由に行動できるよう、可能な範囲でボランティアを受け入れ、避難所運営のサポートを依頼してください。 ○場合によっては、1日のスケジュールの見直しが必要になります。 ○退所者が多くなってきたら、避難所スペースの縮小や整理が必要になってきます。 ○避難者数が少なくなってくると避難所統合の話が出てきますが、避難者の状況、心情を尊重し、無理な統廃合は避けてください。 ※場合によっては、学校側から子ども達の教育環境を理由に避難所統廃合の話が出るかもしれませんが、避難所と学校の両立は可能です。 避難所統合、廃止等については災害対策本部に判断を委ねてください。 ○支援物資の保管、仕分け、避難者への分配について、公平性などに注意が必要です。
<p>【撤収期】 2週間～ 4ヵ月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの復旧が進むことと、自宅の後片付けが進んでくれば、自宅等での生活を再開する人が出て、避難所を退所する人が増えてきます。 ○医療チーム、心のケアチームなどが避難所等を巡回し始めます。 ○他自治体からの応援職員が期待できます。 ○仮設住宅建設、みなし仮設住宅の認定等の準備が進められます。 ○避難所生活が長期化し、避難者の不満、不安が強まってくる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の人数が減ってきたら、避難所内での使用スペースの統廃合を考えますが、他の避難所との統廃合については、避難者の状況を勘案しながら慎重に考えてください。無理は禁物です。 ○避難者の健康状態はある程度落ち着いてきますが医療チームが多くなり、重複して薬が渡されるなど医療過度になる懸念があります。 ○心のケアチームについては、長期間同じ担当者が関わるような体制でない、担当者が変更した毎の聞き取りに

す。		<p>よりフラッシュバックが生じるなど、避難者の心身に影響が出る可能性があります。</p> <p>○他自治体からの応援職員があり、避難所に配置された場合でも、最終的には釜石市職員が避難所運営の責任を持つこととなります。</p> <p>○仮設住宅建設や義援金の状況など支援の動き等についての情報収集に努め、避難者からの質問に答えられるような準備が必要です。</p> <p>○避難者の話し相手になったり、相談に進んで応じるなど、避難者が相談しやすい雰囲気づくりに努めてください。</p>
----	--	---

3 避難所の運営

- 避難所の運営にあたっては、避難所運営組織をつくり、行政職員、施設管理者、避難者が協力して行います。

市では、避難所及び各避難者収容施設に近接した町内会と協力し、あらかじめ避難所運営組織について、協議する必要があります。

- 避難所には多くの避難者が一度に避難してくることが考えられます。

その場合、まずは避難者を避難所内に入れることを優先し、運営組織の立ち上げは避難者の動揺が少しおさまった段階からスタートさせます。

また、災害時であり避難者が動揺していて、運営組織の立ち上げに困ることも予想されます。

避難者の中に、町内会長、民生委員、行政連絡員、消防関係者等がいれば、その方たちに相談します。

- 避難所運営組織がまだ出来ていない場合や他地区からの避難者が多い場合には、避難者が多い町内会（自主防災組織）を核として避難所運営組織をつくります。役割分担については、その町内会の組織に準じた形での役割分担が出来れば、比較的スムーズな組織づくりが期待できます。

町内会組織内での役割分担がなければ、町内会と相談の上、役割分担を決めます。

- 避難所運営組織は、避難者が中心に自主的に運営することを目指しますが、行政職員は常にサポートを心がけると共に最終的な避難所運営の責任は行政職員が担うという心構えをお願いします。

- 避難所の運営組織は、①運営本部、②居住組、③各活動班で構成されます。

各組織には、複数の女性の参画を促し、性別や年齢等による役割が固定化しないよう配慮して

ください。

なお、性的多様性の広まりから、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）と称される方々もいることを、念頭に入れておいてください。

①運営本部・・・本部長、副本部長、各居住組長、各活動班長で構成

②居住組・・・部屋単位、または体育館等で割り振られた一定の区画単位で構成する居住者ごとのグループ（最大40人程度）

③活動班・・・避難所全体で行う作業ごとに構成する班

- 避難所生活を円滑に進めるために、1日1～2回、運営本部会議を開催し、情報交換や意見交換を行います。

避難所の管理運営・意思決定には、男女両方を配置し、要配慮者等を含めた被災者の多様なニーズに対応するよう心掛けましょう。

避難所生活が長くなってきたら、運営本部内で協議の上、運営本部会議がない日を設けてもいいです。

- 避難所生活が長期間になる場合もあるので、一人に仕事が集中することがないように、多くの避難者に協力者として携わってもらうことが大切です。

時間の経過と共に避難所を退所する人も出てきますので、多くの避難者に業務に携わってもらうことが、スムーズな運営につながります。

4 運営本部の編成

- 運営本部は、原則として、本部長、副本部長、各居住組長、各活動班長で構成します。また、性別や年齢等に偏りがないように配置します。

本部長には可能な限り町内会長等地域のリーダーの方をお願いするようにし、副本部長には、他の町内会長、町内会役員、民生委員、消防団のリーダー等をお願いしますが、避難所担当職員（市職員）が調整役となり、無理やりではなく、出来るだけスムーズに決定できるように心がけます。

- 運営本部は避難者が中心に運営できるように心がけますが、運営を任せきりにするのではなく、必ず避難所担当職員（市職員）が関わるようにし、出来るだけ早期に信頼関係を築くように心がけます。

- 運営本部では、主に次のような活動を行います。

① 避難所内のルール決定、変更とその徹底

② 避難者の要望、意見の取りまとめ

③ 市役所、施設管理者（学校の場合は教職員）、関係機関との情報交換等

④ マスコミ対応方針の決定とマスコミ対応

※東日本大震災の状況を見ると、生存者情報の提供や支援物資の呼びかけなど避難者にと

って有益な報道があった反面、勝手に避難所に入り込んだり、ご家族を亡くされた避難者の情報を得ようとするなど、被災者の心情やプライバシーへの配慮に欠けるような行動をするマスコミ関係者も見受けられましたので、マスコミ対応には注意が必要です。
基本的にマスコミ対応窓口は一つにし、本部長や副本部長、または避難所担当職員が複数で対応する、運営本部の許可なく避難所内には立ち入られないようにする、取材に 응ずる場合も可能な限り居住スペースを避けるなどマスコミへの対応方針を決めておきます。

避難所にいる特定の方を訪ねてきた場合も、いきなり案内せず、ご本人またはご家族（未成年の場合等）に確認、了解を得た上で対面させるなどの配慮を心がけます。

- 重要事項の決定については、本部長、副本部長、施設管理者（学校長等）、避難所担当職員が方針について相談した上で、運営本部会議で協議し決定するようにします。

5 居住組の編成

- 避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。
更衣場所（室）、授乳場所（室）、物干し場、トイレなど、性別や要配慮者を考慮した配置も検討します。
- 利用できる場所は、学校の場合、教室（会議室）、体育館、廊下などが考えられます。施設管理者と協議の上、利用できる部分を明確にします。
避難所の内外を問わず、危険箇所への立ち入りは厳重に禁止します。貼り紙や立ち入り禁止のロープを用いて、呼びかけます。
- 原則としていくつかの世帯でグループを作り、居住組を編成しましょう。居住組を編成したら、それぞれの組ごとに、リーダー、副リーダーを決めます。
- 各居住組のリーダー、副リーダーは、出来る限り避難者の互選を心がけます。
また、なるべくどちらかが女性になるようにします。
- 1つの組は、最大40人を目安とします。
これ以上の人数になると、組の運営の統率が取れにくくなるためです。
- リーダーは、組内の人員確認を行うと共に組内の意見をまとめて運営本部会議へ提出するなど組の代表者となります。
副リーダーは、リーダーをサポートします。

6 活動班の編成

- 避難所運営に必要な作業等をみんなで協力し、効率よく実施するためにいろいろな活動班をつくります。

活動班は活動班の人だけが活動するわけではありません。活動班が中心となり、避難者の協力を得ながら活動を進めます。

- 各活動班には、班長と副班長を置きます。また、居住組が複数ある場合には、各居住組からの声が反映されるように各居住組から必ず班員等が選出されるようにします。
- 極力、班長、副班長どちらかが女性になるようにします。

◇総務班

- ・運営本部会議の事務局として本部長、副本部長をサポートします。
- ・避難所の記録（会議の概要記録、出来事・催事記録等）・保存
- ・生活ルールの作成
- ・避難者名簿の管理（避難者の入所、退所については必ず総務班に連絡することとし、避難者の状況把握に努めてください）
- ・避難所内外からの問い合わせへの対応
- ・郵便物・宅配便の取次ぎ
- ・ボランティアの受入、対応（必ずボランティア・センターを通して受入れします）
どんなボランティアが必要なのか、運営本部会議で協議します。
- ・その他避難所全般に関する調整等

◇情報班

- ・避難所内外の情報の収集と避難者向け情報の避難所内への周知・徹底（避難者支援情報、各種手続き方法等について、積極的に避難者に情報提供することを心がけてください）等を行ないます。
- ・市災害対策本部からの情報等各種情報をいつでも誰でも見て確認できる場所を設置します。
- ・特に女性や子ども、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）など、なかなか自分の状況・要求を伝えられない人からの情報収集に努めてください。

◇食料・物資班

- ・食料・飲料水・物資の調達・受入・管理・配給、炊き出し、食中毒防止などの衛生管理等を行ないます。
- ・物資の調達には、性別に関係なく子育て世代から介護世代まで、多様な意見を必ず反映させてください。
- ・市災害対策本部等からの炊き出しが届くようになったら、避難者数を確認しつつ、炊き出し食料の受入れ、避難者への配給をします。
- ・支援物資（食料、生活用品等）の保管場所と保管方法（種類別に分類、消費期限の確認、野菜等は腐食に注意等）について、班内で確認し、共通認識を図ります。
- ・支援物資が大量に届く場合もありますので、分別・配給等が可能な作業スペースを設ける

ことも留意します。

- ・ 支援物資を配分する場合、多種多様な物品については班の判断において任意に配分しますが、特に衣類、靴等は可能な限り選択性にする 것을考慮します。可能な限り試着場所を確保します。
- ・ 女性が対象の場合、極力、班の中等の女性が対応します。(特に女性用品、下着等)

◇安全対策班

- ・ 性別や年齢に関わらず全ての人に配慮した防火・防犯、避難所内外の危険箇所への対応等を行います。
- ・ 避難所内外の防火・防犯に注意するとともに、必要に応じてパトロールを行ないます。
- ・ 避難所内外に危険箇所がある場合には、危険についての注意を喚起する表示の掲示や避難者への呼びかけを行ないます。

◇保健・衛生班

- ・ 避難所内の衛生管理、生活用水の管理、共有スペース等の清掃、ごみ処理、トイレの管理・清掃、医療・介護活動の支援等を行います。
- ・ 避難所内の衛生環境を保持することに注意します。
特にトイレの管理に注意します。
- ・ 居住スペース内は原則土足禁止とします。
- ・ 医療・介護については、各地区生活応援センターの保健師や健康推進課、包括支援センター等と常に情報交換し連携を図って対応するようにします。
- ・ 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）は特に配慮が必要ですので、住所・氏名や持病の有無、本人の状況、家族・連絡先等の確認に努めると共に、常に本人の状況を確認します。
- ・ 要配慮者については、避難所での生活が難しい場合、出来るだけ福祉避難所もしくは福祉避難所的施設、病院、福祉施設等に移動させたいので、状況把握に努め、市災害対策本部や関係機関等に相談します。

7 避難者名簿の作成

- 避難者名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行わなければならない作業です。
- 各世帯単位で、氏名、性別、年齢、住所、家族の状況、持病、緊急時連絡先、かかりつけ医などを記入してもらいます。
各世帯毎の名簿は個票とし、取り扱いに注意の上、避難所担当職員が管理してください。
- 名簿作成の際に、安否確認の場合など名簿の情報を公開して良いか、必ず確認してください
- 個票を基に、避難所全体の避難者を記載した一覧表を作成します。
一覧表には、氏名、性別、年齢、住所のみを記載し、名簿情報の公開を了承いただいた方の

み、安否確認のため避難所を訪れた方やマスコミへの閲覧等をさせていただきます。

名簿情報の公開の可否別に一覧表を作成する方法もあります。

- 病院、社会福祉施設等への受入希望など、緊急を要する要望は名簿作成時に記入してもらいます。

8 居住スペース等の割り当て

☆発災直後には

- ①避難者人数分の居住空間と通路の確保をします。
 - ②必要最低限の共有空間（運営本部、受付、福祉避難室）の確保をします。
 - ③居住スペース内は原則土足禁止とします。
- 居住空間が足りない場合には、疾病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦などを優先して室内に避難させます。
 - お互いのプライバシーを保護したり、慣れ親しんだ同士で生活できるよう、家族単位、親戚単位、町内会単位などを考慮して居住スペースを割り当てます。
 - 出来れば、トイレに近いスペースは空けておき、高齢者や疾病などの関係で頻繁にトイレを利用しなければならない人がいれば、優先的にスペースを割り当てます。（トイレを我慢させる状況は避けてください）
 - ペットは原則として屋外とし、やむ得ない場合でも居住空間や屋内の共有空間には入れないようにします。（ペットを家族同様に感じている方もいますので、避難所の状況について理解を求めます）
 - 下痢、嘔吐等の症状を訴える人が出た場合、早急に医療機関を受診するよう図りますが、他の避難者への感染防止のために出来れば一時的に隔離できるような部屋を設けておきます。

☆落ち着いてきたら

- お互いのプライバシーに配慮し、可能でかつ要望があれば、パーテーションや段ボール等を利用した間仕切りの設置を検討します。
間仕切りはあまり早い時期に設置すると避難所内のコミュニケーションが取りづらくなる可能性があります。
- 間仕切り等を設置する場合、乳幼児をお持ちの家族や女性、障がいを持った方などの状況に配慮します。
- 授乳スペース、男女別更衣室（特に女性）の設置などについても配慮します。
- 避難所の方々が集まってお話ができるような談話スペース（小さくても可）の設置を検討します。
- 避難者が減少してきたら、居室の移動や居住区の再編などを検討します。
再編にあたっては、運営本部会議で協議の上、決定しますが、居住組のリーダー、副リーダーの意見を参考にしてください。

- 居室の移動や居住区の再編などを実施する場合、あらかじめ避難者全員に説明し、周知徹底を図るとともに実施までに十分な準備期間をおきます。
- 学校の場合、校長、副校長等学校関係者の意見を聞きながら、居室の移動や居住区の再編などを行ないます。

9 トイレの確保

- ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保が深刻な問題となります。
- 施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調べ（水洗式か汲み取り式かを含め）、避難者の人数に応じたトイレを確保します。また、その衛生状態を保つようにします。
- 東日本大震災、阪神淡路大震災の例をみても水洗トイレで水が使えない場合は要注意です。仮設トイレがある場合にはその利用、発災直後でも水洗トイレを利用せざるをえない場合には、トイレの個室にごみ袋（できれば黒）を置き、使用後の紙はごみ袋に捨てるようにします。
トイレを詰まらせた場合、とてもたいへんな状況になります。詰まらせないように避難者全員に注意を促します。
- 水道が利用できない時、学校の場合は、プールの水をトイレの水として利用できます。
- 共有スペースやトイレの清掃は、当番制にするなど特定の人に業務が偏らないようにしますが、身体的に無理な方には配慮します。

10 食料・物資の調達

- 被災直後は避難所内に備蓄されている食料等があるかどうか確認します。
- 救援物資が支給されるまでは、それぞれが持ち寄った食料や備蓄物資で対応します。食料が少ない場合、食料を分け合うことを避難者全員に呼びかけます。
また、避難所周辺の住家、お店等から提供可能な食料等があるかどうか確認します。（お店の場合、後日、市が代金を支払いますので、避難所担当職員は所属、氏名を告げて（名刺があれば利用）食料等の提供を依頼してください。食料等の提供があった場合には、お店・個人とも、日付、品目、数量等についてのメモをお願いします。
メモは後日、市災害対策本部（防災危機管理課）に提出願います。
なお、酒、タバコ、雑誌等の嗜好品は除きます。
- どうしても食料や最低限の物資が足りない場合には、高齢者や子ども、障がい者など、災害弱者に優先して配給します。
- 市災害対策本部へ必要な食料・物資を速やかに報告するとともに、備蓄食料の有効活用や炊き出しを行って、食料を確保します。
- 救援物資の配給が行われたら、原則として、居住組単位に配分します。配給の際には、リーダー

一及びその居住組に属する避難者に協力していただきます。

- 物資の種類と在庫数を常に把握して、計画的な配給に努めます。
- 配給した食糧について、後で食べるとして残しておく人もいます（特に高齢者等）が、食中毒の原因にもなりますので、居住組と連携の上、残すことがないように注意します。（外出等している人の分を要求する場合がありますが、帰りの時間を確認した上で対応します。）
- 食器について、食中毒防止のため、食器用洗剤に利用した流水洗浄が難しい場合、使い捨ての食器を利用します。

11 生活時間

- 共同生活の和を乱さないように、基本的な1日の行動表を作ります。
「起床時間」「消灯時間」「食事時間」「運営本部会議」「その他」
- 運動不足防止やエコノミークラス症候群防止のため、ラジオ体操や散歩等運動の時間を設けることを検討します。

12 清掃

- 居住スペースなど世帯単位で使用するスペースは、原則として世帯毎に責任を持って清掃します。高齢者や障がい者等、世帯での清掃が困難な場合には居住組または保健・衛生班等でのサポートを検討します。
- 通路や玄関、トイレ、談話室などの共有スペースは、保健・衛生班を中心に協議し、当番制にするなど避難所全体で協力し清掃します。
- 清掃時など、1日に1回以上は避難所全体の換気を行ないます。

13 ごみ処理

- 原則として各避難所のごみ集積所は一箇所とし、ごみの分別収集を徹底し、ごみの集積場は清潔に保ちます。
- 各世帯のごみは各世帯が責任をもってごみ捨て場に捨てるなど、衛生面に十分注意します。各居住組に共有のごみ捨て場を設けるかどうかは協議して決めますが、ごみ集積所へ運ぶ担当者を必ず決めます。
- 汚物、吐しゃ物等进行处理する場合には、ゴム手袋をするなど直接手では触れないようにするとともに、内容物が漏れ出さないように注意します。

14 火災防止

- 学校の敷地内は禁煙です。その他の施設も屋内は禁煙とします。

避難者から要望があれば、施設管理者と協議の上、学校敷地外等に喫煙スペースを設けることを検討しますが、火の元には十分に注意します。

- 室内でストーブ等を使用する場合にも居住組で協議の上、使用箇所や使用時間などのルールを決めて使用します。

ガスコンロ（カセット式）については、換気の関係もありますので、個人での使用はできるだけ避け、避難所全体または居住組毎に共有で使用します。

15 洗濯

- 施設管理者と協議の上、洗濯機の設置や物干し場の設置が可能なスペースがあるかどうか確認します。
- 洗濯機及び物干し場は避難者全員で使用するものですので、あらかじめ使用ルールを決めるとともに、洗濯機に入れっぱなしや物干し場に干しっぱなしなどはしないように注意します。
- できるだけ人の目に触れないような女性専用の物干し場を設置するように努めます。

16 感染症対策

- 避難者に、腹痛や下痢・嘔吐、発熱、咳、発疹等の症状が出た場合は、速やかに運営本部や保健・衛生班に申し出てもらうように周知します。
運営本部等では速やかに医療機関での受診につなげるようにするとともに、夜間の場合などすぐに受診が難しい場合は、居住区とは別の別室があればそこで対象者に休んでもらいます。
- インフルエンザ、ノロウイルス等による感染症を予防するため、食事の前やトイレの後は必ず流水での手洗いやアルコール消毒剤の手指への擦り込みを行なうようにします。また、歯磨き、洗顔、入浴（可能ならば）などできるだけ体を清潔に保つようにします。
- 下痢や嘔吐した物には直接手等を触れないようにし、ゴム手袋等を使い速やかに漏れないように処理します。
処理した跡は、できれば消毒剤（ハイター、ブリーチ等で可）で消毒します。

17 プライバシーの保護

- 世帯単位の世帯スペースは、一般の「家」と同じです。みだりに立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。
- 居室内での個人用テレビ・ラジオは周囲の迷惑になるので、原則として禁止します。どうしても使用する場合には、イヤホンを使用するなどの気配りをします。
- 男女別の更衣室や授乳室を設置します。

18 情報伝達

- 災害時には情報が錯綜し、特に発災直後はあらゆる情報が不足します。被災者にとって必要な情報収集に努めます。
- 避難所内の情報伝達は、原則として文字情報（はり紙など）を使います。
- 施設内の入口近くなどに掲示板を設置し、避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかけます。

19 問い合わせへの対応

- 安否確認の問い合わせには、避難所入所時に公表の了承が得られている場合には迅速に対応し、何らかの事情により了承が得られていない場合には、相手方の氏名や避難者との関係を確認し、避難者に照会したうえで対応します。
- 基本的にマスコミ対応窓口は一つにし、本部長や副本部長、または避難所担当職員が複数で対応する、運営本部の許可なく避難所内には立ち入られないようにする、取材に応ずる場合も可能な限り居住スペースを避けるなどマスコミへの対応方針を決めておきます。

20 要配慮者の支援

- 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）は特に配慮が必要ですので、住所・氏名や持病の有無、本人の状況、家族・連絡先等の確認に努めると共に、常に本人の状況を確認します。
- 要配慮者の介護は、原則として家族が行うものとします。家族がいない人は、初期段階においては、避難者等に適任者（介護経験者、看護師等）がいて、了解が得られれば交代で介護をお願いします。
- 要配慮者については、避難所での生活が難しい場合、出来るだけ福祉避難所もしくは福祉避難所的施設、病院、福祉施設等に移動させたいので、状況把握に努め、市災害対策本部や関係機関等に相談します。

21 ボランティアの受け入れ

- ボランティアは原則として釜石市社会福祉協議会の生活ご安心センターを通じて派遣を要請します。
- 避難所内においては、ボランティアにどのような協力を求めるのか、運営本部会議で検討します。
- 被災から時間が経過してくると避難者は家の片付けや仕事、様々な手続き等やりたいこと、やらなければならないことが出てきますので、避難所内の役割について積極的にボランティアを

導入し、避難者が自由に動ける時間を作ることを検討します。

22 その他

●避難所担当職員は、避難者の信頼を得る努力も必要です。次のことを心がけます。

- ・避難者の見ている前で、避難者と同じものを食べます。
- ・避難者の被災状況、心身の状況等をできるだけ把握し、避難者の体調や心配ごとを気遣います。常に、やさしく声をかけます。

23 主な関係機関連絡先一覧

名 称	電話番号	備 考
市災害対策本部	27-8441 (防災危機管理課) 080-1691-5679 移動系防災行政無線—100、331、501	衛星携帯電話
釜石大槌地区行政事務組合消防本部 (大津波警報発表時には市災害対策本部設置)	22-1641 22-1642	
市水道事業所	23-5881	
市下水道課	22-1061	
教育委員会事務局総務課	22-8832	
釜石地区生活応援センター	22-0180	
平田地区生活応援センター	26-7655	
中妻地区生活応援センター	23-5541	
小佐野地区生活応援センター	23-5544	
甲子地区生活応援センター	23-5524	
鵜住居地区生活応援センター	28-3001	
栗橋地区生活応援センター	57-2111	
唐丹地区生活応援センター	55-2111	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	22-0119	
釜石警察署	25-0110	
釜石駅前交番	22-3036	
小佐野交番	23-5149	
甲子駐在所	23-5142	
橋野駐在所	57-2110	
唐丹駐在所	55-2110	
沿岸広域振興局(総務課)	25-2717	

釜石海上保安部	22-3820	
釜石港湾事務所	22-9111	
南三陸沿岸国道事務所	28-4731	
東北電力(株)コールセンター	0120-175366	停電、緊急時
釜石ガス(株)	22-3535	
JR東日本釜石駅	22-1781	
JR東日本小佐野駅	23-5120	
岩手県交通(株)釜石営業所	25-2527	
岩手県立釜石病院	25-2011	
せいてつ記念病院	23-2030	
釜石市社会福祉協議会	24-2511	
(社)岩手県建設業協会釜石支部	27-2530	
釜石市水道工事業協同組合	36-1030	
防災かまいし広報ダイヤル	0800-8003199	防災無線放送内容 確認等

〔避難所運営に必要な書類〕

- 1 避難所運営チェックリスト・・・すべきことが一覧表にまとめてあります。これをチェックすることで、対応の漏れを確認できます。・・・別紙による
2. 避難者名簿（個表）・・・別紙による

釜石市避難所開設チェックリスト

項 目	確認事項	確認
市担当者、施設管理者の施設への到着	・市避難所担当者、施設管理者（学校長等）が施設内に到着しているかどうか（揃わなくても避難所開設へ）	市 □ 施 □
	・避難所開設を市災害対策本部（２７－８４４１）へ連絡	□
施設の安全確認 ※安全が確認されるまでは避難者は待機していただく	・建物に損傷はないか（壁、窓ガラス、天井、その他）	□
	・火災の発生はないか	□
	・施設の危険要因への暫定対応（危険要因がある場合）	□
避難者の受け入れ	・施設の安全が確認されたならば避難者の受け入れ	□
避難者受入れスペースの確保と誘導	・施設内のどこに避難者を受け入れるのか決め、そこに避難者を誘導（避難者誘導は避難者にも協力依頼）	□
	・イス、敷物（マット等）等の準備は避難者にも協力を依頼	□
設備・ライフラインの確認	・電気が使用できるか	□
	・水道が使用できるか	□
	・電話、FAXが使用できるか	□
	・トイレは使用できるか（破損、紙、水の状況等）	□
	・防災行政無線の設置場所、利用の可否確認	□
避難者名簿の作成	・避難者の世帯ごとに避難者名簿作成 避難者名簿は原則、世帯の代表者に記載を依頼	□
避難者への説明	・把握している範囲での災害状況の説明	□
	・ライフラインの状況の説明 ※水道が使用できない状況の場合、水を大切に使用することと、水洗トイレの使用方法について注意（トイレ用水が使用できても紙は流さずゴミ袋等へ、場合によってはプール用水の活用等を検討）	□
	・トイレの場所等施設内の説明	□
	・避難者名簿作成の確認とまだの世帯への作成依頼	□
	・困り事、心配事を教えてくれるよう依頼	□
	・避難所ルールの説明	□
避難者の心配事確認	・持病、アレルギー、常用薬の持参等避難者の心配事の確認 ※避難者名簿の世帯ごとに順次確認	□
非常用設備、資機材、備蓄品の確認	・施設内の非常用設備、資機材、備蓄品の確認	□
災害対策本部への要望事項の整理、確認	・水、食料、生活用品等必要物資の要請の有無と必要数の確認	□
	・応援職員の派遣要請の有無	□
	・その他必要事項	□

避難者名簿世帯票（個票）								【No.】	
避難所入所日【平成 年 月 日】				避難所名（ ）					
No.	住 所	ふりがな お 名 前	続柄	性別	年齢	持 病 アレルギー	かかりつけ病院	避難者情報 の公表	
1	携帯電話（ - - ）			男 女		有 無		可 否	
緊急時連絡先 （氏名： 、続柄： 、電話番号 - - ） （住所： ）							公表する避難者情報は、住所・氏名・性別・年齢のみとし、安否確認のための問い合わせやマスコミへの情報提供等で、公表します。		
※ご家族と一緒に避難されている場合は、下記にご記入ください									
No.	住 所（同居以外の場合）	ふりがな お 名 前	続柄	性別	年齢	持 病 アレルギー	かかりつけ病院	避難者情報 の公表	
2	携帯電話（ - - ）			男 女		有 無		可 否	
3	携帯電話（ - - ）			男 女		有 無		可 否	
4	携帯電話（ - - ）			男 女		有 無		可 否	
5	携帯電話（ - - ）			男 女		有 無		可 否	
6	携帯電話（ - - ）			男 女		有 無		可 否	
※特記事項（ご本人やご家族が心配されている事項（アレルギー、持病、常備薬、通院、介護、障がい等）についてご記入ください。）									

下記については、避難所の設置が長期化する可能性がある場合に記入をお願いします。

家屋の被害状況	居住の可否				車	無	有	車種： ナンバー：
	可	否	寝泊まりできる	できない わからない				
ライフライン	断水	停電	ガス停止	電話不通	ペット	無	有	種類：
家屋調査結果	全壊	半壊	一部損壊	被害なし				

○家族の状況

No.	お名前	職 業 （勤務先、学校名・学年）	生年月日	資格・特技等	配慮の区分 （要介護・障がい 妊産婦・その他）	退所情報（退所月日、 移動先住所、電話番号等）
1						
2						
3						
4						
5						
6						

○避難所生活において特に配慮を希望すること
（通院治療、服薬の有無、各種障がい者手帳の所持、福祉サービスの利用、集団生活の不安など）

3-14-10 津波警報等の発表に伴う避難指示等の基準概要

気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、釜石市の避難指示は、次の区分により実施する。

津波予報の種別及び避難指示等の別					
種別	防災行政無線による放送内容の例	予想される津波の高さ	海岸付近の居住者等の行動	避難指示等の別	
				避難指示	対象区域
大津波警報	緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。大津波警報です。非常に高い津波が来ます。すぐに高台等に逃げてください。	10m超 (10m<予想高さ)	直ちに高台や安全な場所へ避難する。	避難指示	津波浸水想定区域 (令和4年3月に県が公表した最大クラスの津波浸水想定区域)
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。津波警報です。高い津波が来ます。すぐに高台等に避難してください。	3m (1m<予想高さ≤3m)			
津波注意報	緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。津波注意報です。津波が来ます。防潮堤から海側にいる方は、すぐに海岸から離れ、海岸には近づかないでください。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	防潮堤から海側にいる方は直ちに海岸から離れ、海岸には近づかない。		防潮堤から海側

※注1 津波の予報に係るm数は、放送には加えない。(過小評価の恐れがあるため)

※注2 津波予報発表による避難指示等の基準は、原則として上記の通り運用するものとする。ただし、危機管理の観点から、災害発生の危険を感じると見込まれるとき、危険が切迫していると認められるときには、釜石市災害対策本部会議の決定により、更に、上位の判断基準によることができる。

3-14-11 土砂災害避難指示等の判断基準

土砂災害における避難指示等の判断基準

1 土砂災害における避難指示等の判断基準

下記のいずれか1つに該当する場合に、地域の状況などを総合的に判断し発令する。

判断内容	判断基準
緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2 土砂災害の発生が確認された場合
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「非常に危険（うす紫）」となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「警戒（赤）」となった場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

2 避難指示等の対象地域

避難指示等を発令する地域は、原則として土砂災害警戒メッシュ情報の予測値及び実況値で土砂災害警戒情報の判定基準が示された地域、かつ、消防団や町内会等の現場情報により判断する。

【用語解説等】

- ・大雨警報：大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。警戒対象災害に応じ（土砂災害）（浸水害）（土砂災害、浸水害）という名称で発表。
- ・土砂災害警戒情報：大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに市町村単位で発表。
- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報：2時間先までの土砂災害の危険度の分布を表示したもの。
- ・大雨特別警報：大雨が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表。

3-14-12 水害（洪水）避難指示等の判断基準

水害（洪水）避難指示等の判断基準

1. 水害（洪水）における避難指示等の判断基準

判断内容	判断基準
緊急安全確保	1 河川氾濫が切迫している場合 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等、決壊のおそれがある場合 3 決壊や越水・溢水が発生した場合
避難指示	1 氾濫危険水位に到達し、大雨警報の発表中で、予想雨量等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 2 氾濫危険水位に到達し、予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 3 氾濫危険水位に到達し、堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合
高齢者等避難	1 避難判断水位に到達し、大雨警報の発表中で、予想雨量等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 2 避難判断水位に到達し、大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過が予想される場合

2. 甲子川及び鵜住居川の判断基準（目安）水位

	甲子川	鵜住居川
水位観測場所	礼ヶ口観測所	日ノ神橋観測所
水位周知区間	大橋・越田橋～河口	栗林・道々橋～河口
氾濫危険水位	2. 7 m	3. 5 m
避難判断水位	2. 5 m	2. 8 m

※ 氾濫危険水位：避難指示発令の判断目安。

相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の恐れのある水位。

※ 避難判断水位：高齢者等避難発令の判断目安。

要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位。

3. 避難指示等の対象地域

避難指示等を発令する地域は、原則として各河川の水位周知区間とし、かつ、消防団や町内会等の現場情報により判断する。

3-15 医療・保健計画

3-15-1 医療施設一覧表

区 分	名 称	所 在 地	電 話
病 院	せいてつ記念病院	釜石市小佐野町 4-3-7	23-2030
	釜石厚生病院	釜石市野田町 1-16-32	23-5105
	独立行政法人国立病院機構釜石病院	釜石市定内町 4-7-1	23-7111
	県立釜石病院	釜石市甲子町 10-483-6	25-2011
	釜石のぞみ病院	釜石市大渡町 3-15-26	31-2300
一 般 診 療 所	小笠原内科クリニック	釜石市上中島町 3-2-20	25-2580
	かまいしベイ眼科クリニック	釜石市港町 2-1-1 イオンタウン釜石 3F	27-7311
	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町 3-15-26	31-1616
	神林医院	釜石市甲子町 10-483-5	23-6635
	小泉医院	釜石市中妻町 3-6-6	23-5157
	庄子医院	釜石市只越町 2-2-10	22-3677
	はまと神経内科クリニック	釜石市鶴住居町 2-202	29-1212
	平野内科医院	釜石市只越町 3-3-3	22-1273
	堀耳鼻咽喉科眼科医院	釜石市只越町 2-5-24	22-1005
	釜石しょうけいクリニック	釜石市甲子町 10-268-1	27-8571
	藤井クリニック	釜石市只越町 3-5-15 2階	27-8857
	武田整形外科	釜石市甲子町 10-159-209	23-3030
歯 科 診 療 所	遠叟歯科医院	釜石市中妻町 3-6-28	23-5478
	おいかわ歯科医院	釜石市港町 2-1-1 イオンタウン釜石 3F	22-5800
	かつし歯科医院	釜石市甲子町 10-1-10	25-2785
	釜石ひまわり歯科クリニック	釜石市大町 1-4-22	22-4182
	工藤歯科クリニック	釜石市大町 3-1-35	22-6480
	ささき歯科医院	釜石市鶴住居町 1-703	29-1222
	歯科福成医院	釜石市新町 5-15	25-0105
	鈴木歯科医院	釜石市中妻町 3-7-10	23-5908
	早崎歯科医院	釜石市鶴住居町 4-806	28-2311
	平松歯科医院	釜石市野田町 2-21-15	25-0315
	三浦歯科クリニック	釜石市大字平田 3-29-9	55-6480
	やえがし歯科医院	釜石市大字平田 5-12-38	36-1182
	山崎歯科クリニック	釜石市中妻町 2-15-3	23-1111
	藤井デンタルクリニック	釜石市只越町 3-5-15 1階	27-8841

3-16 食料、生活必需品等供給計画

3-16-1 支給物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料の種類〕

区 分	供 給 食 料
主 食 用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副 食 用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調 味 料	味噌、醤油、塩、砂糖等

〔1人当たりの供給数量〕

区 分	供 給 基 準 数 量
米 穀	被災者 1食当たり 精米 200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
身 回 品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊 事 道 具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食 器	はし、茶わん、皿等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

3-17 給水計画

3-17-1 釜石市指定給水装置工事事業者一覧表

R7.8.1現在

会社名等	所在地	電話番号
(株)青紀土木	釜石市鶴住居町第6地割20番地1	55-5551
アタック	釜石市唐丹町字花露辺136	27-9077
(有)荒井電気商会	釜石市只越町3丁目4番13号	22-5247
(有)石川住宅設備	釜石市小川町4丁目3番28号	23-3643
エステック	釜石市上中島町4丁目7番14号 上中島ハイツ2F	27-6211
(株)小澤組	釜石市松原町3丁目10番22号	22-2541
釜石ガス工事(株)	釜石市鈴子町147番地5	22-5907
(有)ケイ工業	釜石市鶴住居町第5地割8番地1	28-4126
(有)佐藤設備	釜石市定内町1丁目14番4号	23-8107
(株)鈴陶釜石支店	釜石市甲子町第9地割263番地23	23-6903
(株)武山建設	釜石市唐丹町字川目2-2	55-3036
(株)東北水道工事	釜石市大字平田第2地割20番地1	26-7311
(株)都南建設釜石支店	釜石市千鳥町2丁目1番5号	25-2135
日鉄テックスエンジ(株)東北支店	釜石市中妻町3丁目9番25号	23-5411
(株)白山	岩手県釜石市嬉石町1丁目4番9号	55-6889
(有)花崎産業	釜石市定内町3丁目2番31号	23-2100
濱口設備	釜石市大字平田第2地割25番地120	26-5625
(有)マルハ建設	釜石市鶴住居町第5地割32番地1	28-4053
三浦設備(株)	釜石市大字平田第2地割64番地8	26-5641
(株)山元	釜石市只越町2丁目6番20号	22-1805

水道資材販売事業者

会社名等	所在地	電話番号
(株)サワケン	釜石市港町2丁目1番1号	22-2441
新日東鋼管(株)釜石営業所	釜石市新町3番25号	25-0377
(有)永澤商店	釜石市只越町3丁目7番21号	22-1016

3-18 応急仮設住宅の建設等および応急修理計画

3-18-1 市内建築資材取扱先一覧表

大分類	業者名	電話番号	小分類
機械器具 建設資材	アサヤ(株)釜石支店	22-2410	諸工具類 プラスチック製品
機械器具 賃貸業	(株)イブキ産業釜石営業所	26-6100	建設機械 建設機械器具のレンタル
機械器具 建設資材	加藤商店	23-5744	建設機械 工作機械 農林業用機械 諸工具類 各種部品類 その他 セメント コンクリート二次製品 加工鋼材 プラスチック製品 道路資材 看板・標識等 仮設ハウス等 その他
機械器具 建設資材	(有)釜石造船所	22-1856	建設機械 工作機械 農林業用機械 諸工具類 各種部品類 その他 加工鋼材 木材 道路資材 その他
機械器具 建設資材	釜石地方森林組合	28-4244	農林業用機械 諸工具類 その他 木材 ガラス製品 看板・標識等
機械器具 賃貸業	コマツ岩手(株)釜石支店	28-2101	建設機械 農林業用機械 諸工具類 各種部品類 賃貸業(建設機械 除雪機械)
機械器具 建設資材	三菱工業(株)	27-3101	各種部品類 その他
機械器具 建設資材 理科・医科 機器・薬品	(株)サワケン	22-2441	工作機械 農林業用機械 諸工具類 各種部品類 セメント コンクリート二次製品 加工鋼材 鋳鉄製品 道路資材 プラスチック製品 アスファルト合材 看板・標識等 仮設ハウス等 理化学機器 工業用薬品 道路保安用薬品 各種試薬
建設資材 理科・医科 機器・薬品	(株)テツゲン東北支店	23-5655	砂・砂利・砕石 窯業製品 理化学機器 理化学用品 工業用薬品 消毒用薬品 防疫用薬品 その他
機械器具 賃貸業	東亜リース(株)釜石営業所	55-5381	建設機械 建設機械(除雪車 除雪機 バックホー ブルドーザー他)
機械器具 建設資材 理科・医科 機器・薬品	(有)永澤商店	22-1016	建設機械 工作機械 農林業用機械 諸工具類 各種部品類 セメント コンクリート二次製品 加工鋼材 木材 鋳鉄製品 道路資材 プラスチック製品 アスファルト合材 看板・標識等 仮設ハウス等 その他

機械器具 理科・医科 機器・薬品	(株)成瀬理工釜石営業所	23-6684	工作機械 諸工具類 理化学機器 理 化学用品 医療機器 医療用品 工業 用薬品 農業用薬品 各種試薬 その 他
機械器具 賃貸業	日本キャタピラー (同) 釜石営業所	27-2211	建設機械 各種部品類 建設機械のリ ース
機械器具	フルテック(株)釜石営業所	27-8525	その他
機械器具	(株)三亥釜石支店	36-1333	諸工具類
建設資材	(株)イノウエ	23-6414	ガラス製品 その他
建設資材 理科・医科 機器・薬品 賃貸業	(有)岩興事務器	55-4526	看板・標識等 理化学機器 O A機器 等のリース
建設資材	岩手県沿岸生コンクリート(協)	23-5640	その他
建設資材 理科・医科 機器・薬品	(株)岩手ビルテック釜石店	55-4005	セメント コンクリート二次製品 加 工鋼材 木材 鋳鉄製品 道路資材 看板・標識等 仮設ハウス等 その他 道路保安用薬品
建設資材	釜石レミコン(株)	23-5640	その他
建設資材	看板一臣号美工社	23-5622	看板・標識等
建設資材	(有)菊池建築	23-5872	砂・砂利・砕石 セメント 木材 ガ ラス製品 仮設ハウス等 その他
建設資材	新日東鋼管(株)釜石営業所	25-0377	セメント 鋳鉄製品 プラスチック製 品
建設資材	(有)第一美工	24-3461	看板・標識等 その他
建設資材	日美画房	22-3734	看板・標識等
建設資材 理科・医科 機器・薬品	橋爪商事(株)釜石支店	55-6015	砂・砂利・砕石 セメント コンクリ ート二次製品 道路資材 看板・標識等 仮設ハウス等 工業用薬品 農業用薬 品 消毒用薬品 道路保安用薬品 各 種試薬
建設資材	フジワラ看板株式会社	25-1555	看板・標識等 標識案内板 その他
理科・医科 機器・薬品	カメイ(株)釜石支店	55-4019	工業用薬品 消毒用薬品 防疫用薬品 道路保安用薬品 その他
理科・医科 機器・薬品	田辺商事(株)釜石営業所	22-7201	道路保安用薬品
理科・医科 機器・薬品	(株)和田商店	26-6565	理化学用品 防疫用薬品 道路保安用薬品
機械器具 建設資材	(株)サンデー釜石店	23-2233	
建設資材	南洋建材(株)釜石営業所	25-2533	
建設資材	(有)丸岡銘木店	25-2511	

建設資材	森建設(有)	23-5681	
賃貸業	セントラル(株)釜石営業所	25-0134	
賃貸業	第一建設機械リース(株) 釜石営業所	28-4019	
賃貸業	日建リース工業(株)釜石営業所	28-1981	

3-19 感染症予防計画

3-19-1 防疫薬剤調達先

業者名	住所	電話番号	備考
カメイ(株)三陸支店釜石営業所	釜石市大渡町 1-7-15	55-4019	防疫用・消毒用薬品・工業用薬品
釜石清掃企業(株)	釜石市甲子町 10-419-5	23-7520	消毒用薬品
橋爪商事(株)釜石支店	釜石市大字平田 1-16-2	55-6015	消毒・工業・農業用薬品
(株)サワケン	釜石市港町 2-1-1	22-2441	工業・消毒用薬品
(株)メディセオ釜石支店	釜石市鈴子町 12-7	22-3222	消毒用・医療薬品
(有)みつわや本店	釜石市上中島町 1-1-37	23-8601	消毒用薬品
東北アルフレッサ株式会社釜石支店	釜石市大字平田 2-69-5	36-1088	消毒用薬品

令和5・6・7年度物品購入等競争入札参加者名簿より

3-20 廃棄物処理・障害物除去計画

3-20-1 し尿処理事業者一覧表

住 所	名 称	電 話
釜石市甲子町 10-419-5	釜石清掃企業(株)	23-7520

3-22 応急対策要員確保計画

3-22-1 応急対策要員確保可能業者一覧表

令和7年7月現在

会社名	住所	電話番号	会社名	住所	電話番号
(株)青紀土木	鵜住居町 6-20-1	55-5551	(有)大南	大字平田 3-61-96	36-1700
(株)及川工務店	新浜町 1-4-37	22-5511	(有)小笠原組	鵜住居町 3-29-9	28-3143
(株)小澤組	松原町 3-10-22	22-2541	釜石ガス工事(株)	鈴子町 147-5	22-5907
(株)カネナカ	甲子町 5-62-1	25-0500	(有)菊池建設	橋野町 32-13-1	57-2037
新光建設(株)	大字平田 3-61-22	26-5454	(有)佐々忠建設	新町 4-23	23-8102
(株)武山建設	唐丹町字川目 2-2	55-3036	(株)鈴陶釜石支店	甲子町 9-263-23	23-6903
日鉄テクノエンジニア(株) 東北支店	中妻町 3-9-25	23-5411	(株)だるま建設	両石町 4-87-6	27-5650
(株)山長建設	大只越町 1-2-15	22-3223	(株)東北水道工事	大字平田 2-20-1	26-7311
(株)山元	只越町 2-6-20	22-1805	(株)都南建設 釜石支店	千鳥町 2-1-5	25-2135
(株)S S 総建	桜木町 1-3-5	55-4793	佐野建設(株)	甲子町 4-1	59-2399
(株)二本松組	鵜住居町 4-300	28-3310	鈴木建設(株)	松原町 2-2-24	22-1716
(有)藤倉建設	栗林町 22-14-5	28-1752	東陸建設(株)	甲子町 4-163-1	59-2118
(有)藤原土木	栗林町 22-50-1	28-4176	(有)マルハ建設	鵜住居町 5-32-1	28-4053
(有)松本組	定内町 3-7-1	23-7353	三浦設備(株)	大字平田 2-64-8	26-5641
山崎建設(株)	松原町 1-7-2	22-3089	(株)元持	大町 1-2-6	22-2651
(有)荒屋組	箱崎町 11-8	28-3447	(株)八幡建設	両石町 4-26-12	23-6438
(株)石井建設	甲子町 10-759-1	23-2337	(株)四ッ家建設	両石町 4-56-4	55-4040
(有)石川住宅設備	小川町 4-3-28	23-3643			
エステック	上中島町 4-7-14	27-6211			

3-27 危険物施設等応急対策計画

3-27-1 釜石湾地域各社別貯油施設

事業所名	電話	設置場所	油貯蔵タンクの容量 (kl)				合計	備考
			重油	軽油	灯油	ガソリン		
岩手県オイルターミナル(株)	22-3921	大平町 4-1-4	974 2,978	4,106	5,856	4,847 645 1,153 2,971	23,530	釜石湾
カメイ(株)三陸支店 釜石営業所	22-4540	新浜町 1-2-38		50	72		122	釜石湾
合 計			3,952	4,156	5,928	9,616	23,652	

3-27-2 ガス施設の種別、所在地、名称、ガス供給区域一覧表

種別	区分	所在地	名称	電話	供給地域
N-13Aガス		釜石市鈴子町147番地5	釜石瓦斯(株)	釜石 22-3535	釜石市内

3-27-3 ガス施設の状況一覧表

種別	名称	釜石瓦斯(株)
製造能力		N-13Aガス 72,000 m ³ /日
原料ガス貯蔵基数		100kl×2基
気体状ガス貯蔵基数		1基
貯蔵能力		8,500 m ³
導管延長		163,028 m ³
供給戸数		8,182戸
供給量 (最大)		16,740 m ³ /日
(最小)		4,250 m ³ /日
供給ガス熱量		45MJ
保安技術者		6名

3-27-4 液化石油ガス基地の所在地・施設の状況等調

名称	所在地	電話	貯蔵能力
釜石瓦斯(株)	釜石市松原町3-1-19	22-3535	15 t × 2 基
ミライフ東日本(株) 釜石店	釜石市鶴住居町9-4-1	28-4211	15 t × 2 基
岩手県オイル ターミナル(株)	釜石市大平町4-1-4	22-3921	730 t × 2 基

3-28 海上災害応急対策計画

3-28-1 作業船舶一覧表

船名	トン数	長さ	巾	深さ	吃水	主機種類馬力×台数	推進機	速力 ノット	扱先	備考
五葉丸	173.00トン	32.25m	8.80m	3.89m	2.90m	ディーゼル1,550×2	プロペラ	12.00	海洋曳船(株) 24-3322	引船
富士丸	245.00トン	36.20m	9.80m	4.38m	3.20m	ディーゼル1,800×2	〃	12.00		引船
早池峰丸	184.00トン	33.20m	8.80m	3.80m	2.90m	ディーゼル1,550×2	〃	12.00		引船
昇龍	19.00トン	11.94m	5.47m	1.82m		ディーゼル500×2	〃		(株)山元 22-1805	押船
金剛	19.00トン	11.88m	5.47m	1.80m		ディーゼル420×2	〃			押船
翔洋	19.00トン	12.90m	5.50m	1.83m		ディーゼル500×2	〃			押船兼引船
第8長丸	19.00トン	14.00m	5.30m	1.84m		ディーゼル680×2	〃		(株)及川工務店 22-5511	引船
第15長丸	10.32トン	10.50m	3.40m	1.30m		ディーゼル120	〃	7.00		作業船
第28長丸	63.98トン	20.50m	5.20m	2.50m		ディーゼル720	〃	11.00		引船

3-28-2 巡視船等一覧表

船型船名	航行区域	船質	長×幅×深(m)	総トン数	備考
巡視船きたかみ 500トン型PM56	近海	鋼	72.0×10.0	650	釜石海上保安部 22-3820
巡視艇きじかぜ 20メートル型CL72	近海	鋼	19.60×4.50×2.30	26.0	

3-28-3 タンカーバージ一覧表

船名	トン数	長さ×巾×深さ(m)	吃水(m)	満載積載量 (タンク別, 及び合計)(kℓ)	備考
第2協同丸	57.62	22.23×4.45×2.32	—	(タンク別) (合計) 22. 34. 48. 104.	三陸興産(株) 22-3216

3-30 防災ヘリコプター等活動計画

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。

ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

3-30-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運航体制（第4条－第12条）
- 第3章 運航管理（第13条－第21条）
- 第4章 安全管理（第22条・第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 事故防止対策等（第26条－第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- （2）防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- （3）防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する消防安全課の職員をいう。
- （4）自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- （5）運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

（常駐基地）

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

（総括管理者）

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（防災航空隊）

第7条 消防安全課防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

（隊長等の任務）

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

（隊員の任務）

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相

互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 消火活動

(3) 救助活動

(4) 救急活動

(5) 災害予防活動

(6) 消防防災訓練活動

(7) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第4号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。

3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書(様式第6号)により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法等を明らかにした要領等を整備しなければならない。

4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。

5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員及び操縦士(以下「隊員等」という。)の教育訓練を実施するために必要な訓練計画等を定めるとともに、施設及び設備の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。

3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めたときは、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災へりに搭乗中、防災へりの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(様式第1号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（ 年度）

岩手県防災航空隊

項目 月	防 災 業 務 ・ 自 隊 訓 練			そ の 他			整 備 計 画	累 計 飛行時間	備 考
	内 容	飛 行 予定時間	飛 行 時間	内 容	飛 行 予定時間	飛 行 時間			
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								

(様式第2号)

岩手県防災ヘリコプター月間運航計画 (月)

岩手県防災航空隊

項目 日・曜	運航内容	飛行 予定時間	飛行区分	飛行場所 (市町村)	使用 離着陸場	申請手続 の有無	整備計画	累計 飛行時間	備考
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						
日 ()			1・2・3						

(注) 飛行区分は、1 防災義務、2 訓練、3 その他のうち、該当業務に○印をすること。

(様式第3号)

岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表 (年度)

機関名
職氏名
連絡先

1 使用日時

2 使用目的

3 使用場所

4 使用内容

一般行政活動・偵察訓練・物資輸送訓練・広報訓練・空中消火訓練・救助救出訓練・救急搬送訓練

5 場外離着陸場予定地

6 その他参考となる事項

(様式第4号)					
岩手県防災ヘリコプター使用申請書					
					第 号
					年 月 日
岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長 様					
申請者					(印)
(担当者 TEL)
岩手県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。					
記					
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分				
目的					
飛行経路					
使用の目的					
搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考
(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。					

(様式第5号)

岩手県防災ヘリコプター使用承認書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県防災ヘリコプターの
使用について下記により承認する。

記

1 使用日時

年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 目的

3 条件

- (1) 緊急運航を要する事態が生じた場合は、出動を中止又は中断する。
- (2) 当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合は、出動を中止又は中断する。
- (3) 業務の都合（機体整備点検等）により運航ができない場合は、使用を中止する。
- (4) 搭乗に当たっては、本承認書を防災航空隊長に掲示のこと。

(様式第6号)									
					飛 行 報 告 書				
運航管理責任者									
消防安全課防災航空担当課長 様									
					報告者				
年 月 日		年 月 日 () 天候							
業 務 内 容									
飛 行 経 路									
操 縦 士 名				整 備 士 名			
運 航 指 揮 者									
搭 乗 隊 員					
					
					
飛 行 時 間		出 発 時 間		時 分		実 飛 行 時 間		時 分	
		到 着 時 間		時 分		使 用 燃 料		ℓ	
No.	搭 乗 者 氏 名		No.	搭 乗 者 氏 名		搭 載 物 資 品 名		個 数	重 量 (kg)
1			5						
2			6						
3			7						
4			8						

3-30-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という）報告するとともに、状況に応じて岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、消火基地等の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報(様式第2号)により運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。

3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第3号)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他 特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがある場合と認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他 特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故で、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他 特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要

があると思われる場合
エ その他 特に防災ヘリによる救急活動が有効と思われる場合

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関		発信者		TEL	
				FAX	
要請日時	年 月 日 ()		時	分要請	
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:)				
	2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 その他:)				
	3 救 助 (山岳―搜索・救助 水難―搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:)				
	4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)				
発生場所	市 町 村 (世界測地系座標) N E				
気象状況	天候	視程	(風向)	(風速)	(気温)
災害の状況	<u>発生日時:</u> 年 月 日 時 分頃				
要救助者情報	ふりがな 氏名	生年月日			
		(男 ・ 女) 年 月 日生 (歳)			
	住所	携帯電話			
	特徴				
現場指揮者	職・氏名	連絡方法	携帯電話等		
			無 線 コールサイン (主運用波 、 統制波 1・2・3 、 防災相互波)		
離着陸場-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油				
	⑦その他:				
	(世界測地系座標) N E 無線コールサイン (主運用波 、 統制波 1・2・3 、 防災相互波)				
離着陸場-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油				
	⑦その他:				
	(世界測地系座標) N E 無線コールサイン (主運用波 、 統制波 1・2・3 、 防災相互波)				

その他	応援に要する資機材の品目及び数量
	特記事項

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	
使用無線	無線 CH (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波) コールサイン
到着予定時間	年 月 日 () 時 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 時間 分間
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	年 月 日 () 時 分
受信者	

岩手県防災航空センター： TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp
 公用携帯電話：隊長 090-6853-4083、副隊長 090-6853-4090、副隊長 090-6853-4073

災 害 等 即 報

年 月 日

運航管理責任者 様

報告者

記

活動種別	1. 災害対策() 2. 火災() 3. 救助() 4. 救急() 5. その他()
要請市町村等	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
要請日時	年 月 日 () 時 分
活動日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
発生場所	
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要) (活動内容) (活動範囲)
搬送人員	
その他 参考事項	
現場出動人員	

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領別紙「岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準」2(4)アの岩手県防災ヘリコプターが交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う場合の具体的な基準は、次のとおりとする。

(交通遠隔地)

1 交通遠隔地とは、おおむね別図のヘリコプターの有効範囲内の地域とする。

(傷病者)

2 緊急に搬送を行う必要がある傷病者とは、次の傷病原因に該当する者とする。

(1) 自動車事故

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ア 自動車から放り出された事故 | オ 車内がおおむね30cm以上つぶれた事故 |
| イ 同乗者が死亡した事故 | カ 歩行者若しくは自転車が自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故 |
| ウ 自動車が横転し、又は転覆した事故 | キ その他これらに準ずる事故 |
| エ 車体がおおむね50cm以上つぶれた事故 | |

(2) オートバイ事故

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ア おおむね時速35km以上で衝突した事故 | ウ その他これらに準ずる事故 |
| イ オートバイから放り出された事故 | |

(3) 転落事故

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| ア 高所からの転落事故 | イ 山間部における滑落事故 | ウ その他これらに準ずる事故 |
|-------------|---------------|----------------|

(4) 窒息事故

- | | | |
|--------|----------|----------------|
| ア 溺水事故 | イ 生き埋め事故 | ウ その他これらに準ずる事故 |
|--------|----------|----------------|

(5) 列車事故

(6) 航空機事故

(7) 傷害事件

- | | | |
|--------|--------|----------------|
| ア 発砲事件 | イ 刺傷事件 | ウ その他これらに準ずる事件 |
|--------|--------|----------------|

(8) 重症が疑われる中毒事件

(9) 重症が疑われる疾病

(傷病者の観察判断基準)

3 緊急に搬送を行う必要がある傷病者の観察判断基準は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の状態 (バイタルサイン)

- | | |
|---|----------------|
| ア 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する (ジャパンコーマスケールで30以上)。 | エ 呼吸障害がある。 |
| イ 全く脈がない、又は脈拍が弱い。 | オ その他これらに準ずる状態 |
| ウ 呼吸が停止している、又は呼吸が弱い。 | |

(2) 外傷

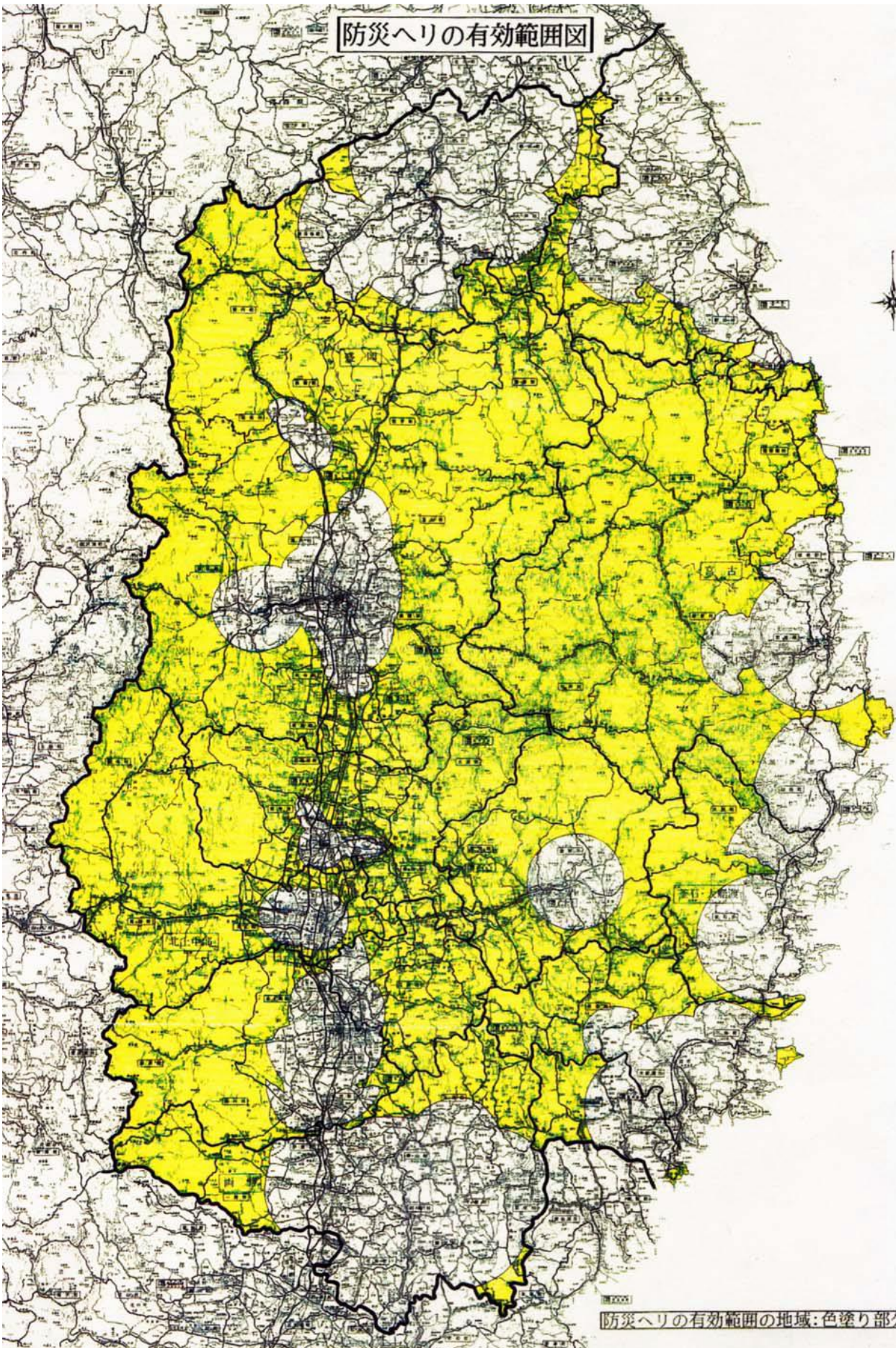
- | |
|------------------------------------|
| ア 頭部、頸部、軀幹又は肘若しくは膝より近位の四肢の外傷性出血 |
| イ 2箇所以上の四肢の変形又は四肢 (手指及び足趾を含む。) の切断 |
| ウ 麻痺を伴う四肢の外傷 |
| エ 熱傷 |
| (ア) 体のおおむね3分の1を超える熱傷 |
| (イ) 気道熱傷 |
| (ウ) その他これらに準ずる熱傷 |
| オ 意識障害を伴う電撃傷 (雷又は電線による感電事故) |
| カ 意識障害を伴う外傷 |
| キ その他これらに準ずる外傷 |

(3) 疾病

- | | |
|------------------------|----------------|
| ア けいれん発作 | エ 強い痛み |
| イ 不穏状態 (意識障害等により暴れる状態) | オ その他これらに準ずる疾病 |
| ウ 四肢の麻痺 | |

(4) その他緊急性があるもの

防災への有効範囲図



防災への有効範囲の地域:色塗り部分

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1 災害復興住宅資金 住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）第13条第1項第5号

貸付対象	貸付金額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合</p> <p>(3) 土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地を取得する場合</p>	<p>1 建設資金 1,650万円</p> <p>2 整地資金 440万円</p> <p>3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間 耐火構造 35年以内 準耐火構造 35年以内 木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明を受けた場合</p> <p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>	<p>1 新築購入資金 2,620万円</p> <p>2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,620万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円</p> <p>※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造 35年以内 準耐火構造 35年以内 木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金</p>	<p>1 補修資金</p>	<p>1 据置期間</p>

(1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり 災証明書の交付を受けた場合	730 万円	1 年以内（返済期間は延長 しない。） 2 返済期間 20 年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均 等返済
(2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転す る場合	2 引方移転資金 440 万円	
(3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地す る場合	3 整地資金 440 万円 ※ 2 と 3 をあわせて融資 する場合は、合計で 440 万円が限度	

4-2-2 生活福祉資金 生活福祉資金の貸付けについて（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）による。

貸付対象	貸付金額	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高 齢者世帯のうち、他からの融資 を受けることのできない世帯	1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 6 月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 利子 保証人有り 無利子 保証人なし 年 1.5% 4 保証人 原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦（た だし、繰上償還可能） 6 申込方法 官公署が発行する被災証明を添付し民 生委員を通じ、市社会福祉協議会へ申し込 む。

4-2-3 災害援護資金 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害によ り、家屋等に被害を受けた世帯 で世帯の前年の年間所得が 1 人世帯 220 万円以内 2 人世帯 430 万円以内 3 人世帯 620 万円以内 4 人世帯 730 万円以内 5 人以上の世帯については、1 人増すごとに 730 万円に 30 万円 を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅 失した場合にあっては、1,270 万 円以内	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の 1 ヶ月以上の 負傷 150 万円 2 住居の全壊 250 万円 3 住居の半壊 170 万円 4 家財の 3 分の 1 以上の 損害 150 万円 5 重複被害 (1)=1+2 350 万円 (2)=1+3 270 万円 (3)=1+4 250 万円 6 住居全体の滅失若し くは流失 350 万 円	1 据置期間 3 年（特別場合 5 年） 2 償還期間 10 年（据置期間を含む） 3 貸付利率 年 3%（据置期間中は無利 子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年 10.75%

1-5 地震、津波の被害想定

5-5-1 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）

岩手県では、県沿岸域について、平成15～16年に津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査を実施し、物的被害及び人的被害の想定をしており、その概要はつぎのとおりである。

第1 津波の被害想定

1 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとされた。

パラメータ		明治三陸 地震津波	昭和三陸 地震津波	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域A1	領域A2	領域B
断層の 原点	北緯（°）	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経（°）	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ（km）	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード （モーメントマグニチュード）		8 1/2*	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

2 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行っている。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理している。

3 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出している。

4 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出している。

5 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定している。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出している。

6 ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出している。

第2 想定結果

釜石市域の各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目	想定津波			
		明治三陸津波	昭和三陸津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高 第1波最短到達時間	20.6m (唐丹 小白浜・片岸) およそ30分後 (佐須)	14.4m (唐丹 小白浜・片岸) およそ36分後 (尾崎白浜)	10.2m (唐丹 小白浜・片岸) およそ25分後 (佐須)
2 建物被害	床上(全壊) 床上(半壊) 床上(軽微) 床下浸水	820～1,860 棟 760～ 880 棟 310～ 320 棟 240～ 260 棟	200～840 棟 110～750 棟 140～550 棟 200～270 棟	260～900 棟 580～880 棟 370～510 棟 290～350 棟
3 人的被害	死者数 重傷者数 中等傷者数	50～300 人 30～180 人 70～430 人	0～40 人 0～30 人 0～70 人	50～270 人 20～150 人 40～360 人
4 道路被害	使用困難道路延長 緊急輸送道路浸水地区数	20.5～24.2 km 5～6 地区	12.9～24.1 km 3～5 地区	15.5～18.5 km 4～5 地区
5 ライフライン被害	上水道浄水場 上水道ポンプ場 下水処理場 浸水するライフライン拠点数 ガス貯蔵施設 変電所 電話交換施設	0 箇所 0 箇所 1～4 箇所 1 箇所 0 箇所 1 箇所	0 箇所 0 箇所 1～2 箇所 1 箇所 0 箇所 0～1 箇所	0 箇所 0 箇所 1～3 箇所 1 箇所 0 箇所 1 箇所

- 本調査結果は釜石市域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示している。
- 避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

第3 地震災害の被害想定

1 想定地震の想定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとされた。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震		
		領域A1	領域A2	領域B
断層の原点	北緯(°)	38.41	38.20	38.95
	東経(°)	142.49	142.39	143.52
	深さ(km)	26	26	14
断層の長さ(km)		36	40	133
断層の幅(km)		64	36	49
断層の走向(°)		200	200	205
断層の傾斜(°)		21	21	12

2 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行っている。

(1) 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価している。

(2) 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均S波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定している。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めている。

3 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価している。

4 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調書報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算定している。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出している。

5 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出している。

6 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示している。

7 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価している。

8 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出している。

9 ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出している。

第4 想定結果

釜石地域の想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	市域の最大震度	5強	
建物被害	木造全壊棟数	12 棟	
	RC造大破棟数	1 棟	
	S造全壊棟数	2 棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	0 人	1 人
	重傷者数	8 人	7 人
	軽傷者数	174 人	152 人
道路被害	橋梁被災危険度 B	0 箇所	
	橋梁被災危険度 C	1 箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	0 箇所	
地震火災		0 件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		22 箇所	18 箇所

2-14 津波災害予防計画

6-14-1 釜石市災害危険区域に関する条例

平成 24 年 12 月 21 日

釜石市条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波と同じ規模の津波（以下「想定津波」という。）が再来した場合に浸水が想定される区域における住まいの安全確保を図るとともに、災禍に対する安全な都市形成を後世に継承するという責務に鑑み、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定等)

第 2 条 市長は、次に掲げる区域を法第 39 条第 1 項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）に指定する。

(1) 第 1 種区域 想定津波が発生した場合、防潮堤など津波を防ぐことを目的として整備される施設（以下「防浪施設」という。）の整備後も浸水が想定されるため、住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅等居住の用に供する建築物（以下「居住の用に供する建築物」という。）の建築を禁止する区域

(2) 第 2 種区域 想定津波が発生した場合、防浪施設の整備後も浸水が想定される区域であるが、避難施設の整備など安全が担保されたうえで土地利用の観点から居住の用に供する建築物の建築を許容する区域

2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。当該指定を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

3 災害危険区域の指定、変更又は廃止は、前項の告示により効力を生ずる。

(居住の用に供する建築物の制限)

第 3 条 第 1 種区域においては、居住の用に供する建築物を建築してはならない。

2 第 2 種区域においては、市長が別に定める構造等の基準を満たす場合を除き、居住の用に供する建築物を建築してはならない。

3 市長は、前項の基準を定めるときは、その旨を告示しなければならない。当該基準を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(居住の用に供する建築物の敷地が区域の内外にわたる場合の措置)

第 4 条 居住の用に供する建築物の敷地が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の全部について、災害危険区域内にあるものとみなして、前条第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

2 居住の用に供する建築物の敷地が第 1 種区域及び第 2 種区域にわたる場合においては、当該建築物の全部について、第 1 種区域にあるものとみなして、前条第 1 項の規定を適用する。

(学校等の建築の制限)

第 5 条 次の用途に供する建築物を建築しようとする者は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定を尊重するよう努めなければならない。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校

(2) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所

(3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する社会福祉事業を行う施設

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6-14-2 釜石市災害危険区域に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 11 日
規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釜石市災害危険区域に関する条例（平成 24 年釜石市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 標高 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 10 条第 1 項第 1 号に規定する永久標識である 1 等水準点を基準として算定する高さをいう。
- (3) 区域 1 条例第 3 条第 2 項に規定する第 2 種区域（以下「第 2 種区域」という。）で、条例第 1 条に規定する想定津波が発生した場合に想定される浸水深（以下「浸水深」という。）が 0 メートルを超え、0.5 メートル以下の区域をいう。
- (4) 区域 2 第 2 種区域で、浸水深が 0.5 メートルを超え、2.0 メートル未満の区域をいう。

(平 30 規則 2・一部改正)

(災害危険区域の指定の告示)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規定による災害危険区域の指定及び変更の告示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 災害危険区域の指定区域の町及び字の名称
- (2) 災害危険区域の指定区域を明らかにした図面
- (3) 関係図書の縦覧場所

(構造等の基準)

第 4 条 第 2 種区域において住宅を建築する場合においては、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 住宅の床面の高さ及び基礎の上端の高さが第 3 条第 2 号の図面に示す基準面（以下「基準面」という。）の標高よりも高いこと。
- (2) 住宅の壁及び柱等の主要構造部で、基準面の標高より低い部分を、次の表に定める構造とすること。

種別	構造
区域 1	木造以外
区域 2	木造以外、居住室（居間、茶の間、寝室、食事室など居住用の室をいう。）以外

(平 30 規則 2・一部改正)

(地階に対する制限)

第 5 条 第 2 種区域においては、原則として地階を有する住宅を建築してはならない。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 16 日規則第 2 号)

この規則は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。

6-14-3 災害危険区域の指定

■災害危険区域に指定した区域

地区	種別	種別の区分	区域
東部地区	第1種 区域	—	釜石市港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、只越町一丁目の一部、浜町一丁目の一部、浜町二丁目の一部、東前町の一部、新浜町一丁目の一部、新浜町二丁目の一部、大字釜石第一地割の一部
室浜地区			釜石市片岸町第10地割の一部
根浜地区			釜石市鶴住居町第20地割の一部、鶴住居町第21地割の一部、鶴住居町第22地割の一部
箱崎地区			釜石市箱崎町第7地割の一部、箱崎町第8地割の一部、箱崎町第9地割の一部、箱崎町第10地割の一部
仮宿地区			釜石市箱崎町第4地割の一部
箱崎白浜地区			釜石市箱崎町第1地割の一部、箱崎町第2地割の一部、箱崎町第3地割の一部
桑ノ浜地区			釜石市箱崎町第13地割の一部
両石地区			釜石市両石町第1地割の一部、両石町第2地割の一部、両石町第3地割の一部
嬉石松原地区			釜石市嬉石町2丁目の一部、釜石市松原町3丁目の一部
平田地区			釜石市大字平田第3地割の一部、大字平田第6地割の一部
尾崎白浜地区			釜石市大字平田第7地割の一部、大字平田第8地割の一部
佐須地区			釜石市大字平田第9地割の一部
荒川地区			釜石市唐丹町字下荒川の一部、唐丹町字荒川の一部、唐丹町字上荒川の一部
本郷地区			釜石市唐丹町字大曾根の一部、唐丹町字本郷の一部、唐丹町字桜峠の一部
小白浜地区			釜石市唐丹町字小白浜の一部
唐丹片岸地区			釜石市唐丹町字片岸の一部、唐丹町字川目の一部
花露辺地区	釜石市唐丹町字花露辺の一部		
大石地区	釜石市唐丹町字屋形の一部、唐丹町字大石の一部、唐丹町字向の一部		
東部地区	第2種 区域	区域1 (浸水深0m超 ～0.5m以下)	釜石市大渡町一丁目の一部、大町一丁目の一部、大町二丁目、大町三丁目の一部、只越町一丁目の一部、只越町二丁目の一部、只越町三丁目の一部、浜町一丁目の一部、浜町二丁目の一部、浜町三丁目の一部、東前町の一部
平田埋立地 地区		区域2 (浸水深0.5m超 ～2.0m未満)	釜石市大字平田第3地割の一部

6-14-4 津波被災地域における土地利用に関するガイドライン

0 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、法規制を課すものではなく土地利用に際しての考え方を示したものである。

従って、本ガイドラインには法的効力はなく、必要な法規制については別途条例などにより制度化を行うものであるが、東日本大震災の悲劇を繰り返さないため、本ガイドラインの趣旨をご理解いただいた土地利用をお願いしたい。

1 目的

東日本大震災の津波被害を受けた地域において、復興まちづくりを進めるに際し、防災面に関する十分な検討は当然必要なことである。一方、将来にわたって住み続ける観点においては、都市機能の充実や利便性の確保、そして経済的な観点からなど持続可能性の高いまちづくりを実現しなければならない。

このため、防潮堤や防波堤など防浪施設の整備が行われた後も東日本大震災による津波が再来した場合に浸水が想定される区域（以下「津波想定区域」）の具体的な土地利用を定め、安全かつ持続可能なまちづくりの円滑化・促進を図ることを目的とする。

2 基本的事項

- ① 想定する災害は東日本大震災による津波と同等規模のものとする。
- ② 防浪機能を有する施設の地震や津波による破壊は想定しない。
- ③ 津波想定区域における避難方法は確立されていることを前提とする。

3 施設種別による考え方

① 住居系施設（居住の用に供する建築物を指す）

住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅などの住居は、住民の生命・財産と同等に捉え、最大限に津波に対する安全を配慮する施設として、高台移転など津波想定区域外に宅地を整備し建築することを基本とする。ただし、市街地などにおいて、その機能を確保する十分な移転地が確保できない場合や造成工事等に伴う地区経済の停滞が地区の存亡に大きく影響する場合は、「津波で破壊されない構造とすること」、「浸水深より低い位置には居室を設けないこと」など構造的な制限を付したうえで建築を許容する。

② 市庁舎、出張所

住居系施設と同様に津波想定区域外に整備することを基本とするが、住民サービスの観点から住宅地が津波想定区域内に整備される場合は、構造的配慮と浸水深の低いエリアを選択するなどした上で同区域内への建築も許容する。なお、浸水想定区域内に整備する場合は、避難ビルとしての機能も併せて検討する。

③ 集会所、公民館

住居系施設と同様に津波想定区域外に整備することを基本とするが、住民利用の観点から住宅地が津波想定区域内に整備される場合は、構造的配慮と浸水深の低いエリアを選択するなどした上で同区域内への建築も許容する。なお、2次避難場所として指定する場合は、津波浸水区域への整備は不可とする。

④ 病院、福祉施設

住居系施設と同様に津波想定区域外に整備することを基本とするが、住民利用の観点から住宅地が津波想定区域内に整備される場合は、構造的配慮と浸水深の低いエリアを選択するなどした上で同区域内への建築も許容する。なお、付近の避難施設の規模については、施設利用者の避難も考慮

した設計とする。

⑤ 学校（幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校）

浸水想定区域への整備は不可とする。また、絶対的な安全性の確保を目的として、校舎や通学路の検討に際しては防浪施設の破壊を前提として検討を行うことが望ましい。

⑥ 事務所、工場等

津波浸水区域を避けることが望ましいが、経営の効率性や施設機能としての位置の必然性を考慮し、同区域内への整備も許容する。ただし、燃料や薬品など危険な物品の保管については十分な配慮が必要である。

4 津波想定区域における浸水深と土地利用の考え方

① 津波想定区域において、その浸水深が2 m以上となる区域

- ・住居系施設、市役所、出張所、集会所、公民館、病院、福祉施設、学校の整備は不可とする。
- ・事業所、工場等の整備は避けることが望ましいが、経営の効率性や施設機能としての位置の必然性を考慮し同区域内での整備も可とする。ただし、燃料や薬品など危険な物品の保管については十分な配慮が必要である。

② 津波想定区域内において、その浸水深が2 m未満となる区域

- ・住居系施設、市役所、出張所、集会所、公民館、病院、福祉施設の整備については、基本的に不可とするが、市街地などにおいて、その機能を確保する十分な移転地が確保できない場合や造成工事等に伴う地区経済の停滞が地区の存亡に大きく影響する場合は「津波で破壊されない構造とすること」、「浸水深より低い位置には居室を設けないこと」など構造的な制限を付したうえで建築を許容する。
- ・学校等の整備は不可とする。
- ・事業所、工場等の整備は避けることが望ましいが、経営の効率性や施設機能としての位置の必然性を考慮し同区域内での整備も可とする。ただし、燃料や薬品など危険な物品の保管については十分な配慮が必要である。

③ 津波想定区域外

- ・全ての施設について制限しない。ただし、学校等の整備に際しては、絶対的な安全性の確保を目的として、校舎や通学路の検討に際しては防浪施設の破壊を前提として検討を行うことが望ましい。

5 浸水想定区域の設定

ガイドラインの公表当初、浸水想定区域を設定するにあたっては、現在計画されている防潮堤や高台移転に伴う住宅団地などの整備を前提としているが、防浪施設の計画見直し、造成形状の変化など以降の土地状況に応じて、浸水想定区域を見直すこととする。

ただし、東日本大震災の悲劇を繰り返さないため、浸水想定区域での土地利用の考え方については、未来永劫継承していくこととする。

6-14-5 浸水深に応じた建物誘導の考え方

(防潮堤整備を前提とした既往最大津波浸水に対して)

施設及び 土地利用	想定浸水深			防浪施設 の外 (海側)	考慮すべき事項
	浸水 なし	2 m 以下	2 m 超		
市庁舎、出張所	○	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まることから基本的には浸水しない区域に整備 ・都市機能としての適正な配置にあるべきもの ・△に整備する場合は、津波対策を講じていることが明確な建物（ピロティ形式）や、津波に耐えられる構造（RCなど）で、浸水しない高さに避難場所を整備する
集会所 (2次避難場所)	○	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内住居が基本的に浸水しない場所に整備されるため、集会所も浸水しない場所に整備 ・△に整備する場合は、住宅エリアが浸水を許容する地区にある場合で住宅の構造等基準に準拠し整備 ・想定外を想定し、より安全な場所へ移動できる手段も必ず考慮する
学 校	○	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの安全と地域の避難拠点となることを考慮し、浸水しない場所に整備 ・子供を迎えに来て被災されたケースもあった ・想定外を想定し、より安全な場所へ移動避難できる手段も必ず考慮する
病院、福祉施設等	○	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まることから基本的には浸水しない区域に整備 ・都市機能としての適正な配置にあるべきもの ・△に整備する場合は、地震や津波に耐えられる構造（RCなど）とし、浸水しない高さにベッドなど滞在設備及び避難場所を整備
住 宅	○	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には浸水しない場所に整備 ・△に整備する場合は、市中心部で土地利用の制限が困難な地域において、津波による浸水から守られる構造等（基礎の高さ、柱の構造）の基準を満たす場合に限り許容する。（基準を別に定める） ・公営住宅は、浸水対策が講じられてことが明確に示される構造、機能とする（低層部のピロティ形式、屋上避難施設）
事業所、工場等	○	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路が確立されていれば、施設整備位置における浸水深は考慮しないが、防浪施設より陸側に整備することが望ましい

○：設置可能区域

△：一定の条件を考慮した上で設置可能区域

×：原則として設置してはならない区域

釜石市地域防災計画 資料編

昭和 44 年 2 月 17 日 発行

令和 7 年 11 月 26 日 改版

編集発行 釜石市防災会議

(事務局：釜石市危機管理監防災危機管理課)

〒026-8686

岩手県釜石市只越町三丁目 9 番 13 号

電話 (0193) 22-2111 (代表)

(0193) 27-8441 (直通)